外国人集住都市会議　東京 2014
報告書



多文化共生社会をめざして

～すべての人が互いに尊重し、支え合う地域社会をめざして～

と き　11月10日
ところ　砂防会館　東京都千代田区

主催　外国人集住都市会議
後援　多文化共生推進協議会

目　　次

■外国人集住都市会議東京 2014 プログラム及びプロフィール
外国人集住都市会議東京 2014 プログラム…… 3
外国人集住都市会議会員都市首長プロフィール…… 4
外国人集住都市会議アドバイザープロフィール及び第Ⅱ部登壇者プロフィール…… 7
第Ⅰ部府省庁登壇者名…… 8

■開会行事
座長あいさつ……11
来賓祝辞……13

■第Ⅰ部（ブロック提言及び首長報告並びに府省庁からの回答）
三重・滋賀・岡山ブロック　「地域における雇用の安定と日本語の習得について」
……19
長野・岐阜・愛知ブロック　「義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について」
……51
群馬・静岡ブロック　「多文化共生社会における防災のあり方」
……83

■第Ⅱ部（政府関係者等との討論）……115
テーマ　日本の人口減少時代における多文化共生政策

■外国人集住都市会議の新たなあり方について…… 137

■ながはま宣言 …… 141

■閉　会 …… 147

□資料編
ながはま宣言……153
外国人集住都市会議　新たなあり方について……154
当日配布資料……157
府省庁資料……219
外国人集住都市会議の概要……271
外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ……275
外国人集住都市会議東京 2014 パネル展出展一覧 ……279
各都市データ調……283

■外国人集住都市会議東京 2014

プログラム及びプロフィール

外国人集住都市会議プログラム

時　間	内　容
11:00	**開場・受付開始**
11:45	**開会・座長あいさつ（長浜市長）** **来賓紹介、祝電披露** 総合司会：池上　重弘 （静岡文化芸術大学教授）
12:00	**第Ⅰ部　ブロック提言及び首長報告並びに府省庁報告** **◎三重・滋賀・岡山ブロック** コーディネーター：井口　泰 （関西学院大学教授） テーマ　外国人住民とともに構築する地域コミュニティ 「地域における雇用の安定と日本語の習得について」 登壇者　三重・滋賀・岡山ブロック内首長 厚生労働省・文化庁・法務省
13:20	**休　憩**
13:30	**第Ⅰ部　ブロック提言及び首長報告並びに府省庁報告** **◎長野・岐阜・愛知ブロック** コーディネーター：池上　重弘 （静岡文化芸術大学教授） テーマ　外国人の子どもの教育について 「義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について」 登壇者　長野・岐阜・愛知ブロック内首長 厚生労働省・文部科学省 **◎群馬・静岡ブロック** コーディネーター：山脇　啓造 （明治大学教授） テーマ　多文化共生社会における防災のあり方 「共に助け合える地域づくりに向けて」 登壇者　群馬・静岡ブロック内首長 総務省・厚生労働省・法務省・内閣府・外務省
16:10	**休　憩**
16:20	**第Ⅱ部　政府関係者等との討論** **日本の人口減少時代における多文化共生政策** コーディネーター：山脇　啓造 （明治大学教授） 衆議院議員 法務副大臣兼内閣府副大臣 葉梨　康弘 氏 株式会社東芝副会長 佐々木　則夫 氏 浜松市長 鈴木　康友 長浜市長 藤井　勇治
17:10	**外国人集住都市会議の新たなあり方について（浜松市長）**
17:15	**ながはま宣言（長浜市長）**
17:20	**閉　会**

同時開催

11:00 ～ 17:20　**多文化共生をめざして活動する国際交流団体等パネル展**

外国人集住都市会議　会員都市首長プロフィール

凡　例

都市名

氏　　名　ふりがな【生年月日】

経　歴

多文化共生社会実現のために必要と考えること、取り組み・方針など。



群馬県伊勢崎市

五十嵐　清隆　いがらし　きよたか【1952年9月22日生】

前　職	群馬県議会議員
就任年	2009年1月
当選回数	2期目

伊勢崎市は、群馬県内で最も多くの外国人住民が暮らしています。住民同士の連携や相互理解を推進し、地域の一員である外国人住民とともに全市民による安心・安全なまちづくりに努めてまいります。



群馬県太田市

清水　聖義　しみず　まさよし【1941年12月7日生】

前　職	群馬県議会議員
就任年	2005年4月(旧太田市長　1995年～2005年)
当選回数	3期目(旧太田市長　3期)

地域における多文化共生を進めていくにあたり、地域・企業・行政が協働し、文化や価値観などの多様性を活かし、国籍を問わずすべての住民が笑顔で暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。



群馬県大泉町

村山　俊明　むらやま　としあき【1962年7月25日生】

前　職	大泉町議会議員
就任年	2013年5月
当選回数	1期目

総人口の約15％を外国人が占める大泉町では、全ての住民が安全に暮らすために、正しい情報を正しく伝えることを多文化共生の基本とし、特に災害時に支援活動を行う外国人や通訳ボランティアの育成にも取り組んでいます。



長野県上田市

母袋　創一　もたい　そういち【1952年7月6日生】

前　職	長野県議会議員
就任年	2006年4月(旧上田市長、2002年～2006年)
当選回数	3期目(旧上田市長、1期)

外国人住民の減少により、南米系住民のコミュニティー活動が停滞するなどの課題が出てきています。きめ細かな支援を通じてコミュニティー活動を充実させ、外国人住民の主体的な活動を促していきます。



長野県飯田市

牧野　光朗　まきの　みつお【1961年8月16日生】

前　職	日本政策投資銀行
就任年	2004年10月
当選回数	3期目

リニア中央新幹線の開通を見据えた飯田・南信州の将来像「小さな世界都市」を実現するために、市民・関係団体・事業所等との協働による取組を通じ、多様性を活かした多文化共生の地域づくりをめざします。



岐阜県大垣市

小川　敏　おがわ　びん【1950年11月15日生】

前　職	会社役員
就任年	2001年4月
当選回数	4期目

子育て日本一を標榜する大垣市では、外国人の子どもたちがしっかりとした日本語と学力を身につけ、将来自立した生活を送ることができるようになることが、多文化共生の将来像ととらえ、教育支援の充実に努めます。



岐阜県美濃加茂市

藤井　浩人　ふじい　ひろと【1984年7月25日生】

前　職	美濃加茂市議会議員
就任年	2013年6月
当選回数	1期目

美濃加茂市では、日本人や外国人、障がいのある方などあらゆる立場の人が交流し、「共にあること」を目指して、今年６月に「One“M”宣言」を行い、記念イベントとしてサッカー大会を開催しました。今後も「共生のまちづくり」を推進します。



静岡県浜松市

鈴木　康友　すずき　やすとも【1957年8月23日生】

前　職	衆議院議員
就任年	2007年5月
当選回数	2期目

異なる文化を持つ市民の間での対話や交流を通じ、相互理解と尊重を進めるための取組みを続けています。外国人市民の持つ多様性をまちづくりに生かし、創造と成長を続ける多文化共生都市を目指します。



静岡県富士市

小長井　義正　こながい　よしまさ【1955年7月30日生】

前　職	富士市議会議員
就任年	2014年1月
当選回数	1期目

「心通い合う多文化共生のまち　ふじ」を目標に、外国人市民と日本人市民の交流事業や日本語教室などの施策に取り組んでいます。地域における必要性を把握し、多様性を生かした魅力あるまちづくりを進めていきます。

外国人集住都市会議　会員都市首長プロフィール



静岡県磐田市

渡部　修（わたなべ　おさむ）【1951年4月16日生】

前　職	磐田市議会議員
就任年	2009年4月
当選回数	2期目

磐田市では、「第２次多文化共生推進プラン」に基づき、「互いのちがいを認め合う　多文化共生のまちづくり」を進めています。外国人市民と日本人市民が顔の見える関係を築き、誰もが安心して暮らすことのできる社会を目指します。



静岡県掛川市

松井　三郎（まつい　さぶろう）【1946年10月6日生】

前　職	静岡県議会議員
就任年	2009年4月
当選回数	2期目

掛川市は総人口の約3%が外国人市民で、そのおよそ半数に永住資格があります。市が目指す「協働のまちづくり」に多文化共生の視点を取り入れ、風格ある人づくり、誰もが住みたくなるまちづくりをしていきます。



静岡県袋井市

原田　英之（はらだ　ひでゆき）【1943年1月12日生】

前　職	静岡県健康福祉部長
就任年	2005年4月（旧袋井市長、2001年～2005年）
当選回数	3期目（旧袋井市、2期）

袋井市では、総人口の約3.5％の外国人の方が在住しております。文化や言葉の壁を越え、外国人の皆さんが持つ多様性を活かすために、市民と行政とが一丸となり多文化共生社会の実現に向け取り組んでまいります。



静岡県湖西市

三上　元（みかみ　はじめ）【1945年1月5日生】

前　職	(株)船井総合研究所取締役
就任年	2004年12月
当選回数	3期目

湖西市のますますの発展と魅力を高めるために、地域が直面する生活、教育、就労などの課題解決に、行政はもとより様々な多文化共生の担い手が連携を深めながら取組み、国籍や文化の違いを乗り越えて、地域を支える一員として共にいきる明日のまちを目指します。



静岡県菊川市

太田　順一（おおた　じゅんいち）【1950年4月28日生】

前　職	菊川町議会議員
就任年	2005年1月から現職（旧菊川町長1998年～2005年）
当選回数	3期目（旧菊川町2期）

「多文化共生の相互理解の推進」、「暮らしやすい環境づくり」、「教育環境の充実」の３つを柱に、外国人との共生の地域づくりを推進し、市民の誰もが幸せで安心して暮らせる地域社会「笑顔がうまれるまち」の実現を目指します。



愛知県豊橋市

佐原　光一（さはら　こういち）【1953年11月10日生】

前　職	国土交通省中部地方整備局副局長
就任年	2008年11月
当選回数	2期目

ブラジル人が減少する一方で、フィリピン人などアジア系諸国の外国人市民が増加している状況を踏まえ、今年３月に「多文化共生推進計画」を改訂し、外国人市民の多様化に伴う取組みを進めています。



愛知県豊田市

太田　稔彦（おおた　としひこ）【1954年4月30日生】

前　職	豊田市総合企画部長
就任年	2012年2月
当選回数	1期目

『ミライのフツーを目指そう』をキャッチフレーズに、市民力・地域力・企業力・行政力の共働によるまちづくりに取り組む中で、日本人も外国人も安心して快適に住み続けることのできる豊田市を目指しています。



愛知県小牧市

山下　史守朗（やました　しずお）【1975年7月6日生】

前　職	愛知県議会議員
就任年	2011年2月
当選回数	1期目

本年は小牧市国際交流協会が設立20周年を迎えます。20周年をきっかけとし、日本人市民と外国人市民が相互に理解が深まるよう、地域・企業・行政が一体となった事業を展開し、さらなる多文化共生社会の推進を目指していきます。



三重県津市

前葉　泰幸（まえば　やすゆき）【1962年4月7日生】

前　職	デクシア銀行東京支店副支店長
就任年	2011年4月
当選回数	1期目

少子高齢化による人口構造の変化は、地域コミュニティにも例外なく影響を及ぼし始めています。地域社会の活力を維持するためにも、在住外国人住民とともに互いの文化の違いを認め合い、誰もが能力を発揮できるような多文化共生社会を築きます。



三重県四日市市

田中　俊行（たなか　としゆき）【1951年10月27日生】

前　職	三重県議会議員
就任年	2008年12月
当選回数	2期目

住民同士による“共助”の大切さが理解できるよう、災害への意識の向上と相互扶助を学ぶ防災セミナーや日常的にふれあう交流事業等を実施しています。誰もが地域で対等な構成員となり、共に支え合って暮らせる社会の実現を目指します。

外国人集住都市会議　会員都市首長プロフィール



三重県鈴鹿市

末松　則子（すえまつ　のりこ）【1970年11月14日生】

前　職	三重県議会議員
就任年	2011年5月
当選回数	1期目

地域で生活するすべての人たちが，国籍や文化的背景に関わらず，互いに違いを認め合い，尊重し合いながら暮らせるよう，行政はもとより，地域活動団体など，まちづくりに関わる方々と連携を図り，引き続き多文化共生施策を推進してまいります。



三重県亀山市

櫻井　義之（さくらい　よしゆき）【1963年2月25日生】

前　職	三重県議会議員
就任年	2009年2月
当選回数	2期目

外国人住民と日本人住民が、国籍や文化の違いをお互いに認め合う多文化共生社会を推進します。外国人住民が抱える日常生活における課題解決を図るため、生活の利便性向上につながる情報提供に努めます。



三重県伊賀市

岡本　栄（おかもと　さかえ）【1951年9月18日生】

前　職	関西テレビ放送株式会社アナウンサー
就任年	2012年11月
当選回数	1期目

外国人住民の定住化が進むなか、「ひとが輝く地域が輝く」伊賀市をめざして、外国人住民と地域の日本人が一緒に助け合い、安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。



滋賀県長浜市

藤井　勇治（ふじい　ゆうじ）【1950年2月27日生】

前　職	衆議院議員
就任年	2010年3月
当選回数	2期目

日本人や外国人という隔たりを持たず、お互いを認めあい、心を通わせ、尊重しあいながら、多様な価値観や文化と本市の地域特性を活かし、市民の誰もが住みやすく、多様な文化が息づく「多文化共生のまちづくり」を目指します。



滋賀県甲賀市

中嶋　武嗣（なかじま　たけし）【1948年1月2日生】

前　職	滋賀県議会議員
就任年	2004年10月
当選回数	3期目

日本人も外国人も同じ甲賀市民であり地域社会の安全と発展を担う大切なパートナーとして文化的差異や価値観を認め合い、甲賀市総合計画の主要施策である「多文化共生社会の形成」に取り組んでまいります。



滋賀県愛荘町

宇野　一雄（うの　かずお）【1946年7月20日生】

前　職	愛荘町副町長
就任年	2014年3月
当選回数	1期目

わが町愛荘町は、宅地開発の増加で子育て世代の転入や出生が多く、外国籍住民も県内で2番目に多い人口比率であり、着実に人口を伸ばしています。この若い世代と多文化の交流があふれる活気に満ちた町の特色をいかし、誰もがいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。



岡山県総社市

片岡　聡一（かたおか　そういち）【1959年8月2日生】

前　職	国会議員（橋本　龍太郎元首相）秘書
就任年	2007年10月
当選回数	2期目

総社のブラジル人コミュニティから始まった多国籍コミュニティは，フェスティバルから外国人防災リーダーまで日本人市民と一体になっています。総社市は彼らと市民との連携と交流を支えながら，多文化共生の総社モデルを構築し，中四国のオピニオンリーダーとして更なる飛躍を目指します。

第Ⅱ部　政府関係者等との討論　外部登壇者プロフィール



葉梨（はなし）　康弘（やすひろ）氏

衆議院議員
法務副大臣兼
内閣府副大臣

1959年10月12日生

1982年3月	東京大学法学部卒。同年警察庁入庁。在インドネシア日本国大使館一等書記官　警察庁少年課理事官(警視正)
2003年11月	衆議院議員初当選
2005年9月	衆議院議員再選
2009年8月	選挙において落選
2012年12月	衆議院議員3期目当選
2014年9月	法務副大臣兼内閣府副大臣
衆議院	総務委員会理事、国土交通委員会理事、農林水産委員会理事、憲法審査会幹事、財務大臣政務官を歴任
自由民主党	国会対策副委員長、畜産・酪農対策小委員長、東日本大震災復興加速化本部事務局長、行政改革推進本部事務局長を歴任
著書	「探偵業法～立法までの物語と逐条解説」・「少年非行について考える」・「日本人は食べていけるのか？」他



佐々木（ささき）　則夫（のりお）氏

株式会社東芝副会長
一般社団法人
日本経済団体連合会
副会長

1949年6月1日生

主な社外役職
2013年6月　日本経済団体連合会副会長。
2014年5月　情報通信ネットワーク産業協会会長。
2014年9月　産業競争力会議有識者議員。

1972年3月	早稲田大学理工学部機械工学科卒業
1972年4月	東京芝浦電気株式会社に入社
1995年4月	磯子エンジニアリングセンター原子力運転プラント設計部長
1998年4月	原子力事業部原子力運転プラント技術部長
1999年4月	磯子エンジニアリングセンター原子力機器設計部長
2000年4月	原子力事業部原子力技術部長
2001年4月	原子力技師長
2003年4月	原子力事業部長
2005年6月	執行役常務(電力・社会システム社副社長、原子力事業部長)
2006年4月	執行役常務(電力システム社社長)
2007年6月	執行役専務(社会インフラ事業Gr分担)
2008年6月	取締役代表執行役副社長(社長補佐、社会インフラ事業Gr分担、イノベーション推進本部長、輸出管理Gr担当)
2009年6月	取締役代表執行役社長
2013年6月	取締役副会長

外国人集住都市会議　アドバイザープロフィール



井口（いぐち）　泰（やすし）

関西学院大学教授

1976年、一橋大学経済学部卒、労働省入省。1980～1982年、独・エアランゲン・ニュルンベルク大学留学。1992年、労働省外国人雇用対策室企画官。1994年、同外国人雇用対策課長。1995年、労働省退職、関西学院大学経済学部助教授。1997年、同教授。99年、博士号取得。2001～2002年、独・マックス・プランク研究所客員研究員。2006年～2010年、規制改革会議専門委員。2013～移民政策学会会長。主要著作：『外国人労働者新時代』(ちくま新書)『世代間利害の経済学』(八千代出版)ほか。



山脇（やまわき）　啓造（けいぞう）

明治大学教授

コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。専門は多文化共生論・移民統合政策。

総務省、法務省、文部科学省等の外国人施策関連委員を歴任。また、愛知県、宮城県、東京都等地方自治体の多文化共生施策関連委員も歴任。主著に『多文化共生の学校づくり－横浜市立いちょう小学校の挑戦』(共編、明石書店)等。近年は日本と韓国や欧州の多文化共生都市間の交流推進に関与。2012年度はオックスフォード大学で欧州の移民統合政策を研究。



池上（いけがみ）　重弘（しげひろ）

静岡文化芸術大学教授

北海道大学文学部卒業、同大学院文学研究科修了。北海道大学文学部助手、静岡県立大学短期大学部専任講師、静岡文化芸術大学文化政策学部准教授を経て現職。専門は文化人類学、多文化共生論。静岡県多文化共生審議会委員、浜松市外国人子ども支援協議会会長、磐田市多文化共生社会推進協議会会長等。主著に、『ブラジル人と国際化する地域社会―居住・教育・医療―』(編著、明石書店)、『国際化する日本社会』(共著、東京大学出版会)。

第Ⅰ部への府省庁登壇者名

内閣府大臣官房審議官定住外国人施策推進室長	小野田　壮　氏
総務省自治行政局国際室長	植村　哲　氏
法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長	内田　省二　氏
外務省領事局長	三好　真理　氏
文部科学省大臣官房審議官（初等中等局担当）	中岡　司　氏
厚生労働省職業安定局次長	勝田　智明　氏
文化庁文化部国語課長	岸本　織江　氏

■開会行事

座長あいさつ
来賓祝辞

外国人集住都市会議　東京２０１４
多文化共生社会をめざして
～すべての人が互いに尊重し、共に支え合う地域社会をめざして～

【　開　会　】

〇総合司会（池上　重弘氏）

皆様、こんにちは。本日は、ようこそお越しくださいました。

ただいまより「外国人集住都市会議東京２０１４」を開会いたします。

私は、この外国人集住都市会議のアドバイザーを務めております静岡文化芸術大学の池上重弘と申します。本日は、一日この総合司会を務めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

【　座長あいさつ・来賓紹介　】

〇総合司会（池上　重弘氏）

それでは、会の初めに、座長市であります長浜市の藤井勇治市長よりご挨拶を申し上げます。

〇長浜市長（藤井　勇治氏）

皆さん、こんにちは。

ご紹介いただきました私は、この外国人集住都市会議の座長を務めさせていただいております滋賀県長浜市の市長で藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、「外国人集住都市会議東京２０１４」を開催させていただきまして、ご案内をいたしましたところ、本当に大勢の皆様にご参加をいただきまして大変ありがとうございました。ご来賓の皆様方、それから関係する府省庁の皆さん、そして本会議のメンバーでございます首長の皆さん、全国からこのような多数のお集まりに、まずもって心からお礼を申し上げる次第でございます。



この会議は、２００１年にスタートをさせていただきました。住民の皆さんに最も密着した、全国の地方自治体や国際交流協会さんで構成をさせていただいて、日本人住民と外国人住民が互いに文化の違いを認め合って、そして対等な関係を築きながら、地域の構

成員として、ともに支えて暮らしていこうと、多文化共生社会の実現に向けて取組を進めてまいりました。具体的には、会員都市間の情報交換とか、課題解決に向けた調査研究を共同で行い、あるいは課題に対して国や県、経済界の皆さん方にもいろんな提言をさせていただいてまいりました。

最近、外国人を取り巻く環境については、日々刻々と変化をしておりまして、国では今年４月に、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議で、「当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置」として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るということを決定されたのでございます。また、経済財政諮問会議では「持続的成長のためのグローバル化の課題」、そして産業競争力会議の雇用・人材分科会からは「持続的可能な成長の確保に向けた外国人材活用のあり方」が報告されています。このような中で、国は高度人材の受け入れ拡大や外国人建設就労者受入事業、あるいは技能実習制度の拡充、それから家事、介護、これらの分野の受け入れなどについて既にさまざま動きが出ているところでございます。

このような状況の中で、長浜市は座長を務めて２年になりますが、昨年度は「ながはま２０１３」を開催させていただきまして、国の府省庁様と意見を交わして、今年度は昨年度から引き続き同じテーマのもとで調査研究を進めてまいりましたので、本日、研究の成果と提言をお示しさせていただきたいと思っております。

私は、この２年間座長としてさまざまな活動をさせていただきましたが、関係者皆様のご協力やご尽力をいただきまして、本日このような盛大な会議を開催させていただくことができました。この多文化共生社会を実現するということは、まだまだ課題が多くございまして、この外国人集住都市会議は政府や関係府省庁、そして関係機関、団体、市民活動などがしっかりと連携協力しながら、これからも一歩一歩確実に前進をしてまいりたいと思っております。

今日のこの会議が、本日ご参加いただいております皆さんとともに各都市の現状や課題について共有を図って、その解決のための場となりますように大いに期待を持ちまして、座長としてのご挨拶とさせていただきます。本日、長丁場でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○総合司会（池上　重弘氏）

藤井市長、ありがとうございました。

それでは、ここで本日の会議にご臨席をいただいておりますご来賓の皆様をご紹介いたします。

お名前を申し上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

本日は東は群馬県、西は岡山県から国会議員の皆様にお越しいただいておりますので、東から外国人集住都市会議の地域ブロックの順にご紹介をさせていただきます。

衆議院議員　根本幸典様　秘書　柳川直樹様。衆議院議員　中川正春様。参議院議員　谷合正明様。衆議院議員　井野俊郎様　秘書　植村伸子様。衆議院議員　桜井宏様　秘書　岡田包儀様。

次に、関係する各種機関、団体の皆様にもお越しいただいておりますので、ここでご紹介をさせていただきます。



在東京ペルー共和国総領事館総領事　ホルヘ・ハジョ様、在東京ブラジル総領事館副領事　レオナルド・コラーレス様、国際移住機関（ＩOM）駐日事務所駐日代表　ウィリアム・バリガ様、国連難民高等弁務官（ＵＮＨＣＲ）駐日事務所副代表　小尾尚子様、日ごろから会員都市の翻訳業務に格別のご配慮をいただいております一般財団法人日本国際協力センター（ＪＩＣＥ）の理事長　山野幸子様、日ごろより当会議の研究や運営全般にわたり格別のご協力をいただいております一般財団法人自治体国際化協会（ＣＬＡＩＲ）の理事長　岡本保様、滋賀県知事三日月大造様代理で観光交流局長　木村太治様。

以上でございます。

【　来賓あいさつ　】

〇総合司会（池上　重弘氏）

では、ここで来賓のご挨拶をいただきたいと存じます。

本日、この会議へご出席、ご挨拶をいただくことになっておりました外務大臣岸田文雄様がご公務のため急遽ご出席がかなわなくなりました。そこで、かわりまして外務省領事局長三好真理様よりご挨拶を賜りたいと存じます。

〇外務省領事局長（三好　真理氏）

皆様、こんにちは。

岸田外務大臣は急遽国内出張が入りまして参れないことになりました。ご挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

本日、「外国人集住都市会議東京２０１４」にお招きいただき、光栄であり、感謝申し上げます。

座長を務める藤井勇治長浜市長は、かつては同じ衆議院議員として、日本の良き将来のために、ともに働いてまいりました。現在も、それぞれの立場から協力し合う関係であります。

本会議は２００１年から毎年開催され、多文化共生のあり方について、防災、教育等さまざまな側面を掘り下げて議論しています。日本人住民と外国人住民がともに生き生きと暮らしていける多文化共生社会の実現に向けて、有益なご提言を積み重ねてきていると承知しております。



安倍政権も地方創生を大きなテーマとして、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的かつ持続的な社会を創生できるよう、政府一丸となって取り組んでおります。少子高齢化が進む中で、地方創生のためには、女性や高齢者の一層の活躍と並び、外国人材の積極的活用が不可欠であり、多文化共生は今後ますます重要な課題です。その観点から、長浜市をはじめとする代表的な外国人集住都市が我が国の多文化共生政策のモデルとなることを期待いたしております。

外務省としても、外国人との共生・社会統合について議論すべく、「外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ」を毎年開催しております。今年度は来年２月２５日に、医療分野における外国人材の活用を取り上げて開催する予定です。同ワークショップと本会議とは、これまでも防災や教育など扱う内容が重なる部分も大きいところ、互いに良い影響を与え合っていきたいと考えております。昨年１０月の会議に引き続き、活発な議論を通じ有益なご提言を発出されるなど、本会議のご成功をお祈り申し上げます。

代読。

〇総合司会（池上　重弘氏）

外務省領事局長三好真理様、ありがとうございました。

岸田外務大臣の代理としてご挨拶を賜りました。

続きまして、祝電の紹介に移ります。

本日、この会議に際し、衆議院議員上野賢一郎様より祝電を頂戴しております。時間の都合上、お名前のみの紹介ととどめさせていただきますが、この後、後方の出入り口に掲示しておきますので、どうぞ皆様ご覧いただければと存じます。

では、ここで「外国人集住都市会議東京２０１４」の構成をご説明申し上げます。

この後、第Ⅰ部では、外国人集住都市会議の３つの地域ブロックからの研究報告及び提言と各ブロック所属の首長から各都市の取組を紹介いたします。その後、府省庁に対して提言をもとに質問させていただいて、府省庁の皆様からのご回答をいただくということになります。この部分は３つのブロック、それぞれ８０分、ちょっと長丁場になりますけれども、続けてまいります。続く第Ⅱ部は、政府関係者等との討論となっております。最後に、「外国人集住都市会議の新たなあり方」と「ながはま宣言」を発表して、午後５時２０分ごろ本日は終了の予定でございます。

外国人集住都市会議では、２年間、３つの地域ブロックに分かれて、それぞれのテーマを定め、研究、情報交換等を行ってまいりました。長野・岐阜・愛知、三重・滋賀・岡山、そして群馬・静岡というブロックでございます。この２年間の研究成果を、また提言を、今日は皆様にご紹介いたします。

お手元の資料、本日の封筒の中には緑色の資料が入っていると思います。その資料には、提言の内容であるとか、今回の調査の具体的な分析の結果等が掲載してございます。是非それをご参照いただければと思っております。

それでは、これより第Ⅰ部、各地域ブロックの研究報告、提言発表等を行ってまいります。ここからはそれぞれのブロックでの進行となりますので、ここで進行を三重・滋賀・岡山ブロックに交代いたします。

三重・滋賀・岡山ブロックのご登壇の皆様、どうぞステージへお進みください。



■第Ⅰ部（ブロック提言及び首長報告並びに府省庁からの回答）

三重・滋賀・岡山ブロック

◇テーマ　「地域における雇用の安定と日本語の習得について」

◇登壇首長

伊賀市長（ブロックリーダー都市）	岡本　栄
鈴鹿市長	末松　則子
亀山市長	櫻井　義之
長浜市長	藤井　勇治

◇府省庁登壇者

法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長	内田　省二　氏
厚生労働省職業安定局次長	勝田　智明　氏
文化庁文化部国語課長	岸本　織江　氏

◇コーディネーター

関西学院大学教授	井口　泰

【　三重・滋賀・岡山ブロック　】



○コーディネーター（井口　泰氏）

それでは、ただいまより三重・滋賀・岡山ブロックのブロック提言、それから各市の取組の報告、さらにはそれを踏まえまして、関係府省庁の方々にも登壇していただきまして、府省庁との討論を行いたいと思います。各首長と関係省庁の方々の間で直接ご議論いただくという非常に重要な第Ⅰのセッションです。このセッションは、外国人住民とともに構築する地域コミュニティという大きなテーマになっておりますが、特にここでは雇用問題と、それから日本語学習の問題、雇用と日本語というのが重点的なテーマになっております。今からそういうことで議論させていただきますが、特に雇用につきましては技能資格、技能に関する職業資格の問題や、日本語と、それから日本語習得と入管施策の問題、これは出入国管理と、それから自治体の多文化共生の間をどういうふうにつないでいくのかという問題、それから第３には、世界的にいろいろ問題になっております外国人若年者のいろいろな問題、我が国でも若年層に対する対策を、外国人の方々に対する対策をどうするのか、こういう問題です。

以上の問題をこれから議論させていただきたいと思い、まず伊賀市長からブロック全体の提言についてご報告いただきたいと思います。

伊賀市長の岡本栄さん、よろしくお願いいたします。

○伊賀市長（岡本　栄氏）

皆さん、こんにちは。三重県の伊賀市の岡本でございます。

三重・滋賀・岡山ブロックの９つの都市を代表いたしまして、私どものブロックの取組について報告を申し上げたいと思います。スライドのほうを適宜ご覧いただきながら進めてまいりたいと思います。

私たちのブロックは、外国人住民とともに構築する地域コミュニティ、「地域における雇用の安定と日本語の習得について」をテーマに２年間取り組んでまいりました。

かつて労働力不足を補うため、入管法を改正し、定住者という在留資格を与え、日系南米人の入国を認めましたところ、日本に来たのは労働力ではなく、外国人住民が地域社会

で生活することになったことは言うまでもありません。外国人住民の多くは、単純に出稼ぎとして仕事するだけではなく、地域で生活をし、そして結婚をし、そして子どもを育て、その子どもは地域で暮らしていく、そのようなことから就労と地域コミュニティは切っても切れないものであるというふうに考えております。

国においては、高度人材や技能実習生などの外国人材の受け入れについて議論されておりますけれども、日系南米人をはじめ、既に地域の中で生活している多くの外国人住民も含めて考えていく必要があろうかと思います。実際、地方都市では人口減少と都市部への人材流出が顕在化している中、定住化する外国人住民とともに地域を支え合う社会づくりが必要となってきております。

今年度、外国人集住都市会議では、外国人住民の雇用状況と日本語の習得に関する調査を実施いたしました。調査では、外国人住民の雇用実態の把握を目的としながらも、就労状況が家族の生活、さらには子どもたちの就学や就労に与える影響についても調査を試みました。これらは、外国人住民の雇用状況が将来の希望、地域貢献への意識などに影響を与えているのではないかと考えているからであります。今日は、今回の調査結果とこれまでの私どものブロックの研究を踏まえ、３つの項目について報告、提言をいたしたいと思います。

まず、１つ目であります。雇用の安定と職業資格の取得について。

外国人住民が日本で安心して働くことができ、地域コミュニティの一員として生活できる社会を構築することが地域を活性化することにもつながっていくのではないかと考えております。

今回の調査では、依然として外国人住民が不安定な非正規雇用に従事していること、雇用の安定のために日本語習得と職業資格を取得したいというニーズが非常に高いことがわかりました。日本の職業資格を持っている人は正社員や契約期間が１年以上のフルタイムの雇用の割合が高く、また日本での職業資格の取得の有無が日本語の習得度にも影響していると分析することができました。



外国人住民がより安定した就労を得るために、専門的な知識や技術、技能が習得できるよう、職業能力の向上を図るための職業訓練科目を充実させると

ともに、生活保障も含めた支援を行う必要があるのではないでしょうか。

２つ目は、日本語学習への動機づけについてです。

外国人住民の地域参加が進まない大きな要因は、コミュニケーション不足と日本語能力の問題があるのではないかと考えています。

今回の調査において、外国人住民が定住化傾向にある中、生活者として必要な言語能力の不足は明らかであり、永住者、定住者の在留資格を持ち、長年日本に滞在しているにもかかわらず日本語の習得が進んでいないことがわかりました。

また、日本語習得の必要性は十分理解しているものの習得率が低いという結果については、仕事中心の生活を強いられ学習時間が確保できないことや、生活における利便化により日本語を使わなくても生活できることなどから学習意欲につながらないことも要因として考えることができると思っております。

そして、地域社会への参画の度合いを見る日本語と地域コミュニティの関係では、自治会活動に参加している人のほとんどが日本語によるコミュニケーションが可能という結果が出ております。さらに、家庭での子どもとのコミュニケーションにおいても、家庭内で日本語を介したコミュニケーションが必要となってきていることがわかりました。

日本社会としても、外国人の受け入れを単なる労働力の受け入れではなく、地域住民として受け入れることが望まれることから、外国人住民の日本語学習への動機づけのために、日本語教育プログラムの制度化や地域の日本語教室の柔軟な支援、また日本語をはじめ日本の文化などについて学習する機会の提供を考えていく必要があるのではないでしょうか。

３つ目です。就労を中心とした外国人若年者に対する総合的な支援についてです。

外国人集住都市会議において、高校進学率は、市民及び学校や自治体の支援の結果、次第に上昇してきております。さらに、高校卒業後、大学などに進学し、みずからの夢を実現させる若者も確実に増えてきており、彼らの活躍は、次世代の子どもたちへの刺激を与える、よいモデルになっています。

しかし、一方では高校進学ができなかったり中途退学したりしている外国人若年者がいることも事実であり、彼らが安定した雇用機会を得ることは日本人以上に難しいと考えられています。国においても若年雇用対策は講じられてはおりますが、外国人若年者まで支援が行き届いておらず、その実態の把握も難しい状況にあるといいます。

外国につながりを持つ若者が地域社会の一員として自立した生活を送るために、ハロー

ワーク、学校、自治体、ＮＰＯなどが連携して、就労支援を強化していく必要があります。また、彼らが将来の進路の選択肢を増やし、可能性を広げるためにも、就学支援も含めた総合的な支援をしていく必要があるのではないでしょうか。

最後に、まとめになりますが、少子・高齢化、人口流出などによる地域が抱えている課題は多くあります。地域の活性化、持続する地域社会を築いていくために、国籍に関係なく、地域に住んでいる全ての人が地域を思いやり、地域社会に参加する必要があります。外国人住民の皆さんも当然その一員であります。日本語という言葉の壁を乗り越えて、みずからが持っているポテンシャルを最大限に発揮できる雇用環境のもと、その子どもたちが夢や希望を描くことができる多文化共生社会を目指し、関係府省庁の皆さん、そして今日この会場にお集まりいただいた皆さんには今後も引き続きご指導、支援のほどをよろしくお願い申し上げまして、私のブロックの報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

○コーディネーター（井口　泰氏）

伊賀市の岡本市長、どうもありがとうございました。

今、写真を見ていただきましたけれども、地域の状況、今回の調査の結果など、お手元の資料の２ページのところにデータが出ておりますので、随時ご確認いただきたいと思います。

それでは、各市の取組の報告を今から４市についてお願いしようかと思います。

まず、鈴鹿市長の末松則子さんからお願いいたします。

○鈴鹿市長（末松　則子氏）

鈴鹿市長の末松則子でございます。

当市は、自動車製造業を中心といたしました輸送や部品製造など関連産業が盛んでありまして、農業においても伊勢茶やサツキなどの花木や稲作などの生産が活発に行われ、農業と工業がともに成長した「緑の工都」となっております。そのため、１９９０年の入管法の改正により、自動車関連企業などで働く外国人が増えてまいりました。しかしながら、平成２０年の１万人超えの人口比５．１１％をピークに減り続けてまいりまして、平成２６年１０月現在の外国人住民の人口は７，０１１人、人口比では



３．４９％になりました。国籍別の内訳は、ブラジル、ペルー、中国の順で多く、ブラジル人が減って、中国人やフィリピン人が増えてきております。

しかしながら、地域に目を向けてまいりますと、鉄道沿線で商業施設が密集をし、勤務地に近い、牧田地区という地区でございますが、まだまだたくさんの外国人住民の方が居住をされておりまして、先ほど申し上げましたとおり、２６年１０月現在では外国人の人口比率が市全体で３．４９％の中で、牧田地区におきましては１９．５２％と、５人に１人が外国人となっております。この地区の自治会で組織をされました牧田地区地域づくり協議会では、鈴鹿国際交流協会が毎年開催をしております国際交流祭の「わいわい春まつり」に積極的に参加をするだけではなく、地域内で外国人住民を交えた勉強会や交流会を開催するなど、長年にわたり多文化共生に取り組んでおります。

また、地域のボランティアの方たちが毎週末に日本語教室を開いており、日本語習得のお手伝いと外国人住民とのコミュニケーションに取り組んでいます。そのため、この地域では、集積所へのごみ出しや夜間の騒音問題など、日本で暮らすマナーも守られ、日本人が外国人住民を特別視することなく、ともに暮らしております。しかし、多くの外国人住民が人材派遣を通じた不安定な職業についており、定住の上で就労についてはまだまだ課題が残っております。

そのための取組といたしましては、本年度から就労関係者との意見交換会や外国人が働いている市内の中小企業への聞き取り調査に取り組んでいます。まずは、５月に外国人就労状況等情報交換会を行い、ハローワークや鈴鹿地域職業訓練センターなどと意見交換を行いました。また、９月には定住外国人に対する就労支援推進連絡協議会に出席をいたしまして、三重労働局などとも意見交換を行いました。鈴鹿地域職業訓練センターでは、ポルトガル語とスペイン語の通訳を入れたアーク溶接コースを実施しておりますが、１０名の最少募集定員を割り込んでおり、実施ができないとのことでございました。それ以外にもさまざまな資格取得メニューがございますが、日本語で実施をしておりますことから、ある程度の日本語力が必要になるようであります。また、日本語力がある２世などの訓練生は卒業を待たずして賃金の高い仕事へ移行する親の転居によりやめる方も多いとのことで、残念な話はございましたが、２世、３世と日本語力の障壁はなくなりつつあると感じております。

次に、企業への聞き取り調査では、２次産業においては、図面などを理解するために日本語力の必要性があり、母国語で指示書を作成しているところ、またあえて日本語力をつ

けてもらおうと簡単な日本語を利用しているところなど、企業ごとにさまざまな取組をしておりますが、まだまだ補助的な仕事が多いようでございました。

外国語による職業訓練などを含め、メニューの検討も必要であると思いますが、日本語力が乏しい１世では選択の幅が狭く難しい面が残ることから、多文化共生や学校教育を通じて、２世、３世と代を重ねていく中で日本語の壁も取り払われていくとの思いから、今後も多文化共生や教育などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○コーディネーター（井口　泰氏）

鈴鹿市の末松市長、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、亀山市の櫻井義之市長にお願いいたします。

○亀山市長（櫻井　義之氏）

皆様、こんにちは。三重県亀山市長の櫻井でございます。

亀山市は、三重県の北中部に位置しておりまして、名古屋から約５０キロ、大阪から約１００キロの距離にございます。旧東海道の３つの宿場町を有しておりまして、現在も新名神高速道路の開通等による交通拠点性の高まりなどを背景に、非常に多様な物づくりの企業が立地いたします内陸工業都市の性格を持っている地域でもございます。

人口は現在約５万人でございまして、うち外国人住民の人口は本年の１０月１日現在で１，７０３人、総人口に占める割合は約３．４％となってございます。国籍別におきましては、ブラジルが約半数を占めておりまして、次いで中国、フィリピンの順となっているところでございます。近年、経済情勢等々もございまして、毎月流動的に異動が発生をしているという状況で、今後も社会経済情勢によりましては、予想は難しいと実感しているところでございます。

次に、取組につきましてご紹介させていただきたいと思います。



昨年度は、外国人との共生について理解を深めていただく機会といたしまして、公民館講座や多文化共生啓発イベントを開催いたしました。多くの市民の方々にご参加をいただいて、地域や個人でできることなどについて考える有意義な機会となったところでございます。地道ながら、こういう小さなきっかけづくりが

大変意義深いのではないかというふうに考えているところでございます。

また、防災対応といたしまして、多言語版の防災マップや洪水ハザードマップをこの春、作成をいたしておりますが、緊急時の通訳でありますとか避難所の対応等々、まだまだ課題が多いと、このような認識を持っているところでございます。

日本語教室につきましては、市民活動団体であります「はじめのいっぽ」が頑張っていただいており、市とこちらの団体との協働で、毎週土曜日の夜、年間４０回にわたり開催をしておりまして、１０年以上継続して展開しているわけでございますが、日本語学習のほかに、防災でありますとか、ごみの収集等に関する学習会なども並行して開催をいたしているところでございます。

しかし、どうしても仕事中心の生活に置かれておられる外国人の住民の方々が継続的に日本語教室への参加がかなわないという課題もございますので、地域のコミュニティにおいて孤立してしまうことがないように、日本語学習機会のさらなる充実が必要であるというふうに強く思っているところでございます。

また、外国にルーツを持つ子どもたちへの学習支援といたしまして、また別の市民活動団体で「亀山国際交流の会」という団体が長年頑張っていただいておりますが、「みらいじゅく」と題しまして学習会を今日まで開催いただいてまいりました。学校の宿題の支援でありますとか漢字学習などに取り組んでいただいて、授業の遅れなどにつきまして、きめ細かく対応した有意義な機会となっているところでございます。こちらの団体につきましても、本当に毎年外国人との交流イベントを盛大に開催いただいており、外国人と日本人の絆が年々深められている現状でございます。

以上、簡単ですが、亀山市からの報告とさせていただきます。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。亀山市の櫻井市長でした。

それでは続きまして、伊賀市長の岡本栄さんからお願いいたします。

○伊賀市長（岡本　栄氏）

それでは改めまして、伊賀市の岡本でございます。伊賀市の取組について報告を申し上げます。

伊賀市は、古くから京都や奈良の都に隣接しているところでありまして、伊賀街道、大和街道、初瀬街道の街道が通り、伊勢や東国へ行き来する人や物資の通り道として栄えてまいりました。昭和４０年に開通しました名阪国道を軸に中小企業が点在し、入管法の改

正後、労働者不足を補う形で、南米出身の日系人を中心に外国人住民が増えてまいりました。リーマン・ショック後は減少傾向にはありますが、平成２６年９月末現在の外国人住民の人口４，２４２人、総人口に占める割合は４．４２％となっており、この比率は三重県内で一番高い比率となっております。外国人住民のおよそ半数はブラジル人ですが、最近は、南米出身の外国人住民が減少していく中、東南アジア出身の外国人住民が増えてきております。また、伊賀市に在住している外国人住民のおよそ半数は永住者で、定住者やその配偶者を合わせますと８割を超えております。

このような状況の中、この伊賀市で暮らす外国人住民の生活実態を把握するために、今年３月末から４月にかけ、外国人住民アンケート調査を実施いたしました。アンケートの結果から、回答者のおよそ３割は持ち家に住んでいることがわかり、定住化が進んでいることをうかがい知ることができました。さらに、伊賀市に住んでよかったと感じることを尋ねましたところ、就労の場や交通の便がよいと答えた人よりも、山や水、食べ物などの自然が豊富だと答えた人が多くおりました。このことは、外国人住民の皆さんはもはや「デカセギ」ではなく、生活者として地域の中で暮らしていると言える一つではないかと感じているところであります。

また、次に多かったことは、通訳や翻訳、相談体制や情報提供、イベントなどの多文化共生施策がよいという意見でありました。このような意見をいただいたことは、この伊賀市のこれまでの取組が外国人住民の皆さんに受け入れられているのかなあというふうに思っております。

では、その取組事例を幾つかご紹介したいというふうに思います。

まず、当市では、外国人のための相談窓口を設置し、分野を問わず、外国人住民からの相談を受けております。相談窓口は、外国人住民の皆さんに、市役所は相談できる場所であり、相談できる人がいることで安心して暮らすことができるように、そして行政が外国人住民との距離を縮め、現状や課題を現場で把握することができるよう、日々多くの相談に対応しています。



また、昨年度からの取組としましては、生活オリエンテーションを行っています。伊賀市への新規転入者を対象に、外国人住民の皆さんに少しでも早く生活になれていただくために、転入手続に市役所に訪れた機

会を捕まえて、カルテを使いながら、困っていることや知りたい情報を優先して伝えております。

多文化共生イベントにつきましては、年に１度、伊賀市国際交流フェスタを開催しています。これまで単独事業として開催していましたけれども、今まで国際交流、多文化共生に関心のなかった人に触れていただく機会をつくるために、昨年度から、地区で開催されている秋まつりと一緒に開催しています。今年度も、先月開催いたしましたけれども、多くの方に足を運んでいただくことができました。

教育につきましては、各学校現場での母国語での対応をはじめ、各関係団体と連携して、外国につながりを持つ子どもと保護者の進路ガイダンスや学習支援教室を開催するなど、外国人の子どもたちの夢を育む事業に取り組んでいます。

これは伊賀市に住んでいる若いペルー人女性の話でありますけれども、彼女は家庭の事情で中学校を卒業できず、一度は高校進学を諦め、１５歳から工場で働いておりました。しかし、２０歳を超えたときに、やはり高校に行きたいと市の窓口に相談に来て、さまざまなサポート体制のもと、働きながら勉強して、３年かけて中卒認定試験に合格し、高校入試を受けて、この春念願の高校生になりました。彼女の例はまれかもしれませんが、国籍の違いに関係なく、諦めないで頑張れば夢はかなえられるということを伝えていき、未来を担う子どもたちのためにも支援を充実させていきたいと思っています。

今後も、外国人住民が地域社会に適応し、地域社会の構成員として、お互いの違いを認め合う、多文化共生のまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。伊賀市の岡本市長でした。

それでは続きまして、長浜市長の藤井勇治さんにお願いいたします。

○長浜市長（藤井　勇治氏）

滋賀県長浜市長の藤井でございます。申し上げましたように座長も務めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私ども長浜市は、ご紹介いたしますと、まず何よりも日本一雄大で美しい琵琶湖に面しておりまして、関西経済圏、あるいは中京、そして北陸の経済圏からも１時間以内でつながるという立地でございます。新幹線や高速道路など、交通の便にも恵まれております。その結果、製造工場が大変多い地域でもありまして、外国人の労働者の皆さんが多く働い

ておられる地域でもあるという背景がございます。

私ども長浜市も、外国人労働者、最近は減少傾向でございますが、定住・永住化が進んできております。定住・永住化が進んでまいりますと、日本の社会、あるいは地域社会のコミュニティへの参画というのは必要不可欠でございます。当市におきましても、お住まいの外国人市民の皆さんの中には、自治会の役員とか、あるいは地域の行事活動に積極的に参加されている方が相当増えてまいりました。コミュニティに参画している人を見ると、やはり日本語を話せる人、また日本語を読める人が多くなってまいりました。

また、企業が外国人を雇用する場合、日本語能力について、十分に日本語が一定以上理解できる人という条件を求める企業が実に９７％にも上っておりますことから、日本語能力の向上が必要であるということは明らかでございます。

先ほどから出ていますが、１９９０年の入管法の改正後、もう既に２４年を経過いたしますが、改正当初に来日した子どもたちはもう既に２０歳を超えられたということで、成人の年齢に達しておられます。子どもたちの中には、大学を卒業して、日本で就職を希望する子どもたちがおります。この子たちを見ると、日本語の能力は非常に高く、学生時代から友人と交流して、文字どおり日本の社会に溶け込んでいるということでございます。家庭内でも両親のサポートが大変大きかったということは言うまでもございません。

長浜市では、長浜ユネスコ協会やＮＰＯ法人の長浜市民国際交流協会が日本語教室を開催いたしておりますし、さらに国では日系人就労準備研修会を行っていただいております。このＮＰＯ法人の長浜市民国際交流協会では、日本の習慣とか社会制度を学ぶ機会を提供していただいていまして、さまざまな多文化共生事業を実施していただいております。特に子どもは、将来を担う大切な宝でございます。子どもたちが明るい希望を持てる未来を築いていけるよう、外国人児童生徒の日本語支援や学習支援を丁寧に行っていただいております。



今後は、関係する機関、団体、企業、地域などが連携協力しながら、外国人市民の生活環境改善、そして外国人市民が地域社会の中で良好なコミュニケーション関係を保って、外国人市民との共生社会の構築を進めるとともに、外国人市民の持つ多様性を生かせる地域づくりを進めていかなければならない。外国人も日本人も一体的な取組を進

めていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。長浜市の藤井市長でした。

以上、皆様方、この地域で外国人の市民の方々が非常に大事な存在であるということが見ていただけたと思いますし、多様性を生かしたまちづくりというのが非常に身近な問題になっているということがイメージしていただけたかと思います。

さあ、今から府省庁の方々との討論をはじめたいと思います。

それでは、関係省庁、厚生労働省、文化庁、法務省の関係者の方、どうかご登壇ください。

ご登壇いただいている間にご紹介いたします。

厚生労働省は職業安定局次長の勝田智明さん、文化庁は国語課長の岸本織江さん、法務省は入国管理局入国在留課在留管理業務室長の内田省二さんにご登壇いただきました。

どうもありがとうございます。

今より討論に入りたいと思いますが、このブロックのテーマは何と言いましても雇用と日本語ということですけれども、同時にそれは出入国管理政策と多文化共生政策をどうやってつなぐのかという問題でもあるのです。その２つの面からこの議論を進めていかなければならないと思います。それではまず第１のテーマから入りたいと思います。

今、画面に出ておりますが、雇用の安定と職業資格の取得についてというテーマにつきまして、鈴鹿市長の末松則子さんにご発言いただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○鈴鹿市長（末松　則子氏）

鈴鹿市長の末松でございます。

私からは、雇用の安定と職業資格の取得についてということで提案をさせていただきたいと思います。

先ほど井口先生からもお話がございましたとおり、当市にとりましても外国人の皆様方は大変必要不可欠な存在となっておりまして、２世、３世の定住というものも進んできております。その中で、今年度の当ブロックでのアンケート調査の結果でありましたとおり、正社員または契約期間が１年以上のフルタイムの雇用に従事をしている方の割合は、職業資格を持っている方のほうが、そうでない方よりも高くなってきております。

当市の鈴鹿地域職業訓練センターでは、先ほどお話をさせていただいたとおり、以前よりアーク溶接コースでポルトガル語、それからスペイン語の通訳を入れて実施いたしておりますが、労働力不足のあおりで、近年では募集をいたしましても１０名に満たないため実施ができておりません。

また、本年度は、ハローワークや職業訓練センターなど就労関係機関の方々と意見交換を行いましたところ、多くの職業訓練センターでは、外国語に対応したメニューがなかったり、あったとしても大変限られていたりと、訓練内容が機械や電気などに偏っていたりと、そういうような状況でございます。

しかしながら、近年では、成長戦略にもありますように、女性の社会進出を促すことも必要となってきておりまして、これらのことから、今後の職業訓練においては、自己の希望する職業につながる知識や技術の習得ができるように、母語を併用したテキストの使用



や母語での試験の実施等、外国語に対応したメニューの充実を図っていただくことや、女性が活躍しているネイルアートや美容師などの職種についても、職業訓練の一環として、職業資格取得のために、既存の専門学校等を受講ができるようにできないかというふうに考えております。また、その際には、入学金や授業料の支援なども含めて、幅広く検討していただけないでしょうかということでありまして、訓練期間中の生活保障につきましても、雇用保険等の適用者以外への支援についてもご検討いただきたいというふうに思っております。たくさんの外国人、いろいろな民族いらっしゃいますけれども、職種を選ぶこともだんだん変わってきてまいりまして、そういった幅広い分野でのご検討も考えていただけないかというようなご提案をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。それでは、今の鈴鹿市長からのご提案につきまして、厚生労働省の勝田次長からお答えいただけますでしょうか。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

厚生労働省職業安定局次長の勝田でございます。

実は、この会議に参加させていただきますのは１１年ぶりで、２００３年の豊田での会

議、それから２００２年の東京での会議にも担当課長として参加させていただきまして、非常に隔世の感がございます。

さて、ご質問の関係でございます。職業資格の取得、職業の安定にとって能力を向上させていくこと、非常に重要なことでございます。公的な職業訓練におきましても、外国語による職業訓練を充実させてはというご提案でございます。

語学力に配慮しました外国人職業訓練コース、今年度で申しますと、公共職業訓練で１０コース、このうち委託訓練８コース、施設内２コースとなっておりまして、こういったところでやっているほか、求職者支援訓練ということで、これは求職者支援の一定の金額を出しながら訓練を受けていただくコースでございますが、これも５コース、８４名の定員でやっております。ただ、訓練の実施に当たって、一つは、就職していただく場合に、やはり外国語のままというわけにいかないものですから、基本的には就職を見据えると日本語の訓練でやらざるを得ない。ただ、その際に、例えばテキストの日本語に振り仮名を振るとか、必要に応じて通訳を配置するとか、そういった配慮もさせていただいております。



ただ、この後、これ以外の外国人職業訓練の細かいことになってまいりますと、実はこのところ数年前から、公共職業訓練の受託訓練につきましては、国の独立行政法人によります高齢・障害・求職者雇用支援機構から県のほうに移管されまして、委託訓練の設置自体、県のほうの所管となっております。私ども、実は求職者支援訓練を実施しておりますこの機構と委託訓練を実施しております県と、それからそれぞれ施設訓練を実施しています機構と県がございますので、こういった関係を含めまして、高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県、そして私どもの都道府県労働局３者で地域訓練協議会というものをつくりまして、コースの設定等、いろんなことについて協議しております。是非、皆様方のご要望があれば、そういった場を通じて、またさまざまなことをできる限り考えていきたいと思っております。

それから、先ほどご希望のございました、ネイルアートとか美容師とか、なかなかこの部分はさまざまな問題がありまして、職業訓練のコース等に直接しておりませんが、雇用保険で一定期間以上加入していた方を中心に、教育訓練給付といった形で、一部授業料等の部分について補助させていただく制度を持っておりまして、こういったものではネイル

アートと美容師等もございますので、要件を満たせばということになりますが、ご利用いただければと思っております。

なお、訓練期間中の所得保障でございます。一般の訓練、あるいは求職者支援訓練でございますが、雇用保険の適用者については雇用保険から、また一般の雇用保険の適用できない方については、求職者支援訓練については一定の給付金の支給等やっておりますので、こういったものをできる限りご活用いただければと思っております。

いずれにしましても、厚生労働省としまして、外国人労働者の雇用安定は非常に重要なことと思っておりますので、これからも集住都市会議の皆さんのご意見も賜りながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。今、鈴鹿市長からの問いかけに対しまして、厚生労働省の勝田次長のほうからは前向きなお答えはありましたが、どこまで具体的にそれが進んでいくのか、そのあたりやや気になるところでございますので、もう一回鈴鹿市長のほうからご発言いただけるとありがたいと思います。

○鈴鹿市長（末松　則子氏）

はい、わかりました。ありがとうございます。

地域訓練協議会ということで、国と県というふうなことをお話しいただきましたけれども、都道府県の調整も是非国のほうで積極的にしていただきたいと思いますし、県のほうに委託という形の中であるんですけれども、なかなかやっぱり市町村のほうで難しい部分もございますので、また引き続きリーダーシップをとっていただけたらというふうに思います。

もう一つ、雇用保険等の適用者以外で求職者支援制度においては支援が可能でありますよというようなお答えをいただきました。確かに雇用保険を受給できない方に対しましては、職業訓練期間中に求職者支援制度によりまして職業訓練受講給付金の支給はございますが、支給要件が大変厳格化をされておりまして、支給額も月額１０万円というふうに言われておりまして、また労働金庫の求職者支援金融資を受ければ月５万円、同居配偶者がいる場合は月１０万円を受けることができるんでありますが、これはあくまでも融資でございまして、連帯保証人がいない場合は有利子になりますし、当然返済する必要がございます。生活保護制度との関係もあると思っておりますが、生活保障的な意味合いで、できれば家族のいる場合などは職業訓練受講給付金が１０万円ということではなく、対象者の

状況によって金額を決めていただくなど、できる限り柔軟な対応をいただけたらなというふうに思っておりますので、是非ともご検討いただけたらというふうに考えております。

○コーディネーター（井口　泰氏）

今、鈴鹿市長から、さらに改善をという、もっと職業訓練が活用され、外国人の方々で活用されるようにということですけれども、勝田次長のほうからご発言をお願いします。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

まず、１点目の訓練協議会の関係のお話でございますけど、実は私どももその訓練協議会の中、市町村の代表の方は今のところ多分各労働局でやっていますものには入っていらっしゃらないと思います。最近、私どもも労働局で各市町村とのおつき合いですとか、ご意見を伺うのを是非積極的にということを思っております。是非、集住都市会議の首長さんの皆様方から、地元のハローワークでも結構でございますし、直接労働局のほうでも結構でございます。ご要望、ご意見等賜って、よりコミュニケーションをしていただければ、私どもの中で取り上げさせていただけるものはできるだけと思ってございます。

それから、２点目の給付金とか、そのほかの支援制度の関係でございますが、実はこれらは別に外国人に特別ということではなくて、日本人も皆同じでございますので、就職した後の幾らぐらい稼げるかとか、そういったことも考えながら設定をしておりますので、今直ちにこれを引き上げるとか、要件をというのはなかなか難しいところがございます。一方で、外国人の方々を含めまして、最近生活保護を受給されている方が非常に増えてございまして、これにつきましてはまた別の問題ではございますけど、各市町村と一緒になって、さまざまな取組を進めさせていただいておりますので、そういった取組のほうからも相談、支援等中心にご利用いただいて、一番いい解決策を個々に模索していくというような形で、まずは対応させていただくのかなあというふうに思っています。是非よろしくお願いいたします。



○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。ローカルなレベルでのもうちょっと強力な連携強化ということもありますが、鈴鹿市長さんのほうからは、やはり厚生労働省としてもっと積極的にやってほしいということであったかと思いますので、是非その点を今後ともよろしくお願い

したいと思います。

それでは、次のテーマに行きたいと思います。

日本語学習への動機づけについてということで、亀山市の櫻井市長からお願いしたいと思います。

○亀山市長（櫻井　義之氏）

私からは、日本語学習への動機づけにつきまして提案させていただきたいと思います。

現在、生活者としての外国人に対する日本語教育の内容や方法につきましては、文化庁におきまして日本語教育担当者や各地域においての日本語教室のコーディネーター的な役割を果たす人に活用されることを想定しまして、標準的なカリキュラム案等の５点セットを作成いただいておりまして、これは大変ご尽力いただきましたこと力強く思っているところでございます。

しかしながら、当市をはじめ各自治体もそうでございますが、地域の日本語教室はボランティアなどの団体が主催をしていただいているケースも多く存在をいたしておりまして、そのために日本語教室のコーディネーター的な役割を果たすまでには至っていないという現状もございます。

そこで、国のほうで地域日本語教育コーディネーター研修を実施いただいているところでございますけれども、平成２６年度につきましては東京と大阪のみでの開催となっておりまして、なかなかボランティア団体の皆さん等が参加するには、財政的な面も含めまして、難しい問題がございます。

そこで、標準的なカリキュラム案等の５点セットの周知に取り組むと力強い考え方をお示しいただいておりますので、財政支援等々も含めまして、国におきまして県レベルでの研修等を全国的にもさらに拡充をして実施いただくことをお願いいたしたいと思っております。



それから、法務省への提案をさせていただきたいと思いますが、当市をはじめまして各市町にお住まいの外国人住民の労働者の多くは期限つきの期間雇用者というケースもございます。そういうことが今回のアンケートの調査結果でも見えてまいったところでございます。この外国人住民の皆さんの中には、本人の日本語学習への意欲はありますものの、不規則な就労形態

でありますとか、仕事中心の生活に置かれているという現状もあろうかというふうに認識をいたします。

そのようなことから、継続的に各市町で実施しております日本語教室への参加ができないという課題が生じておりますし、地域コミュニティにおきましてもコミュニケーションをとる機会が少ない現状をいかに高めるのかということにつきましても、やはり日本語の習得機会がないことで地域コミュニティで孤立してしまわないか、このことは大きな懸念材料でございます。

技能実習生の入国・在留管理に関する指針におきまして、日常生活を円滑に送るためにも日本語教育は必要であり、監理団体に対して体制を整えるよう、これはもう国においてお示しをいただいておるところでございますが、もう申し上げるまでもなく、日本語の習得は大変重要な、最も重要なことではないかと思います。

そこで、在留カードの発行、それから更新等の機会に、法改正や、生活や就労に必要な日本語及び日本の社会に関する知識を習得できる手段のパンフレット等、税に関することでありますとか社会保障等に関すること等々につきましてパンフレットも配布をいただいておるところではございますが、これらとあわせて、日本語学習、その講習等々の受講の手段等々につきましても情報の提供をしていただくということはできないのか。さらには、これらをまた関係する市町との情報共有が可能な仕組みが構築できないのか、このことにつきまして考え方をお示しいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。今、亀山市長のほうからご提起いただきましたのは、第１の点は、日本語学習の機会の提供の問題です。これを実施するのは、ボランティアが中心になっていますから、そのボランティアの方々にしっかりした能力や経験を持っていただいて、ノウハウを持っていただいてということを考えますと、まだまだではないかということです。県レベルで、そうしたトレーニングを受ける機会をもっとつくれないだろうか。また、先ほどの文化庁が進めておられる生活者のための日本語の普及のための事業ですけれども、必ずしも、自治体にとって、その実施は容易でありません。計画をつくって推進するため、非常に手間がかかるので、どこでもすぐにできるといった簡単なものではないことも事実です。そういった学習機会を提供する側の問題に加え、今ご指摘いただいた第２の点は、やはり動機づけの問題ですね。在留資格の変更や更新の問題とはまた別に、在

留カード制度が導入されました。在留カードは、７年以内には、あるいは、７年たてば必ず更新になるわけですけれども、そういう機会に、特に永住者の方々を中心として、日本語能力が乏しく、あるいは、学習の機会がない人たちが出てきますので、生活の知識が十分でない場合への取り組みと併せて、自治体と国が、連携して取り組めないだろうかということだと思います。

それでは、まず文化庁の国語課長岸本さんにお願いしたいと思います。

○文化庁国語課長（岸本　織江氏）

文化庁国語課長の岸本と申します。ご提言ありがとうございました。

外国人に対する日本語教育の提供の機会を拡充していく、そしてまたその質を向上していくということは非常に重要であるというふうに認識しております。

文化庁では、生活場面に着目した１回完結型の標準カリキュラム案等、いわゆる5点セットを作成いたしまして、これを広く知っていただくために、東京を含む全国４地域において日本語教育研究協議会という会議を毎年開催しております。そちらのほうでボランティアの方々等を対象にいたしましてワークショップ等を実施しております。また、地域における先進的な取組事例等についてもいろいろご紹介をしているところでございます。



それから、地域における日本語教育の中核的な人材の育成を目的とした地域日本語教育コーディネーター研修、ただいまご提案の中にもございましたけれども、こちらは東京と大阪、２カ所で実施をしております。ただ、各地域には、東京と大阪に足を運びにくいという方々もいらっしゃると思いますので、今後ご指摘の内容を踏まえまして、なるべく多くの方に参加していただけますように、開催地域については柔軟に検討していきたいというふうに考えております。

それから、このコーディネーターや、ボランティアの養成ですとか研修に関してなんですけれども、ただいま井口先生のほうからちょっと使いづらいというご指摘をいただいてしまったところなんですが、文化庁のほうの「生活者としての外国人」のための日本語教育事業、この事業を活用していただいて、自治体の主催という形で養成ですとか研修講座というのを開催していただくということも可能でございます。１団体では難しいという場合には複数の団体で連携をして申請していただくということも可能ですので、いろんな工

夫をしていただいて活用していただければというふうに考えているところでございます。

今後も、日ごろ各地域で日本語教育に取り組んでおられる皆様からのご要望、ご意見等いただきながら、できるだけ事業の改善を図っていきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。それでは続きまして、第２の点につきまして法務省入国管理局の内田室長さんからお願いしたいと思います。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長（内田　省二氏）

法務省入国管理局の在留管理業務室長の内田と申します。

外国人の受け入れに当たりましては、生活者としての視点に立って、生活、就労に必要な日本語や日本社会に関する知識を習得していただくという取組が必要だということにつきましては、ご指摘のとおりだというふうに考えます。



ただ、ご提言のところで、法務省においてそういう講習を実施するということにつきましては、なかなか所掌事務上難しい点もございますので、これまで法務省として、例えばいわゆる日系定住外国人の方に日本語を習得する意欲を高めていただくという観点から、それぞれ定住者の在留資格には在留期間５年、３年、１年が定められておりますけども、一番長い５年の在留期間をとっていただくために日本語能力を有していることについても，考慮事項の一つとする運用を行っているところであります。

いずれにしましても、私どもとして、今後、例えば日本語習得の機会、そういう情報にアクセスするための情報提供について協力するということはあり得るのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。今、文化庁、それから法務省入管局、いずれの立場からも、前向きなお答えはありましたが、先ほど来、実際に議論されておりますように、こういった日本語教育の日本語講習の場では、自治体では、ボランティア中心で行っていることか

ら、これに対して、本当にサポートになっているのかどうか。さらには、入管行政におかれましても、いろいろなパンフレットをお配りいただくことは確かにできるかもしれませんけれども、もうちょっと進んだ連携はできないのだろうかということもあります。そのあたりを含めて、もう一回、亀山市長にお願いできますでしょうか。

○亀山市長（櫻井　義之氏）

文化庁から事業の改善等々、柔軟な対応をということもおっしゃっていただきました。

是非、全国どの地域でも一定以上の日本語講習を受けることができ、その講習を受けると、地域における日本語教育の中核的な人材の育成が保障できるような制度となるよう一層拡充を凝らしていっていただくとともに、財政支援も含めました仕組みをさらに充実していただきたいと強く今後もお願いしたいと思います。

そして、法務省の入国管理局のほうでございますけれども、こちらも確かに在留資格のカードの更新、変更の機会は、税・社会保障などとあわせて日本語講習の状況把握ができる大変有効な場面でもございますので、講習の必要性の高い皆さんに対して個別に受講を促す有効な何かアプローチや仕組み等を組み込むことはできないのかということを私どもは感じているところでございます。このような講習を法務省で新たに立ち上げていただきたいということではなくて、関係機関、関係部署等々の中でこれを実現するような仕組みを組み入れる良い機会であろうかと思いますので、そこのところを是非ビルドインしていっていただきたいと思っているところでございます。窓口での手続状況につきましては、可能な限り、市町との情報共有ができることで、さらにここが改善できるようなきっかけになるのではないかと、このように思っているところでございまして、是非今後そういう体制、仕組みが確立できるよう、よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

それでは、亀山市長からの再度のリクエストにつきまして、恐縮ですが、文化庁、それから法務省の順でお答えいただけますでしょうか。



○文化庁国語課長（岸本　織江氏）

先ほども申し上げました「生活者としての外国人」のための日本語教育事業でございますけれども、こちらの本日お配りいただいております白い冊子の４１ページのほうに、資料配付させていただいております。

この事業もいろいろ改善を重ねてきておりまして、プログラムＡという形で、文化庁の標準カリキュラム案を活用していただいて、日本語教育、日本語教室の実施と、それから人材の育成と教材の作成、３つをパッケージで実施していただくというもののほかに、これが使いづらいというお声もございましたので、プログラムＢというのをつくりまして、こちらのほうは外国人住民の方が参加していただきやすい活動、例えば子育て支援講座ですとか防災教室などを開催していただいて、その中で日本語教育をしていただくという、そういう取組を支援していこうというものでございますけれども、こういったプログラムＢというものをつくったりということをしております。

またさらに、２７年度要求、来年度の要求におきましては、プログラムＣということで、日本語教育の広域推進拠点を整備していこうとしております。つまり、今外国人集住都市というのはいろいろございますけれども、散在している地域というのもございますので、広域推進拠点をつくることによって日本語教室の空白地域というものを解消していっていただければということで、新しい枠組みの要求をしているところでございます。

いずれにしましても、今後もいろいろなご要望があると思いますので、是非いろんな機会にご意見いただきながら制度の改善というものに取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。それでは、法務省からお願いします。



○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長（内田省二氏）

日本語学習の動機づけに当たって、個別に受講を促すような何か取組を入国管理局でできないかというご指摘でございますけども、そのご提言につきましては、何ができるのか、今取り組んでいること以上にできることは何なのかということについては、ちょっと検討が必要かと思います。

以上でございます。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。本日は、このセッションの討論の２つ目のテーマというの

は、先ほどちょっと申しましたように、出入国管理政策と国の政策、それから地域が中心となっております多文化共生の政策の間で、どうやってリンケージをつくっていくかということです。そういう観点から、是非そういう方向の議論を期待したいと思います。

ご存じかと思いますけれども、欧米諸国ではほとんどの国が永住権の取得や、国籍あるいは市民権の取得に当たり、最小限の受入国の言語能力、あるいはその国の言語の講習への参加や習熟というのを条件にしていることは事実です。そういった観点も含めますと、まだまだいろいろ可能性があるのではないかということも是非ご検討いただきたいと思います。

それでは、第３の点にいきたいと思います。第３は、就労を中心とした外国人若年者に対する総合的支援についてです。この問題につきましては、伊賀市長と長浜市長から、２つに分けて、ご発言いただこうかと思います。まず伊賀市長のほうからお願いしてよろしいですか。

○伊賀市長（岡本　栄氏）

では、就労を中心とした外国人若年者に対する総合的支援ということでお尋ねをしていきたいというふうに思います。

外国人生徒の高校進学率は高まってきておりますし、高校卒業後、自分の夢の実現に向けて、大学、専門学校に進学する若者も確実に増えてきているところであります。しかしながら一方では、高校に進学ができなかったり、せっかく高校に進学できたにもかかわらず中途退学をしたりする者がいることも事実であります。理由はさまざまです。将来のビジョンが曖昧なまま成長している者もいるのではないでしょうか。

私ども地方自治体は、外国人生徒が高校に進学することをゴールとするというものではなくて、その先の未来まで見据えた支援が必要であるというふうに感じております。高校進学ができなかった者や中途退学した者への支援は、外国人に限ったことではありませんけれども、日本語能力や文化的背景によって、日本人の若者以上に難しく、その実態把握さえも困難な状況にあると考えられます。

このような状況の中で、ハローワークは学校、自治体、ＮＰＯ等と連携して、外国人若年者への就労支援の強化を図っていただきたいというふうに思います。

また、総社市がハローワークと就労支援ルームを設置しておりますけれども、このような取組がほかの地域でもできるように、国が率先してイニシアチブをとっていただきたいというふうに思います。

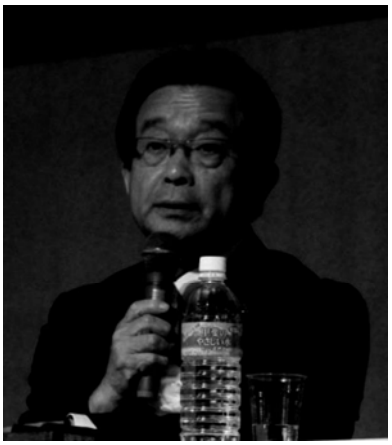
また、現在実施しております若年者雇用対策が外国人若年者も対象となるよう、母語での対応や相談体制の整備などの配慮をお願いしたい、このように考えておるところであります。よろしくお願いをいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

続きまして、長浜市長にお願いいたします。

○長浜市長（藤井　勇治氏）

長浜市の昨年の状況を見ますと、昨年度末の外国人住民の子どもたちの進路状況でございますが、高校進学率は７２％でございました。したがって、日本人の皆さんに比べるとまだまだ低いというのが実態であります。しかも、その半数近くは定時制に通うと、そして言葉の壁あるいは学力などによって中退する子どもも多いというのが現状でございます。しかしながら一方では、自分の夢や希望を持って勉学に励み、大学を卒業して、そして希望する職に就くなど、自分の夢をかなえている子どももいっぱいおります。



外国人住民の子どもたちの多くは、日本語と母語の二重の負担を負いまして、また親の定住化が進む中で、みずからのアイデンティティーを確立して自分の将来像を描くなど、人生に目標を見出すことに対して、日本人以上に困難がついて回っているという現状でございます。外国人住民の子どもたちがしっかりと自分の夢や希望を持って、その実現に向かって頑張ることができる環境の整備とキャリア教育が大変大事であるというふうに思っております。

外国人の若年者の雇用対策としては、外国人の有利な部分を有効に活用できる仕事、例えば日本語と母語をつなぐ仕事とか、あるいは母語を生かす仕事、それから日本人にない外国人の独特の感性を生かすことができる仕事、さまざまございますので、実際に活躍している人々のロールモデルの作成とか、あるいはキャリア形成支援のためのノウハウを全国から収集して、国や地方自治体、あるいはＮＰＯ法人と連携協力して、求人開発やら就職促進を行うべきだと考えておりますが、いかがでございましょうか。今ほどの伊賀市長さんの発言とあわせて、就労に対する総合的な支援ということについてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。今、お二人の市長から、ご発言いただいたことについては、このブロックが中心になって、今回実施したデータが資料としてついておりますので、後で是非ごらんいただきたいと思います。

今までは、特に高校進学するくらいのティーンエイジャーの若年層に関するデータが、外国人については、なかったのですけれども、ようやくその実態がわかってまいりました。まだ依然として、地域によって違いはありますけれども、日本人との間に格差がかなりあるし、外国人ならではの、いろいろな悩みや問題があります。

それでは、厚生労働省の勝田次長にお願いしてよろしいでしょうか。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

厚生労働省職業安定局次長の勝田でございます。

今ほどの話を聞いていて、十一、二年前の話をまた思い出したわけでございますが、当時私ども議論しておりましたときに、集住都市会議の皆さんにいらっしゃるブラジル人子弟で中学校で半分ぐらいがドロップアウトしちゃう、来ないという話で、それに比べると、ああ、もう少なくとも高校の議論に来たんだなあということで、大分改善されてきている中で、さらに今後どうしていくかということで、前向きに捉えていいかなあと少しは思っております。ただ、いまだにまだ大変だというのはよく理解はしております。

私ども、外国人の方々が、特に若い方々の就労支援は非常に重要だと思っています。１０年前のときの話も、就労していない青少年の方々を中心に、どうしても犯罪との関係といったものも議論されたのをよく記憶してございます。

そういった意味で、私ども、ハローワークと関係機関を中心にして、就労をどうしていこうかということで、例えば外国人がたくさん住んでらっしゃる地域で、ハローワーク、自治体、関係団体、地元の日系人コミュニティ等構成員とする連絡会議を設置して、不就労者のニーズでございますとか、就業支援のガイダンスの開催とか、こういったことも行っているところでございます。

さらに、私ども、外国人求職者を対象にする担当制ということで、きめ細かな相談、それから地域の企業の皆さん、求職者の皆さんのニーズを踏まえた計画的な支援というのを行っていこうということでやっておりまして、特に全国で今１３０カ所、外国人サービスコーナーという形で、通訳を置いた就職の支援を行っております。国際的に見ても、これほどの通訳を置いた支援をやっている職業紹介の体制というのは実は余りないというふうに私認識してございます。

さらに、今日お配りした資料の３４ページ、３５ページでございますが、日系人の方が多く集住する地域、安定就労の意欲、その必要性が高い方を中心に、日系人就労準備研修というのを行ってございます。今日もおいでのＪＩＣＥさんも全面的に一緒にやっていただいておりまして、職場でのコミュニケーション能力、日本の労働法令、雇用慣行の問題でございますとか、履歴書の書き方とか、面接のやり方とか、そういった実践的なものまで含めて支援して、しかも研修の実施に当たっては外国語のテキストもこれについては使えるようにしてございます。じゃあ、これをやったらすぐ就職できるか、そういう方もいらっしゃいますが、それだけでは足りないだろうということで、この後、受講後に職業訓練あるいは求職者支援訓練といったような訓練に移行することも考えた形でいろいろさせていただいております。こういったさまざまな訓練や支援が一貫してできるだけ総合的に行えるように、いろいろと皆様のご協力もいただきながら、各地域ごとに取り組んでまいりたいと思ってございます。

それから、総社市のお話でございました。総社市のほうでは私どものハローワーク、国が行う職業紹介と地方自治体が行う業務をワンストップで提供する一体的実施事業ということで、総社市では外国人の関係の事業も行っているわけでございますが、実は総社市だけではなく、これ以外にも幾つかこういったものを行っているところがございます。これにつきましては、実は私どもというよりも、皆様方、市町村のほうから、あるいは県のほうからでもよろしいんですが、お申し出いただければ、私どもとして、最近大分予算とか資源のほうが厳しくなっておりましたので、全部お受けできるかどうかお約束できないんですが、そういうご要望があればまた検討させていただきたいと思います。

いずれにしても、各地域でハローワークと市町村が一緒になった取組を行う、連携を密にして皆さんのニーズに合った取組を行うということが重要ではないかと思っておりますので、私どものほうからも、私どもも頑張ってまいりますので、是非市町村の皆さんのご意見とかご協力をお願いできればと思っております。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。今おっしゃったように、経済危機はリスクだったのですけれども、それがチャンスになって、外国人雇用対策が進んできたという面があります。しかし、若年雇用対策では、対象となる若者が把握しにくい。実際に訓練に参加している若者の数も、余りデータの上には出てきません。実効が上がっているかどうかということも考えますと、もう少し議論したいと思います。これが、このセッションの最後のテーマにな

ります。

それでは、まず伊賀市長、ご発言いただけますか。

○伊賀市長（岡本　栄氏）

大変前向きのお話も伺ったんでありますけど、私どもの「いが若者サポートステーション」、「サポステ」への聞き取りをいたしましたところ、委託対象、サポートステーションの人件費のみということで、事業費、プログラムは県と市で負担しています。例えば臨床心理士、ジョブサポーターへの報償費であります。

外国人若年者特有のということになりますと、相談や支援も行っておりますけど、基本的にやはり日本語ができる者しか対応できていないと。日本語ができない若者が相談に来たときは、通訳がいないので、別に通訳者を呼んでくるというようなことになります。これは、経費はその都度県市ということになるわけでありますけども。しかし、こうしたことを見ますと、やはりユニバーサルにどこでも同じようなケアが受けられなければいけないのではないかというふうに思いますので、その辺の委託内容でありますとか実施方法について国がしっかりとしたスタンダードを明記していただくということが大事ではないかなあというふうに思ったりもするわけですが、いかがでしょうか。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。長浜市長からはいかがでしょうか。

○長浜市長（藤井　勇治氏）

先ほど申し上げたんですが、若年者のキャリア教育というのはアイデンティティーを確立する、あるいはロールモデルを提案するなど、日本で自立した外国人の経験などを盛り込む必要があります。これらについては、学校と協力しなければ十分に対応できないのではないかというふうに思っております。外国人に対する若年雇用対策やらキャリア教育の進め方について、もう少し工夫をして、国がもっと明確な指針を示すべきではないのかなという思いでございます。

○コーディネーター（井口　泰氏）

ありがとうございました。それでは、時間は限られておりますが、勝田次長から、お言葉をいただけませんか。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

なかなか直接に、では明日からこうしますと言えればいいんですけど、それもなかなか

難しゅうございます。私どもも先ほど１３０カ所、通訳を設けたサービスコーナーをつくっているということをお話し申し上げました。１３０カ所つくっているところと、じゃあそれは若者支援の窓口と外国人支援の窓口とどっちでやるんだということになれば、基本的にはこれは外国人支援の窓口になっているわけでございます。外国人の若者の場合に、外国人としての問題と若者としての問題と２つが重なっているわけでございますけれど、相談する側としては片一方に行かざるを得ないので、今のところは外国人の窓口という形でやっているというふうにご理解いただいたらいいとは思いますが、そこのところの連携がうまくいけばいいなと思っております。先ほどから出ている中で実は中退の話を中心にしているのは、中退以外は基本的には高校とか大学でやっていただくことをまずやっていただかなくてはいけないので、ここの部分は私ども労働局と教育関係機関との連携の問題もありますし、場合によりますと、市立の中学校等でございますと首長さんの皆様にもいろいろご努力いただかなくてはいけないんですが、こういう問題を含めて、教育の段階から、Ｓｃｈｏｏｌ　ｔｏ　Ｗｏｒｋ　Ｔｒａｎｓｉｔｉｏｎという言い方をしていますけれど、学校からどうやって仕事に移っていくかという問題の総合的な対策というのは、おっしゃるとおり必要だと思ってございます。ただ、じゃあ今私どもで外国人の方々の若者のモデルの研究まで実にできるかと言われると、すみませんが、今まだそこまで手が回っていないというのが正直なところでございまして、また私どものほうでできることがあるかどうか、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

それから、サポステで通訳がいないというお話、わかりますが、先ほど言ったような話で、私どもの通訳サービス、サービスコーナーの通訳サービスは、空いていれば、それ以外のところの職業関係のところで一緒にやっていただくというようなことも可能だと思いますので、是非サポステとハローワークとの連携といったこともまたお考えいただくというのがとりあえずの方策かなあとは思ってございます。

いずれにしても、こういった問題、いろんなプレーヤーが地域の中でみんなそれぞれ取り組んでおりますので、その連携を強めていただければというか、強めて私どももまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（井口　泰氏）

どうもありがとうございました。

以上で、日本語と雇用を中心とする本日の第一のセッションでは、おおむね予定された議論をさせていただくことができました。

ちょっと私のほうで若干整理させていただきます。

まず、第１の職業訓練の問題につきましては、依然として、国、県、それから市町村の間には、総すくみのような状態があり、なかなか職業訓練制度が、外国人の方々に十分に活用していただけないようです。やはり、技能職種における人材養成について、もっと踏み込んでいかなければならないということが、大きな課題として残っているように思います。これは、実は、日本人でもそうなのだと思います。そういう中で、外国語の活用、母語の活用も含めた訓練の取り組みについては、是非、具体的な次のステップをご議論いただきたいというふうに思った次第です。

それから、第２の日本語の講習、あるいはその受講機会の保障につきましては、外国人集住都市会議の、以前からの強い要望事項です。各地でいろんなボランティアをベースにして、自治体の支援が行われていますが、ここでも、国と自治体で、どうやってもっと連携していけるのか。将来の新しい制度の仕組みなども展望しながら、どうやって、毎日のこうした講習の場を支援できるのかというところに、最終的には行きつくのではないだろうかと思います。これにつきましては、先ほど議論していただいた入管施策との関連も、重要です。



それから、第３の若年雇用対策につきましては、ハローワークと自治体の協力が、いろいろなところで行われています。しかし、これも、まだまだ十分にうまくいきませんでした。やってみたけれども、うまくいかなかったケースも、少なくありませんでした。総社市は、そういう意味では非常に頑張っていると思いますけれども、これに加えまして、今若年雇用対策としての外国人の方々への支援が、今までは、見過ごされてきたということです。私どもは、これを放置しておくことはできないということを、本日、確認できれば、次へのステップになるのではないだろうかと思います。

以上、外国人集住都市会議が、いろいろ提言してきた出入国管理政策と多文化共生政策の本当の連携のあり方を考えるうえで、非常に重要な議論になったと思います。そういう意味で、本日ご参加いただきました府省庁の方、それからこのブロックの自治体の首長の方々、これに協力してくださった多くの方々に、厚く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

〇総合司会（池上　重弘氏）

ありがとうございました。以上、三重・滋賀・岡山ブロックでした。

それでは、ここで１０分間休憩といたします。

次の長野・岐阜・愛知ブロックは午後１時３０分の開始となります。

■第Ⅰ部（ブロック提言及び首長報告並びに府省庁からの回答）

長野・岐阜・愛知ブロック

◇テーマ　「義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について」

◇登壇首長

飯田市長（ブロックリーダー都市代理）	牧野　光朗
上田市長	母袋　創一
小牧市長	山下　史守朗

◇府省庁登壇者

文部科学省大臣官房審議官（初等中等局担当）	中岡　司　氏
厚生労働省職業安定局次長	勝田　智明　氏

◇コーディネーター

静岡文化芸術大学教授	池上　重弘

【　長野・岐阜・愛知ブロック　】

○コーディネーター（池上　重弘氏）

皆様、席にお戻りいただけますでしょうか。１時半になりましたので、これから第Ｉ部の２つ目のブロックに入っていきたいと思います。どうぞ、お席にお着きください。

それでは、これより第Ｉ部の２つ目のブロック、長野・岐阜・愛知ブロックをはじめてまいります。

私、先ほど総合司会としてご挨拶差し上げましたが、このセッションにおいては当ブロックのアドバイザーとして、このセッションのコーディネーターを務めてまいります、静岡文化芸術大学の池上でございます。

今回、この長野・岐阜・愛知ブロックは教育にテーマを絞って話を進めてまいります。

まず、このブロック、３県の７つの市で構成されております。本日、皆様お持ちのこの緑色の冊子を是非お手元に今ご用意いただきたいのですが、この緑色の冊子の１７ページをご覧いただけますでしょうか。



１７ページのところに当ブロック、外国人の子どもの教育について、義務教育及びその前後を含めた支援の必要性についてと書いてあります。参加しているのは長野県の上田市、飯田市、岐阜県の大垣市、美濃加茂市、そして愛知県の豊橋市、豊田市、小牧市でございます。本日は、そのうち飯田市、上田市、小牧市の３都市の市長にお越しいただいて、外国人の子どもの教育についてというテーマで話を進めてまいります。

先ほどのブロックはテーマ、トピックが３つでしたけども、私どもは５つもございます。ちょっとその５つの構成を簡単に頭の中に思い描いていただいて、皆さんと共有したいと思っております。

真ん中に義務教育の課程がございます、小・中です。その義務教育の課程に対して、前のほうに就学前の段階があります。そしてさらに高校進学した子どもたちの支援ということで、義務教育の前後にもテーマがあります。さらに、義務教育段階の横という言い方を比喩的にしますけれども、いわゆる虹の架け橋のような教室、そしてブラジル人学校ということで、５つのトピックについてこれから取り上げてまいります。

私どもはこのセッションで外国人の子どもという表現を使います。もちろん、会場にい

らっしゃる皆様と同じように、これから取り上げる子どもたちの中には日本国籍の子どもがいたり、非常に多様な子どもたちがいることは百も承知しております。それを承知の上で、便宜的に、これからは外国人の子どもということで取り上げていくことをまずご理解ください。

それから、高校入試がとても大きな課題であるということ、これも私どもは承知しております。しかしながら、高校入試については既に昨年度も取り上げました。中学校卒業者の進路ということで取り上げましたので、今回は高校入試そのものは取り上げず、高校に入学した後の支援について取り上げていきたいと思っております。

それでは、ブロックを代表して、長野県飯田市の牧野市長より、ブロック全体から発信される内容、その概要についてご説明いただきます。お手元の資料では１８ページがそれに相当いたします。

それでは、牧野市長、よろしくお願いいたします。

○飯田市長（牧野　光朗氏）

ご紹介いただきました、長野県飯田市長の牧野でございます。これから長野・岐阜・愛知のブロックを代表しまして説明をさせていただきます。

外国人集住都市会議におきましては、外国人の子どもの教育は常に主要な課題の一つとして取り上げられておりまして、議論が繰り返されてきたトピックであります。本日の資料３７ページ以降にも、これまでの議論・提言の結果と、依然として現場に残ります課題をまとめさせていただいているところでございます。

さて、平成２５年４月に文部科学省が公表した「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成２４年度）の結果によりますと、全国の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍しております外国人児童生徒数は７万１，５４５人であります。このうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は２万７，０１３人と、依然として高い数値を保っています。

また、国際化の進展に伴います子どもの家庭背景の多様化によりまして、日本国籍であっても日本語指導が必要な児童生徒は現在６，１７１人と報告されております。こちらは年々増加の一途をたどっておりまして、このような児童の受け入れ主体となります学校教育現場や地域では日々さまざまな対応策に追われているという現状があります。

一方で、外国人住民の定住化が進んでいる現在、外国人の子どもたちは将来の地域の発展を担う住民としての活躍が期待されているところであります。本日、当ブロックから

は、外国人の子どもたちも日本社会を構成する人材であるという観点で、外国人集住都市会議会員都市における、義務教育及びその前後の現状と課題につきまして、関係する多くの皆様方に問題提起や支援策について発信してまいりたいと思っております。

私たちは大きく項目を５つ設定いたしまして、それぞれについて外国人集住都市会議の会員都市における課題集約や情報交換等に取り組んでまいりました。

まず、１つ目の項目についてでありますが、義務教育課程後の進路へとつながる子どもの成長過程における大きな影響を及ぼすことがわかっております、就学前の外国人の子どもへの支援についてであります。あくまでも教育という視点で、現状と課題について発表してまいります。

また、２つ目の項目におきましては、我々自治体レベルでの教育という面で最もかかわる部分が大きい義務教育課程の中の話題を取り上げます。特に今回は、今年度から運用の始まりました特別の教育課程の集住都市会議会員都市での運用状況と課題について取り上げていきたいと思います。



３つ目は、義務教育課程後の区分に当たります、高校進学後の支援についての話題であります。義務教育課程以降の子どもたちというのは、我々の地域社会を構成するかけがえのない市民でありまして、地域の発展を担う住民としての活躍が期待される存在であります。その観点からも、今回地元の高校等へ実際に出向きまして、教育現場が抱える課題を拾ってまいりました。

そして、４つ目、５つ目の項目といたしましては、定住外国人の子どもの就学支援事業であります、虹の架け橋教室とブラジル人学校といった、いわゆる日本の公立学校には通っていない、外国にルーツを持つ子どもたちの話題についても取り上げてまいります。後ほど、それぞれの現状と課題についてのご説明とともに、ブロック内の各都市の市長からも順次発表させていただきます。

国際化の進展に伴いまして、教育という側面におきましても、子どもや家族を受け入れる学校、そして地域において多様化への対応が求められてきていること。また、現場での対応状況にかかわらず、日本語指導が必要な子どもたちは日々増えているところでありまして、また日々成長を続けているということがあるわけであります。学齢期を長く日本で

過ごしているにもかかわらず、日本の学校に通う機会を得ることなく成人し、そして日本語力が育たぬまま日本社会の構成員となっていく子どもたちもいるという現状であります。そういった現実につきましても多くの皆様方に気にとめていただきたく、発表してまいりたいと思います。

外国人も日本人も輝ける社会の実現と継続のためには、日本で生活する全ての子どもたちが義務教育及びその前後の段階におきまして一定水準の教育の保障がなされることは必須と考えているところであります。

本日のこの長野・岐阜・愛知ブロックからの情報発信及び提言が日本の明るい未来につながることを祈念し、長野・岐阜・愛知ブロックに所属します７都市を代表しての関係府省庁の皆様方に引き続きご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げる次第であります。

私からは以上であります。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

牧野市長、ありがとうございました。このセッションで取り上げる５つのトピックについて皆様と理解が共有できたことと思います。

それでは、それぞれのトピックに入る前に、本日登壇の３市長より、各都市の現状、取組についてご紹介をお願いいたします。

まずは、長野県上田市の母袋市長、よろしくお願いいたします。

○上田市長（母袋　創一氏）

上田市長の母袋でございます。



上田市はロケーション的に日本のほぼ中央に位置しておりまして、東京から長野新幹線でおおむね８０分の距離にあり、製造業盛んな県内有数の工業都市でもございます。

今日は、現状と取組ということで、４つの視点から報告をさせていただきますが、まず外国人住民の状況についてでございます。

当市の外国人住民は約３，４００人、人口１６万１，０００人からいたしますと、おおむね２％の割合でございます。国別に見ますと、中国、ブラジル、韓国・朝鮮の順でございますが、ピーク時と比べますと、外国人住民の数

はほぼ半減という状況にございます。特にブラジルをはじめとする南米の方々の減少、これが目立っております。一方、永住者資格を有する方が増えるなど定住化が進んでおりまして、当市では外国人が生活者として自立し、さらには積極的に社会に参加していけるような取組もはじめているところでございます。

一例でございますが、今年度から、日本人の配偶者として暮らす外国人住民が、日本の習慣や行事を学ぶとともに、日ごろ生活していく上での問題を語り合う交流会というものをはじめました。同じ悩みを持つ者同士交流することにより、それぞれが抱える問題解決の一助となる、それによって前向きな気持ちを持っていただくこと、これができれば社会参加にもつながっていくものではないかと考えております。

次に、外国人児童生徒の状況でございます。

今年の５月１日現在で、市立の小学校には１３１名、中学校には６６名、合計１９７名在籍しております。そのうち、日本語指導が必要な児童生徒は８１名となっております。小・中学校３６校のうち２５校に外国人児童生徒が在籍し、国籍別に見ますと、ブラジル、中国、ペルー、インドネシアの順となっております。

外国人住民の定住化が進んでおりますが、将来これらの子どもたちが生活者として自立していくためには、教育委員会はもちろん、市民ボランティアの協力も得ながら、地域一体となって支援していく必要があると考えております。

次に、教育委員会の取組でございます。

当市では、入学時の集中日本語教室「虹のかけはし」が小学校２校に配置されているほか、取り出し教室としては小・中学校６校にございます。また、小・中学校１２校におきましては、市の嘱託職員、日本語教育事業指導員による巡回指導を行っております。これらの事業は、県からの加配教員８名、市単独の嘱託職員１名、日本語教育事業指導員５名を配置して対応しているところでございます。

今年度から、省令改正で位置づけされた特別の教育課程についてでございますが、これについては日本語指導担当教員の配置や児童生徒一人ひとりに応じた日本語指導計画書作成等、こういった課題もございまして、現在当市においては、その実施について検討しているところでございます。

最後に、民間の団体ということでございます、上田市多文化共生推進協会の取組について申し上げたいと思います。

今申し上げた教育委員会による取組に加えまして、当市においては市民ボランティアの

皆さんがさまざまな支援を行っていただいております。

例示として、就学、入学前の子どもとその保護者も対象にいたしまして、日本の教育システムや学校の様子、あるいは就学援助制度などについて理解を深めていただくための「教育ガイダンス」のほか、高校進学に向けては、「日本語を母語としない子と親のための進学ガイダンス」、これを県教委と連携して実施をいたしております。これらは子どもの将来を親子で共に考える大変良い機会となっているという報告がございます。

また、市民ボランティアが小・中学校の授業に入って教員をサポートする取組がございますが、教員は複数の日本語レベルの異なる子どもたちを同時に指導していることから、このボランティアが授業に加わることで、子ども一人ひとりに対してきめ細かな指導が可能になっております。協会においては、こうしたボランティア活動をはじめるきっかけとしていただくとともに、現在活動されている方の資質の向上につなげていただくため、外国につながる子どもの支援ボランティア養成講座も開催しております。

以上、取組の一部を紹介させていただきましたが、国におかれましては、是非子どもたちへの支援体制ということにおける充実、これを行っていただきたいと思います。

以上です。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

母袋市長、ありがとうございました。

子どもたちの在籍の国籍の中にインドネシアというのが、耳なれない国籍ですけども、入ってまいりました。実は、上田市は日系インドネシア人の集住地の一つとしてもよく知られております。

それでは続いて、愛知県小牧市の山下市長、よろしくお願いいたします。

○小牧市長（山下　史守朗氏）

愛知県小牧市長の山下でございます。

小牧市は、東名、名神、中央道の結節点に位置しておりまして、内陸工業都市として発展をしてきております。

それでは、小牧市の状況についてご報告を申し上げます。

小牧市の人口は約１５万３，０００人、そのうち約７，０００人の外国人市民の方がお住まいになっておられます。細かく言いますと５０カ国以上からおみえでございますけれども、特にブラジル、中国、フィリピンが多いわけであります。

また、小牧市の児童生徒数、これは日本人も含めての児童生徒数でありますけれども、

平成２６年５月１日現在、小学校１６校で８，８５７名、中学校９校で４，４９３名の合計１万３，３５０名であります。そのうち、日本語教育が必要な児童生徒は７５７名おりまして、５年前の同じ時期、５９３名と比べまして１６０名以上、約３０％の増加であります。特にタガログ語を必要とする児童生徒は８９名から２１７名と、この５年間で約２．５倍も増えております。これらの児童生徒に対しては、県からの日本語指導加配教員４０名に加え、市が独自に４言語の語学相談員１７名、日本語指導員４名を配置して指導、支援をしています。昨年と比べて、日本語教育が必要な児童生徒は４６名も増えておりますけれども、語学相談員、日本語指導員ともに残念ながら増員ができていない状況であります。

また、市独自で「にじっこ教室」という日本語初期教室を平成２２年度に開設いたしております。この教室は、市内の小・中学校に転編入してきた日本語がほとんどわからない外国人児童生徒を対象に、教室で最低限度必要な日本語の学習及び生活適応指導を約３カ月間集中的に行うものであります。その指導には、先ほど申し上げました語学相談員１７名のうち６名、日本語指導員４名のうち２名が当たっております。



日本語初期教室への入級は、保護者の送迎を必要とします。もともと外国人居住率の高かった小牧東部の桃花台地区に開設をいたしました「にじっこ教室」でありますけれども、市の東に位置していたことに加えまして、年々入級者も増えてきたため、昨年度９月より、市の中央に位置し、駅からも比較的近い場所に分室を開設いたしました。今年度の１学期には、２つの教室で２５名が学んでおりました。これは前年の倍以上の人数であります。「通わせたいけれども、車がないから、あるいは仕事があるから、送迎ができない」と入級を諦めていた保護者も、日本語初期教室が２つできたことで随分と入りやすくなったことがわかります。とはいえ、まだまだ送迎ができないことから入級を諦める場合が少なくありません。そういった外国人児童生徒への支援を考えていかなければならない状況であります。

また、日本語初期教室の運営にかかわる課題はこれだけではありません。特別の教育課程の編成、実施が可能になったとはいえ、こうした日本語初期教室への教員免許を有する職員の配置はありません。加えて、運営に必要な経費、語学相談員や日本語指導員等の人

件費、教材費や研修費の全てを市独自の予算で対応している状況を考えますと、増加の一途をたどる日本語指導を必要とする児童生徒への対応は極めて困難であります。

小牧市の取組をもう一つ紹介させていただきます。当市では、小学校就学前の子どもたちを対象に、プレスクール事業を進めています。この事業は、子どもたちが小学校で戸惑うことなく、早期に学校生活に適応できるようにするため、平成２２年度に立ち上げました。立ち上げ当初は２園で開設して１４名の参加でしたが、年々その数が増え、昨年度は３園で３１名の参加となりました。事業の実施主体は小牧市国際交流協会で、広報を通じて人材を募集し、養成講座、ステップアップ講座をもって指導員を育てております。プレスクールは、小学校入学前の１月から３月、全１０回程度行い、保護者の参加も促しております。

こうした取組によりまして着実な成果を上げている一方、課題もあります。特に大きな課題は、プレスクールが本当に必要な対象児への周知と人材確保、育成などの人件費や教材開発、準備のための費用であります。周知につきましては、小学校や関係課との連携を図り、本年度は就学時健診の案内を各家庭に配布する際にプレスクールのチラシも同封をして、積極的に呼びかけを行っております。国におかれましても、これらの事業が継続的に実施できるよう支援をお願い申し上げます。

また、国は、国際化の進展などに伴いまして、外国人児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、特別の教育課程を編成、実施することができるよう、制度を整備してきました。

当市におきましては、本日ご紹介いたしました語学相談員や日本語指導員の派遣、「にじっこ教室」やプレスクール開設のほかにも、外国人児童生徒教育連絡協議会を立ち上げ、支援の充実を目指したり、あるいは外国人向けの進路説明会を開いて必要な情報提供を行ったりと、学校現場からも多文化共生を目指してまいりました。しかし、その運用のための財源が十分ではありません。今後ますます需要が高まっております、こうした教育に係る特別の事業につきまして、市町村としても、国、県、関係機関の皆様とともに、その実現に向け尽力をしてまいりたいと考えておりますので、一層のご配慮を心からお願い申し上げて、ご報告とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

山下市長、ありがとうございました。

タガログ語の支援の必要な児童生徒が５年間で８９名から２１７名、約２．５倍ということです。これは、実は小牧市に限らず、外国人集住都市会議の参加都市においてかなり広く今認められる新しい状況、新たな支援のニーズというふうに捉えられると思います。

それでは３つ目として、飯田市の牧野市長、お願いいたします。

○飯田市長（牧野　光朗氏）

それでは、飯田市の取組について紹介をさせていただきます。

飯田市は、南アルプスと中央アルプスに囲まれました人口１０万５，０００の都市でありますが、御多分に漏れず、人口減少、少子化、高齢化の波に洗われております。一方で、１３年後にはリニア中央新幹線が通るということで、大都市圏のみならず、世界がより身近になることが期待されているところであります。

そうした中で、当市におきましては、このリニアを見据えた地域の将来像として、小さな世界都市の実現を掲げているところであります。



「多様性を活かし、外国人住民を含む全ての市民が住みやすい地域づくり」を目指します多文化共生施策の充実とともに、人形劇を中心とした文化、あるいは環境、産業、教育、民間交流等、さまざまな分野におきまして海外との交流を深め、交流人口の拡大に取り組んでいるところであります。

当市の１０月末現在の外国人住民数は２，０８１人であります。外国人比率は１．９７％、２７カ国の外国人の方々が在住しておりまして、国籍別に見ますと、中国、フィリピン、ブラジルの順になっております。リーマン・ショック以降、ブラジル人が激減いたしまして、ピーク時の約６割の住民数という状況であります。

もともとこの地域には満蒙開拓団の歴史がありまして、満州へ全国一移住者を送り出していたという歴史もありまして、中国人が外国人の割合の半数以上を占めるという特徴を持っております。

定住化が進む中、外国人住民は社会的弱者という、そういった位置づけではなくて、地域づくりの重要な担い手であるという認識のもとで、各地区の公民館が中心となって、この外国人住民を取り巻く課題解決に当たっております。外国人住民が積極的に地域参画できるような、そういった取組を進めているところでございます。

その一例を紹介いたしますと、文化庁の補助事業であります、「生活者としての外国人のための日本語教育事業」を活用し、外国人住民の積極的な地域参画の促進と子育てを目的とした日本語教室の開催をしているところであります。

特に集住しております地域の外国人住民は日本人との接触が少なく、地域社会に溶け込むことが難しいということが課題になっております。そこで、地区の公民館や自治会等と連携いたしまして日本語教室を開催して、この事業を通じて地域とのつながりを持てるように展開をしているところであります。

例えば防災にかかわります日本語プログラムにおきましては、この事業をきっかけにいたしまして、地区の自主防災組織内で課題となっております支え合いマップ作成に外国人住民が積極的にかかわるということが期待されているところであります。特に市営住宅におきましては独居の高齢者の増加という状況があり、大きな課題となっているわけでありますが、ここに若い外国人世帯が入ってくることによりまして高齢者の支援に回るという、そんな仕組みを構築していけないかということを今模索しているところであります。

それから次に、当市の外国人の子どもの教育についての現状でありますが、本年５月１日現在の市内小・中学校在籍の児童生徒数は１５３人、日本語指導が必要な児童生徒数は、日本国籍の児童生徒含めまして６７人という状況であります。国籍別に見ますと、やはり中国、ブラジル、フィリピンの順になっております。

フィリピンや中国につながる子どもたちは学齢期を過ぎて来日したり、母国と日本の行き来を頻繁にしなければならないという家庭環境に置かれている子どもたちも多いところでありまして、最近は日本国籍でありながら母国にルーツを持つ、日本語支援が必要な子どもが増加傾向にあるところであります。

子どもの教育にかかわる取組といたしましては、集住地区の公立小・中学校６校に日本語教室が設置されておりまして、市の外国籍児童生徒支援員事業といたしまして、中国語、ポルトガル語、タガログ語、英語の母語支援員４名を各学校に派遣しているところであります。

また、高校進学に向けまして、日本語を母国語としない児童生徒、保護者のための進学ガイダンスを県教育委員会、国際交流推進協会、地域日本語教室との共催によりまして毎年実施しているところであります。

このほかに、青少年の国際理解教育の推進にも力を入れているところでございまして、小・中・高校生への外国人住民によります母国紹介の出前講座、あるいはカンボジアへの

高校生派遣事業を実施しているところであります。海外に学んで、そしてそれを通して地域を知り、社会貢献について考えるという学習活動を通じまして、地域に誇りと愛着を持って、グローバルな視点で飯田の将来ビジョンを描けるような人材育成に成果を上げているところであります。

一つの例といたしまして、地元の学校を卒業し、地元保育園に就職した外国人の保育士もいるわけでありますが、日本語と母語の両方が堪能な彼女は、外国人の子どもの気持ちをくみ取り、保護者からも信頼される保育士として活躍しているところであります。

外国人住民がこの地域で安心して子どもを産み育て、また日本社会と母国をつなぐバイリンガルの子どもを育成していくためには、小・中学校での支援の充実とともに、乳幼児期や中学校卒業後の各ステージにおいて必要な支援が適切にできる環境づくりが必要と考えるところでございます。

以上であります。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

牧野市長、ありがとうございました。

以上、３つのまちの紹介、取組といったことをお話しさせていただきました。

では、ここからは提言の内容、具体的な内容に入ってまいります。本日、この会場には関係する国の府省庁の皆様にたくさんお越しいただいておりますけれども、このブロックにおいては子どものことということで、厚生労働省及び文部科学省からご登壇をいただきます。

それでは、ご登壇よろしくお願いいたします。

厚生労働省からは職業安定局次長勝田智明様、先ほどに続いての登壇となります。また、文部科学省からは大臣官房審議官初等中等教育局担当の中岡司様にお越しいただいております。どうぞ、ご用意ください。

ここから先は、お手元、皆様の資料の緑色のものですけれども、１９ページからになります。私どものブロック、５つのトピックがありますけれども、１９ページから１、２、３、４、５、その順番に沿って、調査結果をもとに進めてまいりたいと思います。

それでは、皆様、改めて厚生労働省勝田様、文部科学省中岡様に拍手をお願いいたします。どうぞよろしくお願いします。

私どものブロックでは、昨年度と今年度、２年間にわたり調査を続けてまいりました。とりわけ昨年度、量的な調査を行ったところでは、少し具体的な生の声を聞いてみようと

いうことで、子どもの保健の現場の職員の方であるとか、あるいは高校での支援に関しては定時制の学校の先生方にお話を伺うというようなこともしました。今年度から導入が始まりました特別の教育課程については、県の教育委員会、市町の教育委員会、そして実際取組をはじめた学校、取組を検討中の学校などについての調査なども行っております。そういった多様な調査の結果をもとに、これから５つの柱について提言を進めてまいりたいと思っております。

それでは、１９ページの１番の柱、就学前の子どもの教育に関する支援についてのところですが、ここを飯田市の牧野市長からよろしくお願いいたします。

○飯田市長（牧野　光朗氏）

それでは、私から、外国人住民に係る就学前の支援状況調査を平成２５年度、会員都市２７都市で実施しましたが、それを整理し、現場関係者からのヒアリングを通しまして、必要な施策、課題についてまとめてきた内容につきまして報告をさせていただきます。

必要な施策、課題についてのお話ということで、当市の取組状況なども交えながら話させていただければと思います。

平成２６年５月１日現在の市内在住の外国籍乳幼児数は１２１人でありまして、うち保育園、幼稚園に通園する数は６５人という状況であります。通園していない約半数の子どもたちの中には、住民票を日本に残して本国へ一時帰国し、祖父母や親戚が面倒を見ているということも多い状況でありまして、３月末の突然の入学希望というようなことも間々あって、小学校へのスムーズな受け入れ態勢が非常に困難な場合も出ております。また、来日してからの母子関係がうまく築いていけないというケースも課題になっているところであります。

各地区の保健師によります乳幼児健診等の訪問時には必要に応じて通訳が同行し、子どもの成長についての相談を受けたり、母親が孤立しないように対応してきているところであります。また、保育園や幼稚園におきましても、入園時の案内や保護者懇談会などに通訳を派遣したりしております。

外国人の子どもが比較的多く在籍する保育園におきましては、保育士がポルトガル語教室へ通って言葉を学ぶなど、子どもたちや保護者とのコミュニケーションを図れるよう努力してくださっているところでありますが、言葉や習慣の違いによりまして意思の疎通が図れないということも間々あります。最近では、日本の生活習慣や栄養指導などに関する課題に加えまして、発達障害の子どもの対応に苦労するケースも増えてきている状況であ

ります。

これら言葉や文化、習慣の違いなどによります子育て観の違いは、子育て支援に係るサービス提供のための障害となっているという点があるわけであります。行政が実施する支援の周知徹底、そして子育てに関する知識、意識の啓発が必要と考えるところであります。

言葉につきましては、乳幼児期の大事な時期に、乳児や、あるいは幼児、その保護者とのコミュニケーションが図れる支援員、相談員の配置というものは必須と考えるとこでありまして、これらの財政的なご支援を是非よろしくお願いしたいと思っております。

これまでの調査から、幼少期におけます日本語教育がその後の就学に大変影響があるということがわかってきております。外国人幼児に係ります日本語教育につきましては、どうか特別の支援につきましてご検討をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

ありがとうございました。小学校に入る前の段階でのしっかりとしたケアというか、支援というか、これが小学校以降の学びにおいて非常に重要だという観点ですね。ライフコースを視野に入れた支援の必要性について、人的な確保も含めた支援策の充実、そして就学前の子どもの日本語教育の必要性ということが話題として上がりました。これについては、実は昨年度の長浜での会議において厚生労働省側からこういうお考えを伺いました。つまり、保育所保育方針の指針の中で、乳幼児のその時期の言葉に対する感覚、あるいは言葉で表現する力を養うことについて支援が必要であるという認識を国としては持っているんだということを伺いました。小学校教育へのスムーズな接続に向けた外国人幼児の保育、そこでの言葉の問題について、その後国のほうでどんなご検討をいただいているのかということで、厚生労働省の勝田次長からお話を伺いたいと思います。

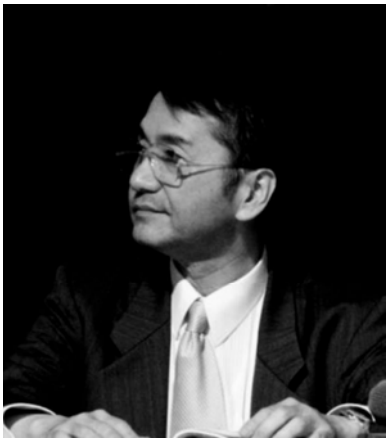
お願いします。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

再び厚生労働省職業安定局次長の勝田でございます。

担当の局名からわかるとおり、実は児童問題は本来は私のところではありませんが、外国人労働者の問題を扱っている関係で、今回はこの問題についてもあわせてお答えさせていただくことにします。

まず、この話に行く前に、実は私ども何でブラジル人の方々が子どもを連れてくるかと



いう問題を考えなくちゃいけないということがございます。１０年ほど前、担当課長をしておりましたとき、ブラジルへ参りまして、その話を議論したんですけれど、ブラジルへ子どもだけ残して、お父さん、お母さんが出稼ぎに来るというのは２０年近く前は結構一般的にございました。ところが、そうすることによってブラジルに残された子どもたちに心理的に発達上問題が起こるということで、日系人社会を中心にして、では日本へと連れていこうということで運動されたというのが今日のような結果になっているというふうに承知しております。ところが、来てみるといろいろ問題が起こるわけでございまして、私どもはそれを考えなくてはいけないということになるというのが今の状況かと思っております。

先ほどお話ありましたとおり、私ども、保育園におきます問題として児童福祉法、保育所が遵守すべき定めております保育所保育指針というので、おおむね３歳で話し言葉の基礎ができるということで、理解する語彙が急に増えてきて、言葉を交わすというのがいろいろ出てきますので、これが心地よいものになるように、一人ひとりがですね。そういったことで、言葉を表現する力、言葉に対する感覚を養うということでやっていこうというのが保育指針の中で定まっているわけでございます。さらに、こういった問題の環境がいろいろと変化しております中で、一つ今日申し上げられるのは、今年の４月３０日に告示しました幼保連携型認定こども園の教育・保育要領、こちらのほうで、この問題も含めて、今まで以上に小学校との連携を円滑に図るよう、これを明示させていただいたところでございます。まだまだ取組が緒についたところでございますので、じゃあどれだけと言われますと厳しいところもあるわけでございますが、一つひとつ取組を進めさせていただければと思っております。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

ありがとうございました。認定こども園と小学校との連携を考える中で、今の話題についても視野に入れていただくということを今お聞きしたわけであります。

ただ、思った以上にこの問題は大事なんじゃないかなと私は実は考えています。先日も浜松市内である協議会に出席しておりましたら、実は今外国人の、ブラジルですけれども、保護者の質が変わっているんだという指摘を、もう１０年近く小学校での支援員をや

っているブラジル人の口から聞いたわけであります。つまり、１０年前であれば、ブラジルの教育を受けた方が、日本のことはわからないけれど、日本で保護者をやっていた。ところが、今小学校に行っている子どもたちの親の中には、ブラジルの教育はおろか日本の教育もなかなかまともに受けてないという人も増えているんだと。そういう状況の中で、やはり小学校に接続させていくために就学前の支援は非常に大事だという話を聞いたわけであります。そういう最先端の状況も是非視野に入れていただければと思っております。

それでは続きまして、義務教育課程の話題へと移ってまいります。

もちろん義務教育課程の中にはものすごくたくさんの課題があるわけですけれども、今日はその中でも、今年の４月に施行されました学校教育法施行規則の一部を改正する省令等によって、いわゆる特別の教育課程というのが位置づけられた、ここに焦点を絞りたいと思っております。つまり、公立の小・中学校で日本語の指導というのが必要な児童生徒に対する教育を正規カリキュラムとして認めるという、この特別の教育課程について今日は焦点を絞っていきたいと思います。

これによって、義務教育の現場において全国で一定の質が担保された日本語指導を行うということが制度上可能になったわけであります。そのことはとても重要な大きな一歩だと思うわけですが、しかし私ども集住都市会議の調査によりますと、それでは今年度に入ってから、にわかに全部進んだか、始まったかというと、なかなかそうはいっていない。

その状況を踏まえて、牧野市長からこの点について提言をお願いしたいと思います。

○飯田市長（牧野　光朗氏）

今お話がありました、４月から導入されました特別の教育課程につきまして、この制度の確立にご尽力いただきました国の関係者の皆様方には、集住都市会議といたしまして感謝を申し上げるところでございます。

そうした中で、当ブロックにおきましては、運用から６カ月が経過した中、外国人集住都市会議２６都市に、この制度の運用状況につきまして実態の調査をさせていただきました。会員都市２６都市のうち、３分の１の９都市では、この特別の教育課程に取り組めていないという状況がわかったところであります。また、日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程による授業を受けている生徒の数というのは、実は３割に満たないという、そんな結果になっております。

取り組めない理由といたしましては、指導体制が整わないことを上げる市町村あるいは学校も多く、当市の飯田市の場合におきましても、特に日本語指導が必要な児童生徒の在

籍数が少人数であるという、そういったことで指導体制が整わないために特別の教育課程の導入ができない状況になっております。制度導入につきましての差が自治体や学校によってあるという、そういったことは外国人の子どもたちの将来の進路選択に大きな影響を与えるものと考えるところであります。

先進的な取組をしておりますのは、会員都市の中では豊橋市さんがあるのですが、この制度実施に当たりましては全小・中学校を対象にした制度説明会や担当者研修会を繰り返し開催しておりまして、各学校、国際教室への巡回指導なども行って、全ての対象校での実施に至ったと伺っておりまして、やはり制度の趣旨の丁寧な周知と理解を深めるということが非常に大事だということがこうした事例からもわかるわけであります。新たな制度ということもありますので、学校現場には戸惑いもあると思いますが、どうかこの制度を実のあるものにしていくために、さらにこの制度の趣旨の周知徹底、そして実際に日本語指導に携わります人材の育成と適切な配置をお願いしたいと思います。

多くの都市が日本語指導員を市の財政で配置しているわけでありますが、財政が厳しい中において非常に大きな負担になっております。国の支援事業は、その対象が現在は都道府県、政令都市、中核都市ということになっているわけでありますが、どうかそのほかの市におきましても取組がスムーズになされるよう、制度の充実をよろしくお願い申し上げ、私からの報告とさせていただきます。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

牧野市長、ありがとうございました。

以上の特別の教育課程に関する提言内容について、調査結果等も含めて、緑色の冊子の２１ページから２４ページに資料がございます。

今の牧野市長からの提言、４つの項目がございました。１つ目は教員定数の特例加配の充実、２つ目は必要な人材の配置、派遣、３つ目は制度促進のための研修の充実、今年始まった制度ですから、そして４つ目は必要な教材の開発等ということで、既に取組をはじめているところとしては教材の開発、教材をうまく使いたいというニーズが高いという状況がわかりました。

この制度の推進の過程においては、今回の調査の結果からわかりましたとおり、外国人集住都市会議の参加都市の教育現場においても、なかなかその人員、財源、ノウハウなどが不足しています。恐らく集住都市会議の参加都市でないところにおいてはかなり苦労されているんじゃないかと思われます。

そこで、こういった現状を踏まえて、今後この特別の教育課程の位置づけはどうなっていくのだろうか、また国の方針や今後の対応策、支援策等についてどうなっていくのだろうかということで、文部科学省の中岡審議官にお考えを伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○文部科学省大臣官房審議官（中岡　司氏）

ただいま御紹介にあずかりました文部科学省の初等中等教育局担当の審議官中岡でございます。

本日、先ほど市長さんのほうから調査結果についてご説明いただきまして、ありがとうございました。

外国人の子どもたちにつきましては、今後、将来の我が国の社会の構成員として活躍が期待されるわけでございますので、きちっとした教育水準といいますものを確保していくということは非常に重要なことでございます。しかしながら、これは新たな取組ということでございますので、さまざまなその導入の段階でご苦労されているといったところについて、先ほどの調査の結果は大変参考になったところでございます。



明治以来、学制が、明治５年に始まりまして、それ以降就学義務を課して、我が国の義務教育制度をどんどんと確立してまいりましたけれども、当初はなかなか学校自体を設立できるという状況ではございませんので、巡回指導という形で授業を行うということもできるというようなことが明治の初期にはございました。こういった取組につきましても、先ほど巡回指導のことも出ましたけれども、さまざまないい取組をほかの学校に及ぼしていただくという中で制度自体が確立していくのであろうというふうに考えております。

この特別の教育課程でございますけれども、国際化の進展等に伴いまして、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒などに対します日本語指導の需要が高まっているという先ほどの背景を踏まえまして、一層充実する観点から、日本語指導が必要な児童生徒の在籍学級以外の教室で行う指導につきまして、特別の教育課程を編成、実施できるということでございます。ある意味、教育課程の特例ということになるわけでございますが、この実効性の確保につきまして５つの取組を行っております。

１点目でございますけれども、既にご案内だと思いますが、公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業というものでございます。この事業は、外国人児童生徒などの受け入れから卒業後までの一貫した指導、支援体制の構築を図るということで、各自治体におきます公立学校への受入れ促進、日本語指導の充実、あるいは支援体制の整備にかかわる取組に対して支援を行う補助事業でございます。平成２６年度は４２の自治体で活用いただいているものと聞いております。この事業の中では、児童生徒の日本語の能力を把握して、その後の指導方針を検討する際に参考にすることができます、日本語能力測定方法及び特別の教育課程の導入に向けた協議会を実施していただくことにしておりまして、その事業報告は文部科学省のほうのホームページにおきまして広くご紹介する予定でございます。この事業につきましては、現在、２７年度におきまして、前年度比約１億円増の約２億円の概算要求をしているところでございます。

２点目でございます。教員の加配の件でございます。学級数から算定されます、いわゆる基礎定数がございますけれども、それとは別に、日本語指導を含む個別の課題解決のために、各都道府県のほうからの申請に応じまして配当いたします加配定数をこの部分について措置してございますが、引き続きまして必要な加配定数の加配に努めてまいりたいと考えております。

３点目でございますけれども、特別の教育課程の実施の周知ということでございます。文部科学省では、年１回、都道府県、指定都市の教育委員会の担当指導主事などを対象といたしまして協議会を開催しておりまして、今年も１０月に開催したところでございます。平成２５、２６年度は特別の教育課程をまさにこれをテーマといたしまして、講義や実践、事例発表とか情報交換を行ったところでございます。支援体制整備あるいは日本語指導の進め方など、文部科学省のホームページで具体的事例を示すことなどによりまして、どの地域においても取組が進められるよう情報共有、情報提供を行う中で周知を図ってまいりたいと思っております。

４点目でございますが、日本語指導教員などに対します研修のことでございます。年１回、４日間にわたりまして、独立行政法人の教員研修センターでございます。そのセンターにおきまして、外国人児童生徒教育に実際に携わる教員の方、そのほかに、そういった生徒を預かる学校の管理職、あるいは教育委員会で指導される指導主事などを対象にいたしまして、日本語指導方法等を主な内容といたしました実践的な研修を実施しております。当然ながら、管理職と教員とは内容等若干異なってまいります。今年度は、学校にお

きまして、これまでに開発されました教材とか、あるいはカリキュラムなどを役立てながら、特別の教育課程による日本語教育、日本語指導を進めていくための研修プログラムにしてございます。ここで研修を受けた先生方には地域の日本語指導のリーダーとしての活躍を期待しているところでございます。

最後に５点目、教材や資料の点について触れたいと思います。文部科学省では「にほんごをまなぼう」という日本語指導教材を既に作成しておりますほか、各自治体で活用しておられる教材を集約した情報検索サイト「かすたねっと」を運営しているところでございます。また、特別の教育課程の実施に当たりましては、各学校において指導計画の作成など行っていただきますけれども、そのためには当該の児童生徒の日本語習得状況の把握があわせて必要になってくるわけでございます。この把握を適切に行っていただくために、文部科学省のほうで開発いたしました日本語能力測定方法を昨年度末に各学校にお配りしているところでございます。こういったものを含めまして、積極的にご活用賜ればと思います。今後は、これらを充実させるとともに、本日の集住都市会議の皆様、あるいは各教育委員会からの取組についてご意見を賜りながら、特別の教育課程による日本語指導の一層の充実に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

中岡審議官、ありがとうございました。

既存のリソースをうまく生かして、先駆的な取組を全国に広めていく、そんなふうに私は聞いておりました。人員の配置の問題、研修の問題、教材の問題などですね。しかし、新しい仕組みがにわかに浸透していくにはやはり時間がかかると思いますので、是非、最後のご発言にあったように、この集住都市会議をはじめ、現場の声をしっかりと聞いていただければと思っているところであります。

それでは続きまして、３つ目のトピックになります。高校進学後の支援について。今度は緑色の資料の２５ページになります。高校進学後の話題となると、本来は市町村のレベルではなくて、多くは県立高校ですので、県レベルの話題ではないかというご指摘もあるかもしれません。けれども、そのことを百も承知の上で、このブロックではあえて義務教育課程以降の子どもたちについても、地域社会を構成しているかけがえのない市民であるし、また今後の地域を構成してゆくかけがえのない市民であるという観点で考えて、今回取り上げてまいりました。

では、高校進学後の支援について、小牧市の山下市長からお話をお願いいたします。

○小牧市長（山下　史守朗氏）

小牧市の山下でございます。

先ほどは飯田市の牧野市長から当ブロック全体についてのご説明があったところでございますが、私からは、高校進学後の日本語指導が必要な生徒への支援等について、お話をさせていただきたいと思います。

今お話がございましたように、資料２５ページからであります。

私たちは、高等学校へ進学する外国人生徒が増加する中で、学校での現状を明らかにし、長野・岐阜・愛知の各県教育委員会の支援事業並びに各高等学校が取り組んでいる実践方法や課題を把握するために、平成２５年度には予備調査を実施し、そして平成２６年度には直接学校への聞き取り調査を行いました。



１９９０年の改正入管法施行以来２０年以上が経過し、日本の学校教育を受けた子どもたちが日本社会の一員として羽ばたき、活躍をする時代となっておりますけれども、いまだに自らの将来に明確なビジョンが描けず、不安を抱きながら生活している現状もございます。その原因といたしましては、日本語能力の問題により、他者とコミュニケーションをとることができない、自己を表現できずに自信が持てないといったことが根底にあるものと思われます。

高等学校の教諭からお話を伺い、現場の課題解決に向け、我々の調査研究から、必要と思われる支援についてご提言を申し上げます。３つございます。

１つ目は、日本語指導に係る加配教員の充実、外国人生徒に対する支援員、相談員の配置に対する支援をお願いしたいと思います。

２つ目は、日本語指導を行う教員のスキル向上に係る研修に対して一層のバックアップをお願いするものでございます。

３つ目は、外国人生徒が将来に向かって夢を描けるような制度の構築であります。外国人の子どもたちは高校進学が最終的な目標ではありません。その先にある、自らの大きな目標を実現するため、また社会を形成する一員となるために、自らの生き方を主体的に考え、夢を描くことができる、自立を促す、より一層の支援の充実が必要でございます。よ

ろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

山下市長、ありがとうございました。高校においても加配の教員の充実、あるいは支援員の配置を是非進めていきたい。それから、そういった人たちのスキル向上の研修のための支援をお願いしたい。さらに、生徒たちのキャリア教育、ここについても考えていきたいということでございました。

それでは続けて、上田市の母袋市長からもこの点でご発言をお願いいたします。

○上田市長（母袋　創一氏）

ダブる点もあろうかとは思いますが、簡潔に補足して申し上げたいと思います。

今お話のあったとおり、高校進学後の支援、在学中ということになりますが、非常に重要であることは言うまでもございません。先ほどからご紹介のとおり、小・中学校において「特別の教育課程」が制度として整備されました。これは今後も期待されるということでもございます。一方で、高等学校を見ますと、引き続き日本語指導を行う教員とか支援員、あるいは相談員に子どもたちへの指導が委ねられているのが現実でございます。したがって、こうした先生方の配置や研修に対して、十分な配慮をしていく必要があると考えております。

一方で、学校においては、保護者も交えた三者面談とか保護者への説明会、こういったものもございますが、日本語能力の理解という問題もあって、果たして保護者にどの程度の内容で正確に伝わっているのか、この辺がやはり現場としては大変なことと受けとめております。子どもたちの高校での生活指導や進学、就職にあたっては、保護者の理解と協力が重要になってきます。要望として申し上げますと、担当教員、あるいはバイリンガルの支援員の配置に対しまして、国、県からの支援、これを是非ともお願いしたいと思います。



もう一つございます。生徒たちの保護者が、やや不安定な就労形態にあるという場合が多くあるようでございますが、そういったことからすると、高校生の頭の中で果たして職種とか雇用形態ということにおいてはっきりとしたイメージが、自身の就職ということについて、つかめるのかどうか大変疑問でもございま

す。生徒の社会的な自立を促すためにも、高等学校でのキャリア教育のさらなる充実をお願いしたいと思います。

最後に、経済界にお願いがございます。企業の中には、日本語の問題とか文化の違いを理由に、もしかしたらこの外国人生徒の採用を敬遠しがちだという企業もあるかもしれません。しかし、それらは間違った判断であるし、もちろん生徒自身がきちんと日本語を学んだり努力をしなければいけません。少なくとも偏見に基づくことはなく、広範囲に公正な採用をさらに進めていただければありがたい、このように思っております。

以上です。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

母袋市長、ありがとうございました。ポイントとしては先ほどまとめた３点ですけれども、保護者とのコミュニケーション、また保護者の不安定就労に起因する問題等について少し踏み込んだご発言をいただきました。

それでは、高校現場での加配の充実、支援員の配置、指導のスキルの向上への研修、キャリア教育というポイントについて、文部科学省の中岡審議官よりお話をいただきたいと思います。

お願いします。

○文部科学省大臣官房審議官（中岡　司氏）

先ほどの、市町村の方々が本日お集まりだと思いますけど、高等学校の教育につきましても当然義務教育に引き続いたところでございますので、連続して物事を捉えていくというのは極めて重要な部分でございます。

高等学校におきましては、日本語の表現力が十分にないと考えられます外国人生徒に対しまして丁寧に指導するということとか、あるいは生徒の保護者にも情報提供を行って、ともにその進路を考えていける関係づくりなどを行いながら、外国人生徒一人ひとりがふさわしいキャリアを形成し、自立していけるよう、必要な意欲、態度あるいは能力等を育てていくことがまさに大切だということでございます。



文部科学省での取組でございますけれども、先ほど申し上げました補助事業の公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業で

は、公立の高等学校における受け入れ体制づくりの一環として、支援員等派遣できるほかに、派遣されております日本語指導及び生徒の母語がわかる支援員を対象とする研修も実施可能となってございます。これの概算要求の取組は先ほど申し上げたとおりでございます。

加配定数の問題でございますけれども、高校におきましても、学級数から算定されました基礎定数とは別に、日本語指導を含む、個別の課題解決のために、これも都道府県の教育委員会のほうからの申請に応じまして配当いたします加配定数を措置してございますので、このような必要な定数加配に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、研修につきましても、先ほどと同様でございますけれども、これは高等学校の先生方にもご参加いただくことができるわけでございます。そういったところは、これは各県教育委員会のほうで問題意識を持っていただかなくてはいけないということでございます。したがいまして、この各市町村におきまして、各県に適切に取り組んでもらえるよう働きかけをしていただくということは、もう既に十分やっていただいていると存じますけれども、文部科学省といたしましても、広域自治体であります都道府県に対しまして、関係者を集めた場などで、高校進学後の日本語指導につきましてもしっかりと取り組んでいただけますようお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

ありがとうございました。都道府県の県立等が多いわけなので、都道府県への働きかけを進めていきたいということでお話をいただきました。

それでは、もう一つのキャリア教育のことについて、こちらは厚生労働省の勝田次長よりお話をいただきます。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

キャリア教育の関係でございます。なかなか高校に行っても、基本的な知識、能力は有していても就業困難という方が多いというのも、これも事実でございます。このような状況を踏まえまして、私ども、現在日系人が集住する地域において、先ほど申しましたように、ハローワーク、自治体、関係団体、地元の日系人コミュニティと一緒になって構成する連絡会議を設置して、さまざまなニーズを把握した上で、例えば就労支援ガイダンスといったものを開催して、職業意識の啓発等のキャリア教育に努めているところでございます。



さらに、高校の方、本来ですと職業紹介ですとか職業関係の指導は高校の方で行っていただくというのが通常の形態でございますけれど、なかなかそれではおさまりきらないという方につきましては、高校の方から私どもハローワークの方でいわば相談を引き継ぎさせていただいて、個別の方々に対して就労支援ナビゲーター等による支援を行っているところでございます。こういったことで、ガイダンス、職業意識啓発といったことをやって、支援を受けた方々について個別の支援を行うということで実際の就職につなげていきたいというふうに思っております。

また、これは最近は外国人だけでなく、日本の若者もそうなんですけど、なかなか仕事についての意識が高くないといったこともありまして、企業の方々に中学や高校に来ていただいて、職業ですとか仕事、あるいは業界の実態、働くこと、こういったことについて生徒の皆さんに考えていただくようなキャリア探索プログラムですとか、在学中に職業体験を通じて自分の仕事について考えていただくジュニアインターンシップといったこともやっておりますので、こういったことを通じて支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

ありがとうございました。関係者の連絡会議が設けられて、高校とハローワークの連携をしっかりとっていきたいと。また、体験型の機会も設けていくことで、就業に対する意識を高めていきたいというお話をいただいたところであります。

本当はもっと先ほどのブロックのようにやりとりをしたいのですが、私どものブロックは５つもトピックがありますので、それがかないません。

それでは、次は４つ目のトピックになります。現状では市町村のみのレベルでは対応が難しい、虹の架け橋教室とブラジル人学校について話題を進めてまいります。

まず、虹の架け橋教室に関しては、お手元資料２８ページからとなっております。上田市の母袋市長からお話をいただきます。

お願いします。

○上田市長（母袋　創一氏）

この事業については、もう多くを語るつもりはございませんが、不就学となった子ども

たちの受入や就学前、年齢超過の子どもたちに対する支援の場としての役割を担い、また、現在も外国人の集住都市においてさまざまな団体がこの事業を受託しており、大きな成果を挙げてまいりました。

一方で、課題ということになりますと、教室の運営面等における経済的な負担はまだまだ大きく、例えば教室や施設の確保、あるいは専門的な知識を持った指導者の安定的な雇用、そして子どもたちの送迎、こういったものが経済的負担感につながっております。

そこで、外国につながる子どもたちの定住化、多国籍化が進む中で、子どもたちの日本語習得についてのセーフティーネットをいかに構築していくのかが課題でございます。虹の架け橋教室の継続を含めまして、今後の事業の見通しについてお伺いできればと、このように思います。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

ありがとうございます。虹の架け橋ができたのはリーマン・ショックの後の緊急的な施策だったわけですが、その後やはり地域にはいろんなニーズを持った子どもたちがいて、それに応える制度として、少し形を変えながらも行われてきたという現状があります。

先ほどの高校進学の話でもあったように、高校に進んでいく日系人の子どもたちが増えてはきているのですけれども、また現場ではフィリピンの子どもなど、新たな課題、ニーズが上がっているという状況の中で、今年度末で一旦の事業としての終了を迎える、この虹の架け橋を今後どういうふうに運用していくかということで、中岡審議官よりお話をいただきたいと思います。

お願いします。

○文部科学省大臣官房審議官（中岡　司氏）

平成２１年度の補正予算で虹の架け橋事業が行われまして、それで本年度まで実施をしていって、もうかなり実績を上げていただいていると。昨年度まで約３，４００名が公立学校、ブラジル人学校等への就学を果たしておりまして、当初の課題でありました定住外国人の子どもの不就学の減少には大きな効果を上げたものと考えております。

先ほど司会の先生の話がございましたように、この事業につきましては本年度をもって終了ではございますけれども、ただこの事業を通じまして、当初はブラジル人やペルー人が多かったところを、次第にフィリピン人や中国人などが増加しているというふうに変わってきております。このように、子供の国籍、言語、年齢等の多様化への対応が必要となるなど、新たな課題も明らかになっております。このために、現在２７年度の概算要求に

おきまして、新たに定住外国人の子どもの就学促進事業を要求しているという状況でございます。ＮＰＯなどの実施団体からは、自治体や教育委員会などによっては定住外国人の子どもへの関心や対応に温度差が見られるとも伺っております。文部科学省といたしましては、集住都市会議の皆様とも協力しながら、今後とも定住外国人の子どもの就学促進が図られますよう、必要な対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

ありがとうございます。現在、予算要求中ということで、その成果を、私どももそうですし、現場で実際この教室を運用している皆様も心待ちに、ドキドキしながら待っているという状況だと思います。

それでは、最後のトピックになります。ブラジル人学校のことでございます。資料は３１ページ、外国人集住都市会議の会員の都市で現在ブラジル人学校がない自治体というのもございます。けれども、そのまちの住民である外国人の子どもたちが近隣の自治体の外国人学校に通っているというケースもあります。実は小牧市もそのような現状があると聞いております。

小牧市の山下市長からご意見をお願いいたします。

○小牧市長（山下　史守朗氏）

再び愛知県小牧市の山下でございます。

それでは、私からはブラジル人学校について、お話しさせていただきます。

小牧市においても以前ブラジル人学校がございましたけれども、リーマン・ショックの影響により２０１２年に閉校となったために、現在は小牧市に住むブラジル人が通う学校、市内にはございません。現在、岐阜県の美濃加茂市など近隣市町のブラジル人学校に通っている、そんな状況でございます。

国は、これまで各都道府県に対し、外国人学校の各種学校の設置認可及び準学校法人の設立認可の促進について依頼されるとともに、各種学校に認可された一部学校に在学する生徒に対しては、高等学校就学支援金の支給対象とすることで、経営安定化に向け、間接的な支援を行ってまいりました。

しかし、学校の不安定な経営状況や児童生徒の経済的な状況、家庭環境などによりまして、今なお就学における問題や卒業後の進路についてもさまざまな問題が出てきている状況でございます。

調査からもわかるとおり、ブラジル人学校卒業後も結果として日本にとどまることが多い子どもたちが日本社会の一員として活躍をしていくためには、就労に係る支援や日本の大学への進学のための支援、施策などが必要となります。

このような状況下にあるブラジル人学校及び在籍児童生徒のあり方について、国においてはどのような方針及び具体的な施策を持っておられるのか、今後の外国人学校の将来像を含めてお伺いしたいと思います。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

ありがとうございました。それでは、ブラジル人学校に関する今のご発言に対して、文部科学省の中岡審議官からお話を賜ります。

○文部科学省大臣官房審議官（中岡　司氏）

ありがとうございました。先ほどのお話の延長にもなると思いますけれども、外国人の子どもの教育につきましては、日本における生活の基盤となるということで、将来日本の社会の構成員として活躍していただくということでございますので、その充実が必要なことから、公立学校におけます外国人の児童生徒等の受け入れ、あるいはその支援体制づくりの推進を図っているというところでございます。

それに加えまして、先ほどブラジル人学校の話が出ておりますが、外国人の子どもにとって教育を受ける場所の一つの選択として、ブラジル人学校をはじめといたします外国人学校の活用を図っていくことも重要というふうに認識しております。

このため、先ほど市長さんのお話がございましたけれども、各種学校あるいは準学校法人としての認可ということになりますと、税制の優遇措置だけじゃなくて、学費等の経済的負担の軽減というふうにまたつながってまいりますので、私どもといたしましては、都道府県等に対しまして、この設立の認可に関しまして、その促進を図る弾力的な運用を依頼する通知をしているところでございます。

また、先ほどもお話がございましたが、文科大臣のほうから認定を受けました各種学校であります外国人学校に在籍する生徒に対しましても高等学校の就学等の就学支援金を支給しておりまして、現在１２校程度のブラジル人学校にも支給を行っているところでございます。

そのほかに、先ほどもお話し申し上げましたけれども、まずさまざまな取組を各自治体の方でされるということでございまして、そういったものの支援に資するために、平成２７年度の予算におきましては新たに定住外国人の子どもの就学促進事業として概算要求を

しておりますので、そういったところの確保について我々として努力したいというふうに思っております。

今後とも、集住都市会議の皆様と協力しながら、必要な施策の推進を図るということが基本と考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○コーディネーター（池上　重弘氏）

ありがとうございました。就学支援、あるいは促進に向けた予算措置のことについてもお話をいただいたところであります。

もっともっと深めたいところですけれども、もう既に私どもの持ち時間がかなり限界に来ております。

最後に、簡単にまとめておきたいと思います。

５つのトピックで今日この８０分を進めてまいりました。



１つ目の就学前の外国人の子どもへの支援に関してと、ライフコース、子どもの学びのつながりと成長のつながりという視点で、小中での学びを実り多いものにするために、やはりその前の段階での支援が大事なんだという認識を改めて今日共有できました。認定こども園と小学校とのつながりというようなこともお話しいただいたところです。

２つ目の特別の教育課程については、今年度より始まったところでありますけれども、これはまだまだ全国で展開していくには時間がかかりそうです。先駆的なところの先進事例を、うまくグッドプラクティスを広めていくような、そういった取組を是非文部科学省で考えていただければと今日のお話を聞いて感じました。

３つ目、高校進学後の支援について、これも今集住都市会議の参加都市にとってはとても重要な問題になっております。定住化が進む中で、子どもたちがこの国で未来を開いていくために、高校に進むという状況は、まだまだ課題はあるけれども、少しずつよくなってきている。そこで、義務教育とは違った、手のひらを返したように支援がなくなってしまう状況があります。ここを何とかつなげて、地域の一員として迎えていきたい。それが今日のこの３つ目のトピックでありました。

４つ目、虹の架け橋教室について、この教室が果たした役割の大きさというのは、恐ら

くここにいらっしゃる皆さんご存じのことと思います。一方で、やはり不就学の子どもの支援という大もとの条件があります。リーマン・ショック直後の状況と違っている中で、新たなニーズがある中で、今後また新しい形を運用するときに、是非地域の現状、地域のニーズにうまく応えられるような、こういう形が望まれているということが今日確認できたと思います。

また、ブラジル人学校についても、定住化の中で、かなりその学校に対するニーズ、あるいは学校が果たす役割、そのような期待というのは変わってきていると思います。そこを踏まえて、地域の現状をしっかりと押さえて、国、地方、地方自治体との連携がまた強化できればと思っております。

まだまだたくさんの考えるべきことがありますが、時間に限りがございますので、長野・岐阜・愛知ブロックからの発表及び提言はこれまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

■第Ⅰ部（ブロック提言及び首長報告並びに府省庁からの回答）

群馬・静岡ブロック

◇テーマ　「多文化共生社会における防災のあり方」

◇登壇首長

袋井市長（ブロックリーダー都市）	原田　英之
太田市長	清水　聖義
大泉町長	村山　俊明
浜松市長	鈴木　康友
掛川市長	松井　三郎
湖西市長	三上　元

◇府省庁登壇者

内閣府大臣官房審議官定住外国人施策推進室長	小野田　壮　氏
総務省自治行政局国際室長	植村　哲　氏
法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長	内田　省二　氏
外務省領事局長	三好　真理　氏
厚生労働省職業安定局次長	勝田　智明　氏

◇コーディネーター

明治大学教授	山脇　啓造

【　群馬・静岡ブロック　】

○総合司会（池上　重弘氏）

では、今度は総合司会の立場で話をさせていただきます。

今、少し時間オーバーしておりますけれども、ほぼ定刻どおりに、ブロックの２つ目、長野・岐阜・愛知ブロックを終了することができました。この後、３つ目のブロックになります。群馬・静岡ブロックになりますので、群馬・静岡ブロックの首長の皆様、どうぞご登壇をお願いいたします。

ちょっと会場展開に時間がかかっておりますが、お待ちください。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

それでは、ただいまより外国人集住都市会議２０１４、第Ⅰ部の群馬・静岡ブロックの報告をはじめたいと思います。

私は、群馬・静岡ブロックでアドバイザーを務めております明治大学の山脇と申します。よろしくお願いいたします。

私は、２００４年度からこの集住都市会議のアドバイザーをしておりますが、２００９年度からこの群馬・静岡ブロックの担当となって、今年で６年目を迎えております。外国人集住都市会議の群馬・静岡ブロックは２県１０市町、太田市、伊勢崎市、大泉町、富士市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市、湖西市で構成されております。本日は、袋井市、湖西市、太田市、浜松市、大泉町、掛川市の６都市の首長で、「多文化共生社会における防災のあり方～共に助け合える地域づくりに向けて～」というテーマでブロックの発表を進めてまいります。



初めに、ブロックを代表して、静岡県袋井市の原田市長より、ブロックでまとめました提言の概要についてご説明をいただきます。

それでは、原田市長、よろしくお願いいたします。

○袋井市長（原田　英之氏）

ご紹介いただきました袋井市長の原田でございます。ただいまから、多文化共生社会における防災のあり方ということで、群馬・静岡ブロックの成果の発表をさせていただきます。

ご存じのとおり、日本ではここ２０年間で阪神・淡路大震災や新潟中越沖地震が、あるいは東日本大震災などの大きな災害がございました。それから、最近では、集中豪雨によります土砂災害や洪水という災害もございました。こうした災害が起こりますと、当然のことながら、日本人住民の方だけでなく、同じ地域で生活をいたします外国人住民の方にとっても大変なことになります。ということで、私どもは、災害時に外国人住民の方が適切に行動できますように、多言語による情報の発信や防災意識の啓発等にそれぞれの自治体で、独自に取り組んでおります。こうしたことに加えまして、来年４月から外国人の建設就労者の受け入れが始まるとともに、より多くの観光客を招聘（しょうへい）していく、ということになりますと、短期間の滞在の外国人の方に対しても、防災の問題が新たに生じてきます。



群馬・静岡ブロックでは２０１２年に南米系外国人住民の災害時における情報の入手方法等につきまして調査をしまして、その結果をもとに災害時における情報提供及び災害時に備えた平常時における情報提供につきまして、国、県、経済界、あるいは報道機関へ提言を行いました。今回は、前回の調査からその対象をもう少し広げまして、災害に対する意識、あるいは災害時に自分が担うことのできる役割等につきまして調査を行い、外国人住民を含めた地域における共助のあり方について検討いたしました。現状と課題ということで皆さん方のお手元の資料のアンケート結果についてお話をさせていただきたいと思いますので、ご覧ください。

最初に、この資料の４９ページにございますけれども、１，０３５人の外国人住民の方にアンケートを行いました。そのうち、１０年以上日本に滞在している方が５１．２％で、５年以上滞在している方を合わせますと、約７割の方が５年以上の長期滞在しております。これからの滞在予定期間については、１０年以上、あるいは永住したい、帰化したいという方を合わせますと５０．６％となります。しかしながら、現在の住まいについては、賃貸住宅での住居が７５．６％ということで、長期滞在したいのですが、住んでいるところの状況は、持ち家の方に比べますと地域とのかかわりが薄くなるかもしれません。

次に、日本語の能力についてですが、話せる方や少し話せるという方は９３．５％ですけれども、読む能力になりますと、日本語の新聞が読める方や簡単な漢字が読めるという

方は４１．８％、読めないという方は２０．９％でございました。となりますと、地震や台風、津波という言葉はわかるのですが、避難や余震、避難準備情報という言葉は、わからないということになります。また、日本語能力にかかわらず、多くの方がテレビから情報を得ており、信頼できる情報の発信元につきましても日本のマスコミということで、災害時に外国人住民を含め広く情報発信を行うためには、テレビ等のマスコミを活用することが有効であると考えられます。それから、地域の防災訓練にも５４．７％の方が参加をしたことがなく、勤務先で防災について学べる機会もあまりないという状況でございました。

でも、すばらしく良いことは、何より、「災害があった場合、動ける状態であれば、地域の人たちのために何かしようと思いますか」という設問には、回答者のほとんどが、翻訳や通訳、がれきの撤去など地域の人たちのために手助けをしたいと回答していることから、災害時には、支援者として活動ができることが分かります。

そうした中で、４点提言をいたします。

１点目は、国からの災害情報の発信に関しては、複数の媒体において、外国人・高齢者・子ども等が理解できるように、多言語やわかりやすい日本語で行うなど、すべての住民に配慮したシステムを構築するということ。

２点目は、外国人住民は、日本語が読める、読めないに関わらず、日本のマスコミによる情報の活用度が高いことから、国がテレビをはじめとする報道機関に対し、外国人住民を視野に入れた情報伝達を働きかけるということ。

３点目は、正規・非正規を問わず外国人が働いている全ての企業に対して、企業内での防災訓練や研修等の実施を促すということ。

４点目は、平成27年４月から外国人建設就労者受け入れ事業の実施が予定されているが、国の制度により受け入れる外国人建設就労者に対し、保険・医療等とともに地域社会で生活する上で必要となる情報として防災に関する情報を確実に提供するということ。

そして、多文化共生社会における防災対策について国や都道府県、市町村が共に連携して取り組むべきこととして、「外国人キーパーソンの育成や防災訓練への参加促進を通じ、外国人住民を含めた災害時の共助の仕組みを築くということ」を１点ご提案させていただきます。

ありがとうございました。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

原田市長、どうもありがとうございました。

限られた時間の中でのご報告をありがとうございました。

他の２ブロックと違いまして、このブロックは６人の首長、それからご登壇いただく府省庁の方も５名の方にご登壇いただくことになっておりまして、かなりの時間の制約の中で進めていきますことをご了承いただきたいと思います。一番大切な提言に関しましては資料の４８ページに入っておりますので、そちらでもご確認をいただければと思います。

それでは引き続きまして、本日ご登壇いただいています６首長より各都市の現状や取組に関しましてご報告をいただきたいと思います。

初めに、袋井市の原田市長からお願いしたいと思います。

○袋井市長（原田　英之氏）

引き続きですけども、袋井市は人口８万７，０００人。そして、静岡市と浜松市の間にあって、工業と商業と農業が盛んなまちでございます。外国人の人口にあっては３，０００人くらいで、一番多いときには４，０００人強でございました。外国人住民の言葉の壁の問題を解決するため、国際交流協会やＮＰＯ法人と協力しながら、取り組んでいるところでございます。

今取り組んでいる中で何が一番大切かというと、防災に関する情報を迅速かつ正確に伝えることです。例えば、避難準備情報や避難勧告、避難指示といっても、なかなか日本人でもわかりません。これらを外国人住民の皆さんに理解していただくためには、言葉としてどういう違いがあるか、どうしたらよいかということも課題でございます。

それから、このような情報を早く知らせるために、それぞれの自主防災隊の中に外国人のキーパーソンに入っていただくことが必要になってきます。彼らが持つ独自のネットワークがありますので、このネットワークをうまく使うことができれば、災害時には非常に有益だと考えております。すぐには難しいかもしれませんが、まずは互いに顔の見える関係づくりに向け、様々な活動や事業に取り組んでおります。

ありがとうございました。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

大変スピーディーなご報告ありがとうございました。

それでは続きまして、湖西市の三上市長、お願いいたします。

○湖西市長（三上　元氏）

湖西市長の三上元でございます。湖西市は静岡県の外れにございます。

トヨタ自動車の創業者である豊田佐吉と豊田喜一郎が生まれたまちです。年間製造品出荷額は１兆７，０００億、全国２２位です。住民１人当たりにしますと、豊田市と湖西市は１位を争うという形になります。

現在の外国人住民の人口は、約２，７００人で、ピークからは１，０００人ほど減少しましたが、総人口の約４．４％を占めています。

このグラフをご覧ください。リーマン・ショックでまず減少しました。その次に、３・１１の地震、津波、原発事故で減少しました。特に原発事故では、アメリカ政府が８０キロ圏内のアメリカ人に避難勧告をしまして、浜岡原子力発電所から湖西市は６０キロであると、これはもし浜岡に何かあったら逃げなくてはいけないと、２段構えで減少したわけでございます。



また、湖西市から世界に工場が出ております。逃げていくというのではなくて、本社は健在ですが、海外に進出をしておりまして、新しい工場はなかなかできません。唯一、ハイブリッドバッテリーをつくっているプライムアースＥＶエナジーという会社だけは従業員を増やしております。

国籍別で一番多いのがブラジル、ペルーの方で、６８％を占めています。永住者は増加しておりまして、４５％が永住者です。また、近年では中国、フィリピン、ベトナムの在住者が増加しております。

様々な多文化共生事業や国際交流協会の講座やイベントを実施しておりますが、防災訓練を特に重視しております。訓練の際にはポルトガル語での放送も行います。ポルトガル語版の防災ホットメールもございます。

防災訓練への外国人住民の参加率が低いのが課題ですが、今年の９月に実施した外国人住民向けの防災体験イベントには約１５０人の参加がありました。

湖西市には県下最大の人員を誇る、２６人の女性消防団が存在します。そこで、日頃の活動を通して「地域で顔の見える関係」を築くひとつの手段として、次は外国人消防団も組織しようと、外国人住民の皆さんに向けて、消防団への加入を呼びかけるＰＲをはじめ

たばかりでございます。

市役所には、ポルトガル語とスペイン語の通訳窓口がございます。

また、外国人住民のためのハローワークを国で支援をしていただきまして、大変ありがたいと感謝しております。

今後も、災害時における迅速で正確な情報伝達を重視し、取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、群馬県太田市の清水市長、お願いいたします。

○太田市長（清水　聖義氏）



ここへ来る前に、ＮＨＫでどうしてポルトガル語とか多言語で放送しないのかなという話をしました。というのは、テレビでまず知らせること、ペーパーはいつになったら渡るか分かりませんから、テレビがもう最高かなと思います。総務省が指令出して、地震があったらすぐに出すと、もうこれが一番ではないでしょうか。とにかく知らせることが大事です。

太田市は人口２２万３，０００人近くですけれども、外国人が７，９００人です。今、ブラジルも多いのですが、今増えているのはベトナムです。ベトナムが労働者として入って、中国ももちろん多いのですが、何が問題かというと、やはり言語です。言語が障害になってしまいます。では、言語を何とかするためにはどうしたらいいか。例えばベトナムや中国の方が入ってきたときに、必ず言語学習をしなければ長期滞在できないというルールをつくったらどうかと、太田市は特区の申請を出したんです。言語をまず学んで、小学校３年生程度までは習得し、習得した後に、あるいは必ず企業に入っても授業はきちっと受ける。そして、一定の日本語の勉強をし終わってから長期滞在に入るということを義務づけようではないかと実は提案したのですけれども、却下でした。これをやれば、もうほとんどの問題は、外国人の問題については解決するのではないかというふうに思って、今でもそう思っています。長期滞在はもう必ずこれをやらないと絶対だめなんです。

それと、防災訓練ですけれども、この間、群馬県の防災訓練、太田市でやりましたが、もう日本人も集まらないですから、当然外国人も集まらないです。防災訓練というのは余り人気がなくて、市民２２万人いても、ほとんど来ないです。外国人ももちろん少しずつ増えていますけれども、でもやっぱり意識的には非常に薄いです。また、ある意味で太田市という土地柄が、災害は意外と少ないエリアなんです。ですから、意識的にあまりないです。川もなければ、海もなければ、山もないというようなとこで、小さな山はありますけども、小山ぐらいですから、大した問題がないというようなことで、意外と意識が薄いです。ただ、やはりこれから外国人に対しても意識をしていただいて、我々も意識しなければいけません。今外国人に対しては災害時の言語ボランティア登録制度を立ち上げました。先ほど話がありましたように、どの町でも大体同じようなことやってるようです。キーパーソンがやはり中心になって伝達をすると、水平的に動いていくというようなやり方でやっていこうと今動き出しているとこです。

それからまた、ピタゴラスというブラジル人学校で救命救急、ＡＥＤの使い方を学びました。これは日本人もそんなに得意ではないですけども、こういったものをやはり積極的に実施しています。これは普段の救急救命の問題もありますし、こういったものから一緒に日本人と外国人市民との連携をしていきます。これからはやっぱり企業です。企業にほとんど入っていますので、企業での防災、あるいはまたそういった訓練、あるいは教育をこれからしなければいけません。国のほうにお願いしたいのは、是非それをある意味で制度化させるといいますか、企業に入っている人たちで、そこを起点にして防災訓練を行っていくということをやっていただきたいです。地域でやってもなかなか難しいものですから、是非そうしてほしいと思っています。これからまだ防災マップ等々、これからのテーマですけれども、いずれにしても今日の意見をいろいろ参考にしながら太田市も頑張っていきたいと思っております。



ありがとうございました。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

清水市長、どうもありがとうございました。

清水市長は緊急のご公務のため、ここでご退席をされると伺っております。

○太田市長（清水　聖義氏）

ありがとうございました。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

それでは続きまして、静岡県浜松市の鈴木市長、お願いいたします。

○浜松市長（鈴木　康友氏）

浜松市長の鈴木康友でございます。

それでは、浜松市における外国人住民に対する防災の取組についてご紹介をさせていただきます。

浜松市の外国人住民の数は、平成２６年１０月現在で２万１，０００人でございます。ブラジルをはじめとした南米系外国人が約半分、フィリピンや中国をはじめとしたアジア系外国人が約４割を占めておりまして、多国籍化が進んでいるというのは大体皆さんの自治体と同じでございます。また、永住者や定住者などの長期滞在が可能な在留資格を持つ人たちが８割以上を占めています。

浜松市は巨大地震や津波の発生が予想されている地域です。海岸線も１７．５キロありますので、防災は大変重要な課題になっています。津波避難タワーの設置や市民の防災意識の啓発など、さまざまな取組を行っていますが、定住化が進む外国人住民も日本人と同じように災害への備えが必要であることから、多言語による情報発信等の対策を実施しております。

浜松市における外国人住民に対する防災の取組の中で、課題となっている点についてご紹介します。

台風等の警報発令時には、英語、ポルトガル語、やさしい日本語で、登録者にメールで情報発信をしています。さらに、この情報につきましては、浜松国際交流協会がフェイスブックに掲載し、広く周知をしています。先日の台風１９号のときには、ポルトガル語で約３，０００件、英語で約１，７００件の閲覧がありました。こうした迅速な情報提供に努めておりますが、翻訳する体制の整備や、対応する言語を増やしていくことなどが課題となっております。

浜松市では、今年８月から９月にかけまして、市内に居住する外国人住民の意識実態調査を行いました。災害時の避難場所については約７割が知っていると回答し、認知度が高



いことがわかりました。災害時の備えに関する設問では、携帯ラジオ等非常時に持ち出す物を準備している割合が高いものの、防災訓練に参加しているという回答は２割に届きませんでした。さきほど清水市長さんがおっしゃいましたけれども、日本人の参加率を調べておりませんので、２割が高いか低いかはわかりませんが、課題であることは事実でございます。

一方、日ごろの災害時の備えとしては、「避難所の表示や経路、情報提供等を外国人住民にわかりやすくする」に続いて、「日ごろから日本人住民との顔の見える関係をつくる」という回答が多く寄せられました。ここがポイントでございます。災害時にきちんと情報を得ることも大事ですが、やはり日ごろから地域とのかかわりを持つということが非常に大事だということです。

同様の意見を、浜松市外国人市民共生審議会からもいただいています。今年８月の提言の中で、「地域の防災力を高めるため、避難所運営などにおいて担うことのできる役割を外国人住民に明確に示すことが重要」という指摘をいただきました。このような意見をもとに、今後外国人住民の皆さんにも災害時に活躍していただけるような体制の整備や、防災意識の啓発に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、浜松市における外国人住民に対する防災の取組についてご紹介いたします。

浜松市は１，５５８平方キロと大変市域が広く、実は伊豆半島よりも大きいのですが、７つの区に分かれておりそれぞれに特徴を持っています。例えば中山間地域では土砂災害の危険がありますが、津波の心配はございません。こうした７つの区の災害特性を踏まえた「区版避難行動計画」を策定するとともに、その外国語版を各家庭に配布をいたしました。外国語版には、日本語、英語、ポルトガル語の併記で、地震や津波、集中豪雨等の際の避難所や避難方法について詳しく記載し、外国人住民が適切に行動できるように工夫して作成をしたものです。

また、外国人住民との共生による地域づくりを推進するため、浜松市多文化共生センターにおきまして、自治会関係者を集めた会議を毎年開催しております。今年３月に開催した会議におきましては、防災をテーマに、外国人ボランティアやＮＰＯ関係者を交えた意見交換や避難所運営の訓練を行いました。訓練を通じ、外国人住民を含め、地域で顔の見

える関係を築くことの重要性を再確認し、それぞれの地域での活動に生かしていただいているものと思います。

また、先ほど清水市長の説明にもありましたが、起震車、ＡＥＤの講習等の体験を通じて防災への理解を深めるため、防災フェアを開催いたしました。

こうした取組によって防災の知識を得ることも大事ですが、外国人住民の皆さんと日本人住民の交流の機会が増えることにより、そのことが災害があったときに大きく機能すると考えております。

以上、浜松市の取組をご紹介させていただきました。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

どうもありがとうございました。

では続きまして、群馬県大泉町の村山町長、よろしくお願いいたします。

○大泉町長（村山　俊明氏）

大泉町町長の村山です。

外国人を取り巻く防災についての課題などをお話しさせていただきます。

最初に、町の概要を申し上げますと、群馬県でも最も面積は小さな町であります。工業の町として発展してきまして、不交付団体連続３５年という町であります。

平成２年の入管法の改正により、町内企業で外国人の雇用が非常に多くなってまいりまして、平成２１年１月末では７，０００人以上の外国人がおり、その割合は総人口の１６．８％でありました。現在の外国人の数は今年の９月末現在で６，３３５人であり、総人口の１５．５％であります。その中で一番多いのは、ブラジル人の方々で、６割以上を占めており、次がペルー、中国と続きます。南米出身の方が平成８年ぐらいから非常に多く増えてきまして、外国人の日本での滞在年数は長期化しており、本町におきましては１０年以上定住されている方が７割以上というふうになっております。



そのような中、本町では正しい情報を提供することを、多文化共生の基本として、さまざまな取組を行っております。町内全ての公立小・中学校に日本語指導助手を配置した日本語学級の運営や、役場内などにポルトガル語のできる通訳職員を配置して、相談業務に当たっているところであります。そのほか、外国人住

民が集まる場所に出向いて、各種制度の周知や町からのお知らせをする多文化共生懇談会や、さまざまな情報を母国語で身近に伝える人材を育成する「文化の通訳」登録制度も実施しております。

さて、本町の災害の取組におきましては、東日本大震災以降、外国人の方が防災訓練等非常に多く参加してくれるようになりました。その中で、理解をしてくれている方々は逆に我々住民に差し入れ等もしてくれながら、みずからコミュニケーションをとっているところであります。

また、大震災以降、「Ｗｅ　ａｒｅ　ｗｉｔｈ　Ｙｏｕ」というブラジル人によるボランティア団体ができまして、非常に活躍をしてくれております。本町におきまして、ボランティア活動の募集を広報紙で掲載した中で、多くのブラジル人の方がみずから被災地にボランティアに行ってくれたということも記憶しております。

今、本町で一番心配していることは、災害時の母語による正確な情報を国のほうとして伝達していただきたいということです。本町は人口比率にしまして外国人の在住率が非常に高い点からも、災害時には全国のブラジル人の方から本町に問い合わせがあり、大使館や外務省の、またブラジルの母国との情報等の中では一番得られるということになりまして、私どもの住民の方はなかなか、災害状況を把握するために庁舎に電話を入れたんですが、つながらなくて大変困ったこともありました。また、通訳を介してひとつひとつ問い合わせに親切に説明をしましたが、多くの住民に迷惑をかけたという事実がございます。

今後は、Ｊ－ＡＬＥＲＴなど、母語でダイレクトに外国の住民の方々に伝えられるように国のほうにもお願いしていきたいというふうに思っております。

また、本日出席の外国人集住都市会議に加盟している自治体の皆様とも今後連携をとりながら、しっかりと防災に向けた取組を行っていきたいと思います。

以上です。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

どうもありがとうございました。

それでは最後に、静岡県掛川市の松井市長、よろしくお願いいたします。

○掛川市長（松井　三郎氏）

掛川市長の松井でございます。

掛川市は、お茶のまち、二宮尊徳の報徳のまち、それから物づくりのまちということで市政を進めております。お茶に関しては、全国茶品評会の深蒸し煎茶の部において、

10年連続で産地賞をいただいております。それから、昨年ですけれども、国連食糧農業機関より、掛川市で行われているお茶の伝統的な栽培方法「茶草場農法」が世界農業遺産に認定されました。

掛川市に居住する外国人の割合は、ブラジル人が大多数を占めております。外国人全体の人数は、今年10月末現在で約３，３００人ですが、リーマン・ショックの前は約５，７００人が住んでおりました。

掛川市の取組でありますけれども、住民投票条例を制定し、今年１０月１日より施行しております。多文化共生社会を実現するという観点からも外国人が投票権を持つということが不可欠であり、一定の条件を満たした外国人にも投票権を与えました。そういう意味では、まちづくりに外国人が積極的に参加する契機になった、あるいはしなければいけないと思っております。



次に防災パンフレットですが、他の自治体と同様に、多言語でパンフレットを作成しております。それから、防災訓練の際には、同報無線でポルトガル語と英語による放送を行っております。３年前の東日本大震災においてはポルトガル語、英語で津波に関する情報を緊急放送で流したところ、外国の方に大変評価をいただきました。

それから、屋内でも同報無線の内容が聞ける防災ラジオ、これを基本的に全戸に無償で貸与するという取組を進めており外国人に対しましても、日本語教室の際に啓発を行っております。

これらの市の取組に外国人の意見を幅広く取り入れるために、掛川市多文化共生社会推進協議会を年３回開催しております。委員につきましては、１４人のうち７人が外国人となっており、その国籍も多様であることが特徴です。今年度の協議会では災害の備え等について活発な意見交換がなされており、これをどのように市政に反映していくかがこれからの課題だというふうに思っております。南海トラフの大地震、大津波が心配される掛川市でありますので、外国人にも的確な情報を提供し、それを理解してもらうことが最大の課題であると思っています。

以上で発表を終わります。ありがとうございました。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

ここで前半部分が終了したわけですが、首長の皆様に時間内にご報告いただきまして、ほぼ予定どおり進んでおります。

それでは、ここから後半の時間に移りたいと思います。ここからこの群馬・静岡ブロックでまとめた提言に沿った質問を府省庁の皆様とやりとりをしていきたいと思いますので、皆様ご登壇をお願いいたします。

ご登壇をいただくのは、総務省自治行政局国際室長の植村哲様、厚生労働省職業安定局次長の勝田智明様、法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室室長の内田省二様、内閣府大臣官房審議官定住外国人施策推進室長の小野田壮様、外務省領事局長の三好真理様の５名となります。

それでは改めまして、ご登壇いただきました５名の皆様に大きな拍手をお願いいたします。

法務省の内田室長は２回目のご登壇になります。さらに、厚生労働省の勝田次長は前半の２つのブロックにもご登壇いただいて３度目のご登壇になりますし、２００３年、２００４年の集住都市会議にもご参加いただいたということで、集住都市会議にとっては忘れることのできない方になりそうであります。

それでは、先ほど袋井市の原田市長からご報告のありましたブロックの提言に関しまして、皆様にお伺いさせていただきたいと思います。

まず、災害時の情報発信・情報伝達のあり方について、湖西市の三上市長からお願いいたします。

○湖西市長（三上　元氏）

それでは、今度は私からスタートを切らせていただきます。

テーマではありませんが、太田市長のおっしゃった日本語学習の義務化を、是非、もう一度検討していただきたいと思います。

テーマの防災に移ります。各省庁からのデータの中の、１３、１４、１５ページあたりでございますが、災害時における、多様な情報伝達手段をできるだけ早く構築していただきたいです。１５ページの、多言語字幕サービスの実現に向けたロードマップに、遅くとも２０２０年頃には、と書いてあります。ちょっとこれは仕事が遅い、お役所仕事の代表になってしまうのではないかと。もっと早くやっていただきたいと思います。



そして、確かにテレビが最も重要かもしれませんが、テレビ、ラジオ、インターネット、メール等の多様な手段で災害時の情報発信・伝達をしていただきたい。特に今日は報道機関もおいでになります。群馬・静岡ブロックのアンケートでは８１％が日本のマスコミは信用できると言っています。信用できると思われている日本のマスコミでありますから、是非信頼に多言語で応えていただきたいと思います。

そして、原子力発電所で何か事故があった場合は国が責任を持って信頼できる情報を多言語でしっかり発信していただきたい。浜岡原子力発電所を抱える静岡県といたしましては、原発については特に国に期待するところが大きいわけでございます。

そして、マスコミに関しては、ＮＨＫさんが全国のニュースで字幕を張る、ｄボタンを押すと災害情報を多言語で見られるといった仕組みを是非つくっていただきたいと要望します。

ありがとうございました。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

それでは、災害情報の発信、伝達に関しまして、総務省の植村室長からお答えいただきたいと思います。もしかすると国際室長の守備範囲を超えるような内容も入っていたかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○総務省自治行政局国際室長（植村　哲氏）

どうも、ご紹介にあずかりました植村でございます。守備範囲という意味では若干議論もありますが、一応そこは私の答えられる範囲でお答えをしようと思っています。

この災害情報の対応について、今の資料（注：府省庁資料１３ページ～１９ページ）に載せていただいたような部分が動きはじめています。以前から比べると歩みは遅きに失しているというご批判もあるかもしれませんが、動きはじめているところではあります。こうした検討は、当然今住まれている方だけではなくて、今後オリンピック等も含めて日本に来られる方も増えてきて、需要も出てきているわけですから、その意味では、この歩みがどの程度さらに早められるか。この施策は基本的には私どもの省庁の中のテレコム部局が所管している部分でございますが、そうしたところについての取組度合いについては私

どものほうからも少し働きかけができないかどうかは検討したいと思います。ただ、やっている方向自体は非常にいい方向にやっと向いてきたかと思っております。

それから、実際に今災害が起きたことに対応する部分と、事前にどういったことを心がけていかなければいけないかという部分の情報伝達も大事だと思っております。その点についてはお手元の資料の１２ページをご覧ください。実は消防庁のほうでは防災危機管理の関係で、ｅーカレッジという形で、どういう災害が起こるのかということを外国人に短時間でわかりやすく説明するホームページをつくっております。ここの部分で実は多言語化対応を図りはじめております。ご覧のように、本来英語だけのものを中国語、韓国語、ポルトガル語というような形にしてきております。今後、東南アジアの言語の需要が増えていくとこれがどうなっていくかということもありますが、まずは災害が起こる前の状態での知識の涵養、これもあわせて大事になってくると思っておりますので、こうした２つをあわせてやっていくということで、まずは取り組んでいきたいと思っております。



放送の関係の提起については、総務省の立場ではなかなか物も申し上げにくい部分もあるように担当部局からは聞いております。放送会社のほうで特番的に行われているときはあろうかと思いますし、東日本大震災のときには特例的に少し対応されたという事例はあると伺っておりますが、そういったところについては、特にやはり視聴者側の立場になる、自治体も含めた皆さんのほうからのお話という部分が非常に大事になってくるという印象を持っております。

資料はいろいろたくさんついており、これは純粋に防災だけではございませんが、こうしたさまざまな情報の壁を取り除く取組が早い形で充実に結びついていくようにということで私たちも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

先ほど三上市長からは、方向性はいいけれども、２０２０年というのはのんびりし過ぎではないかというご発言がありました。例えば資料１３ページですと、遅くとも２０２０年ごろという表記もあるんですが、これはオリンピックを意識したものでしょうか。早け

ればいつ頃できそうなものでしょうか。

○総務省自治行政局国際室長（植村　哲氏）

ここは、すみません、技術的な部分、あるいはどういう取組にコストがかかるのかという部分について、我々のほうで直接担当部局に伺ってこなかったものですから、本当にどのぐらいアクセルをかけられるのか、今率直に言って答えられる材料はございませんが、技術的には不可能ではないはずだと思います。あとは、その取組をどう進めていけるかという、むしろ制度とか、取り組む各関係者の対応の部分が大切になってくると思っておりますので、そういった部分も引き続き聞きながら、また情報交換させていただければと思います。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。では、是非アクセルをよろしくお願いいたします。

それでは続きまして２番目に、企業に対する防災訓練や研修等の実施の促進に関しまして、これは袋井市の原田市長からお願いいたします。

○袋井市長（原田　英之氏）

先ほどブロックの報告の中で申し上げましたが、防災につきましては、外国人の方も必要ですし、昼間も夜も必要であります。アンケートの結果にもございましたが、働いている場所において、意外に避難所を知らないという数字が出ておりました。、職場での避難所を知らないということは、恐らく企業での防災訓練があまり行われていないということじゃないかなと思います。企業にしてみれば、防災訓練をやっていますというかもしれませんが、もう一歩踏み込んで、外国人に対してもきちんとやるために、ある種企業に義務づける、そういう制度に持っていけないかと、このように思いますけれども、その点についてお伺いをいたします。



○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

それでは、今のご質問に関しては厚生労働省の勝田次長からお答えいただきたいと思います。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

三度、登場しました厚生労働省の勝田でございます。

企業に防災訓練を義務づけられないかというお話でございます。

まず、企業とこういう自然災害の関係で一つ思い出しますのは、東日本大震災の際、多数の中国人技能実習生のいた水産加工会社において、津波に巻き込まれないように、企業の方々がまず中国人を避難させたという実例もありまして、起こったときについて、そんなに心配する必要はないのかとは思いつつも、では今どうなっているかということをちょっとお話ししておきたいと思います。

まず、私どもで持っております法令の体系で申しますと、労働安全衛生法というのは、労働者が業務に、これに労働者に業務を指示する者として企業側が責任を負うということで、刑罰を持ってさまざまな措置を義務づけられております。このために、最低基準として刑罰でやっておりますので、対象となっておりますが、基本的には業務に起因する災害ということで、自然災害まで、これで義務づけるというのはちょっと法律的に無理がありまして、そこまではしておりません。ただ、労働災害の中でも、さまざまな問題、会社の中で自然災害によってきます。例えば台風が来たとか、いろんなことがあって爆発がある、火災がある、あるいは大風でクレーンが倒れる、こういったことがございますので、原因が何であろうと、こういったことについて労働者が避難する、こういった訓練をしなさいといったことについては私どもも法令の中でこれが義務づけられておりますので、こういったことは今でもされております。



それから、これは法律ではございませんが、労働者の労働災害防止という観点で、私ども「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」というのがございまして、これも自然災害の問題ではないんですけれど、外国人労働者が内容を理解できるように、これは労働災害の関係でございますが、図解等によって安全教育を実施しなさい、絵で見てわかるようにしなさい、それから、労働災害防止、先ほど言ったようなケースも含まれるわけでございますけれど、こういった指示が理解できるように、必要な日本語を覚えさせなさいと。それからさらに、労働災害防止に関しますけれど、標識ですとか、掲示板ですとか、こういったものを外国人労働者が理解できるような方法で

やりなさいと、こういったことの周知を図って、できるだけしてもらうようにということで、今ガイドライン的にやってございます。こういったことを是非徹底して、災害の際の外国人の方々について万一のことがないように、できる限り努めてまいりたいと思っております。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

○袋井市長（原田　英之氏）

いいですか。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

はい、どうぞ。

○袋井市長（原田　英之氏）

今おっしゃいました、いわゆる労働災害でないというのは、それはよくわかります。義務づけの問題。だけど、私たちだって自主防災組織の中に外国人をできるだけ多く入れて、いろんな訓練をやっています。特に義務はありません。一緒に生活していくためにはそのほうが絶対にいいからということで外国人にいろんな災害訓練に参加してもらう形をそれぞれの自治体でとっています。やはり職場におきましても可能な限り外国人の方を入れた防災訓練をやるようにということを表に出していただきたいと思います。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

すいません。大変恐縮です。縦割りのことを申してしまうと、実はその部分は多分総務省さんの、例えば企業における消防団でございますとか、そういった話で、それぞれの役所の関係で申しますと、必ずしも厚生労働省ではないかと思います。どこの部分になるかということに関してはご異論があるかもしれませんけど、労働上の災害ですと私どものほうですので、きちんと対応します。ただ、そうはいっても、先ほどのようなことを超えて、自然災害の部分で企業のということになりますと、なかなか義務づけられないというとこがございます。ただ、今の範囲の中でやっていって、自治体の問題としてはある程度はできるのかなとは思ってございます。



それから、すいません、この場をおかりして、先ほど湖西市の三上市長からハローワークのことをお褒め

いただきまして、お礼を、ついででございますが、申し上げさせていただきたいと思います。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

先ほど労働安全衛生法のお話が出ました。今回の提言には入っていませんが、集住都市会議の内部では、この労働安全衛生法自体を改正して、自然災害も対象に含めることはできないかと、そんな議論もしているんですが、これは現実味がないことでしょうか。

○厚生労働省職業安定局次長（勝田　智明氏）

世界的にやはり労働安全衛生法に相当するものはございます。この中で自然災害を対象にしているというのは、私は今までのところは聞いたことございませんので、刑罰法規でやっている法令の体系としては少し難しいかなあというふうに思います。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

どうもありがとうございました。

それでは、３番目の質問に移りたいと思います。外国人建設就労者に対する防災に関する情報の提供に関しまして、浜松市の鈴木市長からお願いいたします。

○浜松市長（鈴木　康友氏）

この課題は、第Ⅱ部の「日本の人口減少社会における多文化共生政策」で議論になると思いますが、東京オリンピックの開催や震災からの復興にあたり人手が足りないことから、外国人建設就労者を受け入れることが決定しています。この制度は時限的な措置と聞いていますが、労働者は当然地域で生活をするため、防災や日本語の習得、社会保障等、生活に必要なさまざまな情報を提供することが重要です。これを受け入れ企業が確実に実施するよう国に主導していただきたいと考えています。今はとにかく行け行けどんどんで、どうもこの状況を見ていますと、かつての状況と重なってしまいます。バブル景気や労働力不足を背景に１９９０年に改正入管法が施行され、浜松市など製造業が盛んな地域に南米系外国人が急増しました。当初は短期間で帰国すると考えられていましたが、実際には長期にわたり定住する人が多く、直接の生活の場である基礎自治体において、言葉や生活習慣の違い等による課題への



対応を迫られました。今また同じ轍を踏まないように、外国人労働者を受入れる企業が生活に必要な情報を確実に提供できるよう、体制づくりを含めて、国が指導的な立場を発揮していただくことを、要望したいと思います。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

それでは、こちらの質問は法務省の内田室長、よろしくお願いいたします。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長（内田　省二氏）

法務省のほうから説明させていただきます。

外国人を受け入れた企業が外国人に対し日本語の習得や社会保障等の必要な情報を確実に提供していくよう指導することについてということでありますが、これについては、一つは、それぞれの業を所管する府省庁、あるいはその事務を所管する府省庁、こういったところが対応するということが適当ではないだろうかというふうにまず思うところでありますけども、法務省といたしましては、外国人とかかわる中で、例えば必要な情報をパンフレット、リーフレット等で提供するということについては協力させていただいているというところであります。



その上で、地域の災害特性、あるいは避難場所、避難方法など防災に関する情報を提供するということにつきましても、一義的にはその知見を有する関係機関において対応するということが最も適当だろうとは思いますけども、法務省としまして、リーフレットの配布など、情報の提供といった形で協力はできるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○浜松市長（鈴木　康友氏）

いいですか。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

はい、どうぞ。

○浜松市長（鈴木　康友氏）

そういうお答えが来るだろうなと予測はしておりました。結局は縦割りの問題になってくるんですね。これまで、多文化共生に取り組んできた厚労省や総務省、法務省や文科省

は問題意識を持っていただいていると思いますが、こういう問題に取り組んでこなかった国土交通省が外国人建設就労者受け入れの所轄官庁として、建設業者にきちっと指導することは、難しいのではないでしょうか。私はこれは無理だと思うんですね。今回の外国人建設就労者の受け入れは国の制度により実施するものであり、受け入れた外国人が地域で生活する上で起こる課題についても国の主導により対応することで、これまで基礎自治体が経験してきた問題が繰り返されることを防ぐことができると思います。受け入れるだけ受け入れて後はほっておくということになると、２５年前のデジャビュになってしまう。この問題はまた後ほどお話しをしたいと思います。今日は内閣府の方がいらっしゃいますが、国土交通省と連携し、対応していただきたいと思います。

○内閣府大臣官房審議官定住外国人施策推進室長（小野田　壮氏）

内閣府の小野田と申します。

今のご発言、ご要望いただきました件につきましては、関係省庁とよく調整させていただきたいと考えております。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

内田室長からは、知見を有する関係機関と連携して取り組んでいきたいというお話があったと思いますが、知見を有する関係機関というのは国交省でよろしいでしょうか。

○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長（内田　省二氏）

先ほど防災に関してという話ですので、そこら辺はそういうところかなあというふうに思っています。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございます。

そうしますと、今後国交省と法務省で連携をして、防災に関する情報を建設労働者に提供するということもご検討いただけると理解してよろしいでしょうか。



○法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長（内田　省二氏）

私ども、先ほど申し上げましたけども、そういった防災に関する情報等提供、外国人に提供してほしいという要望については、それはそういう案内をするリー

フレット等いただければ、それは適宜窓口等で配布するということは可能だろうという趣旨でございます。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、外国人キーパーソンの育成や防災訓練参加促進を通じた災害時の共助の仕組み、それから日系定住外国人施策の推進について、大泉町の村山町長からお願いいたします。

○大泉町長（村山　俊明氏）

共助の仕組みについてお話をします。

外国人イコール今までは支援される立場というふうな見方をされておりました。今後は、共助の仕組みをしっかりとつくりまして、外国人キーパーソンの育成ですよね、災害時の。そういう部分に関しては国のほうからもしっかりと啓発のご協力を願いたいというふうに思っております。

また、自治体レベルだとなかなか手に負えない問題等もありますので、そういう部分に関して、先ほどいろんな首長さんからご質問がありましたけど、所管外だとか、うちの管轄じゃないというお話ですけども、その辺はしっかりと答弁していただければというふうに思っております。

そんな中で、今後国のほうも外国人の労働力及び人材は日本経済を維持するためには必要不可欠であり、これからさらに必要になってくるというふうに思います。しかしながら、災害の部分に関しても、いろいろな部分に関しても、大泉町も既に外国人を受け入れまして約二十四、五年というところでありますけども、まだたくさんの問題が解決されておりません。



そんな中で、私が申し上げたいのは、今年の３月、これは国において策定されました日系定住外国人施策の推進について、各府省庁の施策を着実に実施していただくとともに、その状況を毎年フォローしていただきたいと思います。今後はしっかりと、この外国人に対する問題というのはこれからさまざまなものが増えてくるというふうに考えております。今後は、皆さん

方のご協力を得ながら、特に私の町の負担がなくなるように、いろいろな施策を考えていただきたいというふうに思います。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

２つの質問がありましたが、最初の災害時の共助の仕組みの構築に関しまして、総務省の植村室長からお願いしたいと思います。

○総務省自治行政局国際室長（植村　哲氏）

先ほどの皆さんからの発表でもあったように、日本人の中でもなかなか防災訓練等に参加してくれないというような状況になってきています。その意味では、日本人、定住外国人を問わず、同じプラットホームの中で、情報や経験、あるいは訓練、こういったものを共有していただくことが非常に重要だということは我々も強く認識しております。



資料の１１ページで連携の事例というものを掲げさせていただきました。実は昨年のこの会議に私も防災分科会で出席しまして、その際に自治体間の連携、これも非常に重要であろうという意見がございました。これはただ単に横の連携だけではなく、県、都道府県との連携、こういったものも非常に重要ではないかということで、挙げさせていただいている事例も少しずつあります。例えばこのブロックの近隣でいくと、資料には書いてありませんが、茨城県さんでも県の国際課、それから関係市町村の国際関係課等々が実際の防災訓練に参加されて、避難誘導をタイ語、中国語、ポルトガル語、韓国語、英語でやったというような事例も出てきております。私どもは、こうした横の連携の会議を行っておりますので、是非皆さんのほうからも、もしこんな事例は他のところにないのかというお尋ねがあればご紹介いただければと思いますし、私どものほうからも、特に広域行政のほうに、皆さん方との連携をするところをしっかりやってほしいというメッセージを引き続き出していこうと、このように思っております。是非その部分については皆さん方からの実情もいろいろと引き続き我々に入れていただければと考えているところでございます。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

続きまして、日系定住外国人施策の推進につきまして、内閣府の小野田審議官からお願いいたします。

○内閣府大臣官房審議官定住外国人施策推進室長（小野田　壮氏）

最初の共助の仕組みづくりのほうも少し触れさせていただこうと思いますので。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

はい。

○内閣府大臣官房審議官定住外国人施策推進室長（小野田　壮氏）

まず、その共助の仕組みづくりのほうでございますけれども、日系定住外国人につきましては、大泉町長さんもおっしゃいましたけれども、単なる支援が必要な者ではなくて、地域社会を構成する一員として捉えることが私どもも重要だと思っております。特に災害発生時におきましては、日系定住外国人住民を含め、地域住民がともに助け合う仕組みづくりが重要だと思っております。



日系定住外国人の方々が地域社会の一員として役割を担っていただくためには、日系定住外国人におけるリーダーを育成し、リーダーをキーパーソンとして地域社会で活動していただくことが重要と。この点は、先ほどお触れになられましたけれども、本年３月に取りまとめました「日系定住外国人施策の推進について」の資料の最初のところに、内閣府提出の資料に入っておりますけれども、その中においてもその考え方が盛り込まれております。そういうことなので、まずはそれぞれの地域において効果があらわれている先進的な取組を他の地域に広げていく、これがまずは肝要ではないかと思っておるところでございます。

そういった観点から内閣府といたしましては、本日お集まりの外国人集住都市会議の自治体はじめ関係者から、既に本日も一部優良事例をご紹介いただいておりますけれども、災害時における外国人住民の対応含め、効果的な取組や優良事例を把握し、分析していくことを予定しております。その上で、その成果を関係自治体と広く情報共有し、効果的な取組として取り入れていただくことで外国人住民との共助の仕組みを促していきたいと思っております。

もう一つ、内閣府には防災担当部局がございます。我が国の災害対策の根幹となる防災基本計画を策定している部署でございます。その中でも、今日はちょっと資料つけており

ませんけれども、広く身近な地域コミュニティ等による共助の必要性について実は触れられているところでございます。今後、各省における施策の実施状況や動向を踏まえ、内閣府の防災担当部局や他省庁の防災担当部局とも連携しながら、外国人住民との共助につきまして必要な検討や取組を進めてまいりたいと、このように考えております。



２点目の「日系定住外国人施策の推進について」でございますけれども、繰り返しになりますが、本年３月に取りまとめました「日系定住外国人施策の推進について」に盛り込まれた日系定住外国人施策につきましては、日系定住外国人施策推進会議幹事会におきまして、各省庁の施策の実施状況のフォローアップと公表を行っておるところでございまして、引き続き着実に施策の推進に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

先ほどの質問の中から、この日系定住外国人施策の推進に関しまして、毎年公表してフォローアップをということだったと思いますが、その点に関してはいかがですか。

○内閣府大臣官房審議官定住外国人施策推進室長（小野田　壮氏）

毎年ではなくて、現在も半年に１度ぐらいの割合でフォローアップをして公表させていただいております。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございます。大変前向きなご回答をいただきました。

あともう一つ、先ほど内閣府の防災担当部局のほうでも共助の仕組みづくりということを推進しているというお話があったんですけれども、そちらの取組の中には外国人住民としてももう既に取り入れられているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○内閣府大臣官房審議官定住外国人施策推進室長（小野田　壮氏）

広く地域コミュニティ等による共助というふうになっておりますので、外国人の方々が入ってないというふうには我々は理解しておりません。まさに今回ご提言いただきましたので、これから防災部局のほうといろいろ調整をさせていただきたいというふうに思って

おります。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。町長、よろしいですか。

○大泉町長（村山　俊明氏）

了解しました。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

前向きなお答えをいただきましたので、是非推進していただきたいと思います。

それでは最後に、外国人住民の安否確認に関しまして、掛川市の松井市長からお願いいたします。

○掛川市長（松井　三郎氏）

先ほど原発の話がありましたので、ちょっと触れさせていただきます。

掛川市は原発から全地域が３０キロ圏内に入っておりまして、現在広域避難計画の策定を進めております。その最大の課題の一つは、定住外国人にどう避難をしてもらうかということです。外国人に対する的確な情報伝達のためにも、情報発信の多言語化に対する支援を是非お願いしたいと思います。

それでは、本題に入ります。

在留外国人の災害時安否確認支援を実効性のあるものにする上で、各関係機関が連携をする際、重要になる点をお示しいただきたいと思います。昨年度のながはま大会において、在留外国人の災害時安否確認に関するフォーマットについて、外務省の方からご説明がありました。改めて具体的な場面を想定した検証、訓練等を実施する必要性があるかと思います。どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一点ですけれども、その後、本年９月２日に在留外国人の安否確認に関する在京外交団への説明会が行われ、関係各機関の連絡先や情報伝達方法を再確認し、共有しておく必要性を再認識したと伺いました。そこで、これらを受けて、基礎自治体も含め、各関係機関と連携する上で特に重要と思われる点をお示しいただきたいと思います。



以上です。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

こちらは、外務省の三好局長、よろしくお願いいたします。

○外務省領事局長（三好　真理氏）

外務省の三好でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど来、各首長さんから自治体の取組についてお話を伺っておりまして、やはり防災についても外国人住民を巻き込んでいくという、集住都市の皆様方のご尽力にまずは敬意を表したいと思います。

各国の大使館あるいは総領事館にとりまして、自国民の保護というのは極めて重要な課題でございます。これは逆の立場で、私ども外務省員が海外におきまして、同じ在留邦人が事故に遭ったり、事件に巻き込まれたりというような場合に、その安否確認等しなくてはいけないのと同様、日本にあります、いかなる大使館、総領事館についても非常にそういう責務を負っているわけでございます。

日本については、治安は極めていいのですけれども、やはり自然災害に関しては、世界のどこの国に比べても多いのではないかと思います。そうした中、防災は日本にある大使館、総領事館にとっても大きな課題ということで、今年９月２日、防災週間に合わせて、外務省で初めて、在日外国人の多い大使館を外務省に招き、１７の公館から３０名の方々にご参加いただきまして、説明会をいたしました。



２つ目的がございまして、１つ目は大規模災害時における在日外国人の安否確認の方法、あるいは情報発信につきまして、東日本大震災のときにどうであったかということを説明することでございます。それから２つ目は、警察庁、それから法務省入国管理局、あと東京都と東京消防庁の方にもお越しいただきまして、防災に関して、そういった機関の方々が日ごろから取り組んでいることにつきましてプレゼンテーションしていただくというものでございます。これにつきましては、大体大使館員というのは３年おきぐらいに代わっていくもので、もう実は東日本大震災のときを経験した人はまた少なくなっているわけでございますが非常に有益な機会だったということで評価をしていただいております。



今、私どもがフォローアップとして行っているのは、こういったことのフォローアップということで、まず在京大使館あるいは総領事館のキーパーソンを確認する作業を進めております。できれば外務省がワンストップサービス、先ほど大泉町長さんから震災時にいろんな照会が入って大変だったというお話がございましたが、できれば外務省を通じてワンストップサービスでいろいろな安否確認ができるような、何かそういうチャンネルをつくれないかということで、それぞれの大使館、総領事館の担当者の連絡先等を今収集しているところでございます。

それからあわせまして、こういった場合にいろいろな外国人の方の個人情報を提供いただくわけでございますが、どこまで自治体の方と共有して、どういう情報であれば安否を確認していただく際にお役に立つのかなということで、その面の検討も行っているところでございます。

いずれにしましても、私どもとしては、できればこういった在京大使館あるいは総領事館、今回は名古屋にあるペルー総領事館などもご参加くださいまして、やはり中部地方等での、地方でのそういった防災への意識も高いんだなあと思いましたけれども、こういったことを毎年続けていきたいと思っております。

また、ＩＴの発信というのは極めて重要だと思っておりまして、ようやくですが、外務省でも防災についてのフェイスブックを立ち上げました。先ほど来お話に出ておりますように、正確かつ迅速な情報発信ということで、今後中身を改善してまいりたいと思っております。以上でございます。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

どうもありがとうございました。

ほぼこの群馬・静岡ブロックの時間が参りましたので、最後にコーディネーターから３点感想を申し上げまして閉じたいと思います。

まず第１に、昨年は長浜市でこの集住都市会議を開催しまして、同じ防災をテーマに討論を行いましたけれども、そのときに比べますと具体的な取組のお話がかなりたくさん今日は聞くことができたと思います。そういう意味では、こういう対話、コミュニケーションを続けていくことにやはり大きな意義があるのではないかということを感じました。



２点目に、この群馬・静岡ブロックでは、２０１１年３月の東日本大震災を受けて、２０１１、２０１２年度、そして２０１３、２０１４年度と防災をテーマに研究を続けてまいりました。そして、この研究を続けていく中で、災害時の助け合いのためには平時のかかわり合い、平時の関係こそが大事である、つまり多文化共生施策こそが最大の防災施策になるという共通認識が生まれてきたのではないかと感じます。

３番目に、２０１１、２０１２年度のテーマは「災害弱者をつくらない」というテーマを掲げていました。今回、２０１３、２０１４年度は、「ともに助け合える地域づくり」というテーマになっております。これは、外国人の存在をネガティブな存在、あるいは支援の対象としてのみ捉えるのではなくて、外国人の存在をプラスに捉え、そして外国人が主体的に地域参加し、地域に貢献する、そうした存在として受け入れていく、私はこれを「多文化共生２．０」と呼んでいるんですが、そうしたより積極的な多文化共生の考え方がこの４年間の防災を通じた研究の中で広く受け入れられるようになってきたのではないかというふうに感じております。

それでは、これをもちまして群馬・静岡ブロックを終了したいと思います。

ご登壇いただいた皆様に大きな拍手をお願いいたします。

○総合司会（池上　重弘氏）

ありがとうございました。群馬・静岡ブロックでした。

以上で長時間にわたった第Ⅰ部の終了となります。

皆様お疲れのことと思います。ここで１０分間休憩を挟み、午後４時２０分より第Ⅱ部、政府関係者との討論に移ってまいります。４時２０分にお席にお戻りください。

■第Ⅱ部（政府関係者等との討論）

◇テーマ　日本の人口減少時代における多文化共生政策

【パネラー】

衆議院議員 法務副大臣兼内閣府副大臣	葉梨　康弘　氏
株式会社東芝副会長	佐々木　則夫　氏
浜松市長	鈴木　康友
長浜市長	藤井　勇治

【コーディネーター】

明治大学教授	山脇　啓造

【　日本の人口減少時代における多文化共生政策　】

○総合司会（池上　重弘氏）

皆様、大変お待たせいたしました。お疲れのところとは思いますけれども、これより第Ⅱ部をはじめてまいります。

第Ⅱ部、政府関係者との討論、ご登壇いただきます皆様をご紹介いたします。

衆議院議員、法務副大臣兼内閣府副大臣葉梨康弘様でございます。株式会社東芝副会長佐々木則夫様でございます。外国人集住都市会議側からは、外国人集住都市会議の提唱都市、浜松市の鈴木康友市長です。外国人集住都市会議の座長都市、長浜市の藤井勇治市長です。そして、第Ⅱ部、ここの部分のコーディネーターは、外国人集住都市会議のアドバイザー、明治大学の山脇啓造教授でございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

それでは、早速、第Ⅱ部のパネル討論をはじめてまいりたいと思います。

外国人集住都市会議の政府関係者とのパネル討論というのは２０１０年にスタートしております。２０１０年のときには、当時の末松内閣府副大臣、小宮山厚生労働副大臣、それから笹木文部科学副大臣にご登壇をいただいて、当時、政権交代が起きた中で、外国人集住都市会議が提出した緊急提言、その中で外国人の受け入れ方針の確立や外国人庁といった新組織の設立に関する提言を中心に議論を行いました。



さらに、２０１２年には、多文化共生政策のあり方というテーマで、内閣府の中川前内閣府大臣をお招きして、「外国人との共生社会」実現検討会議の中間報告をもとにした議論を行いました。

そして、今回、現在法務省では出入国管理政策懇談会で、今後の外国人の受け入れのあり方に関して議論が進んでおり、間もなく第５次の出入国管理基本計画も策定されるようですけれども、その法務省で副大臣をされている葉梨議員にご登壇をいただくことになりました。

さらに、今回、経済界から、企業ご出身者としては初めて、佐々木東芝副会長にご参加いただいております。佐々木副会長は、現在経団連の副会長をされていると同時に、政府

の外国人材の受け入れに関しまして、経済財政諮問会議あるいは産業競争力会議の民間議員としてご活躍されている経済人であります。

今回、３回目の政府関係者等との討論となりますが、今回のテーマは「人口減少社会における多文化共生政策のあり方」ということになります。この人口減少社会というタイトルなんですが、実際には日本の人口減少が始まったのは２００９年からだと思いますけれども、今年になりましてこの問題が非常に大きく政府で取り上げられるようになっております。

まず２月に、経済財政諮問会議のもとに置かれた「選択する未来」委員会の中で、今後５０年後の日本を見据えた成長あるいは発展のあり方をテーマにした委員会の中で、望ましい人口規模に関する議論がなされました。

そして５月には、民間シンクタンクである日本創成会議が提出した報告書の中で、２０４０年には日本の自治体の約半数が消滅する可能性があるというショッキングな報告も出されまして、それ以降この問題は非常に大きなテーマになってきております。

政府は、今年の６月、骨太方針の中で、５０年後に１億の人口を維持するという目標を掲げております。

そしてまた、９月には、「まち・ひと・しごと創生本部」という組織も立ち上げて、地方創生ということが現政権の中心テーマになっています。

一方、外国人材の活用に関しましても、今年１月の産業競争力会議の中で、内なるグローバル化ということが掲げられて、その中で、外国人材受け入れのための司令塔の設置や持続可能な経済成長に必要な外国人材の活用といったことが掲げられております。

２月には、安倍首相が衆議院の予算委員会におきまして、移民の受け入れについて、「我が国の将来の形や国民生活全体に関する問題として、国民的議論を経た上で、多様な角度から検討する必要がある」というご発言もありました。

そして、先ほどの「選択する未来」委員会では、人口１億人を維持する一つのシナリオとして、年間２０万人の移民の受け入れといったことも検討されました。

しかし、その後、４月の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議の中で、外国人材の積極活用は推進するが、これは移民政策ではない、移民政策と誤解されないように配慮しなければいけないといった方針が打ち出され、６月の日本再興戦略でも外国人材の活用が正式な方針として打ち出されましたが、あくまでもこの外国人材の活用というのは期間を区切った活用であると、いわばゲストワーカーとしての受け入れであると、そうした方

針が現在の政府の取組になっているかと思います。

そうした政府の動向を受けまして、今回この「人口減少社会における多文化共生政策のあり方」というテーマが設定されました。

それでは、ここから４人のパネリストにまず５分ずつ、それぞれのご専門の立場から、このテーマに関連しましてご発言をいただきたいと思います。そして、後半２０分におきましては、自由な討論を進めていきたいと思っております。

それでは最初に、葉梨副大臣からよろしくお願いいたします。

○法務副大臣（葉梨　康弘氏）

どうも、皆さんこんにちは。法務副大臣を務めております衆議院議員の葉梨康弘でございます。



今、山脇コーディネーターからもほぼお話があったとおりなんでございますけれども、日本再興戦略の中では、移民と誤解されないような形で、今後中・長期的な検討を進めるというふうになったわけですが、私どもとして、私は法務省の立場ですけれども、安倍内閣の一員として、やはり日本の成長というのを非常に重視する立場であることをまず申し上げておきたいと思います。

国会でも答弁したこともございますけれども、この１０年間、実は日本の生産年齢の人口減少というのは１９９５年から始まっています。もう２０年間になります。そして、この１０年間で、毎年平均になりますけれども、人口減少要因が日本のＧＤＰを押し下げているのは、毎年０．３％ずつ押し下げていると。これがますます高じるだろうというような、まず現状認識もございます。じゃあ、かといって今の日本の国内のコンセンサスの中で外国人材を無制限に受け入れればいいかといったら、必ずしもそうではなくて、治安の問題もまたございましょうし、またこの集住会議でも取り上げられている、いろんな生活面のケアの問題もありましょうということでございます。

そういう中で、この多文化共生社会を目指して外国人集住都市会議の皆様が今まで各種の議論をされて、政府に対しても、今年の２月も私の前任者がそれを受けたと聞いておりますけれども、提言をされてきたということ、これについては深く私も敬意を表させてい

ただきたいというふうに思います。

そして、今のところの政府において、じゃあどのような取組になっているかということについてご説明を申し上げますと、いろいろとこの外国人の受け入れについては、その必要性はもう既に申し上げたとおりなんですけれども、多種多様な議論がございます。そして、まずコンセンサスの得られたところからやっぱり早急にやっていかなきゃいけないということで、まず今年の６月ですけれども、高度人材、これについては在留期間無期限の新たな在留資格制度を創設するということを行いました。それから、建設、造船分野、特に建設関係ですと、２０２０年のオリンピック・パラリンピックに向けて、いろんな形での需要があるということ、非常に短期に限って、こういう緊急時ということに限って特定活動というのを認めるという方向性で、国交省とも今、この間告示という形で出させていただいたんですけれども、制度設計をしているということでございます。

そして、今後の来年に向けての話ということは、まずじゃあ技能実習ということでやっていこう。もちろん技能実習といいましても、日本において労働力の需要が見込まれる分野の中で、外国に対して技術的な移転という形での国際貢献、実習をさせるということでの国際貢献に資すると、そういうような分野について、この技能実習制度をさらに拡充をしていこう。期間も３年から５年にする。あるいは、その対象職種についてもこれを見直すというようなことも来年の通常国会に向けて、その制度設計を今やっている段階です。その議論につきましては、今厚労省とともに、外部有識者にいろいろとご意見、ご判断を仰いでいるというような形でございます。

そしてまた、技能実習生については、まさに入ってきたときの中のケアというのも非常に大切になってまいりますので、そのケアのあり方、実習計画、それからケアのあり方等についても、いろんな形での手続を経て認定をするような制度設計も考えているということです。

その他、留学生の介護福祉士、これについても留学生が介護福祉士を取った場合には、そのまま就労を認めてもいいんじゃないかというようなことについてもまた検討をさせていただいております。

そして、最後になりますけど、これではなかなか抜本的な解決にならないじゃないかというご意見も多々あるんです。実際、私も聞いております。これについては、まさに移民政策と誤解されないような形で、どういう形での国内におけるケアのあり方があるのか、どういう職種が対象とあるいはなり得るのか、そしてどういうような資格というのをつく

っていくのかということについては、まさに国民的な議論が私どもは必要だということを考えておりまして、まさに出入国政策懇談会でも議論をいただいているところですが、中・長期的ということで再興戦略には書かれましたけれども、決してこれ中・長期という悠長なことを言っていられるような話ではない。そういうことで、今後できるだけ、この中・長期といいましても、今佐々木先生もいらっしゃいますが、いろんな方々からご意見を承りながら、早急に関係省庁と検討していきたいというふうに考えております。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、佐々木副会長、お願いいたします。

○株式会社東芝副会長（佐々木　則夫氏）

ただいまご紹介をいただきました東芝の佐々木でございます。本日は経済界から見た外国人の受け入れ、それから活用に関する課題についてお話をさせていただきたいと思っています。

言うまでもなく、グローバル化の進展によりまして、国、それから企業に必要な人材の獲得、もう既に熾烈な国際競争下にある一方で、日本は少子・高齢化の進行に伴いまして労働力不足が顕在化しているというのは、もう共有されていると私は思っています。

一方、日本の高校の卒業者数、ピークは平成４年ですが、１８１万人ほどいました。平成２６年では１０５万人ということで、７６万人減となって４２％も減っています。さらに、進学率の向上で高卒の就職者は６０万人から１８万人まで７割減っている状況です。いろいろ我々のような製造業では技能者が必要ですが、この製造業での若年労働者不足、これが一因となりまして、組み立てを中心に海外シフト、これが全てではないですけど、遠因の一つになっていると認識しています。



こうした状況を受けまして、外国人集住都市会議の外国人労働者の受け入れに関する意見書にもありますとおり、政府は外国人材受け入れに関して検討していく方針を打ち出しておりまして、先ほど来お話が出ています「日本再興戦略」改訂２０１４、これにおきましても幾つかの政策が示されておりまして、私が有識者議員として参加をしております産業競争力会議でも具体的な検討が行

われているところです。

まず、外国人の技能実習制度、先ほどちょっとお話が出ましたが、円滑な制度運営に十分配慮した管理監督機関、それから管理体制の抜本的な見直し、それとともに、例えば先ほどもお話の出ました介護の分野でこれからの高齢化に向けて必要になると思うのですが、ＥＰＡに基づく介護福祉士候補者の受け入れですとか、介護福祉士の資格を取得した留学生への就労許可要件の整備など、対象職種の拡大に向けた検討をしていかなければいけないと思っております。

また、これらとあわせて、技能検定、それから公的評価システムなどの整備、具体化を進めていって、随時、迅速にこれを追加していくと共に、実習期間の延長ですとか、受け入れ枠の拡大、そういうものの具体的な制度設計も進めていきたいと考えております。

先ほどもオリンピックの話で出ましたように、建設分野では、オリンピック以前に、今もう既に足りないのですが、緊急かつ時限的措置については、期待される建設需要が適切に満たされて、経済成長にも寄与するよう、来年度からの制度開始に向けて是非対応していただきたいと考えております。

それから、我々、製造業ですが、製造業における海外の子会社の従業員、結構いるわけですね。実は２次産業では４００万人以上いるわけですが、それについては、国内拠点をマザー工場として、海外拠点と役割分担をする際に企業グループ内の異動を通じて新製品の開発ですとか、あとは専門の技術を移転するという制度の趣旨なのですが、これに鑑みて、技能実習とは別の在留資格も含めて、簡便で迅速な受け入れ制度の実現を目指していきたいと思っております。

また、国家戦略特区については、いろいろお話が出ていると思いますが、外国人の家事支援についても具体的な制度設計を速やかに進めていきたいと考えています。

それから、先ほどもお話に出ました高度外国人材については毎年４万人ほど、大学、大学院留学生が卒業しているのが実態ですが、実は国内での就労希望は、その半分の２万人ほどであるにもかかわらず、就労できるのは１万人にとどまるという状況を踏まえて、留学生の国内企業への就職支援の強化を図っていかなければいけないと思います。

それから、どの分野で、どのような人材が本当に必要かということが余り明確ではないので、是非それを特定した上で、在外関係機関、それから各種政府イベントの活用、それから民間と連携した広報の強化、こういう誘致施策に取り組むとともに、高度人材ポイント制についても、現在は改善はされましたが、外国人の視点からわかりやすい制度に改善

して、周知徹底していかなければいけないと思います。

今後、先進国に限らず、アジアでも生産年齢人口は減少していくわけですが、世界規模の人材獲得競争が激化の一途をたどることになります。そうした中で、世界中の優秀な人材から我が国を活躍の場として選んでもらうという発想のもとに、中・長期的な外国人材の受け入れのあり方について早急に検討を開始するべきだと考えております。

以上です。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

どうもありがとうございました。

お二人から、外国人材の受け入れは、中・長期的な課題であるけれども、早急に取り組んでいかなければいけないという共通の認識が示されたかと思います。

それでは、ここでまず長浜市長から、これまでの集住都市会議の取組や提言内容について簡単にご紹介いただきたいと思います。

○長浜市長（藤井　勇治氏）

今日は、この会議に政府からということで、副大臣、ありがとうございました。また、経済界を代表いただきまして、佐々木さん、ありがとうございました。お礼申し上げます。

振り返りますと、１９９０年に出入国管理及び難民認定法の改正があり、多くの南米日系人の方が入国してきて、そして国内の各地域で居住されてきたわけでございます。地域住民の皆さんは、この外国人住民が突然増加しましたものですから、言葉の違いやら文化の違いによって大変混乱をした地域もたくさん出たわけでございます。受け入れた地方自治体では、そういった混乱に対応するために、通訳者の確保とか、あるいは日本語教室の開催など、さまざまな多文化共生事業を行って、今日まで対応して積み上げてきたという実態でございます。



２００１年になりまして、浜松市さんが呼びかけをしていただいて、現状とか、あるいは課題を広く認識いただいて、これらの課題を解決しようと、そして外国人住民と日本人住民がともに安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現を目指すということで、各都市や地域で顕在化する外国人住民を取り巻く課題を共有するために、この外国人集住都市会議を設立し

て、そして情報交換あるいは研究を行ってまいりました。

当初は１３市でスタートしたそうでございます。今は２６都市という大きな組織となりました。この会議の考え方も近年は、これまでの外国人を支援するという考え方から、外国人住民が地域に参画する、多様性を生かした地域づくりという考え方に変わりつつあります。そして、多文化共生施策に関する研究や調査を踏まえて、施策を進めていこうということでございます。

この会議では外国人に係る多文化共生社会を構築するための研究や調査を実施して、具体的な提言やメッセージとして発信をして、必要に応じて国や関係機関に制度改革などを求める活動を行ってまいりました。

そんな中で、外国人労働者の受け入れ拡大につきましては、この１月に産業競争力会議、ここで成長戦略に向けた検討方針の柱に、雇用分野の規制緩和策の一つとして盛り込まれたのでございます。これを受けて政府は、建設業界の人材不足の解消に向けた外国人労働者の受け入れ拡大を検討する閣僚会議を開催されて、そしてそれの確認をされているのであります。

こうした国の動きを受けて、私ども外国人集住都市会議では２月に、外国人労働者の受け入れに関する意見書を当時の法務副大臣様と、それから自由民主党の政調会長に提出をさせていただきました。

この集住都市会議では、これまで多文化共生施策をさらに推進する上で必要な視点として、関係府省庁の連携強化、あるいは国と地方自治団体や関係機関との連携強化、あるいは日本語教育の充実や子どもの教育機会の確保、また外国人の雇用や労働環境の整備など、さまざまな提言を行ってまいりました。

こうした提言の内容を十分考慮いただいて、そして国と地方自治体や関係機関がさまざまな課題を共有して、その解決に向けて、協働して推進できる体制づくりを是非つくっていただきたいというところも期待しているところでございます。

とりあえずは以上でございます。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

続きまして、お隣の鈴木市長、お願いいたします。

○浜松市長（鈴木　康友氏）

外国人集住都市会議の総括については、先ほど座長から大体お話しいただきました。浜松市

で外国人住民が増えはじめた当初は、出稼ぎが目的であり、すぐに帰国すると思われていましたが、最近では定住化が進んでいます。基礎自治体は住民に基本的な行政サービスを直接提供する機関であり、外国人住民が地域で生活する上で起こる課題から逃げることはできません。これまで試行錯誤しながら、様々な課題に対応してまいりました。

２００１年に浜松市の呼びかけによってこの外国人集住都市会議ができまして、各都市に共通する課題の解決に取り組むとともに、自治体独自の取組では解決が難しい法律や制度の運用に関する課題について、国へ提言を行ってきました。その中で新在留管理制度がスタートし、多文化共生プラン、日系定住外国人施策に関する基本方針、行動計画が策定されるなど、国においても一定の取組をしていただきました。

浜松市に暮らす外国人の方たちは、定住化がかなり進んでいます。今、座長からお話がありましたが、私たちはこれまで２５年、南米日系人を中心とした外国人住民との共生の取組をしてまいりました。



今までの取組は様々な問題に対処することが中心でしたが、外国人住民の持つ多様な文化をまちづくりや都市の活性化につなげる「インターカルチュラル政策」が、ヨーロッパを中心に新しい都市政策として注目されています。これからはそういうポジティブな発想を外国人集住都市会議に取り入れていくことを検討しています。

ここから私見になりますが、実は市長になる前、５年間国会議員を務めていまして、そのほとんどを経済産業分野で過ごしており、特にＥＰＡ、ＦＴＡの推進が専門でした。日本が外国人労働者を受け入れるのであれば、労働力として受け入れるだけではなくて、しっかり生活面の受け入れ態勢をつくっていく必要があります。これまでも、各省庁の外国人に関する政策を、総合的に調整する組織の必要性を発言してきたわけですけども、いざ自分が基礎自治体の首長として、この問題に真正面から向き合ってみて、外国人住民との共生は不可能ではないと考えています。浜松市でブラジル人をはじめとする外国人住民が増加しはじめたころは治安を心配する声がありましたが、これからは定住化した外国人住民をどのように都市の活性化につなげていこうかという、ポジティブな発想になりつつあります。国として外国人受入れの方針をしっかり示した上で、外国人住民の生活に係わる制度等の組み立てをしていただきたいというのが、私の意見です。大体時間となりました

ので、最初の発言は以上とさせていただきます。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

どうもありがとうございました。

ただいま外国人集住都市会議を代表して、２つの都市の市長から集住都市会議のこれまでの取組、そして入管法改定された１９９０年からカウントすれば２５年間における自治体としての蓄積、経験を踏まえて、日本として、より積極的に外国人を労働者として受け入れるだけでなく、生活者として受け入れる、そうした観点を打ち出したらどうかという、そういうご発言があったかと思います。

集住都市会議の側から最近の政府の取組を見てみますと、新たな外国人の受け入れに関しましては、この一年の間にかなりいろんな議論が進展したと思いますけれども、一方、入国後の外国人の観点、すなわち生活者としての外国人、あるいは住民としての外国人という観点に立った国の取組が進んでいないという、そうした危機感が強く共有されておりますが、その点に関しましては、葉梨副大臣、そして佐々木副会長、どのようにご覧になっているでしょうか。

○法務副大臣（葉梨　康弘氏）

まず、日系の外国人の定住者の関係ですけれども、当初、鈴木市長がおっしゃられたように、出稼ぎだったということは言われてはいたんですけれども、やはり同じ顔をしている日系人でもあるということもございまして、日系の外国人の関係については定住が非常に進んだということは事実ではなかろうかなというふうにも思います。ただ、結局、そのときは日系を受け入れたわけなんで、じゃ、ほかの日系ではない外国人の方を受け入れたときにどういうふうになるんだという、ちょっとまだそこのところは私どももわからないところがあるんですけれども。

そこで、今、鈴木市長、それから藤井市長もおっしゃられたんですが、外国人材を活用しなければいけないというのは、今の日本の現状からすると、おおむねまずコンセンサスになっている。じゃあ、どういう形で受け入れるべきなのかということについては、まだまだいろんな議論があるという段階ですけれども、その議論自体もそんなに悠長なことを言っていられる段階ではない。

ただし、一つは、後で申し上げますが、集住都市会議の経験というのは私は大変参考にもなるだろうと思うんですけれども、今度じゃあ日系の方ではない形を、実は今度１０月に告示をしましたんで、先ほど申し上げた建設関係の緊急的な受け入れ、言っても、来年



もう２０１５年ですから、オリンピックまであと５年です。本当に短期的な緊急の受け入れという形になってきますけども、この点については本当に特別の計画ですね。しっかりと特別の計画をつくっていただいて、それを国交大臣が認定して、それで外国人の方に働いていただくという、つまり入国だけではなくて、入国をしてからのいわゆるケアといいますか、そういったものも相当制度的にまずつくっている。それから、技能実習の制度についても、技能実習、今議論は途中ですけれども、来年の通常国会に提出できるように、ある程度その職種を広げる。それから期間を広げるという中で、技能実習の方についてもそういう実習計画をじゃあどういう形でしっかりつくっていくか、新しい独立行政法人をつくるということを今検討しておりまして、法務省と厚生労働省の共管でやっていく。ということで、議論はやはり進めなければいけないんですが、一つは、そういうような新しいものが来年から始まります。それを常にその運用状況というのをしっかり検証しなきゃいけない。これも悠長に検証するということではなくて、もうやりながら、走りながら考えるということ。いろんな議論の場に、こういうふうになって、つまりここは受け入れの部分と、それから国内に入ってからのいわゆるケアの部分というのはまさに相身互いみたいなところがありまして、トレードオフとまではいかないけれども、こっちがあれば、じゃあこちらは安心できるんじゃないかみたいなところがあるわけです。

まず１つは、来年からそこは実証的なものが始まっていく。それともう一つは、やはりどういうような形で国内でのケアができるから受け入れが可能なのか。あるいは、こういうことはできないから不可能なのかということについては、集住都市会議の皆様のいろいろな経験というのは私は大変役に立つもんだろうというふうに思っているんです。ですから、その意味では、この中・長期的な検討というのが、必ず移民と誤解されない形でというふうなことになっているわけですけれども、やはり国内にいて、どういうようなケアをするのか。それは、インテグレーションということになってくると非常に移民に近くなるし、あるいはコンサルテーションということになってくると、相談ということになってくれば、必ずしも移民ではなくて、この何年間かの期間を気持ちよく働いていただくということにもなってくるし、そこのところをやはり我々としてどういうような管理、国内に

おける管理というのを、これは企業の方とも、あるいは自治体の方ともいろいろとお話もしなければいけない部分がありますが、それとの見合いで、じゃあどういう形の入管の制度があり得るのか。これは私どもだけで考えられる話ではございませんので、よくいろいろと本当に、まさに国民的議論というのを、これは余り本当、先ほど何度も言いますけども、悠長な時間をかけていられる時期ではないだろうというふうに私は個人的には認識をしています。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

続きまして、佐々木副会長からもお願いしたいと思います。

○株式会社東芝副会長（佐々木　則夫氏）

入国してからの観点で、国としてどう取り組んでいくかというお話もあるわけですが、我々がやはり外国人を受け入れてきたときに、就労に対しては、もちろん社会保障に近いところも含めて相応に対応していくわけですが、生活面では、やはり地方自治体というか、地元に本当にいろいろお願いをしなければいけないところがあって、これが今の集住の中での問題をどういうふうに解決していくかというところにかかっていると思います。やはり、日本再興戦略その他で言われていることは日本の国力について言われているわけで、それを我々が外国人の力を借りながら補完していくという政策は、基本的には国の政策なわけで、やはりそういう集住地域に対する国の支援といいますか、そういうものは本当は明確化される必要があります。例えば社会保障のあり方、それから衣食住のあり方、生活保護等も含めて、しっかりとした取組が明確に打ち出されるべきだと思っています。



今日、経団連で正副会長会議があって、第５次の出入国管理の基本計画について我々がどういう提言をするかという話をしましたが、どうしても今人が足りないので海外から人材を呼ぶ呼ばないとか、技能研修の話とか、高度人材の話にかなり終始するのですが、今日意見を言ってきたのは、受け入れた後の実際の環境整備について我々としても相応に提言はしていかないといけないという話をしました。

それからあともう一つですね。当社は２０万人の社員のうちの９万人はもう外国籍で

す。例えばインドとか中国には日本人のスーパーバイザーが行って管理監督をするわけですが、その人たちを日本化することが目的ではないですね。郷に入れば郷に従って、我々が向こうの文化を尊重しながら、彼らの文化にのっとった形でのマネジメントをしていくということですので、日本に来たときにも、彼ら自身の文化についてはしっかり尊重した上で、共生というと抵抗があるのかもしれないですけど、共存できる形じゃないと、コミュニケーションができないので、そういうことをした上で確実に共存ができるようにしなければなりません。共生ができるというと、移民の話までいって抵抗がある節もあると思いますが、その辺、いろいろな段階を経ながら対策を具体的に進めていくことが肝要かと思います。

以上です。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございます。

今、お二人から、入国後のケア、あるいはその生活支援、そこも大事な課題であるという、そういうお話があったかと思います。ただし、そのときに、それはインテグレーションなのか、コンサルテーションなのかというところは、まだ日本にはコンセンサスがないだろうというご指摘がありました。先ほど副大臣から、日系人はいいかもしれないけれども、ほかの外国人はどうかというお話がありました。浜松市などはもう既に南米系日系人以外の外国人も多いと思いますが、いかがでしょう。

○浜松市長（鈴木　康友氏）

実は、アジア系が占める割合が増加していまして、多文化共生施策を進めている対象は決して日系ブラジル人やペルー人の皆さんだけではないということを申し上げておきます。



今お話を伺っていまして、我々の現場の感覚と、国の施策を進めていかれるときの感覚がちょっと違うと感じました。いつまでもベールをかけるのではなく、もうはっきりした方がいいんじゃないかなと思うところでございます。今回は短期間に限り、管理体制を強化した上で、建設関係の外国人労働者を受け入れることが決定しています。受入の期間が過ぎたときにどうぞお引き取りくださいと言われてもそういうわけにい

かないというのが、外国人住民との共生を経験してきた我々の感覚でございます。技能実習制度というのは、形を変えた労働者の受入制度だという批判があります。そういうダブルスタンダードではなく、必要な労働力を受け入れるということ、ただ、その分野についてはよくよく、業界の皆さんを含めたコンセンサスを得るということですね。そこについて私は国がはっきり方針を打ち出したほうがいいと思っています。現場でのケアは私たち基礎自治体がやることになります。制度的なもので大きく分けると、必要なのは社会保障関係と、それから教育だと思います。だから、こういう制度の整備と、あとは財政的な措置を国のほうでしっかりやっていただければ、具体的な取組は基礎自治体の役割ということになると思います。

第６次の出入国管理政策懇談会に私も委員として出席させていただいていますが、その中で、出入国管理政策と多文化共生施策は車の両輪であり、連動させていく必要があるという議論がされています。これはすばらしい考え方ですので、現在作成していただいている懇談会の報告書に具体的に載せていただくと、国としても一歩前進するんじゃないかと思います。そろそろ国も前に出たほうがいいのではないかと、そんな感じがいたします。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございます。今の点、どうぞ、葉梨副大臣。

○法務副大臣（葉梨　康弘氏）

決して前に出てないということを言っているわけじゃなくて、さっきから最前から言っているのは、そこの部分は結論が出ていない、私が結論ちょっと申し上げるわけにいかないわけです。ですから、中・長期的な検討というのを急ぎましょうということで、右とも左とも結論が出ているわけではないんですが、そういう問題意識ですね。ただ、今おっしゃられましたように、２つの、ベールをかぶってると言いますけど、実証的に、やはり一つは、これからの技能実習、それから建設労働者の受け入れの管理計画が実際に有効かどうか。そこもしっかり検証しながらやっていかなきゃいけません。それから、皆さんの知見も、私も議事録、出入国管理政策懇談会、読ませていただきましたけれども、しっかり取り入れていかなきゃいけません。そういう中で、やはりまさにこの中・長期的っていうのは、私は日本の経済にとってみたらまさに待った



なしだと思いますけれども、国民の中にいろんな意見があるということもまた事実なんです。ですから、そういう意味では、まさにその中・長期的な検討というところで、決してこれ逃げているわけではないということを申し上げておきたいと思います。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。

残り時間がもうあと５分ほどになってしまったんですけれども、ここまでの議論の中で、多文化共生政策も非常に重要な課題であり、自治体任せでいいわけではないというところに関しては共通認識があったかと思うんですが、今後、多文化共生政策を進めていく上で、国や自治体、経済界あるいはＮＰＯなど市民団体も含めて、関係団体が連携していくにはどうしたらいいか、もしアイデアがあればいただきたいと思います。どなたでもどうぞ。

○長浜市長（藤井　勇治氏）

今、葉梨副大臣の、外国人政策はもうそんな悠長なこと言っていられないんだという言葉に象徴されるのでございますけど、もう時もあたかもでございますが、国において、この外国人政策、外国人の受け入れについての議論が始まりました。したがって、国民的議論はこれから活発化してくるという時代に入りましたので、私は国が早期に速やかに国の将来像を明確に示す必要があるのではないかと思います。そのためには、府省庁がもう各省庁単位ではなくて、横断的に、しかも総合的、体系的に取り組む、この外国人政策を一括する司令塔のようなものが要るのではないか、そういう組織が要るのではないかということを痛感いたしますので、外国人政策の司令塔の創設を是非提案したいと思います。



そして、国や地方自治体、今日も経済界の代表もお越しいただきましたけども、経済界の関係者が課題を共有して協議できる常設の機関があってもいいのではないかと思います。ここで整理して解決していくと。そして、国は速やかに将来像を示すという段階に入ったかと思いますので、ご提案をしておきますので、よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございます。

この点に関しましては、経団連におかれましても、これまで２００４年あるいは２００７年に外国人材の受け入れに関して提言を出されまして、２００８年には人口減少時代における経済社会のあり方という中で、自治体や国、企業の連携による社会統合政策の推進といったテーマが掲げられていますが、この点、佐々木副会長、いかがでしょうか。

○株式会社東芝副会長（佐々木　則夫氏）

経団連の場合は、経済活動側から、多方面に提言している割には多文化共生ということに関して余り明確な方向性は出してきてなかったと思います。ただ、現在、我々のビジネスはボーダーレスでやっている割には結果的に縛られているのはボーダーというのが実情ですので、そのボーダーを本当はレスにしたところでカルチャーとしてはマルチで行ける仕組みをつくっていかないと、だめだと思います。そういう意味では、そういうものに対する支援も経済界としてはしっかりやっていかなければいけないし、今回の提言でも政府に対して、そういうところも含めて確実にやっていきたいと思っています。



それから、先程、多文化共生と出入国管理は両輪だというお話をいただいていますが、全くそのとおりだと思いますので、そのときに共生というか、定住というか、定常的なものと出入国という過渡的なものがどういうふうに両立して、全体のハーモニーを保つことについて日本人の中でどうコンセンサスを得ていくかということを、まず最初に方法論として確立をしないと、いつまでたってもその緒につかないということもありますので、是非そこは加速をしていただければと思います。

以上です。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございます。

先ほどからコンセンサスがまだとれてないというご指摘が何回かあったと思いますが、この点鈴木市長はどんなふうにお考えでしょう。

○浜松市長（鈴木　康友氏）

外国人との共生に関する課題は、今までは特定の地域固有の問題という認識があったと思います。これから介護や建設の分野で外国人労働者を受け入れると、全国的な問題にな

ってきますから、国民的議論を尽くしていかなければいけません。先ほど藤井市長から組織について提案がありましたが、これは是非進めていただきたい。また新しい省庁をつくるのかと思われるかもしれませんが、消費者庁ができたことによって一気に消費者行政が進むんですね。やっぱり外国人庁みたいな組織をつくると、省庁横断的な取組が一気に進むと思いますので、是非ご検討いただければと思います。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

はい、どうぞ。

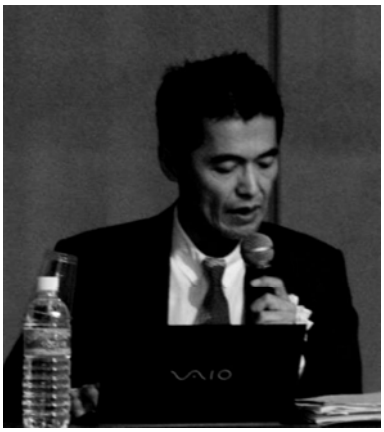
○法務副大臣（葉梨　康弘氏）

多文化共生と出入国管理、車の両輪だというのは、すごくいい考え方だと思います。ただ、その多文化共生といったときに、それ自体についても一体何を指している、何を意味しているんだという意味での国民的な議論、これもしていかなきゃいけません。先ほど言いましたが、インテグレーションなのか、あるいはコンサルテーションなのか、どの程度のものをもって多文化共生というのかと。ですから、そこも含めてやはり議論していかなきゃいけない。

それと、組織の話ですけど、非常にもう最後に近くなって役所的なことを言って申しわけないんですけれども、今現状で定住外国人ということだけを考えていると、リーマン・ショック以降ずっと減っているもんですから、数自体が。新しい役所をつくるという、今財政状況厳しい折、なかなかならない。ただし、ここのところは将来的に、さっき言っていたような、この多文化共生のコンセンサス、それから出入国管理のコンセンサスができて、どのような国の形で外国人を受け入れるというのが一つのコンセンサスになる。そしてさらには、今回技能実習制度の管理体制、それから建設の管理体制という形で、もう各省庁横断的なことがこれだけたくさんなってくるということになれば、状況は変わってくるかもしれません。やっぱりそういうようなエビデンスをもって議論することが必要です。例えば、消費者庁をつくるに当たっても、やはりいろいろな消費者の問題というのはたくさんあって、なかなかこれ経産省だけじゃできないな、国民生活センターだけじゃできないなというような議論の中で、じゃあこういう役所をつくりましょうという形になりましたら、まさに、まずは、国民的な議論の盛り上がりというのをやっぱり私どもとしては本当に期待もしたいし、また促進もしなきゃいけないと思います。

○コーディネーター（山脇　啓造氏）

ありがとうございました。



残念ながら、時間が来てしまいました。最後に何かご発言をされたい方ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは最後に、コーディネーターとして、短時間のディスカッションではありましたが、簡単にコメントしたいと思います。

まず第１のポイントとして、出入国管理政策と多文化共生政策は車の両輪であると、その点に関しましては、４名のパネリストの皆さん共通認識があったかと思います。つまり、国においても出入国管理政策だけでなく、多文化共生政策にもコミットしていく必要があるということであったかと思います。また、余り議論はできませんでしたが、そうした政策を進めていく上で関係団体の連携が必要であるといったご指摘もありました。

２番目に、今新たな外国人材の受け入れの議論が進み、そうすると治安が悪化する、あるいは雇用が悪化するといった意見が出てくるわけですが、そうした論点に関する建設的な議論を進めるためにも、国内におけるケア、多文化共生政策に関しても国がきちんと議論を進めることが必要ではないかと思います。

それから３番目に、鈴木市長から、自治体においてはもう２５年の経験や蓄積があるというお話がありましたが、やはりこうしたインテグレーションのモデル、多文化共生のモデルを自治体がつくっていくということが大事だろうと感じました。前のセッションのまとめで、外国人を支援するだけではなく、外国人の存在を積極的に捉えて、多様性を生かした地域づくりを進めるという意味で「多文化共生２．０」に私は言及しました。先ほど藤井市長そして鈴木市長からも多様性を生かした地域づくり、都市づくりを進めたいというご発言があったので、そうした形で、自治体が社会統合あるいは多文化共生の具体的な成功事例やモデルを示していく、そうすることによって国の多文化共生の議論も進んでいくのではないかと感じました。

それでは、以上をもちまして第Ⅱ部のパネル討論を終わりたいと思います。

ご登壇の皆様に大きな拍手をお願いいたします。

○総合司会（池上　重弘氏）

ご登壇の皆様、どうもありがとうございました。どうぞ、ご降壇いただければと存じます。

それでは、これよりフィナーレへと進んでまいります。

本日ご参加の正副首長の皆様、どうぞ舞台へと上っていただければと存じます。

それでは、これよりフィナーレへと進めてまいります。

本日は本当に長時間にわたりました。第Ⅰ部では３つのブロックの報告ということで、三重・滋賀・岡山ブロックは外国人住民とともに構築する地域コミュニティと、２つ目は長野・岐阜・愛知ブロック、外国人の子どもの教育について、そして３つ目のブロックとして群馬・静岡ブロックは多文化共生社会における防災のあり方という３つのブロック提言及び議論をしてまいりました。そして、先ほど第Ⅱ部では政府関係者、また経済界の代表との議論があったわけでございます。

■外国人集住都市会議の新たなあり方について

【　外国人集住都市会議の新たなあり方について　】

〇総合司会（池上　重弘氏）

では、フィナーレの初めに、外国人集住都市会議の新たなあり方について、鈴木康友浜松市長から発表いたします。

〇浜松市長（鈴木　康友氏）

それでは、私から報告をさせていただきます。

これまでの会議の取組については資料をご覧いただきたいと思います。

外国人集住都市会議を設立した当初は、会議が抱えている課題は南米日系人が多い特定の地域の課題であると言われました。最近は南米系だけではなく、アジア系の人たちが増え、その居住する地域も拡大していることから、特定地域だけの問題にとどまらない状況になってまいりました。



また、国においても、人口減少や労働力不足を背景に外国人労働者受け入れの議論が急速に活発化しています。さらに、これまでの課題に対処するという多文化共生施策から一歩進んで、外国人住民の持つ文化の違いを、まちづくりや都市の活性化に生かすという取組がはじめられています。ヨーロッパの「インターカルチュラル・シティ」という概念がその代表的なものです。このような状況の変化を背景に、今後の私たちの方向性に関する３つの考え方です。

１つは、これまでは特にニューカマーと言われる南米日系人の方がたくさん住んでいる都市が集まってこの外国人集住都市会議が組織されてきましたが、外国人住民の多国籍化が進んでいることから、外国人住民との共生に向けて取り組む都市の幅広い参加を促していこうというものです。

２つ目は、会議の運営でございます。これまでは都市が抱える課題の解決に向けて取り組むとともに、国に提言を行ってまいりました。国に都市の状況を訴えることも大事ですが、これからは今まで以上にそれぞれの都市の状況や先進的な取組について情報を交換しながら、都市の施策に生かすことに力点を置いていこうというものです。

さはさりながら、やっぱり国との関係において、いろいろ我々が取り組む中で、制度の問題等が障害となるときには、国に提言をしていこうということです。この３つの方向性で集住都市会議を運営するということになりました。

以上の内容は検討会議で議論を重ね、先月の全体会において承認されました。来年２月に予定をされている全体会におきまして規約等の変更を行い、来年度から施行をしてまいりたいと思います。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○総合司会（池上　重弘氏）

鈴木市長、ありがとうございました。

ただいま外国人集住都市会議の新たなあり方についてご発表いただきました。本日お越しの皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。

■ながはま宣言

【　ながはま宣言　】

○総合司会（池上　重弘氏）

さて、いよいよフィナーレでございます。

座長都市の長浜市、藤井勇治市長から「ながはま宣言」の読み上げとなります。

藤井市長、よろしくお願いします。

○長浜市長（藤井　勇治氏）

それでは、皆様、長時間ありがとうございました。

この「外国人集住都市会議東京２０１４　ながはま宣言」をもって締めたいと思います。

少し長文でございますが、早目に宣言を読み上げますので、最後までご協力お願いいたします。

「ながはま宣言」



１９９０年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降、増加していた南米日系人は、２００８年の世界的経済危機に伴う雇用の低迷や東日本大震災により減少に転じている。反面、それとともに減少していた在留外国人は２０１３年末において２０６万人を超え、再び増加に転じるなど、外国人住民をめぐる状況は日々変化している。

２００１年に設立された外国人集住都市会議は、外国人住民の定住化が進む中、同様の課題を持つ自治体が連携しつつ、その取組を強化するとともに、外国人住民にかかわる諸制度を実態に合うものとするよう、国や関係機関に対して制度の改革を働きかけるなどの活動を行ってきた。

このような中、政府は本年１月の産業競争力会議において「成長戦略進化のための今後の検討方針」をまとめ、「外国人材受け入れのための司令塔の設置」や「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用のあり方について、必要分野、人数等も見据えながら、国民的議論を進める」との方針を示した。さらに、２０２０年のオリンピッ

ク・パラリンピック東京大会開催の建設需要等に対応するため、２０１５年４月から外国人建設就労者受け入れ事業が開始されることとなっている。

外国人集住都市会議は、このような機会に外国人の受け入れについて活発な議論が交わされることを期待するが、その議論においては、当会議が繰り返し訴えてきた、外国人住民が地域社会で生活する中で生じるさまざまな課題と対応について十分に検討するよう強く求める。特に、受け入れ後の外国人住民にかかわる諸政策を確実なものとするため、国において外国人政策を総合的に調整し、推進する組織の設置が必要である。

外国人集住都市会議は、今年で１４年目を迎える。私たちは、日々変わり行く地域社会を外国人住民とともによりよいものとしていかなければならない。私たちは、外国人住民との共生社会づくりに向けた諸課題の解決とともに、外国人住民の持つ多様性を生かしたまちづくりという観点を今後における当会議の主要なテーマとする。

私たちは、これまでの活動の経験や培ってきたノウハウを生かして、日本人住民と外国人住民が互いに理解と尊重を深め、全ての市民の権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の実現に向けて邁進することを宣言する。

平成２６年１１月１０日。外国人集住都市会議。

以上でございます。ありがとうございました。

○総合司会（池上　重弘氏）

藤井市長、ありがとうございました。

それでは、この宣言文を、政府を代表いたしまして、第Ⅱ部でご登壇をいただきました葉梨康弘法務副大臣兼内閣府副大臣に受け取っていただくことといたします。

副大臣、ありがとうございました。



ここに自治体と国とが多文化共生社会の実現を目指してともに各施策を推進していくと、それを誓うことができました。

■閉　会

【　閉　会　】

○総合司会（池上　重弘氏）

それでは最後に、座長都市長浜市の藤井勇治市長より閉会のご挨拶を申し上げます。

○長浜市長（藤井　勇治氏）

今日は、皆様、早朝から本当に一日お疲れ様でございました。こうして無事閉会できますことを心から感謝を申し上げます。特に真剣で熱心な議論を重ねていただきました。改めて、重ねてお礼申し上げます。

この会議も既に１４年目を迎えました。そして、先ほど来提言や討論などでも話に出ましたが、まさに在住外国人を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。私たちの地方自治体、外国人住民の皆さんに一番近いのは基礎自治体でございます。一番近い行政を担っている者としての役割、務めをしっかりと果たさなければならないと思っております。日本人住民と外国人住民がそれぞれの地域で安心してともに暮らせる多文化共生を目指していく必要があると思っておりますので、引き続いてよろしくお願いいたします。



それから、この外国人集住都市会議のあり方について、今浜松市長様から新しい提案がございました。これまでの今ある課題解決をしていくという解決型から、これからは外国人住民の多様性をそれぞれの都市のまちづくりに生かしていこうという、都市の活力に結びつけようという思いで進めることになりまして、来年度から変更する予定でございます。どうぞ、政府関係者の皆様、関係省庁の皆さん、そしてご参加いただきました皆様、この会議に対しまして、これまで以上のご支援、ご協力を賜りますようにお願いをいたします。

本当に今日はご参加いただきましてありがとうございました。この会議でさらに一段と皆さんの絆をしっかり強めて、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。お礼申し上げます。

○総合司会（池上　重弘氏）

以上をもちまして「外国人集住都市会議東京２０１４」の全ての日程が終了いたしまし

た。

本日は、北は北海道、南は九州まで、４００名を超える皆様にご参加いただきました。改めて感謝を申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

午後５時２０分　閉会



口資料編

ながはま宣言
外国人集住都市会議　新たなあり方について
当日配布資料
府省庁資料
外国人集住都市会議の概要
外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ
外国人集住都市会議東京 2014　パネル展　出展一覧
各都市データ調

ながはま宣言

外国人集住都市会議　ながはま宣言

1990 年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降、増加していた南米日系人は、2008 年の世界的経済危機に伴う雇用の低迷や東日本大震災により減少に転じている。反面、それとともに減少していた在留外国人数は、2013 年末において 206 万人を超え再び増加に転じるなど、外国人住民をめぐる状況は日々変化している。

2001 年に設立された外国人集住都市会議は、外国人住民の定住化が進む中、同様の課題を持つ自治体が連携しつつ、その取り組みを強化するとともに、外国人住民に関わる諸制度を実態に合うものとするよう国や関係機関に対して制度の改革を働きかけるなどの活動を行ってきた。

このような中、政府は本年 1 月の産業競争力会議において「成長戦略進化のための今後の検討方針」をまとめ、「外国人材受入のための司令塔の設置」や「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら国民的議論を進める」との方針を示した。さらに、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に対応するため、2015 年４月から外国人建設就労者受入事業が開始されることとなっている。

外国人集住都市会議は、このような機会に、外国人の受け入れについて活発な議論が交わされることを期待するが、その議論においては、当会議が繰り返し訴えてきた、外国人住民が地域社会で生活する中で生じる様々な課題と対応について充分に検討するよう強く求める。特に、受け入れ後の外国人住民に関わる諸施策を確実なものとするため、国において外国人政策を総合的に調整し、推進する組織の設置が必要である。

外国人集住都市会議は、今年で１４年目を迎える。私たちは日々変わりゆく地域社会を、外国人住民とともに、より良いものとしていかなくてはならない。

私たちは、外国人住民との共生社会づくりに向けた諸課題の解決とともに、外国人住民の持つ多様性を生かしたまちづくりという観点を、今後における当会議の主要なテーマとする。

私たちは、これまでの活動の経験や培ってきたノウハウを生かして、日本人住民と外国人住民が互いに理解と尊重を深め、すべての市民の権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の実現に向けて邁進することを宣言する。

2014（平成 26）年 11 月 10 日
外国人集住都市会議

外国人集住都市会議　新たなあり方について

外国人集住都市会議　新たなあり方について

1　外国人集住都市会議のこれまでの活動

○　２００１年、南米日系人が多数居住する都市により創設
○　参加都市間の情報交換
○　外国人住民に関わる諸課題の解決に向けた取組み
○　首長会議や関係省庁等を交えた会議の開催
○　国等に対する外国人に関わる施策の提言　など

2　社会状況の変化

○　リーマンショック以降、南米日系人が減少傾向
○　定住化の進行が顕著
○　アジア諸国の外国人が増加傾向
○　国レベルでの一定の取り組み
○　外国人労働者の受け入れ議論の加速
○　多様性を都市の活力とする考え方の広がり　など

3　主な考え方

○　会議の目的：外国人住民に関わる課題の解決や支援とともに、外国人住民の多様性をまちづくりに生かすという観点を、会議の主要なテーマとする。
○　参加都市：外国人住民に係る施策や活動を進める都市及び同地域の国際交流協会により組織する。
○　会議の運営：これまで以上に、参加都市間の連携や情報交換、課題の解決や新たな取組に重点を置いた運営とする。

4　検討経過

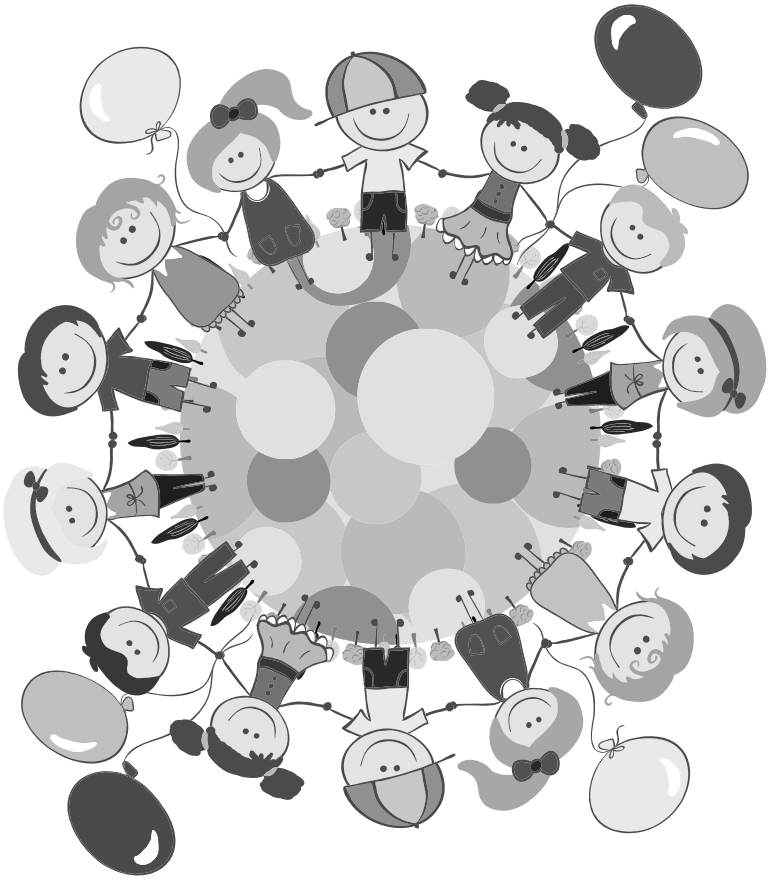
○　昨年１０月の全体会において新たなあり方の議論を開始
○　６都市で構成する「あり方検討会議」において、各都市の現状やこれまでの取組みを踏まえ、今後の方針や体制等を検討
○　準備会議を含め、これまで５回の会議を開催、２回にわたり全都市への意見聴取を実施
○　本年１０月の全体会において、新たなあり方の方向性を承認
○　来年２月の全体会において規約等の変更を行い、来年度から施行

当日配布資料

外国人集住都市会議　東京2014

～すべての人が互いに尊重し、共に支え合う地域社会をめざして～

多文化共生社会をめざして



主催／外国人集住都市会議

【群馬県】伊勢崎市・太田市・大泉町
【長野県】上田市・飯田市
【岐阜県】大垣市・美濃加茂市
【静岡県】浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市
【愛知県】豊橋市・豊田市・小牧市
【三重県】津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市
【滋賀県】長浜市・甲賀市・愛荘町
【岡山県】総社市

後援／多文化共生推進協議会

（群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県名古屋市が多文化共生社会づくりを推進するために設置した協議会です。）

一般財団法人自治体国際化協会

三重・滋賀・岡山ブロック資料

外国人住民とともに構築する地域コミュニティ

～地域における雇用の安定と日本語の習得について～

１．雇用の安定と職業資格の取得について
２．日本語学習への動機づけについて
３．就労を中心とした外国人若年者に対する総合的支援について

登壇者

【外国人集住都市会員都市首長】
三重県鈴鹿市長　末松 則子
三重県亀山市長　櫻井 義之
三重県伊賀市長　岡本 栄
滋賀県長浜市長　藤井 勇治

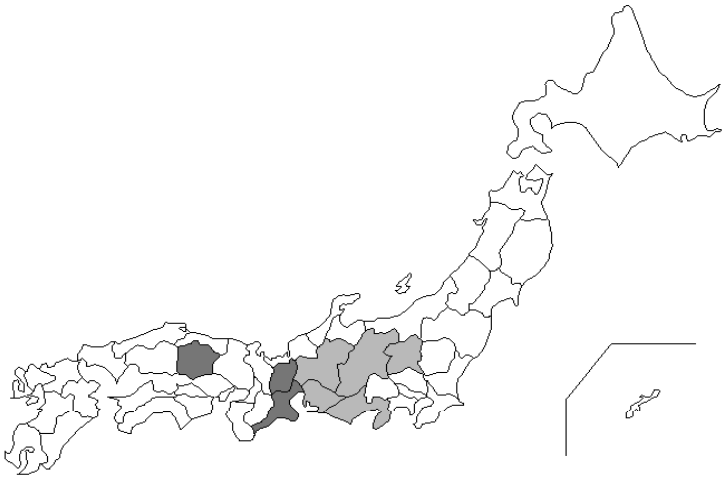
【府省庁】
厚生労働省　職業安定局次長　勝田 智明 氏
文化庁　文化部国語課長　岸本 織江 氏
法務省　入国管理局入国在留課在留管理業務室長　内田 省二 氏

コーディネーター

関西学院大学教授　井口 泰 氏

三重・滋賀・岡山ブロック

三重県　津市
　　四日市市
　　鈴鹿市
　　亀山市
　　伊賀市
滋賀県　長浜市
　　甲賀市
　　愛荘町
岡山県　総社市



外国人住民とともに構築する地域コミュニティ

～地域における雇用の安定と日本語の習得について～

世界的な経済危機と東日本大震災後、日本語能力が不十分な外国人住民は離職を余儀なくされ、再就職が難しく、生活困難な状況に置かれる者が増加したことは記憶に新しい。今年に入り、「日本再興戦略」や経済財政諮問会議等で、外国人材の受け入れについて取り上げられているが、これらは日本経済のデフレからの脱却と持続的な成長・発展を視野に入れた高度人材や技能実習生などの受け入れに関するものである。総人数はピーク時より減少傾向にあるとはいえ、定住化の割合が増加傾向にある日系南米人をはじめ、すでに地域の一員として生活している多くの外国人住民も含めて議論を進めなければならない。地方都市では、人口減少と都市部への人材流出が顕在化している中、定住化する外国人住民とともに地域を支えあう社会づくりが必要となっている。

今年度、外国人集住都市会議では、外国人住民とともに構築する地域コミュニティをめざして、外国人住民の雇用状況と日本語の習得に関する調査を実施した。雇用実態の把握を目的としながらも、就労状況や家族、家庭の生活、さらには、子どもたちの就学や就労に与える影響についても調査することとした。これらは、外国人住民の雇用状況が将来の希望、地域貢献への意識等に影響を与えているのではないかと考えているからである。

今回の調査結果とこれまでの当ブロックでの研究を踏まえ、①雇用の安定と職業資格の取得、②日本語学習への動機づけ、③就労を中心とした外国人若年者に対する総合的支援に関して検討を行うこととした。

1．雇用の安定と職業資格の取得について

現状と課題

外国人住民の定住化によって、安定した雇用につながる施策を進めることが必要となっている。外国人住民が日本で安心して働くことができ、地域コミュニティの一員として生活できる社会を構築することが、地域の活性化にもつながると考えられる。

現在、日本で働いている正社員が労働者全体の約 60%を占めていることに対して、今回の調査によって、外国人住民のうち、「契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている人」は 18.3%、「契約期間が 1 年以上のフルタイムの雇用で働いている人」は 13.5%、「契約期間が 1 カ月以上 1 年未満のフルタイムの雇用で働いている人」は 12.7%と、契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている人の割合が低いことが分かる（表 7-1)。外国人住民の雇用状況は、2 年前に実施した調査と同様、依然として、不安定な非正規雇用に従事していると考えられる。外国人住民に、将来の希望を聞いた結果、「契約期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたい」が 22.5%と高く、そう回答した人のうち、どのような支援を希望するかとの質問では、「日本語の習得支援」が 51.0%、「専門的知識や技術の習得の場（職業資格の取得)」が 39.3%と、雇用の安定のために日本語習得と職業資格を取得したいというニーズが高いことが分かった（表 9-1）（クロス集計表 4)。

また、今回の調査では、外国人住民の職業資格についても調査を行った。「母国での職業資格を

持っている」と回答した人は 22.9%に対して、「日本での職業資格を持っている」と回答した人は 8.0%に留まっている（表 3）（表 4）。また、日本での職業資格を持っている人のうち、母国でも職業資格を持っている人が 71.2%に対して、日本でも母国でも職業資格を持っていない人が 77.2%となっている（クロス集計表１）。外国人住民の中にも、職業資格について積極的に取得しようとする人がいる一方、そうではない人もいて、外国人住民の中で労働に対する意識の違いがあるのではないかと考えられる。

日本での職業資格の有無と雇用形態の関係を調べた結果、日本での職業資格を持っている人の 55.6%が正社員又は契約期間が 1 年以上のフルタイムの雇用に従事している。一方、日本での職業資格を持っていない人では 30.3%と低い数値となっている（クロス集計表 2）。

また、日本での職業資格を持っている人のうち 37.2%は、日本語を話せて読める人であり、日本での職業資格の取得には、日本語の習得度も影響していると考えられる（クロス集計表 3）。

さらに、具体的な職業について、母国と日本を比較してみると、母国での職業は多種多様に富んでいる一方、日本では製造業などの業種に偏りがあるが、母国での最終学歴をみると、「高校程度卒業」36.2%、「専門学校卒業」17.0%、「大学又は大学院卒業」25.1%と、決して低学歴によるものではないことが分かる（表 1）。

「母国の学歴や職歴が今の仕事に活かされている」と回答した人は 22.0%であることから、もっと外国人住民のポテンシャルを発揮できる雇用環境を作ることで、地域経済・地域社会のグローバル化に対応する大きな力になるのではないかと考えられる（表 8-1）。

会員都市の取組

・日系人就労準備研修に協力して、ホテル・旅館や介護施設への職場見学等の機会を提供（飯田市）
・就労や雇用保険に関する相談に外国語で対応するコーナーの設置（ハローワーク浜松と連携）（浜松市）
・「外国人就労支援事業（①中級日本語講座、②就労支援セミナー）」として、外国人失業者の再就職、および現在就業している外国人就労者の雇用維持に必要な就労支援研修を実施（豊田市）
・地域職業訓練センターとの協働により、通訳を伴う「アーク溶接コース」などの職業訓練コースを実施（鈴鹿市）
・三重県が配置した職業能力開発校において、外国人住民も対象にした金属加工等の職業技術習得コースを実施（津市）

提　言

（１）国への提言

・職業能力の向上のために職業訓練科目の充実を図るとともに、訓練期間中の所得保障の支援を行う。
・自己の希望する職業につながる専門的知識や技術・技能の習得のために、職業訓練校以外の専門学校等で、外国人住民も対象となる受け入れ枠の設置・拡大と奨学金制度等の経済的な支援を行う。
・外国人住民が求職者支援制度等の各種支援制度を公正に利用できるように、社会保険及び労働保険の加入促進を継続して行う。
・外国人住民の労働に関するキャリア支援の充実を図る。

2．日本語学習への動機づけについて

現状と課題

日本語学習のインフラについては、文化庁の『「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業』において、「標準的なカリキュラム案」が作成されたが、2010 年、2012 年の提言で、指摘している日本での生活に必要な日本語能力の基準づくりと、それを習得するための学習時間の検討結果について、いまだ示されていない。

少子高齢化と外国人住民の定住化が進む中、外国人住民の地域参加が求められているが、コミュニケーション不足と日本語能力の問題もあり、積極的な参加が進まず、地域の受け入れにも問題が生じている。今後、「日本再興戦略」の推進による外国人の受け入れが予想されるなか、地域における日本語の課題を解決しないまま、次期施策を進めることは、無責任であり、地方行政においては外国人を取り巻く諸問題の増加を懸念するところである。

外国人労働者が求める安定的な就労の機会を得るために必要な支援のトップは「日本語の習得」となっており、言語習得の必要性を十分理解しているものの、習得率が低いという結果については、仕事中心の生活を強いられている労働環境や、日本での生活における利便化により学習意欲につながらないことも要因として考えられる（表 10)。

日本語の必要性については、地域生活における外国人住民のおかれている環境や生活の場面により異なるため、日本語能力や学習の機会が個人により差があるのは仕方がないが、地域の実情や外国人住民のニーズに応じた学習機会と方法は、各都道府県、市町村の自主的な教室活動に委ねられており、学習者本人の積極的な参加がなければ、日本語学習の機会はあっても日本語学習の必要性に気付くこともなく、日本の文化と接触しない生活も選択できる状況となっている。

今回の調査によって、永住者の在留資格を持つ外国人住民のうち、3 年以上日本で住み続けたいと考えている外国人は、55.2％であり、長期滞在傾向にある。日本語能力については、40.4％が「話せる」との回答であるが、「漢字を含む識字能力」については 36.3％しかなく、生活者として必要な言語能力の不足は明らかであり、在留資格や希望する滞在期間の現状にギャップがあることが分かる。（クロス集計表 5～7）

しかし、現在の在留資格に関わらず永住を望む外国人の日本語能力については 48.0％の者が「話せる」とし、「漢字を含む識字能力」を有する者は 54.5％となっている。このように、一定の日本語能力を有することが日本での生活を選択する根拠にもなっているのではないかと推測される（クロス集計表 8～9)。

外国人住民が地域コミュニティの一員となり、日本人とともに支えあうためには情報と意思伝達を媒介するための共通言語（日本語）が必要であることを相互に認識しなければならない。日本語能力と地域コミュニティの関係性は、自治会の活動に参加している人の 99％が日本語によるコミュニケーションが可能であると回答していることから、日本語習得が地域参画を後押しする形になっていることが分かる（クロス集計表 10)。

また、日本への移住 1 世と 2 世以降との日本語能力の差についても今後の課題となっている。これは、家庭で使用される言語の状況でも顕著であり、家庭内でも日本語が媒介として必要となっている家庭が全体の 74.1％存在する（表 11)。就学年齢の児童・生徒を複数人持つ世帯でみると、子どもが増えるごとに日本語の使用頻度も増え、学校での教育が外国人家庭の使用言語に少なからず影響を与えている（クロス集計表１２)。家庭内のコミュニケーションを円滑にしていく上でも継続

的な日本語教育の必要性が高まっているのではないだろうか。

こうしたことから、家庭を中心とした個人の生活はもちろん、地域や社会生活においても日本語習得の必要性は明白である。日本社会としても外国人の受け入れを単なる労働力の受け入れとしてではなく、地域住民として受け入れることを望む以上は、国レベルで日本語教育プログラムを確立し、自治体・NPO・地域・企業が連携し、相互に補完的な日本語学習の支援のあり方を検討しなければならない。

会員都市の取り組み

・市内７ヶ所の公民館や公共施設等で、日本人ボランティアによる日本語教室への支援（上田市）
・「とよた日本語学習支援システム」の運営。日本語教材の開発、日本語学習カリキュラム策定、モデル教室の開催、レベル判定方法の策定などを行い、外国人住民への日本語学習支援の枠組みを運用（豊田市）
・外国人への導入教育の仕組み検討と実施。日本（地域）の制度、生活ルールなどに関する知識習得のための導入教育について、工夫を凝らした仕組みを検討。「とよた日本語学習支援システム」との連携による、情報提供の工夫・充実（豊田市）
・国際交流協会と連携した日本語学習インターネットラジオ講座を開催（豊橋市）
・外国人住民が地域に住む対等な構成員として、自立した生活を送ることができるよう、日本語能力レベルを把握し、適切な教材や学習方法を提供する等、日本語教室を開催している市民ボランティア等から意見聴取をしながら、日本語学習支援の仕組みづくりにむけた取り組み（四日市市）
・2009 年（平成 21 年）6 月から町の運営で行っていた外国人対象の日本語教室は、2013 年（平成 25 年）4 月から町の助成を受けて町国際交流協会が運営している。月曜以外は開講し、町からの補助金と受講生から徴収する利用料で運営（愛荘町）
・文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を活用し、市役所内の空き会議室及び託児室（託児は NPO に委託）を利用し、日本語教育サポーターの実践的な養成を兼ねた交流・参加型の日本語教室を実施（総社市）

提　言

【国への提言】

（１）「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の５点セットを発展させ、定住を目的とした外国人に対する日本語教育の制度化を図る。

（２）日本語能力標準を定め、日本語学習のための標準コースと標準時間の開発を行う。

（３）在留カードの発行・更新時において、生活・就労に必要な日本語及び日本社会に関する知識を確認する講習を実施する。

（４）地域の日本語教室や学習の取組に対する柔軟な支援と、財政を含めた支援の充実を図る。

【県への提言】

（１）地域の活動主体である、NPO・地域・ボランティア・企業が連携できる仕組みづくりを推進する。

【経済界への提言】

（１） 生活及び就労のための日本語学習支援を企業の社会貢献活動の１つと捉え、外国人に対する従業員教育を行う。

３．就労を中心とした外国人若年者に対する総合的支援について

現状と課題

長期的に経済が停滞するなかで、若年者の雇用問題は先進国共通の深刻な社会問題となっている。学校を卒業しても自立できず、不安定雇用または無業の状態に陥り、キャリア及び家族の形成に困難をきたす若年者への対策は、わが国では、ようやく今世紀になって開始されたところである。

ところが、外国人住民の若年者については、実態としては、若年雇用対策の対象とはなっておらず、その実態の把握も十分でなく、総合的な対策は実施されていない。

外国人住民の子どもたちの多くは、日本語と母国語の習得の二重の負担を負っている。

また、母国に帰るのか、日本に永住するのかがあいまいなまま、親の定住化が進み、自らのアイデンティティを確立し、人生に目標を見出すことには、日本人の若年者以上に困難が伴うため、政策的な支援の必要性は高い。

外国人集住都市において、2000 年代初め時点で 60%程度とされた高校進学率は、市民及び学校や自治体の支援の結果、次第に上昇してきた。しかし、高校進学率が 98%に達するわが国で、高校進学できないか中途退学した外国人の若年者が安定した雇用機会を得ることは、日本人の子どもたち以上に厳しいとみられる。

ただし、外国人集住都市では、大学進学する外国人の子どもは着実に増加している。とはいえ、日本人の子どもの半数以上が進学するなか、外国人の若年者の大学進学率は高くない。

以上のように、外国人の若年者が学校卒業後に雇用機会を得て自立するには、日本人以上の困難を伴うと考えられる。しかし、国においては、その実態把握すらされていない。

今回、外国人集住都市会議は、外国人の若年者の学校卒業後の就労への移行の状況を把握するために調査を試みた。そもそも、若年者に直接調査を行うこと自体が難しく、親を通じて間接的に把握するしかないという限界がある。

調査結果から、第１に、外国人集住都市に居住する 20 歳未満の外国人の若年者が、推定で７千人程度就労している。第 2 に、16～19 歳の外国人の若年者のうち、就労している者は 11.2%で、学校に通っている者は 84.1%に達した。これは、外国人の子どもたちの高校進学を支援した成果を反映していると言える（表 14)。第３に、16～19 歳で就労する外国人の若年者は、「日本語しか話せない人」が 17.5%、「母国語より日本語が得意な人」が 7.8%であるのに対し、「日本語も母国語も同じぐらい得意とする人」が 45.8%を占めた。なお、「母国語しか話せない人」は 3.0%、「日本語と母国語も同じくらい不得意とする人」は 5.6%ほどであった（表１５)。

会員都市の取り組み

・市国際交流協会の事業として NPO 法人に委託し、市内の義務教育課程に通学する外国人児童生徒を対象に、毎週土曜日、日本語の指導及び教科学習の支援を目的とする子ども日本語教室「未来塾」を開催（伊勢崎市）

・外国人住民が集住する地区の中学校の生徒と保護者を対象に、日本社会で活躍する外国人住民を講師に迎え、自らの体験談等を内容としたキャリア教育の研修会を実施（四日市市）

・市民活動団体『亀山国際交流の会』が、毎週水曜日の夜に子どもたちの学習支援や進学指導などを目的とした「みらいじゅく」を開催（亀山市）

・市役所とハローワークが共同で、ハローワークに「就労支援ルーム」を設け、若年者を含めて、就労から心の相談に至るまでの支援（総社市）

提　言

【国への提言】

（１）ハローワークは、学校、自治体、NPO 等から就職を希望する外国人若年者の情報提供を受け、外国人若年者に対する就労支援の強化を図る。

（２）総合的な外国人若年者への支援を進めるために、地域の実情に応じて、ハローワークと自治体が共同で運営し、関係機関と情報共有を可能とするジョブセンターを設置できるよう、法制度の整備を行う。

（３）外国人若年者を、地域を活性化し支える人材として位置づけ、そのロールモデルの作成や、キャリア形成支援のためのノウハウを全国から収集し、地域や企業に提供する。

【県への提言】

（１）県立高校などにおいて、外国人若年者の就学、中途退学、就職状況を把握し、地域において外国人若年者対策が迅速に行えるように、ハローワークや自治体に、可能な限り情報提供する。

（２）若年者の職業訓練等に関し、母国語を併用するなど、外国人若年者が活用しやすいものに改善を進めるとともに、ハローワークと協力・連携の強化を図る。

【経済界への提言】

（１）外国人留学生の採用促進だけでなく、日本に居住する外国人若年者がもつ意欲と能力を活かし、母国と日本の間を橋渡しする人材として積極的に採用するよう傘下企業等に指導を行う。

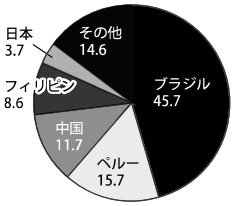
三重・滋賀・岡山ブロック資料

2014年（平成26年）度 外国人集住都市会議 外国人住民アンケート調査（抜粋）

■調 査 期 間　2014年6月30日～7月25日
■実 施 地 域　外国人集都市会議会員都市（26都市）
■対　象　者　日本に3カ月以上滞在している外国人
■調 査 方 法　無記名の自己記入式アンケート調査
■サンプル数　1,035人
※各自治体に居住する外国人の人口には差があり、集計結果にサンプル・バイアスが生じることが想定されたため、本年6月末日現在の外国人の人口を母集団とし、当該人数と各都市の調査対象者数の比率を計算し、これをウエイトとした上で集計を行い、調査結果をまとめた（復元後のサンプル数は148,582人）。

※復元後のサンプル数の国籍別割合

国籍	ブラジル	ペルー	中国	フィリピン	日本	その他	計
割合%	45.7	15.7	11.7	8.6	3.7	14.6	100.0

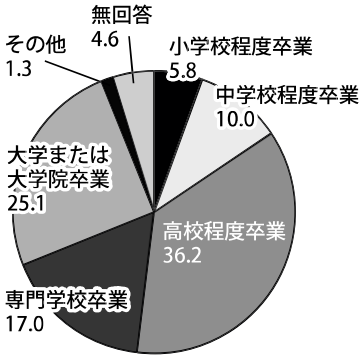


1. 母国と日本での最終学歴

母国での最終学歴が高校程度卒業の者が36.2%を占め、大学または大学院卒業が25.1%、中学校卒業程度は10.0%であった（表1）。一方、日本での最終学歴は、高校卒業は2.4%、大学または大学院卒業は4.0%、中学校卒業は4.3%であった（表2）。

（表1）母国での最終学歴

	小学校程度卒業	中学校程度卒業	高校程度卒業	専門学校卒業	大学または大学院卒業	その他	無回答
割合%	5.8	10.0	36.2	17.0	25.1	1.3	4.6



（表2）日本での最終学歴

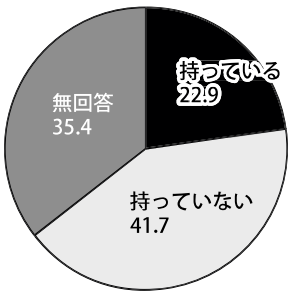
			高校			外国人学校		職業訓練		大学または大学院			
	小学校卒業	中学校卒業	中退	卒業	専門学校	中卒程度	高卒程度	中退	卒業	中退	卒業	その他	無回答
割合%	1.0	4.3	0.5	2.4	1.9	0.03	0.5	0.1	1.6	0.5	4.0	2.7	80.47

2. 母国と日本での職業資格の有無

母国で職業資格を持っている者は 22.9%で、日本で職業資格を持っている者は 8.0%であった（表 3）（表 4）。

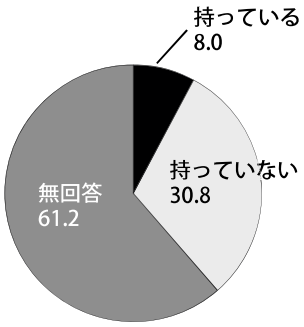
（表3）母国での職業資格の有無

	割合%
持っている	22.9
持っていない	41.7
無回答	35.4
計	100.0



（表4）日本での職業資格の有無

	割合%
持っている	8.0
持っていない	30.8
無回答	61.2
計	100.0



（クロス集計表１）日本での職業資格の有無と母国での職業資格の有無

		母国での職業資格		
		持っている	持っていない	計
日本での職業資格	持っている	71.2%	28.8%	100.0%
	持っていない	22.8%	77.2%	100.0%
全体の割合		35.4%	64.6%	100.0%

（クロス集計表２）雇用形態と日本での職業資格の有無

		日本での職業資格	
		持っている	持っていない
雇用形態	契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている	36.9%	16.8%
	契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている	18.7%	13.5%
	契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている	13.3%	18.3%
	パート又はアルバイトとして有期限雇用で働いている	10.3%	9.9%
	派遣会社と雇用契約し、派遣先で働いている	4.5%	11.9%
	契約期間が1カ月未満の日雇いで働いている	0.0%	0.7%
	自営業	2.1%	2.8%
	無職	14.2%	26.1%
	計	100.0%	100.0%

（クロス集計表３）日本での職業資格を持っている者の日本語能力

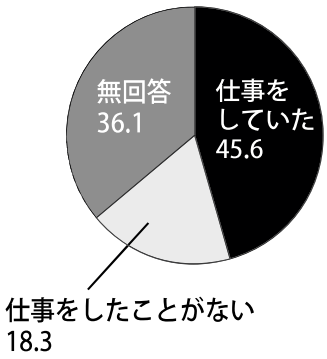
		日本語は読めるか			
		日本の新聞も読める	簡単な漢字は読める	ひらがなカタカナは読める	読めない
日本語は話せるか	話せる	37.2%	12.0%	13.9%	3.5%
	少し話せる	0.0%	12.2%	15.8%	3.7%
	話せない	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%

3. 母国と日本での職歴の有無

母国で仕事をしていた者は45.6%で、日本で今仕事をしている者は37.2%であった（表5）（表6）。

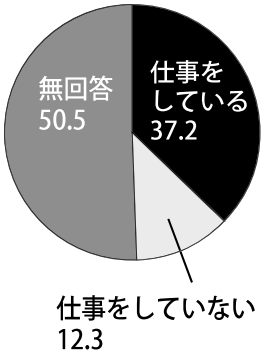
（表5）母国で仕事をしていたか

	割合%
仕事をしていた	45.6
仕事をしたことがない	18.3
無回答	36.1
計	100.0



（表6）今、仕事をしているか

	割合%
仕事をしている	37.2
仕事をしていない	12.3
無回答	50.5
計	100.0

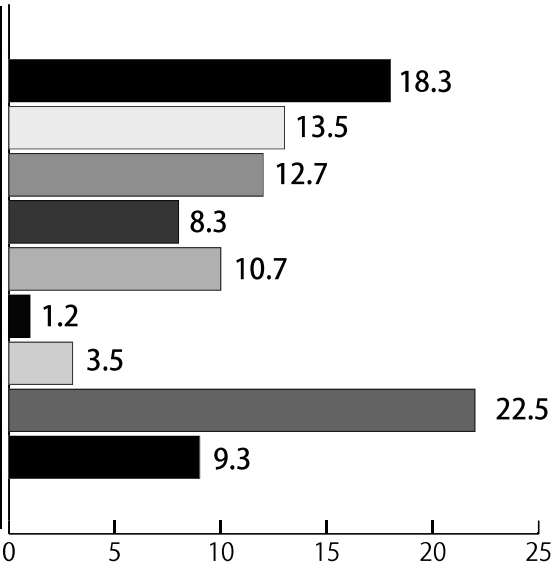


4. 日本での就労状況

日本での就労状況は、契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている者が18.3%、契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている者が13.5%、契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている者が12.7%であった。一方で、無職の者は22.5%で、そのうち、42.4%は現在求職中であった（表7-1）（表7-2）。

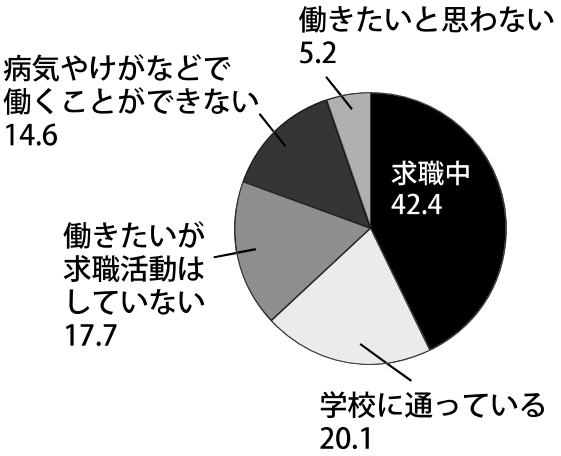
（表7-1）日本での就労状況

	割合%
契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている	18.3
契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている	13.5
契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている	12.7
パート又はアルバイトとして有期限雇用で働いている	8.3
派遣会社と雇用契約し、派遣先で働いている	10.7
契約期間が1カ月未満の日雇いで働いている	1.2
自営業	3.5
無職	22.5
無回答	9.3
計	100.0



（表7-2）無職の者の状況

	割合%
求職中	42.4
学校に通っている	20.1
働きたいが求職活動はしていない	17.7
病気やけがなどで働くことができない	14.6
働きたいと思わない	5.2
計	100.0

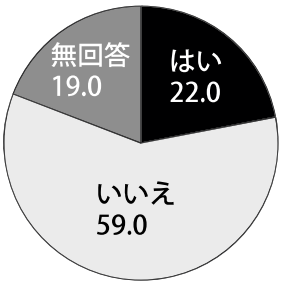


5. 母国の学歴や職歴が今の仕事に活かされているか

母国の学歴や職歴が今の仕事に活かされていると答えた者は22.0%であった【表8-1】。活かされていないと答えた者のうち、日本で育ったため、母国に学歴や職歴がない者が38.0%、今は働いていない者が32.0%であった【表8-2】。

（表8-1）母国の学歴や職歴が今の仕事に活かされているか

	割合%
はい	22.0
いいえ	59.0
無回答	19.0
合計	100.0



（表8-2）生かされていない選択肢

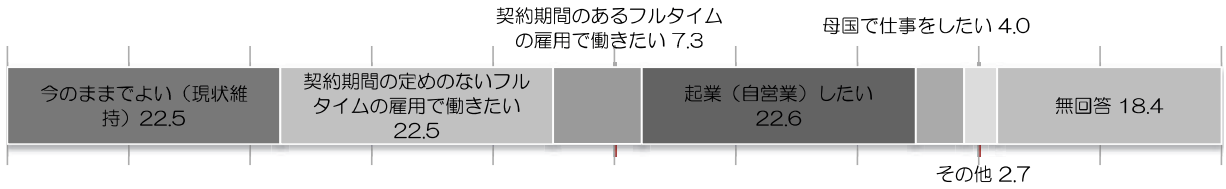
	割合%
日本で育ったため、母国に学歴や職歴はない	38.0
生かされていない	30.0
今は働いていない	32.0
合計	100.0

6. 将来の希望と必要とする支援

雇用形態の将来の希望で最も多いのは、起業（自営業）したいが 22.6%、契約期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたいが 22.5%であった（表 9-1）。どのような起業（自営業）をしたいかでは、母国と日本をつなぐ仕事が 37.3%、職業資格を活かした仕事が 31.0%であった（表 9-2）。

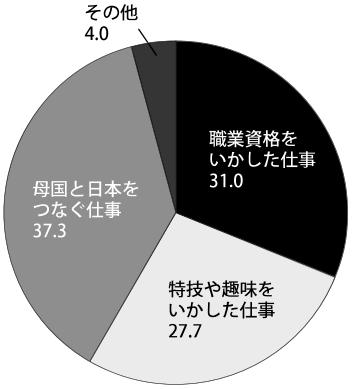
（表9-1）雇用形態の将来の希望

	今のままでよい（現状維持）	契約期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたい	契約期間のあるフルタイムの雇用で働きたい	起業（自営業）したい	母国で仕事をしたい	その他	無回答
割合%	22.5	22.5	7.3	22.6	4.0	2.7	18.4



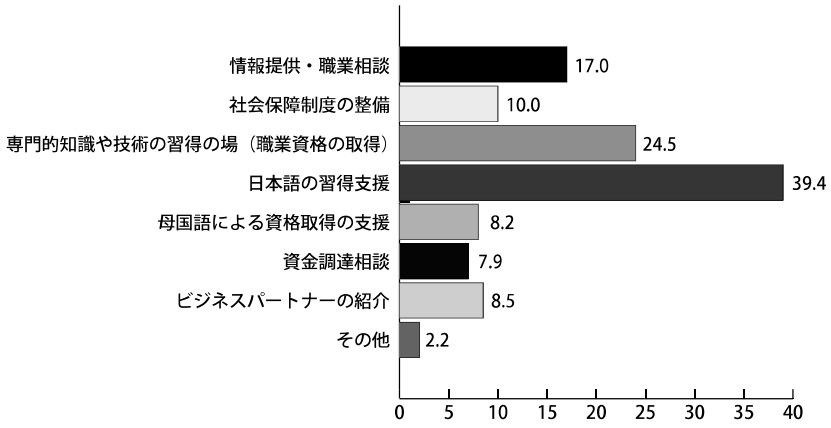
（表9-2）　どのような起業をしたいか

	割合%
職業資格をいかした仕事	31.0
特技や趣味をいかした仕事	27.7
母国と日本をつなぐ仕事	37.3
その他	4.0
合計	100.0



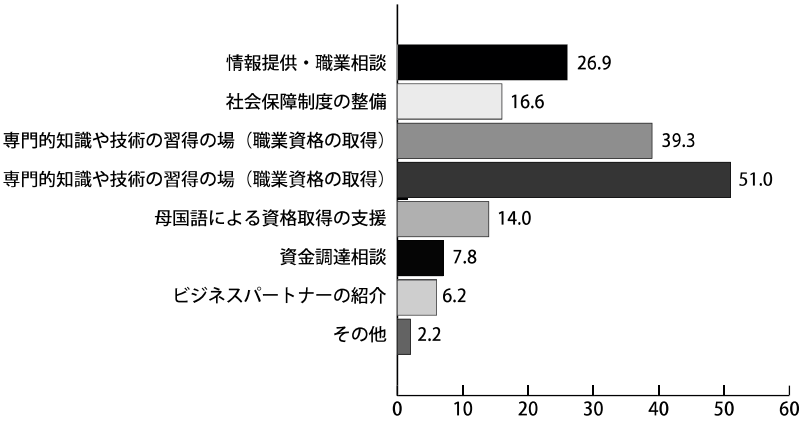
（表10）　どのような支援を希望するか（複数回答）

	情報提供職業相談	社会保障制度の整備	専門的知識や技術の習得の場(職業資格の取得)	日本語の習得支援	母国語による資格取得の支援	資金調達相談	ビジネスパートナーの紹介	その他
割合%	17.0	10.0	24.5	39.4	8.2	7.9	8.5	2.2



（クロス集計4）雇用期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたい者の希望する支援（複数回答）

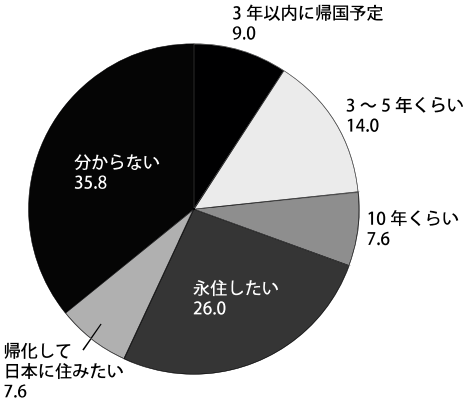
	情報提供職業相談	社会保障制度の整備	専門的知識や技術の習得の場（職業資格の取得）	日本語の習得支援	母国語による資格取得の支援	資金調達相談	ビジネスパートナーの紹介	その他
割合%	26.9	16.6	39.3	51.0	14.0	7.8	6.2	2.2



7. 永住者の在留資格を持つ者の日本語能力

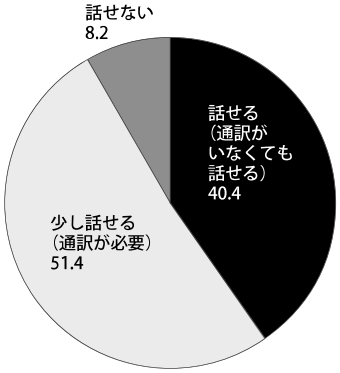
（クロス集計表5）永住者の在留資格を持つ者のこれからの滞在予定

	割合%
3年以内に帰国予定	9.0
3～5年くらい	14.0
10年くらい	7.6
永住したい	26.0
帰化して日本に住みたい	7.6
分からない	35.8
計	100.0



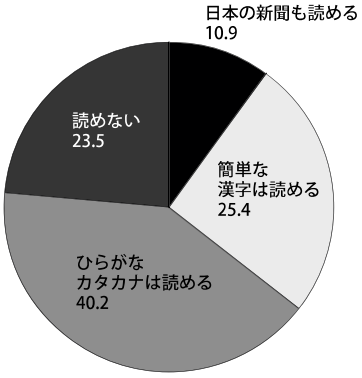
（クロス集計表6）永住者の在留資格を持つ者の日本語能力（話す）

	割合%
話せる（通訳がいなくても話せる）	40.4
少し話せる（通訳が必要）	51.4
話せない	8.2
計	100.0



（クロス集計表7）永住者の在留資格を持つ人の日本語能力（読む）

	割合%
日本の新聞も読める	10.9
簡単な漢字は読める	25.4
ひらがなカタカナは読める	40.2
読めない	23.5
計	100.0



（クロス集計表８）永住を望んでいる人の日本語能力（話す）

	割合%
話せる	48.0
少し話せる	49.2
話せない	2.8
計	100.0

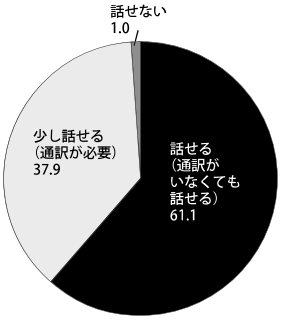
（クロス集計表９）永住を望んでいる人の日本語能力（読む）

	割合%
日本の新聞も読める	20.9
簡単な漢字は読める	33.6
ひらがなカタカナは読める	32.6
読めない	12.9
計	100.0

8. 自治会活動への参加と日本語能力

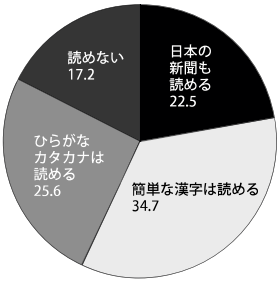
（クロス集計表10）自治会の活動に参加している人の日本語能力（話す）

	割合%
話せる（通訳がいなくても話せる）	61.1
少し話せる（通訳が必要）	37.9
話せない	1.0
計	100.0



（クロス集計表11）　自治会の活動に参加している人の日本語能力（読む）

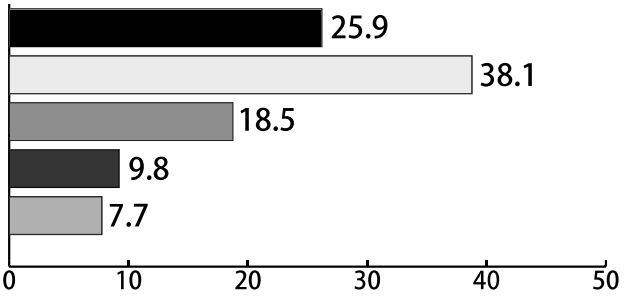
	割合%
日本の新聞も読める	22.5
簡単な漢字は読める	34.7
ひらがなカタカナは読める	25.6
読めない	17.2
計	100.0



9. 家庭生活の状況（単身者を除く）

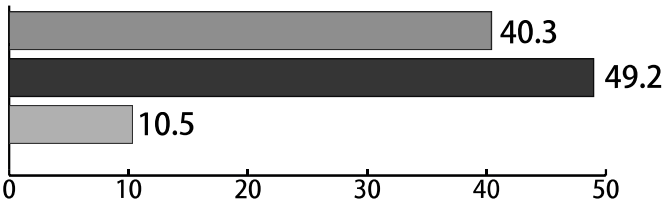
（表11）家庭での会話で日本語をどの程度使っているか

	割合%
日本語は使わない	25.9
少しだけ日本語を使う	38.1
母国語と同じぐらい日本語を使う	18.5
ほとんど日本語を使う	9.8
日本語しか使わない	7.7
合計	100.0



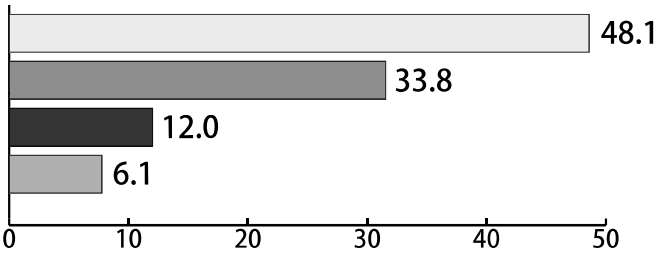
（表12）休みの日は家族と一緒にご飯を食べたり出かけたりしているか

	割合%
欠かさずしている	40.3
できる限りしている	49.2
あまりしていない	10.5
合計	100.0



（表13）家族と一緒に過ごす時間（長さ）に満足しているか

	割合%
満足している	48.1
だいたい満足している	33.8
やや不満足である	12.0
不満足である	6.1
合計	100.0



10. 子どもがいる家庭における日本語の使用頻度

（クロス集計表12）15歳以下の子どもがいる家庭 と 家庭における日本語の使用頻度（%）

		家庭における日本語の使用頻度					
		日本語は使わない	少しだけ日本語を使う	母国語と同じぐらい日本語を使う	ほとんど日本語を使う	日本語しか使わない	計
15歳以下の子どもの人数	1	26.1%	42.9%	20.5%	6.4%	4.1%	100.0%
	2	16.6%	40.1%	20.2%	13.2%	9.9%	100.0%
	3	13.6%	54.1%	24.4%	6.7%	1.2%	100.0%

11. 16 歳から 19 歳までの子どもの就労状況

（表14）子どもの年齢と就学・就業の有無（第一子のみ）（%）

年齢	就学・就業の有無								計
	就業している	学校に通っている	学校に在籍しているが通っていない	仕事を探している	職業訓練を受けている	病気やけがで仕事ができない	自宅にいて働いていない	不明	
16 歳～19 歳	11.2	84.1	0.0	0.6	0.0	0.0	0.5	3.6	100.0

注１）回答不明及び 20 歳以上を含む。
注２）第二子と第三子は回答不詳が多いため、集計していない。

（表15）子どもの日本語能力に対する親の評価（%）

日本語能力	全体の割合	16～19 歳で就労する者の割合
日本語しか話せない（母国語は話せない）	16.3	17.5
母国語より日本語のほうが得意	31.0	7.8
日本語も母国語も同じぐらい得意	29.3	45.8
日本語より母国語のほうが得意	13.1	20.3
母国語しか話せない（日本語は話せない）	7.2	3.0
日本語も母国語も同じぐらい不得意	3.1	5.6
計	100.0	100.0

注）第一子に関する集計である。

（クロス集計表13）16歳以上19歳で親が外国出身の子どもの国籍別の就学・就業の状況 （%）

親の国籍	就学・就業の有無								計
	就業している	学校に通っている	学校に在籍しているが通っていない	仕事を探している	職業訓練を受けている	病気やけがで仕事ができない	自宅にいて働いていない	その他	
ブラジル	8.5	83.9	0.0	0.8	0.0	0.0	0.8	6.0	100.0
ペルー	13.5	85.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	100.0
中国	12.9	86.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	100.0
フィリピン	28.7	71.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
日本	0.0	96.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	100.0
その他	8.6	85.7	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	4.4	100.0
全体の割合	11.2	84.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.5	3.7	100.0

（クロス集計表14）16歳から19歳で親が外国出身の子どもの就労形態（%）

親の国籍	就労の形態					計
	直接雇用	労働者派遣	パート・アルバイト	自営業	その他	
ブラジル	47.1	15.9	37.0	0.0	0.0	100.0
ペルー	65.9	5.9	28.2	0.0	0.0	100.0
中国	24.1	0.0	63.9	0.0	12.0	100.0
フィリピン	40.0	51.7	8.3	0.0	0.0	100.0
全体の割合	44.7	18.4	30.8	5.7	0.4	100.0

外国人の子どもの教育について

～義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について～

１．就学前の外国人の子どもへの支援について
２．「特別の教育課程」について
３．高校進学後の日本語指導が必要な生徒への支援等について
４．定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」について
５．ブラジル人学校について

登壇者

【外国人集住都市会員都市首長】
長野県上田市長　母袋 創一
長野県飯田市長　牧野 光朗
愛知県小牧市長　山下 史守朗

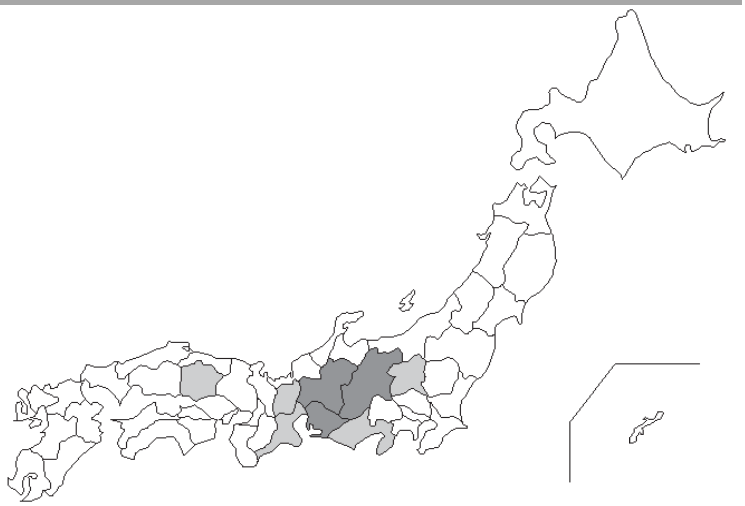
【府省庁】
厚生労働省　職業安定局次長　勝田 智明 氏
文部科学省　大臣官房審議官　中岡 司 氏

コーディネーター

静岡文化芸術大学教授　池上 重弘 氏

長野・岐阜・愛知ブロック

長野県　上田市
　　飯田市
岐阜県　大垣市
　　美濃加茂市
愛知県　豊橋市
　　豊田市
　　小牧市



外国人の子どもの教育について

～義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について～

外国人集住都市会議において「外国人の子どもの教育」は、常に主要な課題の一つとして取り上げられ議論が繰り返されてきた。会議発足の２００１年（平成１３年）から、子どもの教育現場に山積された諸々の課題軽減を目指し、国や県等の関係機関に向けて提言・要望してきた内容は多岐にわたる。外国人が集住する地域を中心とした教育現場からの意見・要望等に対し、国・県・経済界等は、日本語指導が必要な外国人の子どもの指導体制の充実、指導方法のマニュアル化、指導者育成研修の実施、外国人学校支援策等、具体的な対応を進めてきた。（資料１「図表：外国人集住都市会議から国へ出された外国人の子どもの教育の課題に対する過去提言内容と依然として残る課題について」参照）

しかしながら、国際化の進展にともない、外国人児童の日本語能力や学習能力、文化的背景や家庭環境の違い等は、年々多様化しており、外国人児童の受入れ主体となる学校教育現場やそれらを支える地域では、いまだに様々な対応策に追われている。

２０１３年（平成２５）年４月に文部科学省が公表した「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成２４年度)」によると、全国の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍している外国人児童生徒数は７１，５４５人で、このうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は２７，０１３人と、依然として高い数字を保っている。

また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数も６，１７１人と、年々増加の傾向にある。６，１７１人のうち、約４分の１は海外からの帰国児童生徒だが、多くは本人が多重国籍又は保護者のどちらかが外国籍であるために、家庭内言語が日本語以外となり、日本語能力が十分に育っていない児童生徒を指しており、子どもの家庭背景の多様化がうかがえる。

さて、上記は公立の小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限った話である。地域の外国人の子どもの中には、他に、小学校への入学を控えた就学前の子どもたちや、各種学校・私塾といった位置づけの外国人学校に通っている子どもたち、また学齢期にありながら、どこにも属すことができていない不就学の子どもたちの存在もある。外国人の定住化傾向が強まっている近年の状況から、日本で生活するすべての外国人の子どもたち、あるいは外国につながる子どもたちが、日本人の子どもたち同様に、数年先には地域社会の構成員となっていくであろうことは想像に難くない。

このような現状を踏まえ、長野・岐阜・愛知ブロックでは２０１３年度（平成２５年度）から２０１４年度（平成２６年度）の２年間、「外国人の子どもの義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について」整理するため、次の５項目に関する状況調査・研究を実施した。また、状況調査・研究結果と併せて、地域社会の未来につながる外国人の子どもの教育に関する国・県・経済界等への提言を次頁以降にまとめた。

（１）就学前の外国人の子どもへの支援について
（２）「特別の教育課程」について
（３）高校進学後の日本語指導が必要な生徒への支援等について
（４）定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」について
（５）ブラジル人学校について

１．就学前の外国人の子どもへの支援について

現状と課題

就学前の外国人の子どもへの支援については、これまでの様々な研究調査結果や教育現場の声等から、子どもの発達段階に応じた支援のあり方が、その後の小・中学校から義務教育課程後の進路へとつながる子どもの成長過程に大きな影響を及ぼすことが分かってきている。

外国人集住都市においては、就学前の外国人の子どもへの支援策は、母子保健・保育・教育現場でこれまで様々な取組を展開してきた。それでも、子どもやその保護者との間のことばの壁、文化的背景や家庭環境の多様化により、今なお現場では対応に追われている。

また、これまでの国の対応として、プレスクール機能の一翼を担う「定住外国人の子どもの就学支援事業」があるが、保育・教育現場での日本語教育・学校生活指導について、特別の支援が充分とは言えない状況がある。

会員都市の状況

（１）「外国人住民に係る就学前の支援状況の調査（２０１３年度実施)」概要と結果

【調査概要】

○調査内容　外国人住民に係る就学前の支援状況

○調査対象　会員都市２７都市（２０１３年度当時)

○照会期間　２０１３年７月２９日～２０１３年８月１２日

【調査結果】

①会員都市が実施している主な乳幼児・保護者に対する就学前支援事業

ア）外国語版母子手帳の交付

イ）母子保健相談

ウ）通訳・翻訳(予防接種、乳幼児健診、訪問等)

エ）子育て講座、親子で交流、子育て情報冊子の配布

オ）保育園等通訳派遣・配置

カ）プレスクールの実施

キ）入学準備ガイダンス、就学時健診

ク）就学実態調査

ケ）外国人学校への補助金交付

②外国籍の乳幼児の実態について

＜乳幼児数＞

ア）全体の乳幼児数に占める外国籍乳幼児数の割合（26 都市の回答）

26 都市の乳幼児全数	26 都市の外国籍乳幼児数	割合
272,687 人	10,174 人	3.7%

イ）研究調査から見えてきたこと

・国籍別乳幼児数（26 都市の回答）

各都市の全乳幼児数に占める外国籍乳幼児数の割合は 0.6%～20.2%であり、国籍別ではブラジル、中国、フィリピンの順に多い。

・公立、私立保育園、幼稚園へ通う乳幼児数（22 都市の回答）

各都市の保育園･幼稚園へ通う外国籍乳幼児数の割合は 0.6%～8.5%であり、国籍別ではブラジル、中国、ペルーの順に多い。国籍まで把握していない都市もある。

・ブラジル人学校や託児所等外国人関係の保育施設へ通う乳幼児の数（27 都市の回答）

市内に外国人関係の保育施設がある都市は 15 都市。既に廃止になっていたり、確認できないと回答した都市は 12 都市である。

（２）「外国人住民に係る就学前の支援状況の調査（２０１３年度実施）」の整理と現場関係者からのヒアリング結果

【２０１３年度調査結果整理の概要】

会員都市における外国人の子どもの就学前にかかる支援の状況について、以下４つの項目に分類し、４項目で共通する課題がないか整理した。

①妊婦検診、出産時等

②乳幼児健診、予防接種、訪問等

③保育園、幼稚園等

④その他（障害児、小学校入学時等）

①妊婦健診、出産時等	都市数
多言語対応･通訳、周知･情報提供	12
医療保険の加入について	7
各種制度理解･認識	4
文化･慣習の違い	3
支援のための状況把握	1
住基外対応（非正規滞在含む）	1
相談･支援体制の構築	1
コミュニケーション	1
若年出産への対応	1
母子手帳の不所持対応	1

②乳幼児健診、予防接種、訪問等	都市数
多言語対応･通訳、周知･情報提供	16
居住実態･現状把握	12
文化･慣習の違い	5
保護者とのコミュニケーション	5
住基外対応（非正規滞在含む）	4
制度理解	4
未受診者への対応	3
ことばの発達	2
予防接種履歴	2
健康教育、啓発	1
発達支援体制の整備	1

③保育園、幼稚園等	都市数
保護者とのコミュニケーション	10
通訳の確保	6
文化･慣習の違い	5
ルール･生活	4
現状把握	2
ことばの発達	2
多言語対応	2
保育料未納	2
子どもの不安感の解消	1
発育・発達、制度理解	1
語学支援	1

④その他（障害児、小学校入学時等）	都市数
ことば、障害と語学力の区別	6
多言語対応、通訳の確保	6
障害への理解（専門用語）	6
居住実態･現状把握･不就学	4
保護者とのコミュニケーション	3
文化･慣習の違い	2
教育制度理解	1
ことばの発達	1
集団適応	1
重度障害対応の困難さ	1
プレクラスの効果的手法	1

【整理結果から見えてきたこと】

４項目分類による３つの共通課題

（ア）ことばの壁によるコミュニケーションの取りづらさ

（イ）文化や慣習の違いによる日本の生活ルールなどへの理解の低さ

（ウ）外国人住民の居住実態把握の問題

【現場関係者からのヒアリング結果】

外国人の子どもや保護者に向けて、多言語による情報提供を行う場合は通訳・翻訳といった人的対応が不可欠なものとなっている。この、多くの会員都市が課題に挙げることばの問題については、子どものことばの発達度の判断時に、単に日本語の語彙力の不足によるものなのか、発達段階に応じた理解力が育っていないのか判断を難しくしている事例もあり、ここでも幼少期段階からの充分な日本語教育が望まれる。

また、文化や慣習の違いによる、子育て観などの違いから、日本の子育て支援制度の充分な活用に繋がっておらず、日本人住民と同様の行政サービスの提供のため、日本の文化、慣習の理解と支援制度の周知の充実が必要となっている。これら制度の周知と併せて、就学に繋がるまでの各種支援事業のスムーズな実施に向けて住民登録の重要性や、住民票を残したままでの一時帰国など、外国人住民の居住実態を把握することも課題となっている。

提　言

【国への提言】

（１）子育て支援にかかる各種事業を、自治体が多言語で実施できるよう、財政的及び人的支援をする。

（２）査証の発行や在留資格の変更、在留期間の更新時など、日本の医療・保険・教育・住民登録制度などに係る情報を提供し、日本で生活するために必要な知識･意識の啓発を強化する。

（３）就学案内を郵送する際など、就学に向けた適切な対応のため、住民票を残したまま「一時帰国」する外国人住民の状況について、簡便かつ速やかに市町村と情報共有が図れるようにする。

（４）保育･幼稚園、幼保連携型認定こども園から、小学校教育への円滑な連携を強化するため、外国人幼児への日本語教育指導方針、要領を定める。

２.「特別の教育課程」について

現状と課題

２０１４年４月の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等」の施行により、日本の公立小・中学校における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育は、「特別の教育課程」として学校の教育課程において明確に位置づけることが可能となった。この制度により、日本語指導が必要な児童に対して、一人ひとりの実態に応じた指導体制が整備され、全国で一定の質が担保された日本語指導を行うことが可能となった。一方で、制度の運用については、すべての教育現場に浸透しておらず手探りの状況であるとも言われている。

会員都市の状況

２０１４年６～７月に実施した外国人集住都市会議２６会員都市の運用状況と課題調査について

【調査概要】

（１）調査１

26 都市の日本語指導が必要な児童生徒在籍小中学校３～４校を対象に実施状況および課題について調査した。（全 102 校）

（２）調査２

26 都市の教育委員会外国籍児童・生徒担当部署を対象に、実施状況と実施上の課題について調査した。

（３）調査３

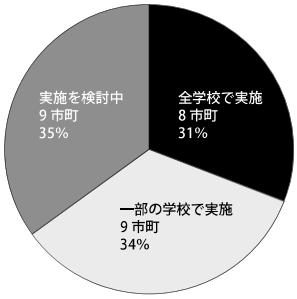
群馬、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、岡山の８県教育委員会を対象に加配教員配置および「特別の教育課程」への取組について調査した。

【調査結果と課題】

（１）日本語指導が必要な児童生徒の実態と「特別の教育課程」の実施状況について

・外国人集住都市会議の会員となっている 26 都市での実施状況は、全ての学校または一部の学校で実施している都市は 17、実施を検討中の都市は９であり、３分の１の都市が未実施である。（グラフ１）

「特別の教育過程」の実施状況



（グラフ１）

・日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校 608 校のうち、「特別の教育課程」を実施している学校は 174 校（28.6%）である。（表１）

・外国人集住都市会議加盟 26 都市の公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は 7,481 人。うち日本語指導を受けている児童生徒数は 5,493 人(73.4%)。そのうち「特別の教育課程」を受けている児童生徒は 1,788 人(23.9%)である。（表 2）

（表１）

日本語指導が必要な児童生徒在籍校数	「特別の教育課程」実施校数	割合
608 校	174 校	28.6%

（表 2）

日本語指導が必要な児童生徒数	現在日本語指導を受けている児童生徒数	「特別の教育課程」を受けている児童生徒数	割合
7,481 人	5,493 人	1,788 人	23.9%

（２）実施上の課題について

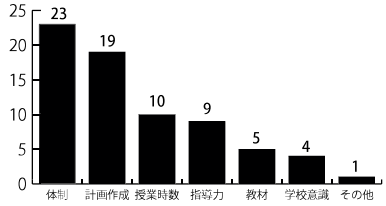
・各市町教委における「特別の教育課程」を実施していく上での課題については、①指導教員配置等の実施体制　②指導計画作成　③授業時間数確保の順であげている。（グラフ２）

・特に指導計画作成についての適切な指導方法等に課題を抱えており、「特別の教育課程」の制度に合わせた新たな教材等の開発・提供を求める都市もある。

・国、県、関係機関への要望としては、①日本語教員の配置　②「特別の教育課程」についての説明会の実施　③教材開発の順であげている。（グラフ３）

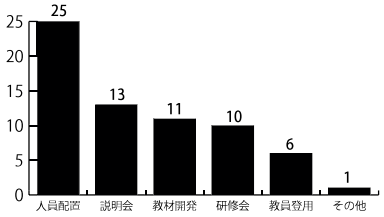
（グラフ 2）

実施上の課題（市町教委）



（グラフ 3）

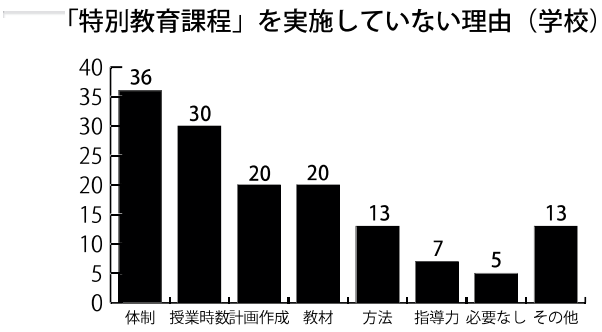
推進のための要望（市町教委）



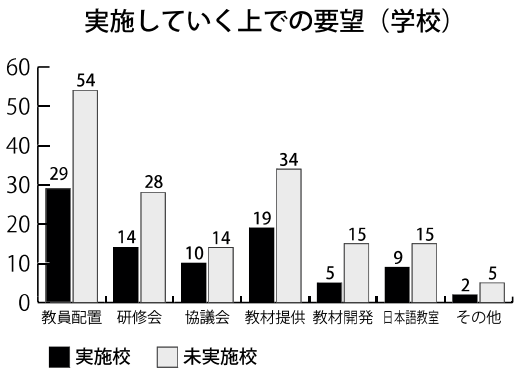
・各学校における実施上の課題については、実施していない理由として、①日本語教員等体制が整わない　②授業時数の確保が難しい　③指導計画作成・指導教材の不足等をあげている。（グラフ４）

・また、「特別の教育課程」を推進し更に充実させていくためには、①日本語指導教員の配置　②指導教材の提供　③「特別の教育課程」についての研修会の実施等が必要と回答している。（グラフ５）

（グラフ４）



（グラフ５）



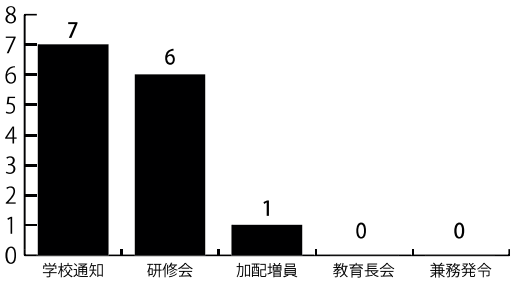
（３）各県の加配教員の状況および「特別の教育課程」の取組について

・外国人集住都市会議参加都市を含む８県の教育委員会に日本語指導に関わる加配教員の配置基準についての調査をしたところ、基準を設けているのは２県であり、他の６県については明確な基準はなく各市町および学校の実態や要望に合わせて配置をしていることがわかった。

・また「特別の教育課程」についての各県の取組としては、学校への通知や研修会を実施している県が多く、加配教員の増員措置をした県は１県にとどまっている。（グラフ６）

・加配教員配置についての明確な基準のある２県においても、日本語指導が必要な児童生徒在籍数 10 人未満の学校への加配がないため、少人数学校への支援が不足していると考えられる。新制度導入における対応として、特に少人数学校への日本語指導教員の兼務発令などの対応が有効と考えられる。

（グラフ 6）



（４）「特別の教育課程」推進にあたっての会員都市における主な取組
①制度改正周知（学校通知、校長会、学校担当者会等）
②学校担当者研修会（制度理解、対象児童生徒の日本語能力判定、指導計画作成等）
③各校での日本語能力判定会議の実施
④市独自の日本語能力判定指標作成についての検討
⑤市独自の初期日本語指導カリキュラムの作成
（５）その他　外国人児童生徒支援についての会員都市における主な取組
①初期日本語支援教室
②夏休み学習会の実施
③進学ガイダンス、進路相談会の実施
④プレスクールの実施
⑤外国人児童生徒支援員の配置

提　言

【国への提言】
（１）「特別の教育課程」を推進し、全ての外国人児童生徒への支援体制を充実させるために、外国人児童生徒に対応した教員定数の特例加算の充実を図る。
（２）外国人児童生徒の日本語能力把握や日本語指導、プレクラスの実施やセンター校設置、母語支援員や日本語指導補助者の派遣については、どの都市においても必要な事業であるため、これらを対象とした「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」の更なる拡充を図る。
（３）「特別の教育課程」推進にあたっては、管理職及び担当者説明会および指導者研修会の充実とともに、大学等の教員養成課程において日本語指導方法等のカリキュラムを義務づける。
（４）「特別の教育課程」実施においては、個々の外国人児童生徒に応じた「個別の指導計画」作成が重要となるが、そのための資料および現在各学校が活用している文科省作成の日本語教材について、新たな開発と提供を行う。
【県への提言】
（１）外国人児童生徒の日本語習得や学力定着を促進するための支援として、各県における日本語指導にかかる教員の適正配置の基準設定について検討する。
（２）兼務発令等による少人数学校への支援など「特別の教育課程」にかかる加配教員の適正配置を行う。
（３）「特別の教育課程」実施についての理解促進を図るために、各県における管理職、担当教員及び関係機関を対象とした「特別の教育課程」推進および指導力向上のための研修会の充実を図る。

３．高校進学後の日本語指導が必要な生徒への支援等について

現状と課題

外国人の子どもの高校への進学の道は、都道府県によって、入学受験の際の時間延長やルビ付き試験問題による選抜や、「外国人特別枠」といった枠を設ける特別措置がある。高校へ進学する外国人生徒は増加しているが、入学後の生徒への支援体制が不十分なことにより、生徒の学力や進路の保障が十分とはいえないケースが報告されている。

会員都市の状況

「長野・岐阜・愛知ブロック内３県　外国人の子どもへの高等学校における支援と課題に関する調査（２０１３年度予備調査実施・２０１４年度ヒアリング実施)」概要と結果

【調査概要】

○調査対象：長野県教育委員会、岐阜県教育委員会、愛知県教育委員会
県立全日制高等学校７校、県立・市立定時制高等学校８校

主な調査項目：（１）県教育委員会調査
①各県の在籍生徒数　②日本語指導が必要な生徒の在籍状況
③日本語指導が必要な外国人生徒の母語別状況
④教育委員会の支援事業の概要　⑤市町村や関係機関との連携の課題
（２）各高等学校調査
①日本語指導が必要な生徒への支援内容　②支援に係る課題
③県や関係機関へ求める施策

【調査結果と課題】

（１）在籍生徒数（２０１３年度予備調査より）

定時制のほうが、全日制に比べて日本語指導が必要な生徒（日本国籍の生徒を含む）の比率が高いことがわかる（表１）。

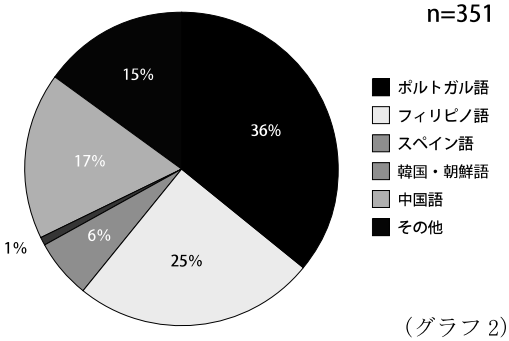
（表１）在籍している生徒数並びに日本語指導が必要な生徒数（３県全体）（単位：人）

	H24.5.1現在	
	全在籍生徒数	日本語指導が必要な生徒数
(1)全日制での在籍生徒数	292,652	153
(2)定時制での在籍生徒数	9,976	198
(3)通信制での在籍生徒数	12,306	0
合計（(1)+(2)+(3)）	314,934	351

（２）日本語指導が必要な生徒の母語別状況と支援員の母語別状況

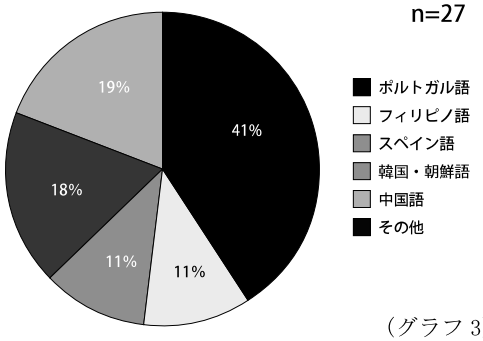
ポルトガル語やスペイン語といった南米系の言語と並んで、フィリピノ語、中国語の比率が高い（グラフ２）。また、学校現場では、全日制課程・定時制課程とも生徒の母語の多様化に伴い、支援員も多様な言語を用いる人材が必要になっている（グラフ３）。

日本語指導が必要な生徒の母語別状況



（グラフ 2）

支援員の母語別状況



（グラフ 3）

（３）学校現場での指導方法

入学方法（特別枠による入学か否か）やそれまでの学習歴が異なるため、その一人ひとりに適した指導を行っている（表４）。

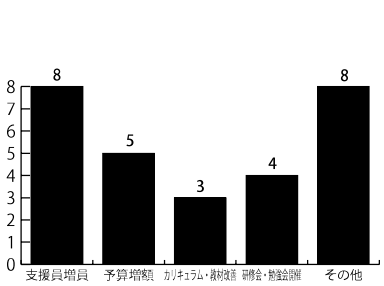
（表４）　全日制課程・定時制課程における指導内容・方法（複数回答）

指導内容	取り出し指導	在籍学級での指導	放課後などの指導	その他	合計
日本語支援	5	5	8	2	２０
母語支援	0	0	2	0	2
教科指導	6	1	7	0	１４
その他	0	0	1	2	3
合計	１１	6	１８	4	３９

（４）県や関係機関に求める施策

支援員の増員や予算の増額、研修会・勉強会の開催と充実が施策として求められている（グラフ５）。

県や関係機関に求める施策



（グラフ 5）

（５）会員都市にある高校での独自の取組

・日本語能力検定試験に向けての指導、長期休業中の学習会、日本語スピーチコンテストに向けての指導。

・就職支援として、キャリア教育アドバイザーの配置や会社訪問などを実施。

（６）課題

・支援員の配置により、言葉の面での不安が解消され、学校生活を安心して送ることができるという成果を上げているが、その一方、支援が必要な生徒が増加しているにもかかわらず、緊急雇用創出支援事業基金を財源として実施している県からは制度の継続性についての課

題が挙げられた。また、支援員が年度当初に配置されていないケースもあり、学校現場の状況に合わせた支援が求められる。

- 日本語能力が乏しいため、人間関係が築けず孤立しがちになり、不登校へと繋がる生徒がいる。
- 高校の先にある大きな目的のためには、自ら考え、自立を促す必要があり、支援のしすぎも自立への弊害となりかねない。
- 学校として、生徒の在留資格等や法制度に関する情報に乏しい。
- 保護者を交えた懇談において、日本語がわからない保護者に、進路指導や生活指導の内容が正確に伝わっているのか疑問である。
- 外国にルーツを持つ生徒といっても日本語が堪能な生徒からほとんど理解できない生徒まで状況はさまざまであり、生徒に適した指導が必要である。
- 保護者の帰国の方針が決まらないため、生徒は卒業後の進路希望を決められずに不安に感じている。

提　言

【国への提言】

（１） 緊急雇用創出事業等の活用により採用した母語の話せる支援員の雇用を長期的かつ安定的に継続できるよう財政的支援の充実を図る。

（２）日本語指導を行う教員のスキル向上に資する研修に対して、財政的支援を行う。

（３）日本語指導にかかる加配教員の充実と外国人生徒に対する支援員・相談員の配置に対して財政的支援を行う。

（４）大学進学に向けた日本語指導や進路指導を行う専門の日本語教員の養成及び研修を実施する。

（５）生徒の社会的自立・職業的自立を促すためにキャリア教育の推進を図る。

【県への提言】

（１）国と連携して、母語の話せる支援員の雇用を長期的かつ安定的に継続できるよう財政的支援の充実を図る。

（２）年度当初から支援員の配置を行う。

（３）県教育委員会や教育事務所に、市町村教育委員会や市町村の多文化共生部門との連携を担当するコーディネーターを配置する。

（４）日本語指導を行う教員のスキル向上に資する研修の充実を図る。

（５）教員、支援員のための日本語学習（指導）の教材・マニュアル等を整備する。

（６）国と連携して、キャリア教育の推進を図る。

（７）子どものキャリア教育や進路指導の際には保護者の理解が欠かせないため、外国人生徒の保護者への支援を行う。

（８）高校を卒業し社会へ送り出せるように、高校入学後についても特別な配慮を可能にする体制を構築する。

【経済界への提言】

（１）企業が、高等学校の外国人卒業者を積極的に雇用することを支援する。

４．定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」について

現状と課題

定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」は、２００８年（平成２０年）秋以降の景気後退により不就学・自宅待機となっている日系ブラジル人等定住外国人の子どもたちが、公立学校等へ円滑に転入できることを目的として、２００９年度（平成２１年度）より、文部科学省からＩＯＭ（国際移住機関）への拠出による運営で開始された。当初は３年間で終了の予定であったが、外国人集住都市会議だけでなく、そのほかの自治体や外国人学校からも、継続に向けた多くの要望があったことから、２０１４年度まで事業が延長された。

事業最終年度を迎える２０１４年９月現在、国は、事業のさらなる継続を求める現場からの声を受け、２０１５年度（平成２７年度）以降についても事業を継続する方針について明らかとなったが、現状、詳細については未定となっている。

会員都市の状況

２０１４年度「虹の架け橋教室」実施団体への、現状調査アンケートについて

【調査概要】

○調査期間　２０１４年（平成２６年）６月３０日～７月１５日

○調査対象　２０１４年度　定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」実施団体（２２団体）

（※は外国人集住都市会員都市）

	実　施　団　体　名	所在地
１	ＮＰＯ法人　国際社会貢献センター	常総市
２	ＮＰＯ法人　ＳＡＫＵ・ら	真岡市
３	ＮＰＯ法人　多文化共生センター東京	荒川区
４	ＮＰＯ法人　青少年自立援助センター	福生市
５ *	社会福祉法人　青丘社	横浜市
６	ＮＰＯ法人　日本ペルー共生協会	大和市
７	宗教法人 日本聖公会中部教区・名古屋学生青年センター（岐阜）	岐阜市
８	美濃加茂市教育委員会	※美濃加茂市
９	ＮＰＯ法人　可児市国際交流協会	可児市
１０	ＮＰＯ法人　ＡＲＡＣＥ	※浜松市
１１	学校法人　ムンド・デ・アレグリア学校	※浜松市
１２	ＮＰＯ法人　日本インターネットスクール協会静岡事務局Ｂ（焼津）	焼津市
１３	ＮＰＯ法人　日本インターネットスクール協会静岡事務局Ａ（菊川）	※菊川市
１４	学校法人　カンティーニョ学園	※豊橋市
１５	豊川市	豊川市
１６	学校法人　イーエーエス伯人学校	碧南市

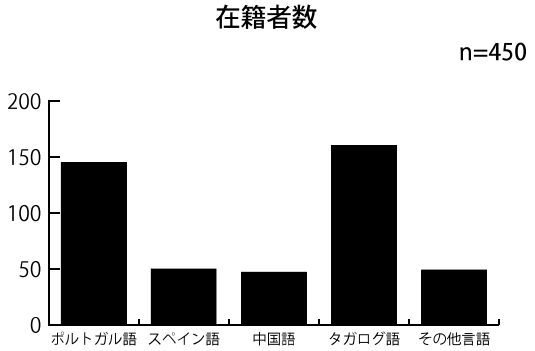
１７	ＮＰＯ法人　トルシーダ	※豊田市
１８	宗教法人 日本聖公会中部教区・名古屋学生青年センター（尾張旭）	尾張旭
１９	国立大学法人　愛知教育大学	豊明市
２０	鈴鹿市教育委員会	※鈴鹿市
２１	ＮＰＯ法人　外国籍住民自立就労協会	近江八幡市
２２	ＮＰＯ法人　安芸高田市国際交流協会	安芸高田市

※NPO 法人 ABC ジャパン、NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわとの共同申請

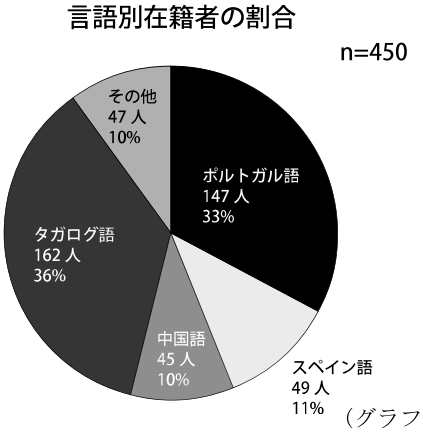
【アンケート調査の結果】

（１）在籍者数について

２０１４年４月１日現在、「虹の架け橋教室」の在籍者数は４５０名で、言語別ではタガログ語を母語とする者が多く、全体の３６％を占める。続いて、ポルトガル語３３％と続き、以下スペイン語と中国語、その他言語が約１０％ずつとなっている。（グラフ１及びグラフ２）



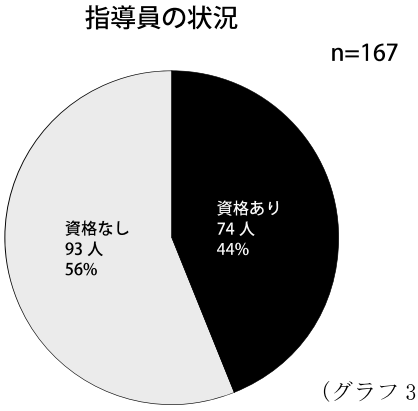
（グラフ 1）



（グラフ 2）

（２）指導員（日本語指導員・教科指導員・バイリンガル指導員）について

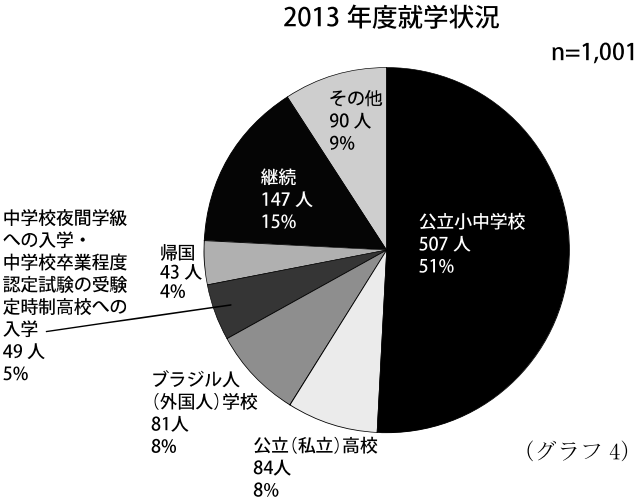
指導員のうち教員の資格を持っているのは、全体の約４割にとどまっている。（グラフ３）



（グラフ 3）

（３）教室終了後の就学状況について

２０１３年における教室終了後の就学状況をみると、約半数にあたる５１％の子どもが公立小中学校へ就学している。ブラジル人（外国人）学校への就学や公立（私立）高校への進学、中学校夜間学級への入学・中学校卒業程度認定試験の受験・定時制高校への入学を合わせると、約７割の生徒が何らかの形で就学等しており、この事業の成果がうかがえる。（グラフ４）



（グラフ 4）

【定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」に係る課題（実施団体からのアンケート記述による）】

（１）事業に係る課題

①在籍する子どもについて

子どもたちが不就学・自宅待機に陥った原因について、保護者の経済的な事情だけでなく、家庭環境や学校でのいじめ・友人関係のトラブル、学習の遅れや発達障害等、多岐にわたるとの指摘がある。また、就学年齢前の子どもや就学年齢を過ぎた子どもについては、義務教育年齢にあたらないため、事業の終了により公的支援の対象外となり、学びの場がなくなることを懸念する声も大きい。

②教室・施設について

教室の設置場所について、事業の実施要綱では、公立学校の空き教室などを可能な限り活用することとしているが、実施団体によっては賃貸物件を利用しており、経費の負担が大きい。また、年齢の異なった子どもや個別の授業内容に対応するため、複数の教室を必要とすることから、施設の確保に苦慮しているとの声もあった。

③スタッフ（日本語・教科・バイリンガル各指導員及びコーディネーター）について

単年度ごとの委託事業であるため、専門的な知識を持ち、経験を積んだ指導員を継続して雇用することが困難であるとの意見が数多くあった。また、課題①で取り上げた多様な背景を持つ子どもや学力に差がある子どもたちに対し、一斉指導を行うことは難しく、個別指導をせざるを得ないことから、指導者の負担を挙げる声もあった。さらに、在籍する子どもたちの多国籍化にともない、バイリンガル指導者の必要性を訴える声も聞かれた。

④子どもの送迎について

教育委員会や大学、ＮＰＯ、ブラジル人学校等、多様な主体によって運営がなされているため、在籍する子どもたちが広範囲な地域に及び、教室へ自分で通うことが困難な場合が多い。実施団体によっては、子どもの送迎をバスで行っているが、運行に係る人的・経済的負担が大きい。また、上記の理由から入室待機の子どもが生じることもあり、問題となっている。

⑤在籍期間について

この事業では、子どもの在籍期間について、公立学校等への転入が見込めるまでの６か月としている。しかし、６か月で日本語を習得し学年相当の学力を身に着けることは困難であり、教室の終了後も放課後に学習指導を行うなど、継続して子どもたちの支援を行っているという声も多く聞かれた。

（２）事業を取り巻く環境に係る課題

①教室を終了した子どもたちに対する支援の必要性について

公立学校における受入体制及び支援体制づくりを要望する声があった。具体的には、一時的又は正式な下学年への編入の取り扱いについて、各自治体に弾力的な取り扱いを求める声や、今年度から実施されている「特別の教育課程」での日本語指導について、実施を促す要望などである。

②保護者の教育に対する意識について

教育に対する意識向上に向けた取組や、日本の学校制度及び教育制度の理解促進に向けた働きかけが必要との意見があった。

提　言

【国への提言】

（１）定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」の現状及び課題を踏まえ、長期的な視点に立った事業の継続を図る。

（２）「虹の架け橋教室」実施団体の実情を踏まえたうえでの財政的支援及び、事業の効果的推進に向け、公立学校における外国人児童生徒等の受入体制・支援体制の整備を行う。

５．ブラジル人学校について

現状と課題

外国人の集住都市におけるブラジル人学校は、将来的にブラジルへの帰国を想定している児童・生徒、あるいは日本の学校になじめない児童・生徒の受入れなど外国人（主にブラジル人）の教育を担う主要な機関の一つとして大変大きな役割を果たしている。

しかしながら、ブラジル人学校の各種学校認可については、都道府県ごとに認可の基準が異なり、経営が安定せずに閉校を余儀なくされた学校もある。また、授業料が高額であったり、生徒達は将来日本に定住するかもしれない中、日本語学習に十分は時間が取れない等といった課題がある。

会員都市の状況

外国人集住都市会議都市内のブラジル人学校現状調査アンケートについて

【調査概要】

○調査期間　２０１４年6月３０日～7月１５日

○調査対象　外国人集住都市会議全２６都市内　ブラジル教育省認可の全２４校

（回答数　２１／２４校）

	学　　校　　名	課 程 名			所在地
		幼児教育	初等教育（義務教育）	中等教育（高校）	
1	エスコーラ・カンチーニョ・ブラジレイロ		○	○	豊橋市
2	エスコーラ・アレグリア・デ・サベール豊橋校	○	○	○	
3	エスコーラ・アレグリア・デ・サベール豊田校	○	○	○	豊田市
4	エスコーラ・ネクター	○	○		
5	エスコーラ・ピンタンド・オ・セッチ	○	○		
6	コレージオ・イザーク・ニュートン	○	○	○	美濃加茂市
7	エスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセ	○	○	○	大垣市
8	インスチツート・エドカショナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	不明	○	○	大泉町
9	インスチツート・エドカショナル・ジェンテ・ミウーダ	○	○	○	
10	エスコーラ・アレグリア・デ・サベール太田校	○	○	○	太田市
11	エスコーラ・パラレロ・太田校	不明	○	○	
12	エスコーラ・アレグリア・デ・サベール鈴鹿校	○	○	○	鈴鹿市
13	エスコーラ・ニッケン	○	○	○	四日市市
14	コレージオ・サンタナ	○	○	○	愛荘町
15	コレージオ・サン・ファミリー	○	○		長浜市
16	エスコーラ・フジ	○	○	○	富士市
17	エスコーラ・アウカンセ	○	○	○	浜松市
18	コレージオ・ムンド・デ・アレグリア　（*ペルー教育省の認可も有）	○	○	○	
19	エスコーラ・ブラジル	不明	○	○	
20	エスコーラ・アレグリア・デ・サベール浜松校	○	○	○	
21	ＣＥＰブラジルセントロ・エドカショナル・エ・プロフィシオナリザンテ	○	○	○	磐田市
22	エスコーラ・オビジェチーヴォ・デ・イワタ・チア・ホーザ	○	○	○	
23	セントロ・エドカショナル・ソヒーゾ・デ・クリアンサ	○	○	○	菊川市
24	セントロ・デ・エンシノ・ニポ・ブラジレイロ	○	○	○	

（注意）浜松市のムンド・デ・アレグリアはペルー教育省の認可も受けている。調査結果中の「ブラジル人学校」という文言は、「南米系外国人学校」とも読み替えられる。

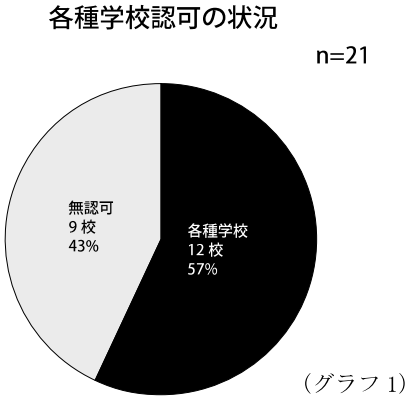
【調査結果】

（１）各種学校認可の状況

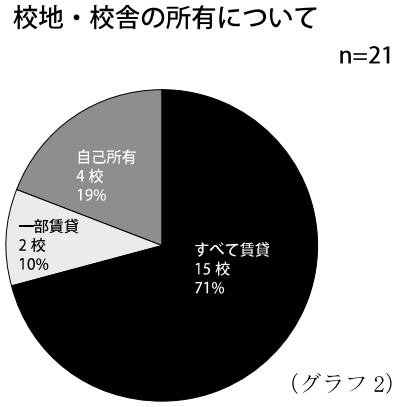
今回調査を実施したブラジル教育省認可のブラジル人学校のうち、各種学校として認可を受けている学校は１２校で、半数強にとどまっている。（グラフ１）

（２）校地・校舎の所有状況について

校地・校舎ともに自己所有している学校は４校のみ。それ以外の１７校は、すべて又は一部を賃貸している。とりわけ、校地・校舎すべてを賃貸している学校は、１５校に及ぶ（グラフ２）。



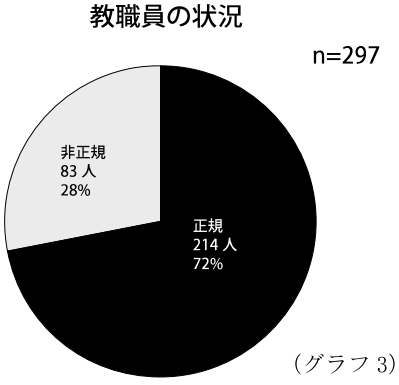
（グラフ 1）



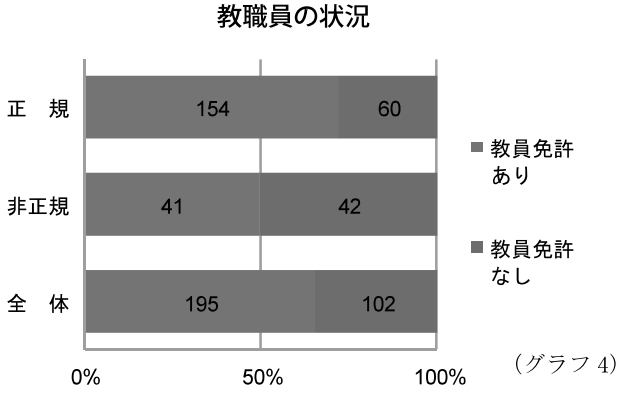
（グラフ 2）

（３）教職員の状況について

教職員全体の約７割が正規教員であり、そのうちの約７割がブラジルの教員免許を所持する一方、非正規教員では半数しか教員免許を所持していない。（グラフ３、グラフ４）



（グラフ 3）



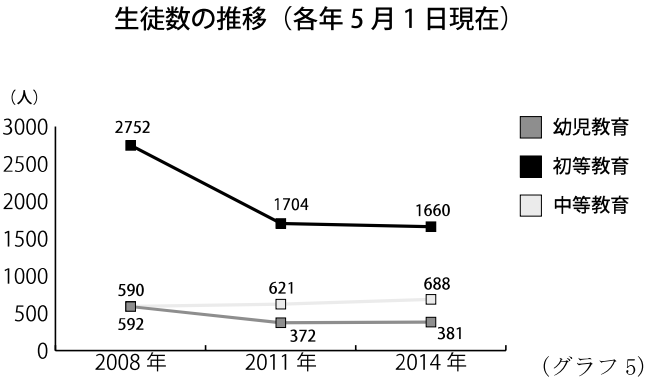
（グラフ 4）

（４）生徒数の推移について

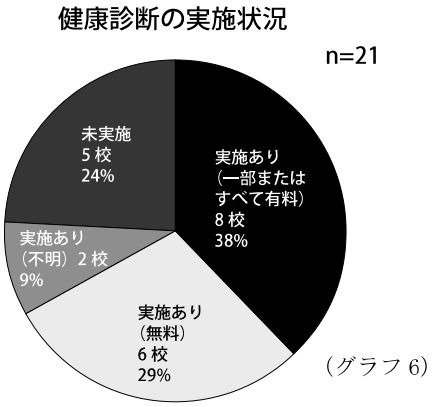
幼児教育課程及び初等教育（義務教育）課程については、リーマンショック後（2011 年）生徒数が大幅に減少し、その後現在に至るまでほぼ横ばい状態である。一方で、中等教育（高校）課程については、リーマンショック前（2008 年）から現在に至るまで、わずかながら生徒数が増加している。（グラフ５）

（５）健康診断の実施状況

調査した学校のうち、健康診断を実施していない学校は５校であった。また、実施していると回答した１６校のうち、無料で行っているのは６校であり、約半数の８校は、一部またはすべてを有料（自己負担）で行っている。（グラフ６）



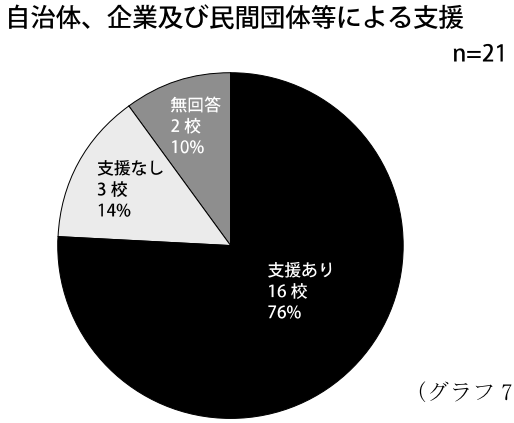
（グラフ 5）



（グラフ 6）

（６）自治体、企業及び民間団体からの支援

全体の約８割弱の１６校が地元自治体や企業、民間団体等から何らかの支援を受け学校経営を行っている。（グラフ 7）



（グラフ 7）

【ブラジル人学校（南米系外国人学校）に係る課題（実施団体からのアンケート記述等より）】

①経営基盤の安定化について

ブラジル人学校（南米系外国人学校）における最大の課題として、多くの学校から挙げられたのは、経営基盤の安定化である。平成２０年（2008 年）秋のリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響により、ブラジル人学校（南米系外国人学校）に通う生徒は大幅に減少し、閉校が相次ぐとともに学校の統廃合が進行した。しかしながら、現在に至るまで生徒数に回復の兆しが見えないことに加え、親の仕事の都合や家庭の経済状況によって、日本国内での移動（転校）や本国への帰国を余儀なくされることで、今もなお生徒数が変動し、学校経営に影響を与えているというものである。

ブラジル人学校（南米系外国人学校）の経営基盤の安定化については、国は都道府県に対して、各種学校設置・準学校法人設立の認可基準の弾力化を図るよう促しているにも関わらず、今回調査を実施したブラジル人学校（南米系外国人学校）の中には、未だ各種学校としての認可を受けていないブラジル人学校もあった。その理由として、各種学校になるメリットがわからないという情報不足によるものと、申請方法の手順を挙げる声があった。

一方で、既に学校法人を設立し各種学校として認可されたブラジル人学校であっても、経営の維持が困難であるという意見もあった。

②校地・校舎等、学校施設について

前述したような生徒数の変動にともなう収益減少のため、校地・校舎等の学校施設を借用している学校では、その賃借料が学校経営をさらに圧迫しているとの声があった。また、校地・校舎を自己所有している学校でも、施設の維持管理にかかる費用負担が大きいため、十分な施設改善ができないとの意見が聞かれた。

③教職員について

教職員については、人材不足の深刻さが明らかになった。日本国内において、ブラジル本国の教員免許を所持し、実務経験を積んだ人材を採用することは非常に困難を極めるだけでなく、生徒数の変動にともない教員数を調整せざるを得ない状況に陥ったり、経験を積んだ教員が、家庭の事情等でブラジル本国へ帰国せざるを得ないことも多く、一定レベルの水準の教員を確保することが困難であるとのことである。また、日本語教育を行う教員の確保が難しいとの声もあった。

④生徒の進路及び、進学状況について

初等教育（義務教育）課程を卒業した生徒のほぼ全員が中等（高校）課程へ進学する。一方で、各学校によって状況の違いはあるものの、中等課程を卒業した生徒が本国の大学へと進学する事例は少なく、家庭の経済的な事情や家族環境、モデルケースの不在等の理由により、日本国内にとどまって、工場で派遣労働者として働くことが多いという報告があった。

それとは対照的に、中等課程を卒業した後、日本の大学で学んで日本企業へ就職し、日本とブラジル両国の架け橋となって活躍するであろう生徒の存在を指摘する声もある。

こうした将来的に日本社会の一員として暮らしていく生徒たちが、日本の学校や会社に適応しながら、社会生活を送ることができるようにするため、日本の教育（学校）制度や日本文化、社会の仕組みを指導することが必要であるとの声が聞かれた。

⑤生徒の健康について

生徒の心身両面の健康状態について、懸念する声があった。身体的な面はもちろんのこと、一部の学校では、年齢に見合った能力を持たなかったり、学習能力が極端に低いといった、いわゆる指導の困難な生徒も見受けられることから、精神心理面のケアの必要性を訴える意見もあった。

提　言

【国への提言】

（1）卒業後、日本社会で暮らしていく生徒たちがいることを考慮し、南米系外国人学校が運営面や現場において抱える様々な課題の把握につとめるとともに、子どもたちの学びが保障されるよう、各種関係機関への働きかけや必要な情報の提供を強化・継続する。

【県への提言】

（1） 卒業後も日本社会で暮らしていく生徒たちがいることを考慮し、各種学校、学校法人への認可基準の緩和と経営補助の見直し（増額）を図る。

（2）日本語教育の充実を図るため、南米系外国人学校への日本語教師の派遣及び派遣に際して財政的支援を行う。

（3）卒業後も日本社会で暮らしていく生徒たちを考慮し、南米系外国人学校におけるキャリア教育の推進を図るとともに、日本社会のしくみや教育制度の理解についての促進を図る。

【経済界への提言】

（1）学校経営を援助するための財政的支援や、子どもたちへの直接的支援を行う。

資　料

資料１

図表：外国人集住都市会議から国へ出された外国人の子どもの教育の課題に対する過去提言内容と依然として残る課題について

分類１	分類２	外国人集住都市会議による過去提言内容	国の対応	残された課題
教育体制	基本方針	日本語学習を学校教育の一環として制度化	・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導について、学校における教育課程として位置付けられるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、2014 年度から「特別の教育課程」を編成・実施することを可能とした	・日本語指導が必要な児童生徒が少数の学校に対して支援が必要 ・推進にあたっては、具体的な実施方法等の周知が必要
	指導体制	外国人児童生徒の教育に関わる教員の定数配置の拡充	・外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての加配定数を引き続き措置するとともに、その配置の改善について検討を行う	・初期指導や日本語指導を行うための教員について十分な配置が行えるよう、教員の定数措置の更なる拡充が必要
	指導方法	外国人児童生徒の日本語能力測定方法の策定	・学校において利用可能な日本語能力を把握するための評価マニュアルである「JSL 対話型アセスメント DLA」を平 2013 年度に開発・配布した	・日本語能力の測定方法普及のため、十分な研修機会が必要
	人材育成	日本語指導を行う教員のスキル向上に資する研修の充実	・教員研修のための「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を 2013 年度に開発・配付した ・外国人児童生徒等の教育に関わる教員や管理職及び指導主事等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を引き続き実施する	・研修機会の更なる充実が必要
	進学	高校進学への支援	・高校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入体制が整備されている高校の事例把握やその情報提供に努める ・外国人の子供等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子による受験を可能とし、日本語能力試験 N2 以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を引き続き講じる	・高校進学した外国人生徒の半数近くが日本語能力に課題を抱えている現状を踏まえ、高校においても日本語支援が必要 ・外国人生徒へのキャリア教育や進路指導にあたっては、本人はもとより保護者への教育も必要

分類1	分類2	外国人集住都市会議による過去提言内容	国の対応	残された課題
	不就学対策	「定住外国人の子どもの就学支援事業（虹の架け橋教室事業）」の継続	・本事業の最終年度に当たり、2015 年度以降の支援の在り方について検討を行う	・2015 年度以降についても継続的な事業の実施が必要
外国人学校	経営安定化	外国人学校への支援	・2001 年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」の周知を引き続き図るとともに、外国人学校の各種学校設置認可等を促進するため、都道府県に対し、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて引き続き促す	・教育環境の整備を推進するため、準学校法人化・各種学校化を促進し、経営の安定化が必要
就学前	日本語等支援	就学前児童に対する日本語等支援	―	・外国人児童が円滑に小学校教育を受けられるよう、就学前の早期からの日本語等指導が必要 ・言語の多様化に伴う通訳・翻訳を担う人材の確保が必要

資料２

特別の教育課程に関する調査結果

（調査１）「特別の教育課程」 実施状況把握のための小中学校への調査

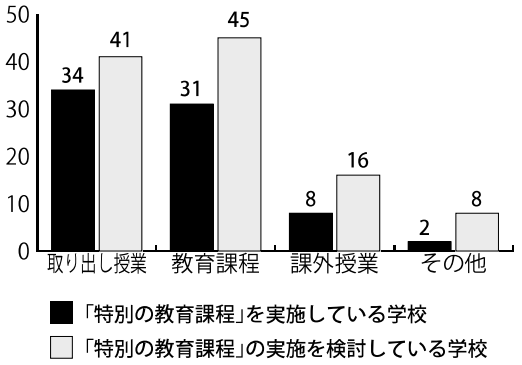
（１）調査対象小中学校　　26 都市公立小中学校抽出 102 校

抽出条件	校数
「特別の教育課程」を実施、加配措置のある学校	32
「特別の教育課程」を実施、加配措置の無い学校	4
「特別の教育課程」の実施を検討中、加配措置のある学校	31
「特別の教育課程」の実施を検討中、加配措置の無い学校	35
合計	102

（２）日本語指導が必要な児童・生徒に対し、どのような形態の日本語指導を実施していますか。

「特別の教育課程」実施の有無	取出し授業	通常の教育課程	放課後等課外授業	その他
実施している学校	34	31	8	2
実施を検討している学校	41	45	16	8
合計	75	76	24	10

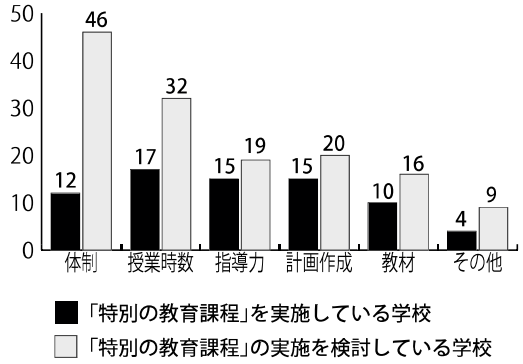
※その他　　担任による配慮、訪問支援、母語支援員による指導　等



（３）「特別の教育課程」を実施していく上で、課題となることはどのようなことですか。

「特別の教育課程」実施の有無	体制	授業時数	指導力	計画作成	教材	その他
「特別の教育課程」を実施している学校	12	17	15	15	10	4
「特別の教育課程」の実施を検討している学校	46	32	19	20	16	9
合計	58	49	34	35	26	13

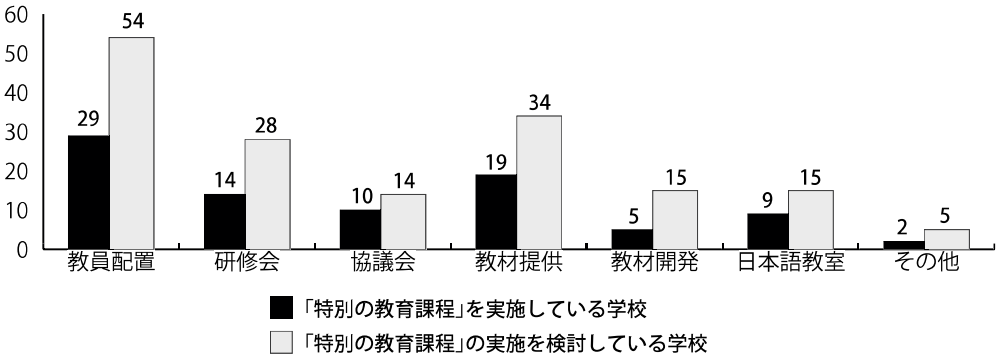
※その他　　財政措置、学級や教科学習との連携・調整、学校内の認識や理解不足、
保護者の理解、教室の不足　等



（４）「特別の教育課程」を進めるにあたり、市教委や国・県・国際交流団体等の関係機関へ要望することは何ですか。

「特別の教育課程」実施の有無	教員配置	研修会	協議会	教材提供	教材開発	日本語教室	その他
「特別の教育課程」を実施している学校	29	14	10	19	5	9	2
「特別の教育課程」の実施を検討している学校	54	28	14	34	15	15	5
合計	83	42	24	53	20	24	7

※その他　財政措置、支援員の増員、会場、初期支援指導体制の継続、教科研修会　等



（５）　「特別の教育課程」の個別の指導計画をどのように作成していますか。

＊実施している学校（36 校）のみ回答

学校独自の様式により作成	14
市全体で統一された様式により作成	17
文科省から提示された参考様式により作成	2

（６）「特別の教育課程」の指導者は誰ですか。　　＊実施している学校（36 校）のみ回答

日本語指導を担当する教員免許を持つ加配教員	20
教員免許を有する教員と日本語指導者または母語支援員	23
学級担任や管理職など日本語指導の加配ではない教員	3

（７）「特別の教育課程」を実施していない（できない）理由はどのようなことですか。

＊実施を検討している学校（66 校）のみ回答

日本語指導担当教員の配置等日本語指導の体制が不十分	36
日本語指導に係る授業時数の確保が難しい	30
日本語指導担当教員の指導力が不十分である	7
児童生徒一人ひとりに応じた日本語指導計画の作成・評価ができない	20
日本語指導に必要な教材等が不十分である	20
既に日本語指導に十分取り組んでおり、改めて取り組む必要性を感じない	5
「特別の教育課程」について、具体的な進め方がわからない	13
その他	13

※その他　理解不足、教科学習との調整、体制整備中　等

（８）「特別の教育課程」を実施していない学校の日本語指導者は誰ですか。

＊実施を検討している学校（66 校）のみ回答

日本語指導を担当する教員免許を持つ加配教員	26
教員免許を有する教員と日本語指導者または母語支援員	34
学級担任や管理職など日本語指導の加配ではない教員	21
教員免許を有しない日本語指導者	10
その他	7

※その他　教科担任、学習ボランティア、外国人相談員　等

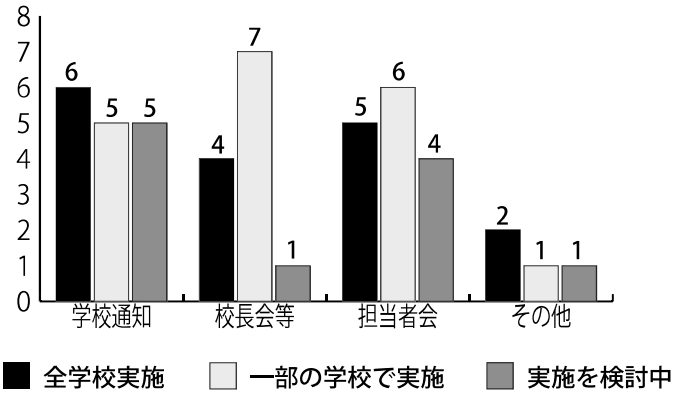
（調査2）「特別の教育課程」実施状況把握のための 26 都市教育委員会への調査

1.「特別の教育課程」の各学校への周知および市教委としての取組について

（１）周知について

	学校通知	校長会等	担当者会	その他
全学校で実施	6	4	5	2
一部の学校で実施	5	7	6	1
実施を検討中	5	1	4	1
計	16	12	15	4

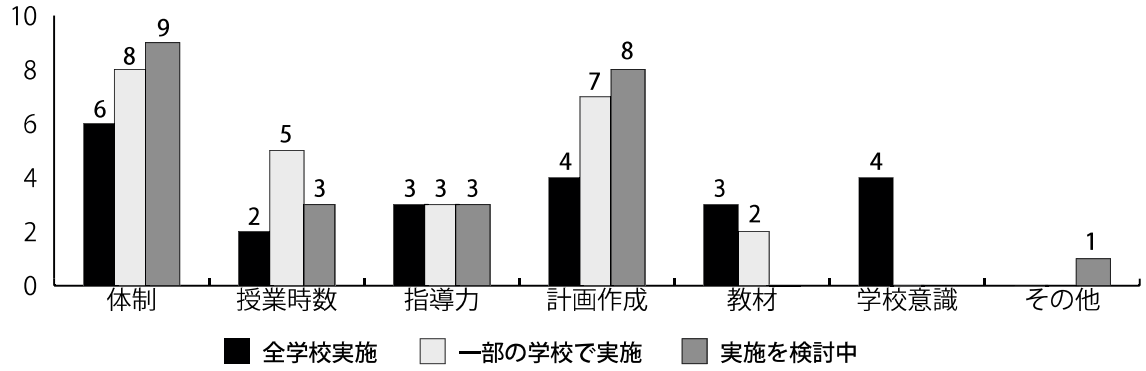
※その他　指導者研修会　等



2.「特別の教育課程」を実施していく上で、課題となることはどのようなことですか。

	体制	授業時数	指導力	計画作成	教材	学校意識	その他
全学校で実施	6	2	3	4	3	4	
一部の学校で実施	8	5	3	7	2		
実施を検討中	9	3	3	8			1
計	23	10	9	19	5	4	1

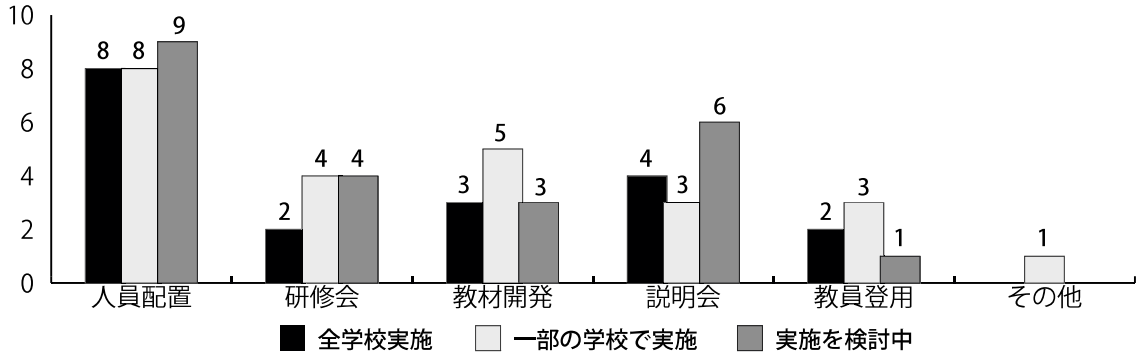
※その他　教科学習との調整



3. 今後「特別の教育課程」を推進していくにあたり、国、県、関係機関へどのようなことを要望しますか。

	人員配置	研修会	教材開発	説明会	教員登用	その他
全学校実施	8	2	3	4	2	
一部の学校で実施	8	4	5	3	3	1
実施を検討中	9	4	3	6	1	
計	25	10	11	13	6	1

※その他　　NPO 等への継続的な財政支援



(調査3) 8県(群馬、長野、岐阜、愛知、静岡、三重、滋賀、岡山)の教育委員会への調査

1. 各県の加配基準

加配基準の有無	県数	加配基準および加配に係る対応内容
明確な基準のある県	2	(A県) (1)小学校 ① 日本語教育が必要な児童生徒の人数に応じ、市町村に予算の範囲内で配置 在籍児童10人以上の学校1校につき･･･1人、31人以上･･･2人、51人以上･･･3人、71人以上･･･4人、91人以上･･･5人 ②県教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配置 (2)中学校 ① 日本語教育が必要な児童生徒の人数に応じ、市町村に予算の範囲内で配置 在籍生徒10人以上の学校1校につき･･･1人、21人以上･･･2人、31人以上･･･3人、41人以上･･･4人 ②県教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配置 (B県) ①小中学校において日本語指導が必要な児童生徒13名につき、原則1名の配置 ②上記に加え、小学校47名以上、中学校30名以上に追加で1名配置
明確な基準は無いが、実情に応じて対応している県	6	・学校や市町村教委、教育事務所の要望を考慮して配置 ・学校訪問での情報や学校の要望を考慮して配置 ・学校や市町村教育委員会の要望と把握した実態を考慮して配置 ・国から配置された加配を、日本語指導が必要な児童生徒が多い学校から配置 ・日本語指導が必要な児童生徒数をもとに、市町村教育委員会からの要望等を考慮して配置 ・日本語指導の必要な児童生徒の人数や継続性等を考慮し配置

2.「特別の教育課程」についての取組

取組内容	県数
市町村教育委員会を通じて各学校へ文書で既に通知または予定	7
担当教員研修会等を既に実施または予定	6
教育長会等で説明会を既に実施または予定	0
加配教員の増員	1
少人数学校に対応した日本語教員の複数校兼務発令を実施または予定	0

多文化共生社会における防災のあり方

～共に助け合える地域づくりに向けて～

１．災害時における情報発信・情報伝達について
２．報道機関に対し、外国人住民も含めた情報伝達の働きかけについて
３．企業に対する防災訓練や研修等の実施の促進について
４．外国人建設就労者に対する防災に関する情報の確実な提供について
５．外国人キーパーソンの育成や防災訓練参加促進を通じた災害時の共助の仕組みの構築について

登壇者

【外国人集住都市会員都市首長】
群馬県太田市長　清水 聖義
群馬県大泉町長　村山 俊明
静岡県浜松市長　鈴木 康友
静岡県掛川市長　松井 三郎
静岡県袋井市長　原田 英之
静岡県湖西市長　三上 元

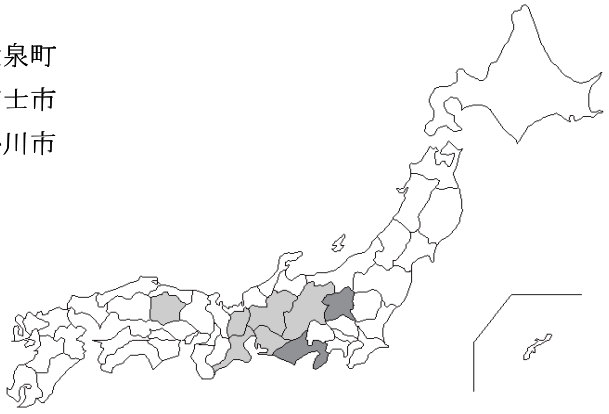
【府省庁】
総務省　自治行政局国際室長　植村 哲 氏
厚生労働省　職業安定局次長　勝田 智明 氏
法務省　入国管理局入国在留課在留管理業務室長　内田 省二 氏
内閣府　大臣官房審議官（定住外国人施策推進室長）　小野田 壮 氏
外務省　領事局長　三好 真理 氏

コーディネーター

明治大学教授　山脇 啓造 氏

群馬・静岡ブロック

群馬県	伊勢崎市	太田市	大泉町
静岡県	浜松市	湖西市	富士市
	菊川市	磐田市	掛川市
	袋井市		



多文化共生社会における防災のあり方
～共に助け合える地域づくりに向けて～

地震大国と呼ばれる日本。我々は、この 20 年ほどの間に阪神淡路大震災や新潟中越沖地震、そして東日本大震災を体験した。その経験を教訓として、津波や建物の倒壊等への対策の重要性が改めて認識され、様々な対応策が取り組まれている。また、近年、集中豪雨による土砂災害や家屋の浸水等の被害が発生し、大雨特別警報が発表されるなど、住民が避難を迫られる状況が各地で頻繁に起こっている。

災害に対する備えは日本人住民だけでなく、同じ地域で生活する外国人住民にも必要である。外国人集住都市会議加盟都市では、災害時に外国人住民が適切に行動できるよう、多言語による情報発信や防災意識の啓発等に独自に取り組んできたところであるが、迅速な情報提供や、通訳・翻訳体制の整備等が課題となっている。また、このような課題の克服に向けて、平時より地域における外国人住民を含めた顔の見える関係を築くことが重要である。

現在、国において外国人建設就労者をはじめとする外国人労働者の受け入れや、訪日外国人旅行者の拡大が検討されている。このような外国人も含めた災害時における避難や情報提供などの対応は、受け入れに伴い取り組むべき課題として認識する必要がある。

群馬・静岡ブロックでは、2012 年（平成 24 年）に南米系外国人住民の災害時における情報の入手方法等について調査し、その結果をもとに「災害時における情報提供」及び「災害時に備えた平常時における情報提供」について、国・県・経済界及び報道機関へ提言を行った。今年度は前回調査から対象を広げ、国籍を問わず外国にルーツを持つ住民に対し、災害に対する意識や、災害時に自分が担うことのできる役割等について調査を行うとともに、外国人住民を含めた地域における共助のあり方について検討した。

※外国人集住都市会議会員都市（26 都市）におけるアンケート（資料編を参照）
外国人集住都市会議は南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市で組織されているが、本調査については、ポルトガル語・英語・スペイン語・中国語・日本語の５か国語によるアンケートを実施し、日本に３か月以上在住する外国にルーツを持つ住民を対象に実施した。

現状と課題

リーマンショックや東日本大震災の影響により、外国人住民の数は減少傾向にある一方で、定住化は確実に進んでいる。

本年７月に、外国人集住都市会議参加都市 26 自治体において、外国人住民を対象にアンケート調査を行ったところ、約 1,000 人から回答を得た。

日本での滞在期間に関する設問では、「10 年以上滞在している」が 51.2%、「５年以上滞在している」を含めると 69.0%となっている。現在（調査実施時。以下同じ）の住まいについては、「民間アパートや借家」「会社が用意したアパート・社宅・寮」「公営住宅」など、賃貸での居住が 75.6%と高い割合を占める一方で、20.6%が「持ち家」と回答し、そのうち 19.7%は、「ローン返済がない」と回答している。今後の日本での滞在予定については、50．6%が「10 年くらい住みたい」「永住したい」または「帰化したい」と回答し、長く日本に住み続けたいと考えていることがわかる。

日本語能力については、簡単な会話ができる割合が高いものの、読む能力や災害時に使われる用語の認知度は低い。

日本語を話す能力は、『話せる』と『少し話せる』を合わせると 93.5%で、ほとんどの回答者が日本語で簡単な会話ができる。一方で、日本語を読む能力については、77.9%が「日本語の新聞が読める」「簡単な漢字は読める」または「ひらがな、カタカナは読める」と回答しているが、20.9%が「読めない」と回答している。

災害時や緊急時に使う用語についての認知度を調査したところ、「地震」「台風」「津波」については、80%を超えていたが、「避難」や「余震」等その他の単語の認知度は 20%から 40%程度と低く、災害時に使う日本語教育の重要性を再認識した。

一方で、台風や地震などに関する情報を得る方法については、日本語能力に関わらず 75.5%が「テレビ」と回答し、信頼できる情報の発信元については、81.8%が「日本のマスコミ」と回答し、災害時に外国人住民を含め広く情報発信を行うためには、テレビ等のマスコミを活用することが有効であると考えられる。

市町村や自治会が主催する地域の防災訓練への参加については、54.7%が「参加したことがない」と回答している。その理由は、「防災訓練の情報を知らなかった」が 47.0%、「仕事が入っており時間が合わなかった」が 33.0%、「日本語がわからなかった」が 20.3%であった。

また、仕事をしている回答者のうち、57.7%が職場で被災した場合の避難所を知らず、34.8%が「職場で防災について学べる機会がない」と回答し、職場や企業で働く外国人従業員への防災教育の必要性が伺える。

一方、現在行っている災害への備えに関する設問では、回答者の 47.7%が非常時に持ち出せる防災グッズを用意しており、外国人住民の防災に対する関心は決して低くないことがわかる。さらに、「災害があった場合、あなたは動ける状態であれば、地域の人たちのために何かしようと思いますか」という設問には、「特にしようと思わない」が 1.6%のみで、回答者のほとんどが、「通訳や翻訳」、「近所で困っている人の手伝い」など、地域の人たちのために手助けをしたいと回答していることから、災害時には、支援者としての活動が期待できることが分かる。

会員都市の取り組み

1. 情報発信

・防災訓練における、同報無線の多言語対応
・台風などによる警報発令時等の情報を多言語で配信するメールサービス
・災害時におけるスピーカー車による多言語放送
・コミュニティ FM 局と連携した多言語放送
・外国人向け防災マップ、防災ガイドブック、洪水ハザードマップの作成
・フェイスブックで多言語の避難情報掲載

2. 人材育成

・外国人ボランティアチームの育成（防災訓練への参加、各種訓練の実施、救命講習会の開催など）
・災害時も想定した、外国人応急手当講座（AED や胸骨圧迫等の心肺蘇生実習）の開催
・避難施設を巡り、防災について学ぶ防災バスツアー
・地域防災の外国人キーパーソンとして、消防団（男女）への参加呼びかけと育成支援
・外国人住民のための避難所体験講習会を実施
・災害時における共助を学ぶ外国人市民向け防災セミナーの開催

・外国人市民向け防災訓練
・外国人防災リーダー養成研修
3. 連携
・多言語支援センターの立ち上げ訓練を自治会、外国人住民と連携し実施
・災害時言語ボランティア登録制度の実施
・「被災外国人対応マニュアル」を作成し、関係機関との連携訓練を年２回実施
・県と連携して防災リーダーを養成する研修会や多言語支援センターの立ち上げ訓練を実施
・（公社）青年海外協力協会との大規模災害時の「災害時における報活動等に関する応援協定」

提　言

【国への提言】

災害時において日本人住民と外国人住民が共に助け合える地域づくりに向けて、以下の通り国に提言する。

（１）国からの災害情報の発信に関しては、複数の媒体において、外国人・高齢者・子ども等が理解できるように、多言語やわかりやすい日本語で行うなど、すべての住民に配慮したシステムを構築する。

（２）外国人住民は、日本語の能力に関わらず日本のマスコミによる情報の活用度が高いことから、テレビをはじめとする報道機関に対し、外国人住民も含めた情報伝達を働きかける。

（３）正規・非正規を問わず外国人が働いている全ての企業に対して、企業内での防災訓練や研修等の実施を促す。

（４）平成２７年４月から外国人建設就労者受入事業の実施が予定されているが、国の制度により受け入れる外国人建設就労者に対し、保険・医療等とともに地域社会で生活する上で必要となる情報として防災に関する情報を確実に提供する。

国、都道府県、市町村が共に連携して取り組むべきこと

災害時において、外国人住民が適切に避難し、さらに地域の一員として日本人住民と助け合うためには、正しい情報を得ることに加え、平常時より防災訓練への参加等、地域において顔の見える関係をつくることが必要である。

国、都道府県、市町村が共に連携して取り組むべきこととして、以下のとおり提案する。

（１）外国人キーパーソンの育成や防災訓練への参加促進を通じ、外国人住民を含めた災害時の共助の仕組みを築く。

外国人集住都市会議・外国人住民対象アンケート調査

■ 調 査 期 間　2014 年（平成２６年）６月３０日～７月２５日
■ 実 施 地 域　外国人集住都市会議会員都市（２６都市）
■ 対　象　者　日本に３か月以上滞在している外国にルーツを持つ住民
■ 調 査 方 法　無記名の自己記入式アンケート調査
■ サンプル数　調査協力者　１,０３５人

（表1）性別

回答数（人）	男性	女性	無回答
1,035	419	610	6
割合（%）	40.5	58.9	0.6

（表2）年齢

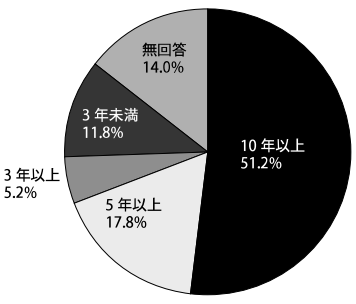
	男性（人）	女性（人）
19以下	10	20
20代	87	108
30代	107	205
40代	113	179
50代	71	74
60以上	29	22
無回答	10	
計	1,035	

（表3）国籍

項目	回答数（人）	割合（%）
ブラジル	495	47.8
ペルー	144	13.9
中国	125	12.1
フィリピン	94	9.1
日本	48	4.6
その他	125	12.1
無回答	4	0.4
合計	1,035	100

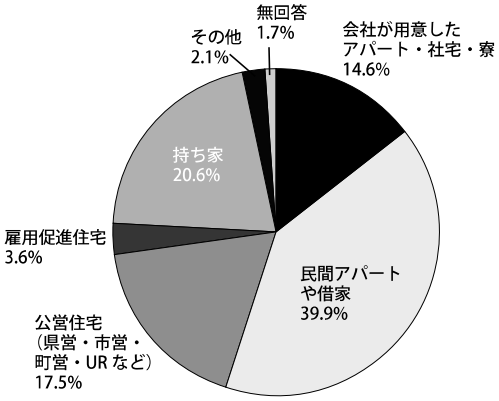
（表4）滞在年数

項目	回答数（人）	割合（%）
10年以上	530	51.2
5年以上	184	17.8
3年以上	54	5.2
3年未満	122	11.8
無回答	145	14.0
合計	1,035	100



（表5）現在の住まいについて教えてください

項目	回答数（人）	割合（%）
会社が用意したアパート・社宅・寮	151	14.6
民間アパートや借家	413	39.9
公営住宅（県営・市営・町営・URなど）	181	17.5
雇用促進住宅	37	3.6
持ち家	213	20.6
その他	22	2.1
無回答	18	1.7
合計	1,035	100

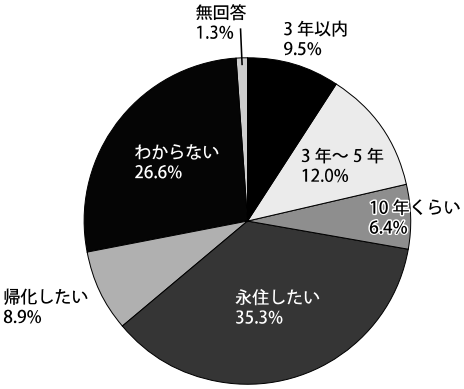


持ち家と回答した人のローン返済の有無

項目	回答数（人）	割合（%）
ローン返済有	123	57.8
ローン返済無	42	19.7
無回答	48	22.5
合計	213	100

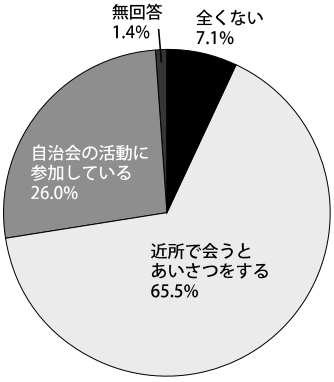
（表6）日本での滞在予定期間

項目	回答数（人）	割合（%）
3年以内	98	9.5
3年～5年	124	12.0
10年くらい	66	6.4
永住したい	365	35.3
帰化したい	92	8.9
わからない	276	26.6
無回答	14	1.3
合計	1,035	100



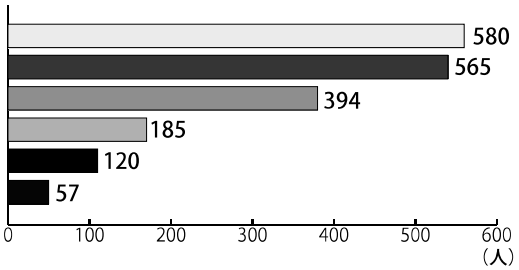
（表7）（日本人に限らず）地域の人との関わり

項目	回答数（人）	割合（%）
全くない	74	7.1
近所で会うとあいさつをする	678	65.5
自治会の活動に参加している	269	26.0
無回答	14	1.4
合計	1,035	100



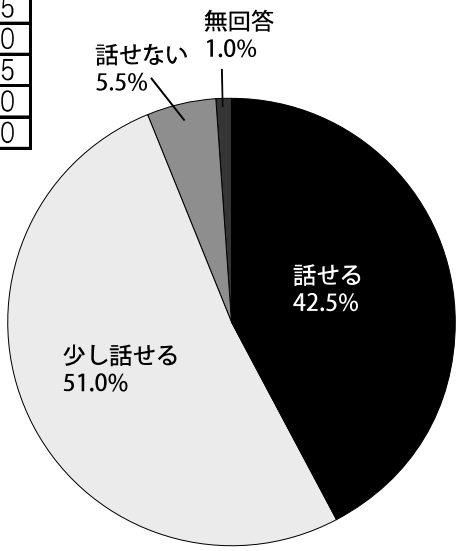
（表8）日常生活での日本人との関わり（複数回答可）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
近所で会うとあいさつする日本人がいる	580	56.0
職場に話し合える日本人がいる	565	54.6
近所に話し合える日本人がいる	394	38.1
市役所やNPOに話し合える日本人がいる	185	17.9
日常生活で日本人との関わりはほとんどない	120	11.6
その他	57	5.5



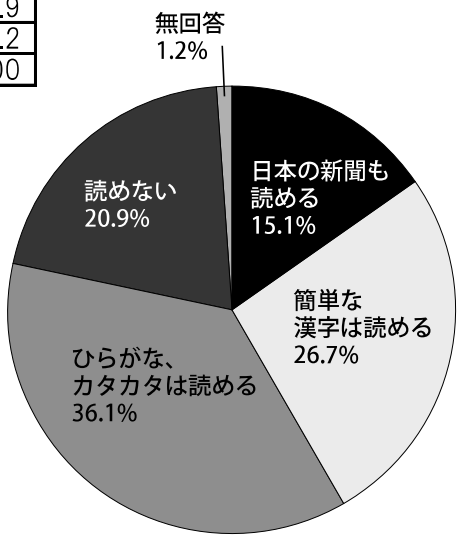
（表9）日本語を話せる能力

項目	回答数（人）	割合（%）
話せる	440	42.5
少し話せる	528	51.0
話せない	57	5.5
無回答	10	1.0
合計	1,035	100



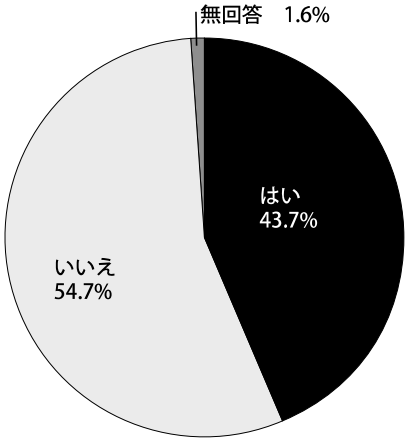
（表10）日本語の読解力

項目	回答数（人）	割合（%）
日本の新聞も読める	157	15.1
簡単な漢字は読める	276	26.7
ひらがな、カタカタは読める	374	36.1
読めない	216	20.9
無回答	12	1.2
合計	1,035	100



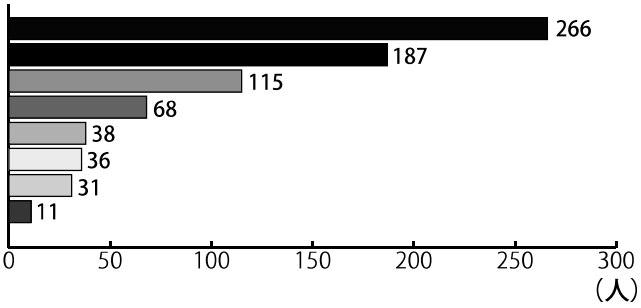
（表11）地域の防災訓練に参加したことはあるか

項目	回答数（人）	割合（%）
はい	452	43.7
いいえ	566	54.7
無回答	17	1.6
合計	1,035	100



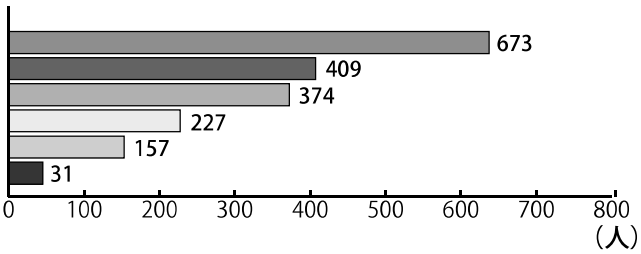
（表12）防災訓練に参加していない理由（複数回答可）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
防災訓練の情報を知らなかったから	266	47.0
仕事がはいっており、時間が合わなかった	187	33.0
日本語が分からないから	115	20.3
どんなことをするのかわからず、不安だったから	38	6.7
個人的な予定を優先したいから	36	6.4
一緒に参加する人がおらず、不安だったから	31	5.5
必要ないと思ったから	11	1.9
その他	68	12.0



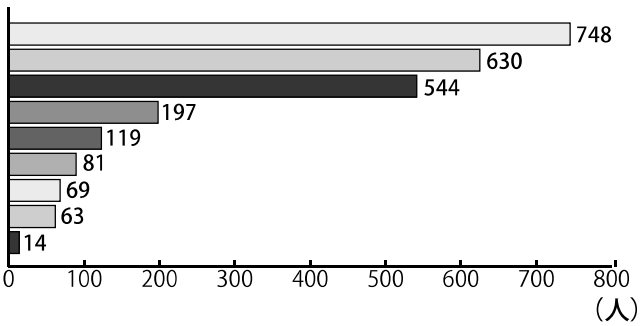
（表13）災害が起きたとき心配なこと（複数回答可）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
家族の安否確認	673	65.0
情報の入手方法	409	39.5
住居の耐震性	374	36.1
日本語が分からないこと	227	21.9
何をして良いかわからない	157	15.2
その他	31	3.0



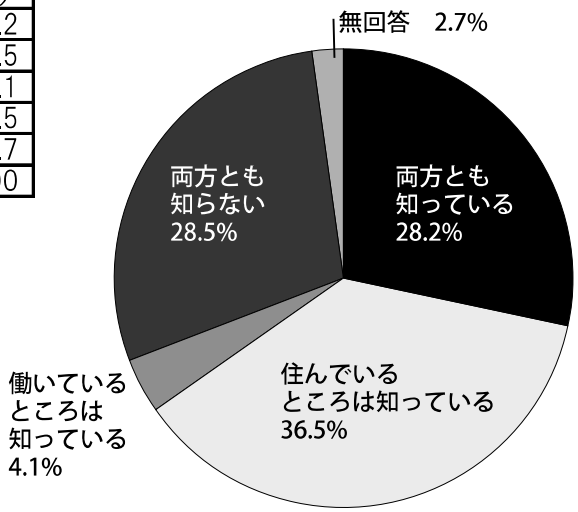
（表14）災害が起きたときの行動（3つ以内）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
地域の避難所へ行く	748	72.3
家族・友人・知人へ連絡する	630	60.9
テレビ・ラジオ・スマートフォン等で情報を入手する。	544	52.6
近所の公園へ行く	197	19.0
食料を買いに行く	119	11.5
市役所（町役場）へ行く	81	7.8
総領事館・大使館へ行く又は連絡する	69	6.7
教会へ行く	63	6.1
その他	14	1.4



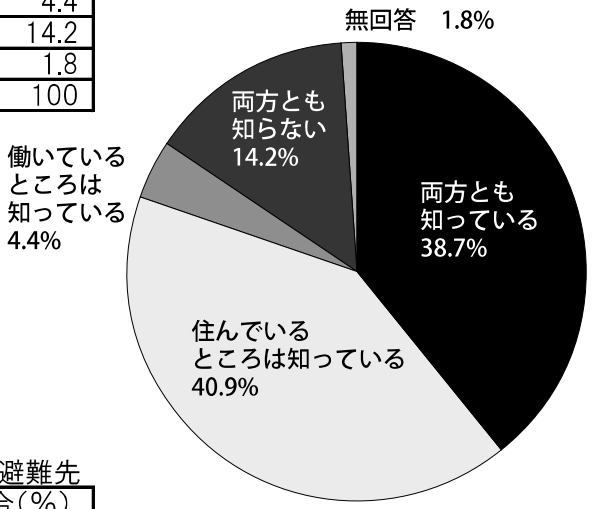
（表15）住んでいるところと働いているところで災害が起こったときの避難先

項目	回答数（人）	割合（%）
両方とも知っている	292	28.2
住んでいるところは知っている	378	36.5
働いているところは知っている	42	4.1
両方とも知らない	295	28.5
無回答	28	2.7
合計	1,035	100



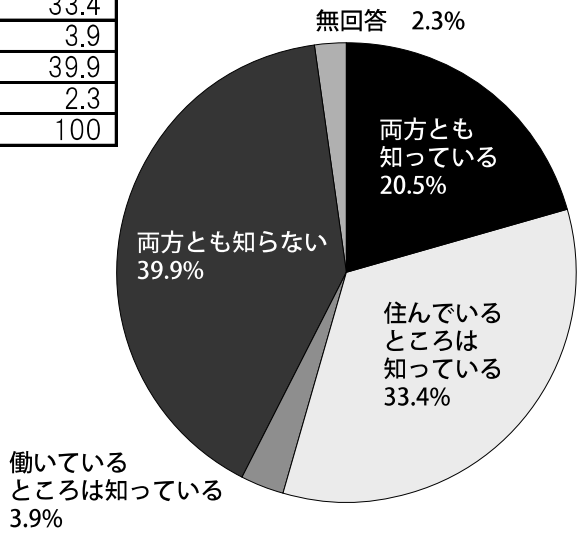
（防災訓練に参加したことがあると答えた人）
住んでいるところと働いているところで災害が起こったときの避難先

項目	回答数（人）	割合（%）
両方とも知っている	175	38.7
住んでいるところは知っている	185	40.9
働いているところは知っている	20	4.4
両方とも知らない	64	14.2
無回答	8	1.8
合計	452	100



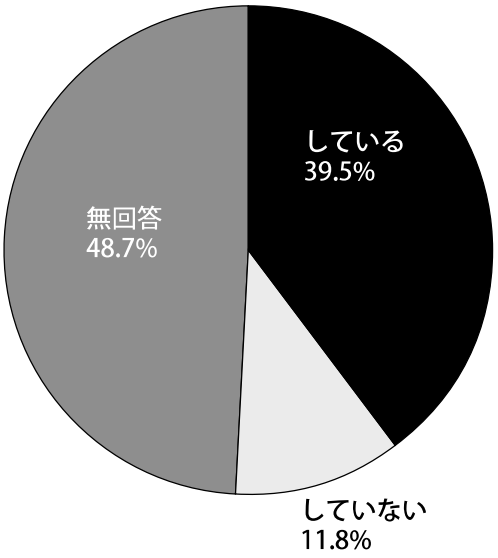
（防災訓練へ参加したことがないと答えた人）
住んでいるところと働いているところで災害が起こったときの避難先

項目	回答数（人）	割合（%）
両方とも知っている	116	20.5
住んでいるところは知っている	189	33.4
働いているところは知っている	22	3.9
両方とも知らない	226	39.9
無回答	13	2.3
合計	566	100



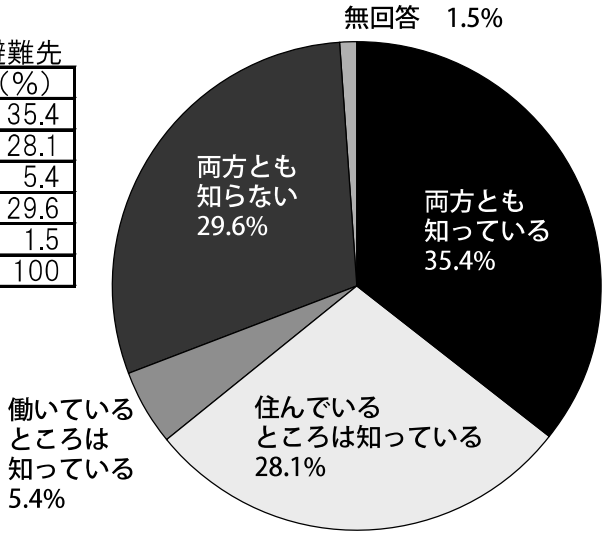
（表16）仕事をしている

項目	回答数（人）	割合（%）
している	409	39.5
していない	122	11.8
無回答	504	48.7
合計	1,035	100



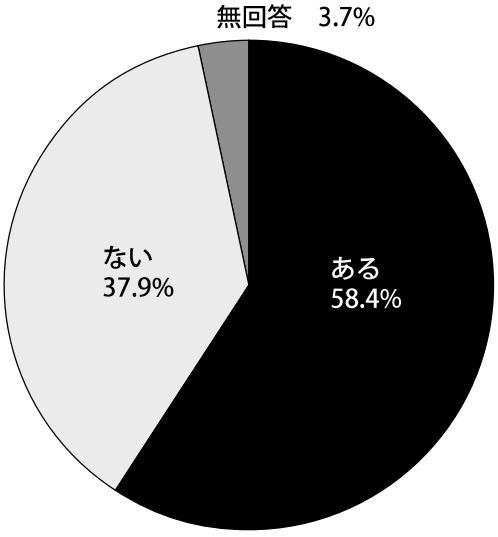
（仕事をしている人）
住んでいるところと働いているところで災害が起こったときの避難先

項目	回答数（人）	割合（%）
両方とも知っている	145	35.4
住んでいるところは知っている	115	28.1
働いているところは知っている	22	5.4
両方とも知らない	121	29.6
無回答	6	1.5
合計	409	100



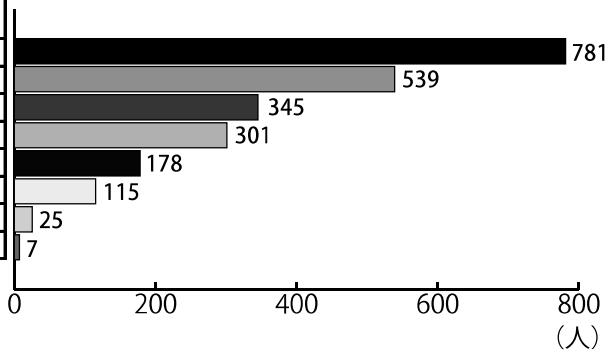
（仕事をしている人）
勤務先での防災について学べる機会

項目	回答数（人）	割合（%）
ある	239	58.4
ない	155	37.9
無回答	15	3.7
合計	409	100



（表17-1）台風や地震などに関する情報の入手先（3つ以内選択）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
テレビ	781	75.5
インターネットのホームページ	539	52.1
友人や知人など	345	33.3
ツイッターやフェイスブック	301	29.1
自治体の広報車や同報無線のアナウンス放送	178	17.2
ラジオ	115	11.1
その他	25	2.4
どこからも得ていない	7	0.7

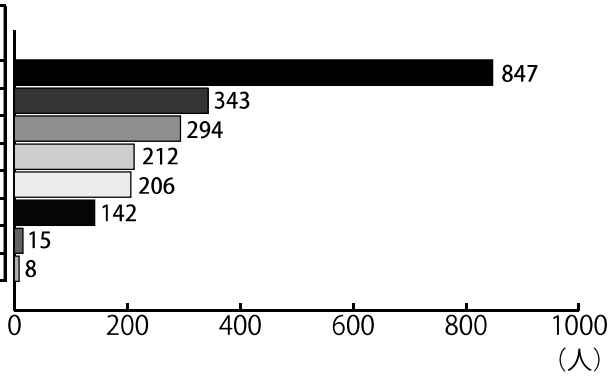


（表17-2）日本語を話せる能力と情報入手先の関係

項目	回答数（人）	1 話せる	2 少し話せる	3 話せない
テレビ	778	382	370	26
インターネットのホームページ	537	233	274	30
友人や知人など	343	121	196	26
ツイッターやフェイスブック	301	91	185	25
自治体の広報車や同報無線のアナウンス放送	178	112	65	1
ラジオ	114	72	40	2
その他	24	12	11	1
どこからも得ていない	7	2	4	1

（表18-1）信頼できる情報発信先（3つ以内選択）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
日本のマスコミ	847	81.8
自分の住んでいる自治体	343	33.1
日本政府	294	28.4
友人や知人	212	20.5
母国のマスコミ	206	19.9
在日大使館や領事館	142	13.7
それ以外の自治体	8	0.8
その他	15	1.4

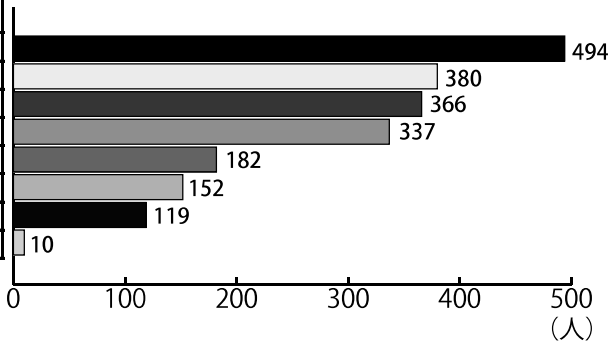


（表18-2）日本語を話せる能力と信頼できる情報入手先の関係

項目	回答数（人）	1 話せる	2 少し話せる	3 話せない
日本のマスコミ	844	389	419	36
自分の住んでいる自治体	340	186	147	7
日本政府	293	138	141	14
友人や知人	212	70	118	24
母国のマスコミ	205	74	121	10
在日大使館や領事館	142	47	80	15
それ以外の自治体	7	4	3	0
その他	15	7	7	1

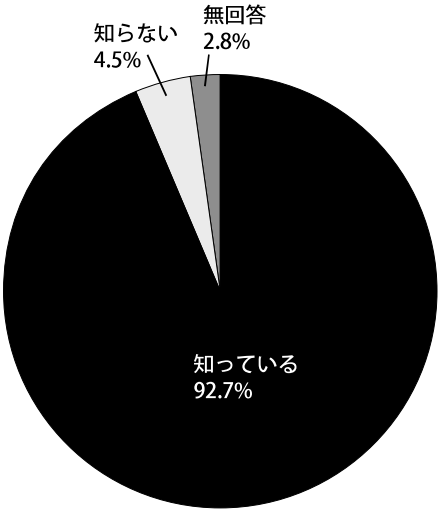
（表19）実施している防災対策（複数回答可）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
非常時に持ち出せる防災グッズを用意している	494	47.7
緊急時の避難場所を決めている	380	36.7
携帯電話やスマートフォンから緊急地震速報が流れるようにセットしている。	366	35.4
家族や友人と、緊急時の連絡のとり方や行動を話し合っている。	337	32.6
していない	182	17.6
倒れる恐れのある家具などを固定している	152	14.7
救命講習などに参加し救急対応を学んでいる	119	11.5
その他	10	1.0



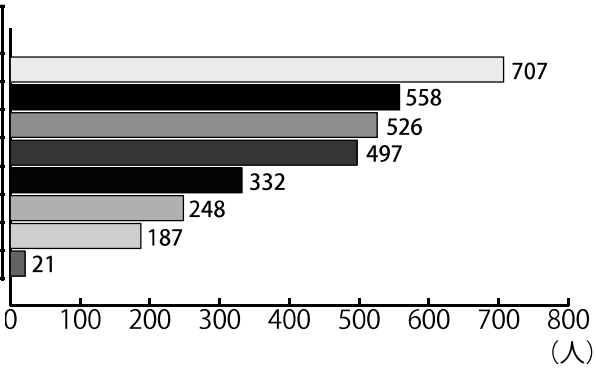
（表20）東日本大震災の発生

項目	回答数（人）	割合（%）
知っている	959	92.7
知らない	47	4.5
無回答	29	2.8
合計	1,035	100



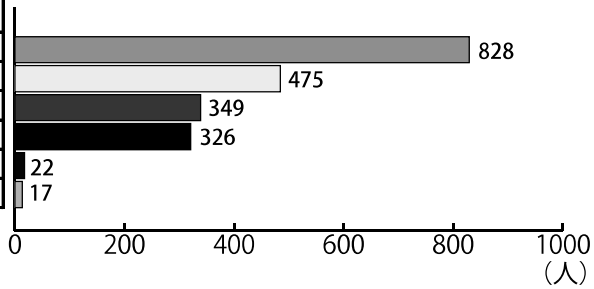
（表21）（（表20）で「知っている」と回答した人）
被災地で起こった不便について（複数回答可）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
食料・水・ガソリンなど生活用品の不足	707	73.7
携帯電話がつながらなかった	558	58.2
道路の通行止めや渋滞	526	54.8
避難所での集団生活	497	51.8
計画停電	332	34.6
日本語での情報提供のため理解できない	248	25.9
国内の情報と母国からの情報が違うため、混乱が生じた	187	19.5
その他	21	2.2



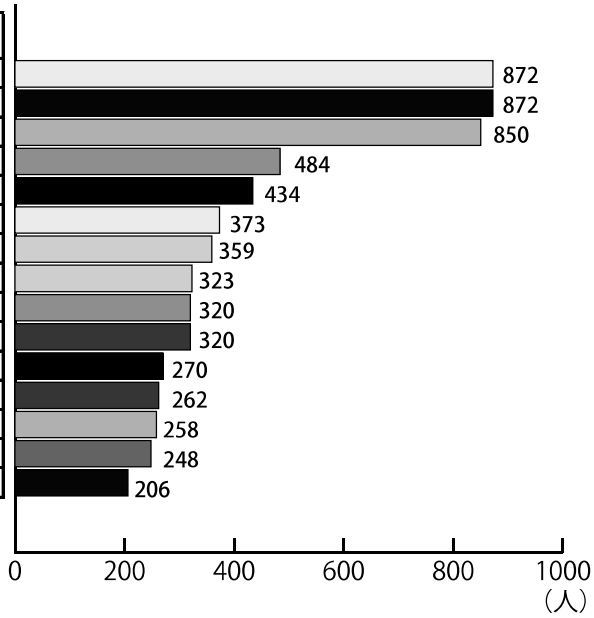
（表22）災害があったとき、地域の人のため行う行動 （複数回答可）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
近所で困っている人の手伝い	828	80.0
避難所の運営の手伝い	475	45.9
がれきの撤去	349	33.7
通訳や翻訳の手伝い	326	31.5
特にしようと思わない	17	1.6
その他	22	2.1



（表23）災害時や緊急時で知っている日本語（複数回答可）

項目	回答数（人）	回答者数に対する割合（%）
地震	872	84.3
台風	872	84.3
津波	850	82.1
震度	484	46.8
避難	434	41.9
停電	359	34.7
竜巻	373	36.0
緊急地震速報	323	31.2
警報	320	30.9
注意報	320	30.9
余震	270	26.1
非常食	262	25.3
断水	258	24.9
高台	248	24.0
豪雨	206	19.9



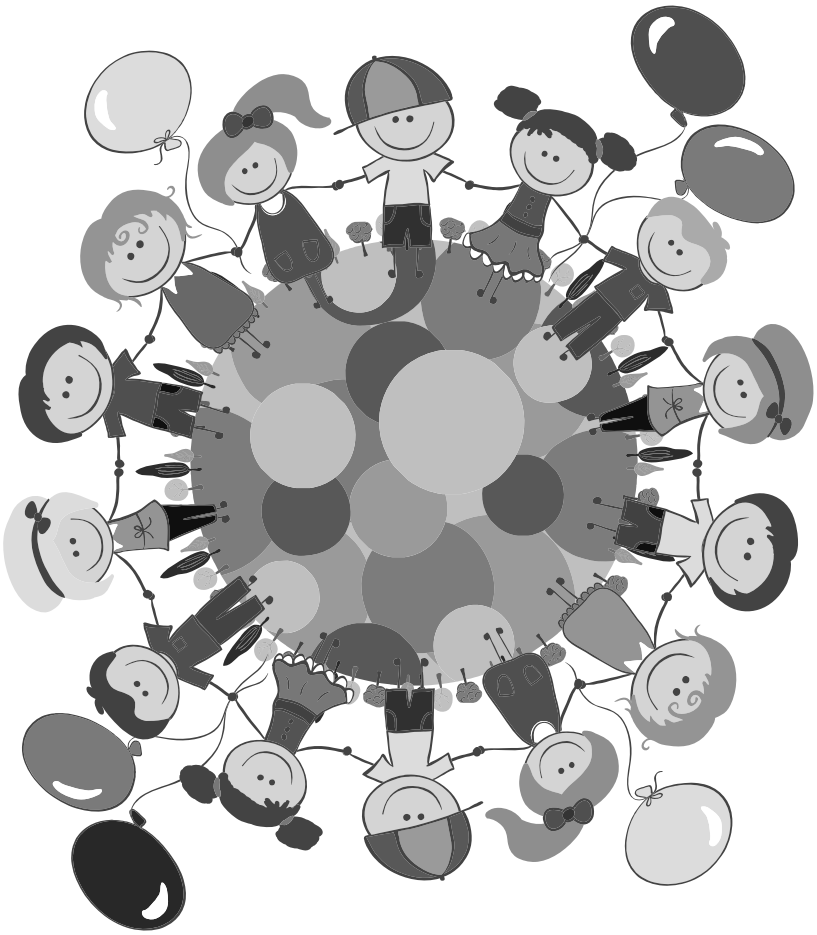
府省庁資料

外国人集住都市会議　東京2014

～すべての人が互いに尊重し、共に支え合う地域社会をめざして～

TOKYO 2014

府省庁資料



主催／外国人集住都市会議

【群馬県】伊勢崎市・太田市・大泉町
【長野県】上田市・飯田市
【岐阜県】大垣市・美濃加茂市
【静岡県】浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市
【愛知県】豊橋市・豊田市・小牧市
【三重県】津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市
【滋賀県】長浜市・甲賀市・愛荘町
【岡山県】総社市

後援／多文化共生推進協議会

（群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県
名古屋市が多文化共生社会づくりを推進するために
設置した協議会です。）

一般財団法人自治体国際化協会

内閣府資料

外国人集住都市会議　東京2014

「日系定住外国人施策の推進について」

内閣府定住外国人施策推進室

平成26年11月10日（月）

日系定住外国人施策の推進について

平成26年3月　日系定住外国人施策推進会議

日系定住外国人について

○ブラジルやペルーなどの日系人の子孫（2世、3世）は、「定住者」の在留資格等で、日本に在留が認められている。
○昭和63年以降急増、平成20年秋以降の経済危機により、日本語能力の問題などから、再就職が困難となり生活困難に陥る者が増加　　※ ブラジル国籍者数　H20末　約31.3万人　→H25.6　約18.6万人

基本指針、行動計画のとりまとめ（平成22、23年）

平成22年8月　「日系定住外国人施策に関する基本指針」
平成23年3月　「日系定住外国人施策に関する行動計画」
～行動計画は平成25年度まで～
→平成26年3月末までに見直しが必要

基本指針、行動計画の概要

○基本指針において、施策の基本的な考え方とともに、①日本語教育、②子どもの教育、③雇用、④社会の中で困ったときのために、⑤お互いの文化の尊重、の5分野について施策の方向性を示す
○行動計画において、5分野について、計57施策を提示

「日系定住外国人施策の推進について」の概要 【26年度から3年度間】 ←基本指針と行動計画を一本化

1　日系定住外国人に関する情勢の変化

○ブラジル人を中心に減少傾向にある一方、永住者資格を有する者の割合は上昇
○東日本大震災後、災害発生時には、日系定住外国人も含め、地域住民自らが行う対応が重要であるとの認識が広まる

2　日系定住外国人に関する課題

○日本語能力の不十分さや子供の教育等の従来の課題に加え、永住化傾向の高まりを背景に　①求められる日本語能力の多様化、②高齢者の増加、③災害発生時等についての対応が新たな課題

3　施策の基本的な考え方

○日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け止め、社会から排除されないようにする
○永住化傾向が高まる中で、日系定住外国人を、単なる支援が必要な者から、地域社会を構成する一員として捉えることとし、特に災害発生時など、日系定住外国人が支援に回れるようなあり方も考える必要がある

4　分野ごとの具体的施策　計59施策　（青は、今回の計画改訂で新規に盛り込まれた事項）

①　日本語で生活できるために
・自治体等による「生活者としての外国人」に対する日本語教育等を支援
・日本語教育教材等の情報を検索し、利用できるシステムの運用

②　子供を大切に育てていくために
・外国人児童生徒に対する「特別の教育課程」による日本語指導の実施
・日本語指導を行う教員についての加配定数措置の引き続きの実施

③　安定して働くために
・日本語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ能力の向上等を行う「日系人就労準備研修」の実施
・ハローワークにおける通訳の設置等、多言語での就職相談の実施

④　安全・安心に暮らしていくために
・平時及び災害時における必要な情報提供の実施や、災害時等に備え、多くの日系定住外国人が理解可能な「やさしい日本語」の活用の推進
・医療通訳等が配置されたモデル拠点（病院）の整備

⑤　地域社会の一員となるために
・自治会などを活用した取組や、日系定住外国人のリーダー育成等を支援
・地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、自治体と共同した定期的な日系定住外国人に関する調査の実施

⑥　お互いの文化を尊重するために
・地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

日系定住外国人施策の推進について

平成２６年３月３１日
日系定住外国人施策推進会議

１．はじめに

日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認められ、我が国に在留する、ブラジル人、ペルー人を中心とする日系人及びその家族（以下、これらの人々を「日系定住外国人」という。[1]）については、当時の経済情勢などもあり、昭和６３年以降、入国が急増し、一定の地域において多数居住することとなった。[2]この間、平成２年には、「出入国管理及び難民認定法」が改正施行され、これらの人々は現在、同法に定める「定住者」等の身分又は地位に基づく在留資格で在留しており、活動に基づく在留資格により入国した者と異なり活動内容に制限はなく、自由に就労できる。

日系定住外国人は、多くが主として派遣・請負等の雇用形態で、製造業などに就業しながら、地域経済を支え、活力をもたらす存在として、我が国の経済社会に貢献してきたところである。しかしながら、平成２０年秋以降の世界的な経済危機により離職を余儀なくされ、日本語能力が不十分であることなどから再就職が難しく、生活困難な状況に置かれる者が増加した。これに伴い、経済的困窮からブラジル人学校等に通えなくなった不就学の日系定住外国人の子供が増加するといった現象もみられた。

こうした状況を受け、政府は平成２１年１月に「定住外国人支援に関する当面の対策」、同年４月に「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめた。その後、２２年８月に「日系定住外国人施策に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」、２３年３月に「日系定住外国人施策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、各種の施策を推進してきたところである。

日系定住外国人については、日系ブラジル人を中心に、減少傾向にあるものの、我が国に在留するブラジル人及びペルー人のうち永住者として在留する者の割合は増加傾向にあり、永住化の志向がより高まっているといえる。こうした中、日系定住外国人が集住する地域においては、彼らを単なる支援が必要な者から、地域の一員として捉えようとする動きが多く見られるようになってきている。

今般、行動計画を見直すに当たり、基本指針に記載されている内容も、日系定住外国人に関する状況の変化や課題を踏まえる必要があることから、基本指針、行動計画の双方を一本化した「日系定住外国人施策の推進について」とすることとする。なお、このとりまとめは、平成２６年４月から開始し、必要に応じ、開始後３年を目途に見直すこととする。

２．日系定住外国人施策に関する行動計画の進捗状況と課題

（１）行動計画に掲げられた主な施策の成果

行動計画に掲げられた施策の実施により、次のような取組の進展がみられた。

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の５点セットを完成させるとともに、その内容を分かりやすく解説したハンドブックを作成し、日本語教育機関・団体に周知・広報を行い、活用の促進を図った。
- 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「ＮＥＷＳ」（日本語教育コンテンツ共有システム）の構築を行った。
- 学校における外国人児童生徒への教育の充実を図るため、外国人児童生徒教育に関わる体系的・総合的なガイドラインである「外国人児童生徒受入れの手引き」、日本語能力を把握するための評価マニュアルである「ＪＳＬ対話型アセスメントＤＬＡ」、教員研修のための「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の開発・配付や、情報検索サイト「かすたねっと」の開設等を行った。
- 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導について、学校における教育課程として位置付けられるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成２６年度より、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を可能とした。
- 外国人学校の経営の安定及び外国人の子供の適切な就学等を図る観点から、平成２４年に外国人学校の各種学校・準学校法人化の実態と課題等に関する調査研究を行い、各都道府県に対し、その結果を周知するとともに、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて検討を依頼する

1　国籍はブラジル、ペルーの国籍を有する者に限られず、日系人であることにより、「定住者」等の身分又は地位による在留資格で在留する外国人をいう。

2　日系定住外国人の在留者自体を示す統計はないが、ブラジル及びペルーの国籍を有する者の外国人登録者数の顕著な上昇は昭和６３年から始まっている。

通知を発出した（平成２４年３月、平成２５年１１月）。
・　ハローワークにおける通訳の配置を行うほか、「日系人就労準備研修」を、これまで約２万人が受講し、就労に必要な日本語や労働法令などの知識・ノウハウの習得を図った。
・　「定住外国人施策ポータルサイト」において、日本語に加え、英語、ポルトガル語、スペイン語においても、日系定住外国人施策に関する情報の一元化を行った。

また、行動計画に掲げられた施策により、次のような成果が挙がっている。
・　不就学や自宅待機となっている定住外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図り、公立学校等への円滑な就学を支援する「定住外国人の子供の就学支援事業」（虹の架け橋教室）の実施を通じて、平成２４年度までに約２、６００人が公立学校やブラジル人学校等への就学を果たした。
・　平成２５年１月に実施した「日系定住外国人に関する特別世論調査」では、日系定住外国人を地域社会で受け入れることについて、「受け入れたい」又は「どちらかといえば受け入れたい」と回答した割合が８０．９％となるなど、日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての理解の進展がみられた。

（２）日系定住外国人に関する情勢の変化

前行動計画の計画期間である平成２３年度からの３年度間で、日系定住外国人に関する情勢の変化として、次のような点が挙げられる。
・　ブラジル国籍者数が、ピーク時の平成１９年と比較し、２５年６月ではおよそ６割となるなど、ブラジル人を中心に日系定住外国人の減少傾向が進む一方で、永住者として在留する者の割合が高くなるなど、出稼ぎのための短期的な在留から、長期間定住する傾向が強まっている。
・　平成２３年３月に発生した東日本大震災の発生後、災害発生時には、行政でも即座に対応できない場合があることが認識された結果、防災・減災への取組の必要性がより身近に感じられるようになり[3]、日系定住外国人を含め、地域住民自らが行う対応が重要であるとの認識が広まっている。

[3] 平成２５年１２月に内閣府が実施した「防災に関する世論調査」によれば、「災害についての家族や身近な人との話し合い」を行った人の割合が、平成１４年と比較して、３４.９％から６２.８％に上昇し、「家族や身近な人と話し合った内容」のうち、「避難の方法、時期、場所について」「家族や親族との連絡手段について」「食料・飲料水について」話し合った人の割合が、平成１４年と比較し、大幅に増加している。

（３）日系定住外国人施策に関する課題

前基本指針において指摘された日本語能力、子供の教育等の課題については、次のような課題が指摘されている。
・　日系定住外国人の中には、簡単な日本語しか話すことができない者や、読み書きが困難な者が多く、日本語能力が不十分な者が多いといった状況は継続している。また、不安定な雇用状況や経済的事情により、移動が頻繁で地域社会に生活基盤を築きにくく、日本語学習を継続することが困難な場合がある。
・　不就学の子供への対応については、定住外国人の子供の就学支援事業等により、一定の成果が挙がっているものの、引き続き課題となっている。

また、上記に加えて、日系定住外国人に関する情勢の変化に応じ、次のような新たな課題が指摘されている。
・　永住化の傾向が高まるにつれ、学校で学んだり、就労する際に必要となる日本語能力がより求められるようになっている。
・　次第に日系定住外国人の中にも高齢者が増加しており、今後は、増加傾向にある高齢者をいかに支えていくかが、新たな課題となり得る。
・　災害の発生時など、行政等も、多言語化が即座にできない場合における対応や、日系定住外国人自身が支援に回れるようなあり方を考える必要がある。

３．日系定住外国人施策に関する基本指針

（１）日系定住外国人が置かれている状況

日系定住外国人が現在置かれている状況については、次のようなことがみられる。
・　平成２０年末における外国人登録者数について、ブラジル人は３１万２，５８２人、ペルー人は５万９，７２３人となっていたところ、同年以降減少傾向にあり、２５年６月末時点の在留外国人は、ブラジル人では、１８万５，６４４人（２０年末時の５９．４％）、ペルー人が４万８，９７９人（２０年末時の８２．０％）となっている。これは、平成２０年秋以降の経済危機後の厳しい経済状況やブラジル等における経済成長もあり、日本での生活を断念した者が相当数帰国したものと推測される。一方で、ブラジル人のうち永住者として在留している者の割合が、２０年末では３５％であったが、２５年６月末では６１％となるなど、国内のブラジル人の半数以上が、永住者として在留するようになっている。

・　日本語能力が十分でない日系定住外国人ほど、不安定な雇用形態での就労となる傾向がある。
・　永住許可を受ける日系定住外国人が増えるにつれ、高等学校を含め、公立学校に就学する子供も多数いるが、日本語能力が十分でなく、学校での学習に支障が生じる状況は依然としてみられる。
・　東日本大震災以後、日系定住外国人の中にも防災意識が高まりつつあるものの、防災訓練等に参画している事例が少ないなど、災害に対する理解は、まだ十分に進んでいないという状況がみられる。

（２）日系定住外国人施策の基本的な考え方

国としては、教育、雇用などの面で各種の対策を講じてきたところであるが、日系定住外国人が置かれた状況を踏まえると、日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れていくための方策を、引き続き、実施していく必要がある。

また、日系定住外国人の多くが日本に定住をしていくことを考えれば、日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を、国の責任として、今後とも講じていくことが求められている。

このため、前基本指針において「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。

また、日本社会の一員として受入れを進めるに当たっては、国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、日本社会の構成員として共に生きていくという視点が大切である。

このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。

この場合、ＮＰＯなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。

なお、日本に居住する他の外国人も、同様の課題を抱えている場合があると考えられ、日系定住外国人に対して講ずる施策については、可能な限りこれらの他の外国人に対しても施策の対象とすることが望ましい。

さらに、新しい視点として、永住者として在留する者が増加傾向にある中、日系定住外国人を、単なる支援が必要な者ではなく、地域社会を構成する一員として捉えることも大切である。特に災害発生時など、日系定住外国人が支援に回れるようなあり方を考える必要がある。

日系定住外国人が置かれている状況や、こうした施策の基本的な考え方を踏まえると、次の６つの分野について、対応を考えていくことが必要である。

①　日本語で生活できるために
②　子供を大切に育てていくために
③　安定して働くために
④　安全・安心に暮らしていくために
⑤　地域社会の一員となるために
⑥　お互いの文化を尊重するために

（３）日系定住外国人施策の具体的な方向性

①　日本語で生活できるために

・　日系定住外国人にとって、日本語能力が不十分であることにより、日本での生活のあらゆる場面で支障が生じ、永住化の傾向が強まる中、日本語教育の必要性は、ますます強まっていくものと考えられるため、日本での生活に必要な日本語を習得する体制を、引き続き整備する必要がある。
・　また、今後は、学校での学習や就業の基礎となる日本語等、日系定住外国人が求めるレベルや内容が多様化することが想定されるため、こうしたニーズに対応した日本語教育の機会の提供も求められるものと考えられる。

②　子供を大切に育てていくために

・　子供の就学機会を保障し、日本で生活していくために必要となる日本語や知識・技能を習得させることが必要である。
・　特に、日本の公立学校に就学する日系定住外国人の子供が多数いることから、引き続き、日本語能力が十分でない児童生徒への配慮など、公立学校における受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築が強く求められている。

③　安定して働くために

・　安定して働くためには、就労に際して求められるレベルの日本語習得や職業能力の向上が重要である。
・　また、日本語能力が不十分である者に対しては、多言語での就職相談や、彼らの日本語能力に配慮した職業訓練を行う必要がある。

④　安全・安心に暮らしていくために

・　東日本大震災を経て、日系定住外国人を含め、外国人に対する防災対策の重要性が強く指摘されているが、対策を考えるに当たっては、日系定住外国人は、日本語能力や防災知識の不十分さなど、日本人とは異なる課題を抱えていることに留意する必要がある。

　一方で、日系定住外国人を単に支援が必要な者という捉え方から、普段の災害への備えなどは、日系定住外国人を同じ地域社会の一員として考えることも重要な視点として捉えるべきである。

・　また、高齢者が次第に増加している現状を踏まえ、医療、年金、母子保健といった社会保障がしっかりと受けられるよう、制度の理解を含め情報提供を行うことが必要である。

⑤　地域社会の一員となるために

・　日系定住外国人が地域の一員となるためには、日系定住外国人の中にも、地域や行政と日系定住外国人たちをつなぐリーダーとなり得る人材が育成されることが有効であると考えられる。

・　さらに、地域社会の一員となるにあたって課題と考えられる事項については、自治体とも連携しながら、施策の立案に資するための調査を行うことも必要と考えられる。

⑥　お互いの文化を尊重するために

・　地域によって、日系定住外国人が住んでいる状況は異なるが、いずれにおいても、国籍などが異なる人たちであっても、お互いの文化を尊重しながら、共に生きていくことが重要であり、施策の推進に当たってはこの点に留意する。

・　日系定住外国人は、日本とブラジル等の出身国との懸け橋になり得る人材であり、日系定住外国人との関わりは、日本人にとっても、グローバル化に対応できる人材の育成を図る上で、有益な経験となるものである。

４．分野ごとの具体的施策

（１）日本語で生活できるために必要な施策

①　日本語教育の総合的な推進体制の整備等

ア　日本語教育関係機関・団体及び関係省庁が参集した日本語教育推進会議を開催し、引き続き日本語教育全般に係る情報交換を行う。（文部科学省）

イ　我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、日本語教育の実施、人材養成、教材作成、体制整備及びコーディネーターに対する研修を行う。（文部科学省）

ウ　日本語教育に関する体制整備を行うため、自治体等の担当者を対象とした研修や意見交換を実施する。（文部科学省）

エ　政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「ＮＥＷＳ」（日本語教育コンテンツ共有システム）を運用するとともにコンテンツの充実を図る。（文部科学省）

オ　「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の５点セットについて、日本語教育機関・団体に対して周知・広報し、活用の促進を図るとともに、必要な改善について検討する。（文部科学省）

カ　文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進に必要な事項について検討を行う。（文部科学省）

②　各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

ア　日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）

イ　平成２１年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を、外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。（外務省）

ウ　①や②イの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。（内閣府、各省庁）

（２）子供を大切に育てていくために必要な施策

①　子供の教育に対する支援

ア　外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支

援体制の構築を図るため、各自治体による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組に対して支援を行う「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）を実施する。（文部科学省）

イ　外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての加配定数を引き続き措置するとともに、その配置の改善について検討を行う。（文部科学省）

ウ　日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の円滑な導入・実施を図るため、状況調査や実践事例の把握、情報提供に努める。（文部科学省）

エ　外国人児童生徒等の教育に関わる教員や管理職及び指導主事等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を引き続き実施する。（文部科学省）

オ　高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。（文部科学省）

カ　外国人の子供等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子による受験を可能とし、日本語能力試験Ｎ２以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を引き続き講じる。（文部科学省）

キ　日系定住外国人の子供が教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。（法務省、文部科学省）

ク　定住外国人の子供の公立学校等への円滑な就学を支援するため、「定住外国人の子供の就学支援事業」（虹の架け橋教室）について、平成２６年度も引き続き実施する。また、教育委員会や自治体と連携した地域の体制整備や、子供の国籍の多様化、外国人集住地域以外の地域における対応等の課題への適切な対応を図る観点から、本事業の最終年度に当たり、平成２７年度以降の支援の在り方について検討を行う。（文部科学省）

②　ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等

ア　平成２１年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」（日本語版とポルトガル語版）の周知を引き続き図るとともに、外国人学校の各種学校設置認可等を促進するため、都道府県に対し、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて引き続き促す。（文部科学省）

イ　日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等が開催される機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子供への支援（教科書の無料送付等）をブラジル政府に要請する。（外務省、文部科学省）

（３）安定して働くために必要な施策

①　仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等

ア　外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を、引き続き実施する。（厚生労働省）

イ　日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。（厚生労働省）

②　多言語での就職相談

ア　日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を、引き続き実施する。（厚生労働省）

③　事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等

ア　雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。（厚生労働省）

イ　日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界との意見交換や適切な指導を実施する。（経済産業省）

ウ　企業や経済団体などが日系定住外国人支援に果たすことのできる役割について、先進事例を紹介するなど、関係省庁における実務者等の会合を

通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

④　就労の適正化のための取組

ア　雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。（再掲）（厚生労働省）

（４）安全・安心に暮らしていくために必要な施策

①　防災・減災のための対策

ア　消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発ホームページ等各種広報媒体により引き続き周知を行う。（総務省）

イ　地方自治体に対し、災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言及び対策事例についての情報提供を引き続き行う。（総務省）

ウ　大規模災害発生時に、外国人が必要とする情報提供を行うことができるよう、引き続き、災害時情報共有用の Facebook の充実を図る。（外務省）

エ　自治体等に対して、「やさしい日本語」を活用した災害発生時の情報提供方法について習得するためのコンテンツの整備等を行う。（内閣府）

オ　自治体に対し、地域防災計画において位置付けるなど、「やさしい日本語」の積極的な活用を推奨する。（内閣府）

カ　災害関連制度・施策の多言語化を積極的に図る。（内閣府）

キ　過去の災害等における外国人対応について、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により共有を図る。（内閣府）

ク　日系定住外国人が支援側として参画する防災訓練の取組など、先進事例の紹介を通して、日系定住外国人も災害時に支援に回ることの重要性の周知を図る。（内閣府）

②　防犯対策

ア　各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。（警察庁）

イ　日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子供の保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。（警察庁）

③　交通安全対策

ア　各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。（警察庁）

④　公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援

ア　公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。（国土交通省）

イ　離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。（国土交通省）

ウ　外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。（国土交通省）

エ　地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。（国土交通省）

⑤　社会保険、国民健康保険の加入促進等

ア　外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。（厚生労働省）

⑥　外国人患者受入環境の整備

ア　国内医療機関において、外国人患者を受け入れる上で支障となる問題として、外国人患者と医療機関スタッフとの間の言語に関連するコミュニケーションの難しさがある。この問題に対応し、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点

（病院）の整備を図る。（厚生労働省）

⑦　外国人住民に係る住民基本台帳制度の円滑な運用

ア　平成２４年７月に施行された外国人住民に係る住民基本台帳制度について、引き続き自治体と協力しながら円滑に運用するとともに、社会保障・税番号制度の着実な施行に努める。（総務省）

（５）地域社会の一員となるために必要な施策

①　相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やＮＰＯの育成の促進等

ア　自治体と協力しながら、地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、日系定住外国人の今後の居住意向を確認するための調査等、定期的に日系定住外国人に関する調査を行う。（内閣府）

イ　移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。（外務省）

ウ　日系定住外国人におけるリーダーの育成を支援するため、自治体やＮＰＯ等に対し先進事例の紹介等を、積極的に行う（内閣府、各省庁）

エ　「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やＮＰＯ、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、ＮＰＯ、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備する。（内閣府、各省庁）

オ　自治会などを活用した、地域の日系定住外国人全体を地域社会の一員とするための取組の周知を、積極的に図る。（内閣府、各省庁）

カ　法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談できる体制を引き続き整備する。（一部再掲）（法務省、厚生労働省、各省庁）

②　情報の多言語化[4]等

ア　内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているＮＰＯ等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うＮＰＯ等の活動に資する情報についても充実を図る。（内閣府）

イ　日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）

ウ　国民年金制度の勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勧奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（厚生労働省）

エ　妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（厚生労働省）

オ　各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。（警察庁）

カ　平成２１年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。（再掲）（外務省）

キ　日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（再掲）（文部科学省）

ク　国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、一部の様式についてポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。（国税庁）

ケ　中長期的に、あらゆる行政文書を翻訳することができるやさしい日本語の開発の可否について検討を行う。（内閣府）

（６）お互いの文化を尊重するために必要な施策

①　地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

ア　地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成１８年３月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等

[4] 日系定住外国人の多くがブラジル人やペルー人等の南米出身であることから、本とりまとめにおける多言語化については、英語に加え、ポルトガル語、スペイン語への翻訳を指すものとする。

を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。（総務省）

イ　地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。（総務省）

②　日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等

ア　「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やＮＰＯ、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、ＮＰＯ、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。（一部再掲）（内閣府、各省庁）

５．推進体制

（１）本とりまとめに盛り込まれた事項の推進状況については、日系定住外国人施策推進会議幹事会等によって、適宜フォローアップを行う。

（２）施策の推進に当たっては、地方自治体、ＮＰＯなどの支援団体等との連携を積極的に図り、地方自治体等の知恵を活かしながら施策を実施することとする。

国際交流部局と防災部局との交流・連携

総務省

総務省の取り組み

〇平成26年度地域国際化連絡会議（全国6ブロック、都道府県・政令市の国際交流部局、外務省、自治体国際化協会、総務省が出席）において、国際交流部局と防災部局の交流・連携について意見交換。
〇同会議終了後、ブロック毎に国際交流部局の連絡基盤を作成し、広域的な連携を依頼。
〇連絡基盤を通して、全国の優良な取り組みを共有。

連携の事例

【香川県】災害時における外国人支援対策研修

地域国際化連絡会議で香川県の優良な事例を知った愛媛県と徳島県が今後の取り組みの参考とするために外国人支援対策研修に参加した。

〇参加者：　香川県危機管理課、国際課、各市町多文化共生担当課・防災担当課
国際交流協会、社会福祉協議会
〇内　　容：　外国人への対応と課題、災害多言語支援センターについて学んだ後、各機関の役割・対応方法についてグループワークを行った。

【浜松市】外国人と共に体験・防災フェア

〇参加者：　浜松市国際課、危機管理課、浜松西消防署、NPO法人　等
〇内　　容：　浜松市外国人学習支援センターにおいて、起震車での地震体験や消火訓練を行い、外国人の防災意識を高めるとともに、防災をきっかけとして日本人と外国人との交流を深めた。

平時からの災害に備えた取り組み

総務省

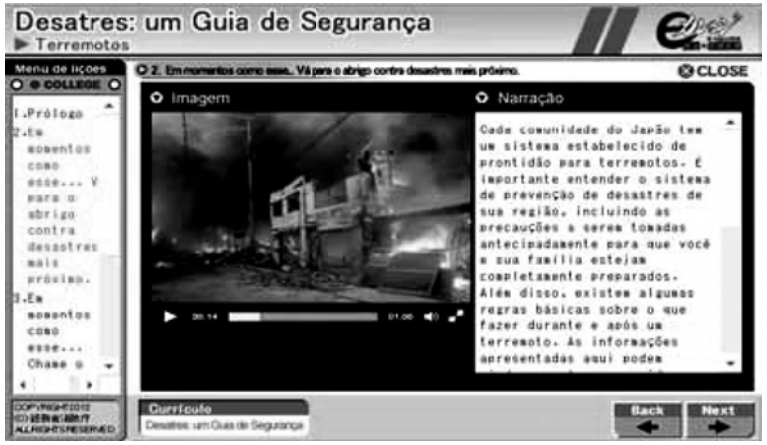
総務省の取り組み（消防庁）

防災・危機管理　e-カレッジ

○大規模災害に対しては、地域の防災力を高め、被害の軽減を図ることが極めて重要。

○そのため、日本中どこでも発生しうる、風水害・地震に関して、動画を活用して外国人に短時間でわかりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ「防災・危機管理　e-カレッジ」を提供。

○本コンテンツについては、英語のみならず中国語、韓国語、ポルトガル語で情報提供しており、多言語化を図っている。



※イメージは実際のe-カレッジ画面（ポルトガル語）

【e-カレッジURL】
<英語>
http://open.fdma.go.jp/e-college/foreigners/foreigners.html
<中国語>
http://open.fdma.go.jp/e-college/foreigners/foreigners_cn.html
<韓国語>
http://open.fdma.go.jp/e-college/foreigners/foreigners_ko.html
<ポルトガル語>
http://open.fdma.go.jp/e-college/foreigners/foreigners_po.html

【参考】テレビを通じた多言語での情報提供

総務省

総務省の取り組み

スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会を取りまとめ
（平成26年1月30日～平成26年6月24日）

○多言語字幕について

外国人に対しても放送を通じて安全・安心に関する情報等を円滑に提供する環境の構築に向けて、スマートテレビのサービスを活用した多言語字幕の提供に向けた具体的方策を検討し、検討結果を取りまとめた。（別紙１参照）

【スケジュール】

遅くとも2020年頃には、民間の発意により次のサービスが実施可能となる環境を整備。
◎ベストエフォートを前提としたサービスの実施
◎うち、一定の言語、一定の分野では、翻訳精度の高いサービスの実施

○CM字幕について

民間放送の総放送時間の２割弱を占めるCM番組には字幕がほとんど付与されていない現状。

→CM番組における字幕付与の推進に向け、技術面・運用面の課題解決等具体的方策を検討し、検討結果を取りまとめた。

多言語字幕サービス関係

１．意義等

○ 今後、増加する訪日外国人や在留外国人に対して、安全・安心情報等の提供が必要。

※ 日本再興戦略で、訪日外国人旅行者数は2020年に2,500万人、2030年に3,000万人を目標。2020年に東京五輪の開催も決定。

⇒ スマートテレビと多言語翻訳システムを活用した多言語字幕サービスが有効。子供の外国語学習等への活用も期待。

２．実現するサービス

○まずは、正確性（翻訳内容・遅延）について「ベストエフォート」を前提に、ユーザニーズに応じた柔軟なサービスとして早期実現。言語は、まずは英語、そして英語以外の言語に拡大。分野は、まずはニュース番組、そしてスポーツ、文化、バラエティ等（具体的なニーズ等を踏まえて検討）。

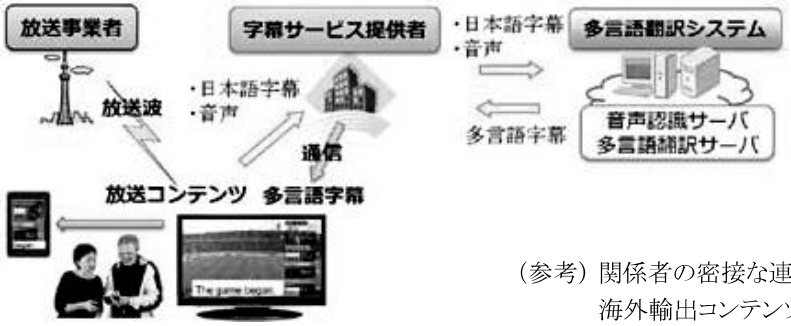
○ 現在の障害者向け日本語字幕のような高い正確性を確保したサービスの導入は、今後の実証実験の結果、ユーザニーズや翻訳技術の動向等も踏まえ、更に検討。

３．多言語字幕サービスの実現に向けた提言

（1）NICTの多言語翻訳システムの精度向上

○ 放送事業者の協力も得て、日・英2か国語放送等の対訳文集（対訳コーパス）を充実。

（2）実証実験



＜主な検証項目＞

○多言語翻訳システムの性能(性能評価、課題抽出)
○サービスの提供主体や翻訳精度の周知(表示)方法
○放送部分と字幕部分(通信)を区別する工夫・形態
○人手による補助的な確認・修正プロセス
○クラウドソーシングの活用　等

（参考）関係者の密接な連携を通じ、許諾・契約締結の円滑化、デジタルサイネージや教育分野、海外輸出コンテンツへの活用・応用、等を検討

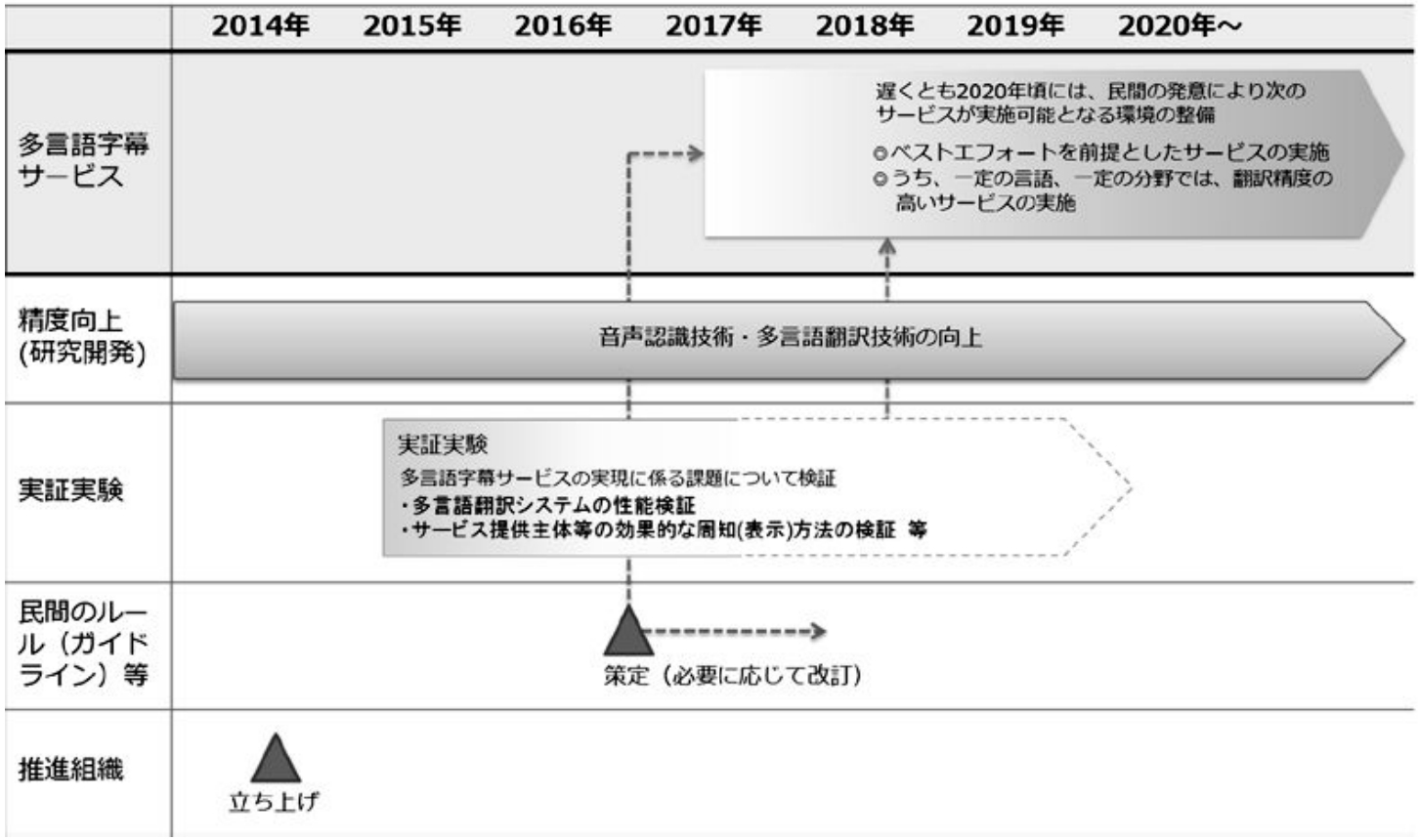
（3）スケジュール等

○「多言語字幕サービスの実現に向けたロードマップ」を策定し、取組を推進。

○「グローバルコミュニケーション計画」（4月11日総務大臣発表）の社会実装の一つとして推進。

多言語字幕サービスの実現に向けたロードマップ

別紙



【参考】多言語音声翻訳システムの高度化による情報の多言語化

総務省

総務省の取り組み

○「グローバルコミュニケーション計画」（別紙3参照）を推進（多言語音声翻訳システムの社会実装）

2020年までに、旅行分野、防災・減災分野、医療分野、生活分野の会話について10言語で高精度な音声翻訳を実現し、スマートフォンをはじめ様々な端末で便利なアプリケーションを利用可能にする。

（プロジェクト1）
病院、商業施設、観光地等における社会実証【国家戦略特区等における活用】
（プロジェクト2）
多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための集中的な研究開発投資
（プロジェクト3）
2020年東京オリンピックにおける社会実装

「グローバルコミュニケーション計画」について
～多言語音声翻訳システムの社会実装～

ミッション （Mission）　　**世界の「言葉の壁」をなくす**

ビジョン （Vision）

（1）グローバルで自由な交流の実現

様々な会話を高精度に翻訳できる多言語音声翻訳システムにより世界の「言葉の壁」をなくし、世界中の誰もが国境を越えて自由に交流する社会を我が国の技術によって実現する。

（2）日本のプレゼンス向上

医療機関での会話の支援や多言語での災害情報の配信など、多言語音声翻訳システムを世界に先駆けて社会実装することにより、外国人が暮らしやすい国を実現し、日本の価値と魅力を高める。

（3）東京オリンピック・パラリンピックでの「おもてなし」

2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、多言語音声翻訳システムにより世界から集う選手、観客等を「言葉の壁」を感じさせることなく「おもてなし」する。

行動 （Action）

関係する企業や関係省庁等と連携、協力しながら、まずは6年間のロードマップを共有して取り組む

（プロジェクト1）病院、商業施設、観光地等における社会実証【国家戦略特区等における活用】

産学官の連携により、大規模プロジェクトとして多様なアプリケーションを集中的に整備して社会実証を実施する。

（プロジェクト2）多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための集中的な研究開発投資

旅行会話のほか、防災・減災分野、医療分野、生活分野を重点分野として翻訳精度を向上するとともに、対応言語数を拡大する。
また、多人数の同時翻訳や同時通訳の実現などの更なる高度化に向けて集中して研究開発投資する。

（プロジェクト3）2020年東京オリンピックにおける社会実装

世界からの注目が集まる東京オリンピックを機会に、「言語の壁」がなくなる社会をショーケースとして世界に発信する。

「世界の『言葉の壁』をなくす」イメージ

日本の翻訳技術でグローバルで自由な交流を実現



病院



・症状や病名の翻訳など、患者と医師・看護師のコミュニケーションを支援

観光



・観光スポット等を様々な言語で案内

市役所



・市役所等の窓口で、手続きや観光スポット等を様々な言語で案内

タクシー



・外国人の乗客の発言を運転席の車載ディスプレイに翻訳して表示

街中



・サイネージで近隣の施設やイベントを多言語で案内

自動翻訳通話



自動翻訳会議



テレワーク



遠隔医療



・言葉の壁を越えたグローバルな利用（テレワーク、遠隔医療など）

災害情報



・テレビや防災無線などを通じて防災情報を多言語で提供

ショッピング



・簡単に使える翻訳レジで、どこの商店街のお店でもスムーズな買物を支援

飲食店



・メニューをスマホで撮影すると自動で翻訳表示
・店員との会話を支援

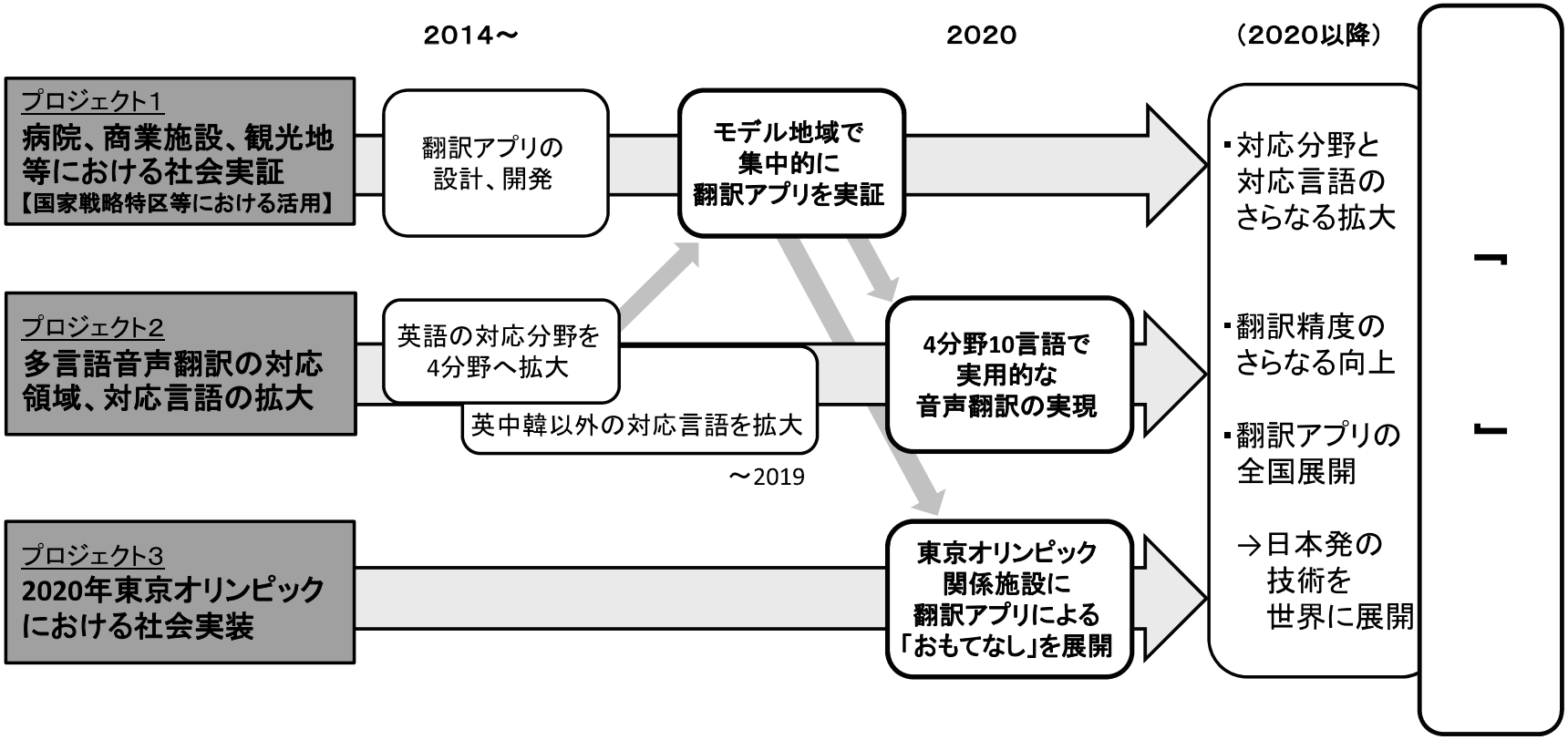
駅



・自動券売機の表示言語を自在に切り替え
・多言語で運行案内

ロードマップ

・2020年までに、旅行分野、防災・減災分野、医療分野、生活分野の会話について10言語で高精度な音声翻訳を実現し、スマートフォンをはじめ様々な端末で便利なアプリケーションを利用可能にする。



外国人集住都市会議　東京2014

大規模災害時における在留外国人の安否確認に関して

平成26年11月10日

外務省領事局外国人課

大規模災害時における在留外国人の安否確認に関して　外務省資料1

― 昨年度 ―

「ながはま2013」において，東日本大震災時の外務省の取組をモデルケースとして，在京大使館，外務省，警察庁とが連携したフォーマットを用いた在留外国人の安否確認プロセスに関して説明。

⇩

昨年度の外国人集住都市会議を受け，**防災週間の9月2日，外務本省において「在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会」（以下，「説明会」という。）を開催。**

◆在京外交団17公館・国内関係機関（外務省含む）が参加
◆自治体を含めた関係機関による災害時対応等のプレゼンテーションを実施
◆参加した関係者間で連絡先を交換

⇩

在京大使館に向けて，各機関の役割・取組に関する相互理解や連携・ネットワーク作りの促進を図った。



【石原政務官（当時） 冒頭挨拶】



【外務省によるプレゼンテーション】

【ポイント】

(1)災害時には多くの情報が錯綜し混乱が予想される。

(2)特に平時から次の2点について再確認・連携協力することが最も重要。

①自治体を含む各関係機関の役割・取組を踏まえた相互理解やネットワークづくり

②在京大使館と国内関係機関との情報共有の範囲（提供された個人情報をどこまで公開するのか）・その伝達方法の確認

(3)説明会実施後，現在，外務省は，各国大使館に対して文書にて，各大使館担当部署の連絡先・国内関係機関への情報共有の範囲を確認中。

「在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会」

外務省資料2

東日本大震災時(H23.3)の在留外国人に関する対応

「情報提供」

1 ｳｪﾌﾞｻｲﾄによる情報提供(震災関連情報)
- 3月11日～(日本語･英語), 15日～(中国語･韓国語)
  ※在外公館HPでは, 英語及び39言語でも発信

2 在京外交団向け説明会(原発事故に係る情報を中心)
  3月13日～(以後4月末まで毎日)
- 内閣府, 総務省, 厚労省等との連携

3 NHKﾜｰﾙﾄﾞﾗｼﾞｵ日本の活用
- ﾀｲ語･ﾍﾞﾄﾅﾑ語等17言語

4 外資系企業向け説明会
  3月31日～(以降計4回)
- 経産省, 日本貿易振興機構(JETRO)と連携

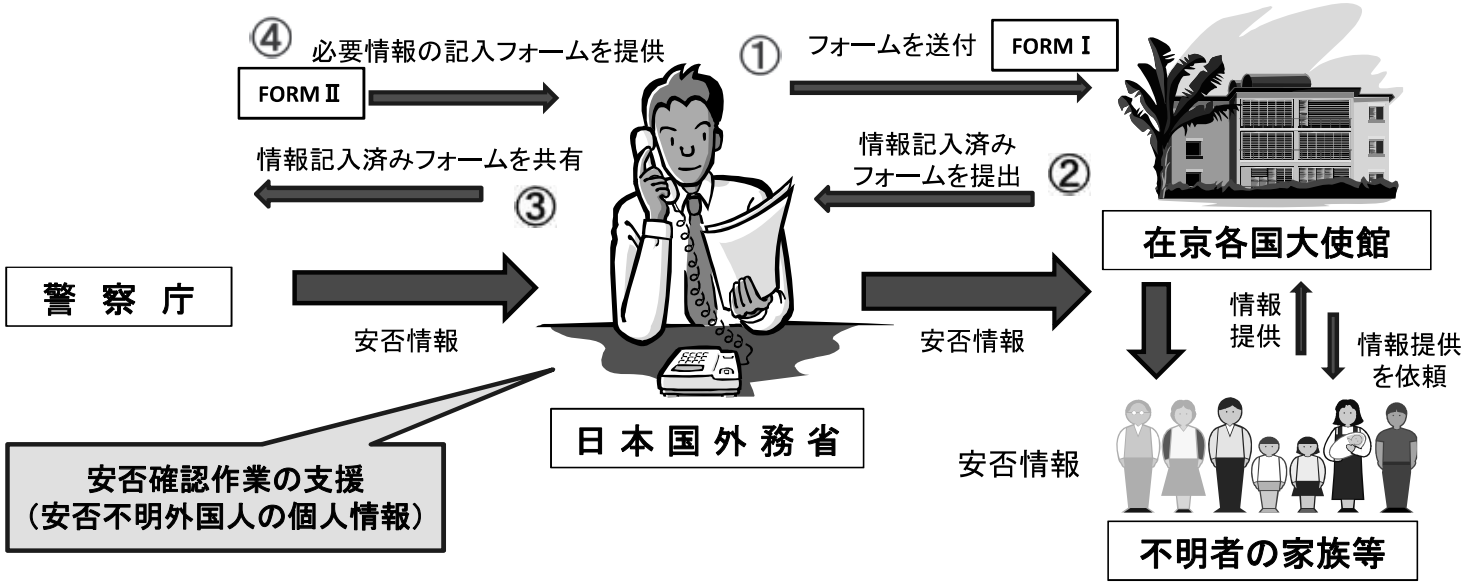
「各種支援」

1 安否確認作業の支援(下図参照)
  警察庁, 地方自治体, 在京外交団と連携し, 安否確認ﾘｽﾄの取りまとめ（3月13日～）

2 外務省員の被災地への派遣
  中国語の専門家を含む外務省員6名を岩手県･宮城県へ派遣

3 在京外交団の自国民支援への協力
  在京外交団と連絡し, 特別機等での当該国民の出国や在京外交団の被災地での活動に関し, 国交省や警察庁と調整

4 日本への出入国に係る支援
  法務省入国管理局と連携しながら, 査証の早期発給等の支援措置を実施



【①東日本大震災時に用いたもの】

F O R M I

Please fill in below in Japanese if possible

Country	Embassy Contact	Personal Identification Information of missing person(s)						
(Nationality)	(TEL・ FAX・ Name of Contact Person)	Missing Foreign National	Sex	Date of Birth	Height	Hair Colour	Eye Colour	Status of Residence

Full name (in alphabets and katakana if possible)

Height

Possible Place whereabouts				Others (Attach photos, other relevant information)
Prefecture	City/ Town	Address	Telephone Number	

【②:東日本大震災時に用いたもの】

行方不明者に関する必要把握事項
Necessary Information of a Foreign National

missing

行方不明者 Missing Foreign National	国籍 Nationality				
	日本国内の住所 Address in Japan	Phone number 連絡先（　　）　－			
	ふりがな				
	氏名 Name	基本アルファベットで記入（ 漢字氏名の場合は、漢字とアルファベットで記入			
	生年月日 Date of Birth	１９７１年４月２０日　（３９歳）			
	血液型 Blood Type	Ａ・Ｂ・ＡＢ・Ｏ	性別 Sex	男・女	
	歯科医の治療記録 Dental record	有・無　※治療記録があれば、その歯科医名称 （　　） Name of dentist, if dental information is available			
	体格 人相 Physical Descriptors	身長 Height	ｃｍ		
		体格 Weight	ｋｇ		
		面型 Shape of face　△・▽・○・□・◇			
		顔色 Skin Colour			
		眼鏡 コンタクト Glasses / Contact lenses		髪の色 Hair Colour	
	身体特徴 Distinctive Body Features	種別 Kind	部位 Parts	形状 Features	
		手術痕 Surgery Scar	腹部 abdominal	10センチ大 10cm size	
		種別	部位	形状	
		入れ墨 Tattoos	右腕 Right Arm	５ｃｍ大 5cm size	
日本入国日 Date of entry	年　月　日		入国空海港 Port of entry	空海港	

Description

Please fill in the form in JAPANESE.
日本語でご記入下さい。

ＦＯＲＭ Ⅱ

被災当時（３月11日）の状況 Circumstances of the missing foreign national as of 11 March ※最終確認の状況を記載 ※ Latest information	１在留資格（該当箇所に○印を付ける）Status of Residence ・旅行　・就労　・留学　・研究　・公用　・ (記載例) Example １　３月１日から日本旅行に出かけ、３月１１日は宮城県○○市等を観光する予定であったが、現在まで安否が確認できないもの。 （旅行会社や旅行行程等が記載されている資料あれば、その資料も入手されたい。） He has been staying in Japan since 1 March as a tourist. He was supposed to be travelling in Sendai, Miyagi on 11 March. We have not been able to locate him since then. (Please attach itinerary and a travel company which the individual concerned used.) ２　平成23年１月10日から、岩手県○○市に所在する○○会社で勤めているが、現在まで安否が確認できないもの。 （勤務先に関する情報は詳細に聴取されたい。） ※３月10日午後10時、宮城県に所在するホテル○○に滞在していることを電話で確認している。 She has been working at the ABC Inc., which is located in Yamada, Iwate since 10 January 2011. She has not been found yet. (Please attach any information regarding the employer.) ※ We have confirmed her presence at Hotel DEF in Miyagi by phone at 22pm, 10 March 2011.

（１／３）

行方不明者に関する参考情報 Other information of the missing foreign national	例）・目の色 Eye Colour ・普段身に付けている物～時計（メーカー・色） Jewelry, Eyewear, Accessories (incl. brand + colour) 銀色ネックレス Silver Necklace 左耳にピアス Gold Earring on left ear ・普段の日常生活における車両使用の有無 使用しているのであれば、使用車両に関する情報 （車両に乗車したまま流された場合の情報として必要） Vehicle Info: (make, model, style, colour, number plate...etc) ・住所は、東京であるが、よく東北方面に釣りに出かけている情報があればその内容。 （被災地との関連性に関する情報が必要） If the individual concerned lives in Tokyo but often goes fishing in the Tohoku area, please also attach any relevant information.

【③：東日本大震災時に用いたもの】

FORM Ⅲ

行方不明者の写真（なるべく鮮明なものを貼付） Photograph of the missing foreign national	

national

（２／３）

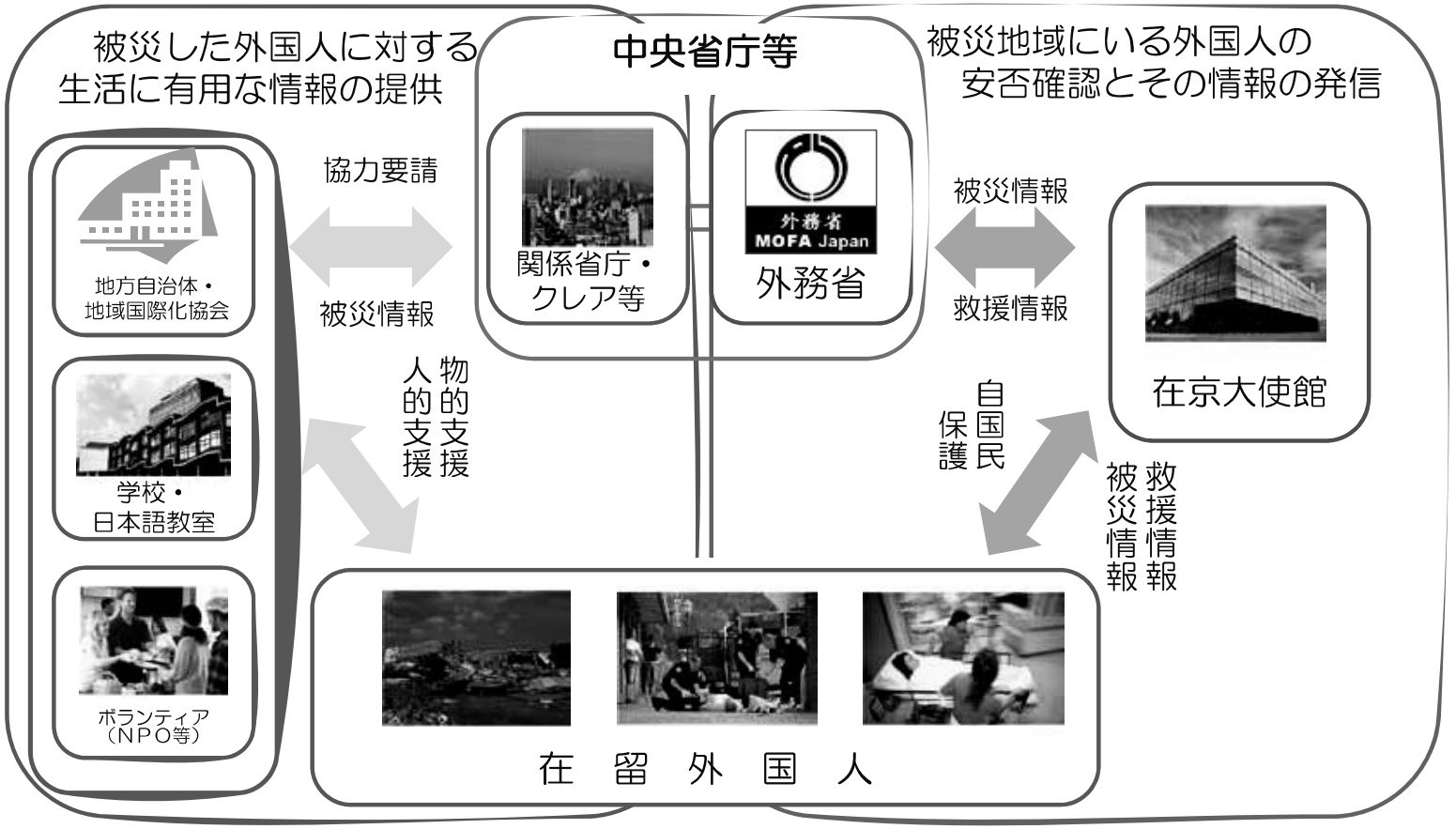
届出人 Point of Contact	届出人の住所 Address	Phone number 連絡先（　　）　－
	ふりがな	
	氏　名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年　　月　　日（　　歳）
	行方不明者との関係 Relationship to the missing foreign nationals	

大使館担当者 Contact person at the Embassy	氏　名 Name	
	役　職 Position	
	電　話 Phone number	（　　）　－
備　考	Notes:	

（３／３）

「在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会」　外務省資料３

大規模災害時における関係機関の協力体制のイメージ図



（平成２３年度・24年度「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」での意見を基に作成）

説明会に係る概要と評価の掲載（外務省ホームページ）

外務省資料４



在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会 概要と評価

平成２６年９月３日
外務省領事局外国人課

９月２日，外務省は，省内の国際会議室において，防災週間の機会を捉え標記説明会を実施した（在京外交団１７公館及び関係省庁・自治体関係機関等９機関が参加）。本説明会では，冒頭，石原宏高外務大臣政務官が開会のあいさつを行い，出席各機関によるプレゼンテーションを行った後，参加関係者間で名刺交換等を行い，各機関の役割・取組みについての相互理解や連携・ネットワーク作りの促進が図られた。概要と評価は，以下のとおり。

１．実施日
９月２日（火）午後２時から午後４時まで（於　外務省国際会議室）

２．参加者（順不同）
（１）在京外交団（１７公館３０名）
駐日中華人民共和国大使館　駐日大韓民国大使館　駐日フィリピン共和国大使館
駐日ブラジル連邦共和国大使館　駐日ベトナム社会主義共和国大使館
駐日アメリカ合衆国大使館　駐日ペルー共和国大使館　在名古屋ペルー共和国総領事館
駐日タイ王国大使館　駐日ネパール連邦民主共和国大使館
駐日インドネシア共和国大使館　駐日英国大使館　駐日カナダ大使館
駐日オーストラリア大使館　駐日フランス大使館　駐日バングラデシュ人民共和国大使館
駐日ミャンマー連邦共和国大使館　駐日イタリア大使館
（２）関係省庁・自治体関係機関等（９機関：３３名及び外務省関係者）
警察庁，法務省，外務省，（一財）自治体国際化協会，東京都，東京消防庁，警視庁，千代田区，港区

３．概要と評価
（１）在留外国人の安否確認に関して，東日本大震災の際，外務省領事局外国人課は，関係省庁等とも連携して，在京大使館等からの在留外国人（自国民）安否の問い合わせ及びその確認等作業に従事して，これを支援した。今回の説明会では，大規模災害時における在留外国人の安否確認に関するプロセスや情報発信に関する説明や，警察庁及び法務省入国管理局などの関係省庁等のほか，災害対応・防災等に関して日頃より取り組んでいる東京都・東京消防庁をはじめとする自治体関係機関の協力を得て，それぞれの取組みを説明した。
（２）平素からの相互理解や連携の重要さを踏まえる上で，関係者間のネットワーク作りも視野に入れて実施した結果，参加した外交団からは，関係各機関の防災への取組みが非常に良く理解でき有意義であったとの評価があったほか，参加できなかった外交団からも，説明会当日に使用した資料の配布の要請が複数寄せられるなど，外交団の防災に関する意識の高さがうかがえた。
（３）多くの情報が錯綜し混乱する局面（典型的に想定されるのは首都直下型大地震等）において，外交団からの災害時自国民安否の問い合わせに関しては，迅速にいわゆるワンストップ・ショッピングが可能な窓口として機能できるよう平時から準備しておくことが必要であり，外交団の自国民保護担当部署，関係各機関の連絡先や情報伝達方法を再確認し共有しておく必要性につき再認識する機会となった（出席者からも，日本では多くの組織が様々な取組みを行っているが，どこに照会するべきか迷うといった指摘があった。）。

（了）

文部科学省資料

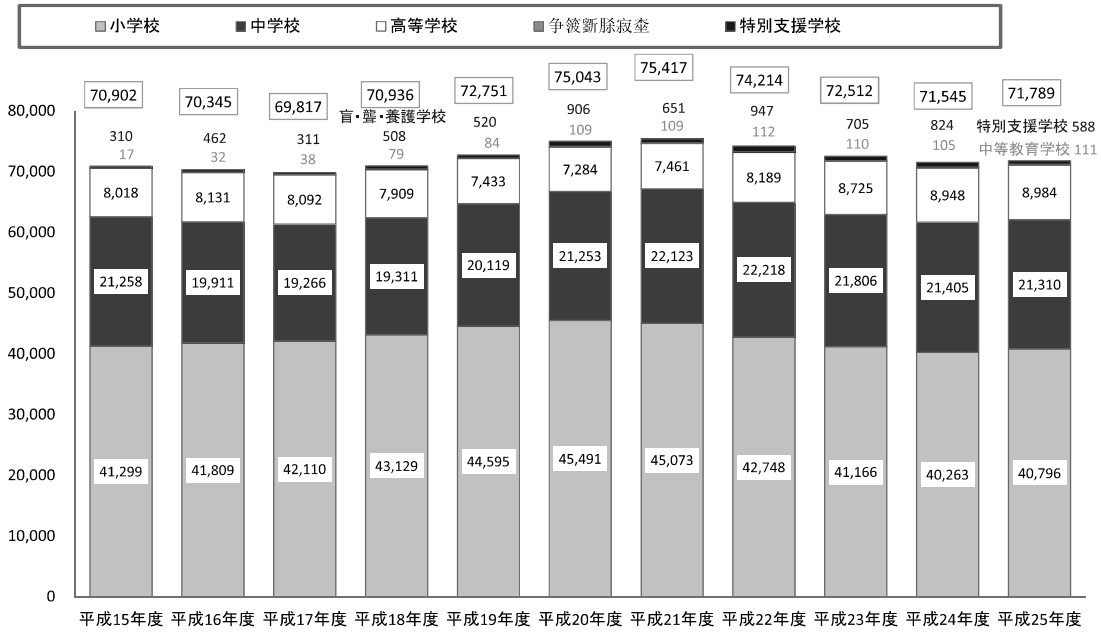
外国人集住都市会議東京2014

外国人の子供等に対する支援施策について

平成26年11月10日（月）

文 部 科 学 省

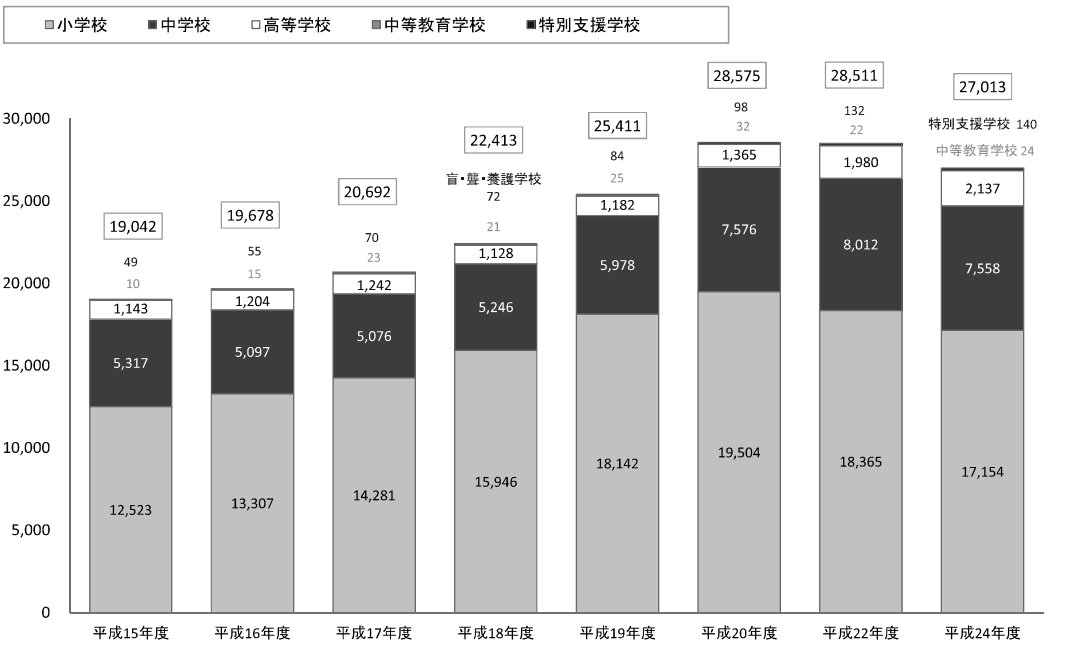
１．外国人児童生徒数/公立学校



（各年5月1日現在）

（出典：文部科学省「学校基本調査」）

２．日本語指導が必要な外国人児童生徒数/公立学校

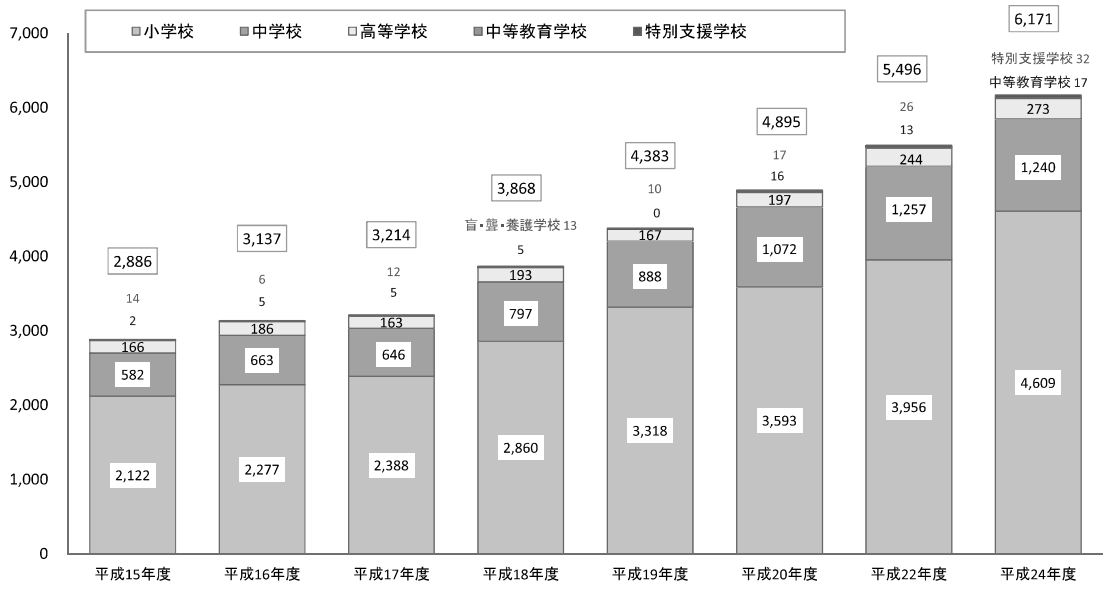


（平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年度5月1日現在）

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成24年度）」

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

3．日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数/公立学校



（平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年度5月1日現在）

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成24年度）」

※「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。

4．施策～入りやすい公立学校をめざして

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

○就学ガイドブックの作成・配布



○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置



○日本語指導者等に対する研修の実施



○自治体の取組を支援する補助事業の実施



○「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配付



○情報検索サイト「かすたねっと」の開設



○日本語能力測定方法



○研修マニュアル



帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成27年度概算要求額：201百万円（前年度予算額：100百万円）

本事業は、実施主体（都道府県・指定都市・中核市）の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

現　状

・帰国・外国人児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
・初等中等段階からのグローバル人材の育成

課　題

・対象児童生徒一人一人の実態に応じた日本語指導
・少数在籍校や散在地域における受入・支援体制の整備
・帰国児童生徒の個性と特性を生かした教育の推進

事業実施項目（地域の実情に応じて組み合わせる）

日本語指導の充実
- ○（必須）「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- ○（必須）「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- ○日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- ○日本語指導のための教材の作成

義務教育への就学機会の確保
- ○就学相談窓口の設置
- ○就学ガイダンスの開催
- ○関係機関と連携した就学案内（パンフレット等の作成・配付）
- ○就学状況の調査

公立学校への円滑な受入れ
- ○初期適応指導教室（プレクラス）の実施
- ○日本語指導ができる支援員の派遣
- ○児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備
- ○センター校の設置
- ○域内の公立学校への巡回指導の実施
- ○地域全体で取組を推進するための協議会の開催
- ○少数在籍校又は散在地域への指導・支援体制の充実

進路保証
- ○域内の高校やハローワーク等との連携による進路ガイダンスの開催
- ○高校での支援員による進路相談

＊＊各地域の取組の実践交流＊＊

（担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載　等）

○公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

義務教育諸学校における日本語指導の新たな体制整備について

１．背景

○定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童生徒の増加などによる、日本語指導が必要な児童生徒数の増加
○地域による指導・支援体制のばらつき

２．制度の概要

「特別の教育課程」による日本語指導

①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
③指 導 者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
④授業時数：年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする
⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

３．制度導入の効果

○児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成･評価の実施 → 学校教育における **日本語指導の質の向上**
○教職員等研修会や関係者会議の実施　→　地域や学校における関係者の**意識及び指導力の向上**
○学校教育における「日本語指導」の体制整備　→　**組織的・継続的な支援の実現**



４．支援体制

国の主な施策

・各自治体の取組を支援する補助事業の実施
（公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業:平成 26 年度予算(案)98 百万円）
・日本語指導を含む個別の課題解決のための加配措置
・独立行政法人教員研修センターにおける実践的な研修
・各地域、学校での取組を支援するため、
①「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布
②情報検索サイト「かすたねっと」の開設・運営
③日本語能力測定方法の開発
④外国人児童生徒教育マニュアルの開発　　の実施
等

設置者
（教育委員会 等）
・学校への指導・助言
・人的配置、予算措置
・研修の実施　　等

学校
・学校教育への位置付け
・指導計画の作成、指導、評価
等

支援者
・専門的な日本語指導
・母語による支援
・課外での指導・支援　　等

５．今後の見通し

○平成 26 年 4 月 1 日施行
○「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等を調査予定（平成 26 年 5 月 1 日調査）
○担当指導主事等連絡協議会で、制度の理解と活用の促進を図る

文部科学省配布資料

「定住外国人の子供の就学支援事業（虹の架け橋教室）」と平成２７年度に向けた対応状況

１　定住外国人の子供の就学支援事業（「虹の架け橋教室」）について

（１）平成 21 年度補正予算により、国際移住機関（ＩＯＭ）に基金を設置して実施（約 37 億円）。

→リーマンショックを契機とした外国人の子供達の不就学の増加への対応が目的。日本語等の指導教室の実施に対して、日本語や教科の指導を行う教員やその補助員、公立学校やブラジル人学校等への受入促進を図るコーディネータの配置等を行っている団体に対して支援。

（２）事業としては、平成 21 年～23 年度の 3 年間の予定であったが、その後、平成 23 年度の時点で残額があり、また、当時は、不就学者数も依然として多かったことから、基金を平成 26 年度まで延長。

（３）最近の傾向として、在籍する子供の国籍の多様化、過年齢の子供への対応等が挙げられる。

２　平成２７年度概算要求

現在、新規に「定住外国人の子供の就学促進事業」として、１．２億円を要求中

（参考）

・１件当たりの実施額
　約 1,600 万円（平成 24 年度実績）
・実施団体
　22 団体（平成 26 年度）
　団体内訳：市町村３、ブラジル人学校３、ＮＰＯ法人等１６
・就学実績（平成 21 年度から平成 25 年度までの累計）
　公立小中学校等：1694 人、公立高校等 445 人、ブラジル人学校等：1304 人
・言語別内訳（平成 25 年度）
　ポルトガル語：36%、タガログ語：33%、中国語:13%、スペイン語:12%、
　その他:7%

応援メッセージ

アンドレ コヘーア・ド・ラーゴ

駐日ブラジル大使



厚生労働省と日本国際協力センター（JICE）による日系人就労準備研修が大きく発展することを大変喜ばしく存じます。日本語、法規、労働について学ぶことの出来る本研修は、外国人が日本労働市場へ参加する上で、重要な役割を果たしています。ブラジル人コミュニティーは、このプログラムから多くの恩恵を享受しており、これからも継続して参加していくことでしょう。第6回目となる本研修がこれまでと同様に大きな成功となること、研修を利用する皆さんがこの機会を最大限に活用されることを祈っています。最後に、この賞賛されるべき事業を主導する、厚生労働省と日本国際協力センターに心から敬意を表します。

エラルド エスカラ

駐日ペルー大使



外国人が円滑に日本での仕事に溶け込めるようご尽力いただいております日本国厚生労働省ならびに日本国際協力センター(JICE)に対し、ペルー政府を代表し感謝申し上げます。昨年実施された研修のおかげで、約50名の日系ペルー人が日本語や労働法令、またビジネスマナーや雇用慣行等に関する知識を得ることが出来ました。ペルー人の皆様がこの研修に参加され、将来の仕事に役立つスキルを身につけてくださることを希望いたします。

二宮正人氏

ブラジル国サンパウロ市における日系外就労者労働環境センター所長



日本国際協力センター（JICE）では、6年目の日系人就労準備研修を実施されるとのこと、ブラジルで就日前の人々に対して、同様の業務に携わっている団体として、お喜び申し上げるとともに、敬意を表します。JICEの研修プログラムはより充実しておりますので、在日ブラジル人の皆様におかれましては、ぜひできるだけ多くの方々に受講していただき、就労に関する知識を深めていただきたいと願うしだいです。

アルベルト松本氏

コンサルタント　元群馬県知事



多くの日系就労者がこの就労準備研修を受講し、その甲斐あって最近は定着率もその後の職業訓練へのスキルアップも高まっており、その努力に敬意を表します。各地で、皆さんが各コースの先生たちと頑張っている様子もうかがっていますが、日本語の学習は、仕事にも、社会生活にも、日本で教育を受けている子供たちとのコミュニケーションにも、役立ちますので、この有意義な機会を積極的に活用してください。

研修の実施地域



お問い合わせ先
一般財団法人 日本国際協力センター
〒163-0716 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号小出栄第一生命ビル16階
http://sv2.jice.org



Organizado por:
http://sv2.jice.org



日系人就労準備研修とは？

厚生労働省が平成21年度に緊急雇用対策の一環として創設した事業です。
主に日系人が集住する地域において、日本語能力の向上、日本の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を提供しています。

目的

本研修は、日本で仕事を探している日系人の方が、日本語能力を身につけて、安定した仕事に就くことを目的としています。安定就労への意欲が高い方に就労に必要な知識やスキルを習得して頂き、円滑な雇用慣行の配慮と安定雇用の促進を図ります。



研修内容

受講者の現行の日本語能力に合わせ、日本語教育、職場でのコミュニケーション、履歴書の作成指導、模擬面接、日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識の理解、職場見学体験等のカリキュラムを用意しております。日本語研修、就労講義、職場見学の3つの研修項目を組み合わせたカリキュラムにより、日本で働くために必要な日本語能力とその知識をより効果的に習得できる内容となっております。

具体的な内容

就職に必要な日本語（求人票の読み方、履歴書の書き方、面接の受け方、就労環境の会話）/日本語能力試験（N2,N3）レベルの漢字・語彙・文法・読解・聴解/日本の労働環境、法律の講義/ビジネスマナー/キャリアカウンセリングによる、自分に適した仕事の発見/職場見学/介護職で必要な会話や読み書き ※コースにより異なります。



JICEとは？

一般財団法人日本国際協力センター（JICE）は1977年の設立以来、開発途上国の人づくり協力を通して国際協力に貢献してまいりました。人材育成について、国内及び海外の協力現場において多様な経験、ノウハウを身に付け、蓄積してきたことから、3言語に対応したコーディネーターや日本語講師などの専門スタッフが、技術研修、国際交流、日本語指導など、それぞれの分野の現場で活躍しています。



対象者 ブラジル・ペルーなどの南米諸国の国籍を有し、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者」、「永住者の配偶者等」、「定住者」である方。安定就労への意欲は高いが、日本語の能力や日本で働く上での知識やスキルに不安があり安定して働くことが難しい方。 ※南米諸国籍以外の方はご相談下さい。

受講料 無料 ※交通費は自己負担

申込方法 公共職業安定所（ハローワーク）に申込書を提出。

期間 2か月～半年程のコースにより異なります。
（受講地域、各受講者ニーズに合わせ、1コースあたり60、120、180時間で設定しています。）

研修時間 午前、午後、終日（午前＋午後）、夜間で設定しています。 ※コースにより異なります。

研修終了後 面接式を行い、修了証書を授与します。

テキストの紹介

日系人就労準備研修用オリジナル教材を作成しています。



各レベルに合わせて教材を豊富に取り揃えています。

受講者の声

岐阜県在住 ブラジル 女性
来日歴5年
受講履歴：N4→レベル1→就労準備コース

2008年の来日時は不況でしたが、なんとか主人と工場での仕事を得ることができました。当初はお金を貯めたらブラジルに帰るつもりでしたが、すっかり日本が好きになり、長期的に働ける仕事を探すためにJICEの日本語研修を受け始めました。研修では、面接対策やビジネスマナーを身につけることができ、職場体験を通して自分の進路を具体的にイメージすることができました。研修修了後は旅行代理店に就職することができ、今では日本人のお客様相手でも無理なく電話応対が出来るようになりました。

愛知県在住 ブラジル 男性
来日歴5年
受講履歴：就労準備コース

5年前に来日した時から家庭教師をつけて日本語を勉強していましたが、失業をきっかけにハローワークからJICEの研修を紹介され、受講することにしました。パソコンを使って履歴書の作成をしたり、面接時のマナー対策をしたりと就職につながる貴重な内容でした。そのため、この研修が終わってすぐに面接を受けた会社では質問をすべて理解することができ、その結果すぐに合格通知をもらうことができました。研修で教わったことは仕事をする上でとても役立っています。これからも日本に残り、今の仕事をずっと続けていきたいと思っています。

静岡県在住 ペルー 夫婦
来日歴27年
受講履歴：介護コース

来日時からお世話になった工場の社長が交代した際に、工場を辞めざるを得ず、夫婦で介護の仕事を始めました。3人で仕事をしながら同時にJICEの介護コースを受けることにしました。研修では、専門用語だけでなく、食事介助、入浴時のコミュニケーション表現や介護日誌の読み取り方など、具体的なことが沢山学べたのですぐに職場で実践することができました。介護職に就くのは最初は不安でしたが、この仕事はとても需要が高く、安定した仕事です。これからも介護に関する資格取得を目指し2人で頑張っていきたいと思います。

文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

文化庁資料

文化庁における日本語教育施策

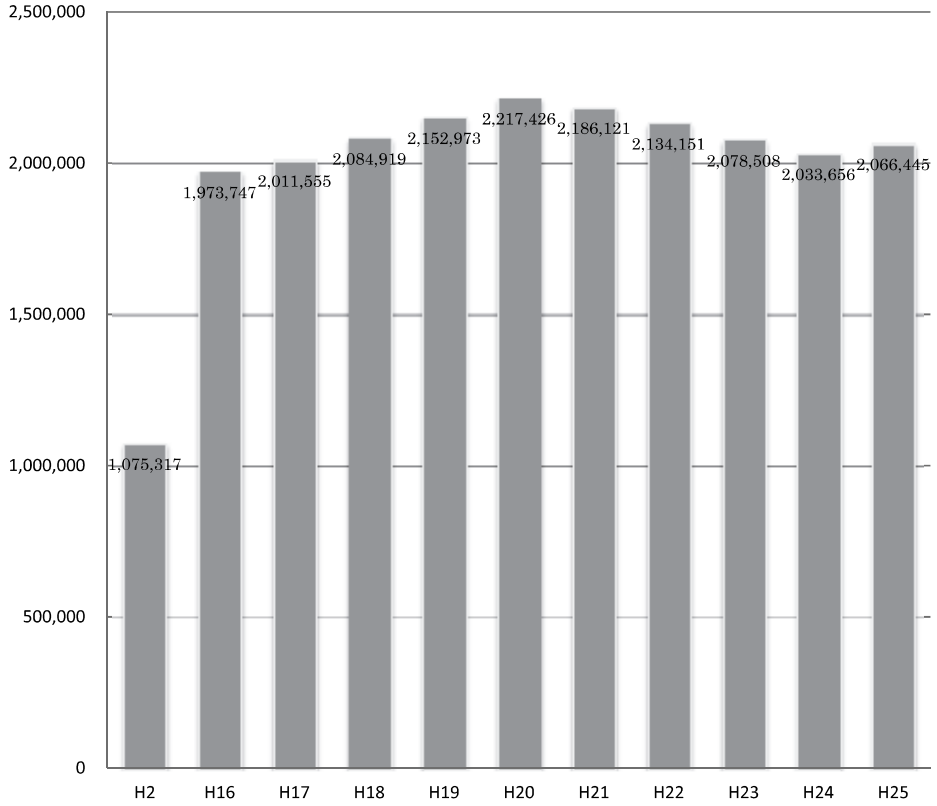
平成26年11月10日（月）

文化庁文化部国語課

国内の日本語学習者数等の推移

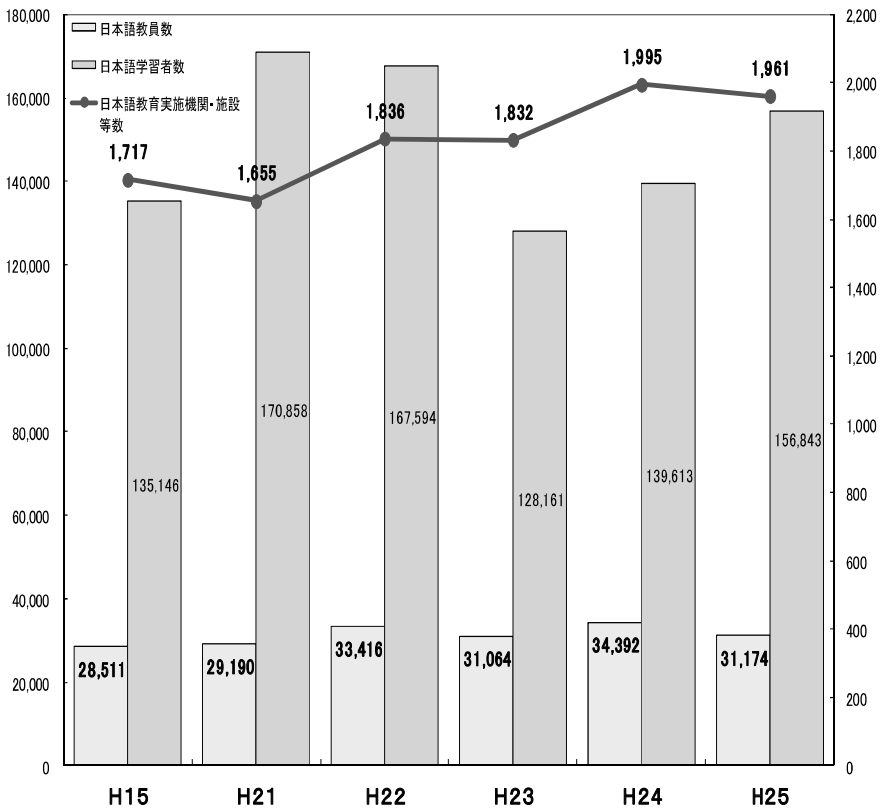
○平成25年末現在で，在留外国人数は約207万人となり，我が国人口の約1.6%を占める。
○国内の日本語学習者数は，長期的には増加傾向にあり，平成25年には，平成2年と比較して倍増の約16万人。
　平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの，その後回復の兆しを見せている。

在留外国人数の推移



※H23までは外国人登録者数，H24以降は在留外国人数。
いずれも法務省調べ（各年末現在）

国内の日本語学習者数等の推移



※文化庁調べ（各年11月1日現在）

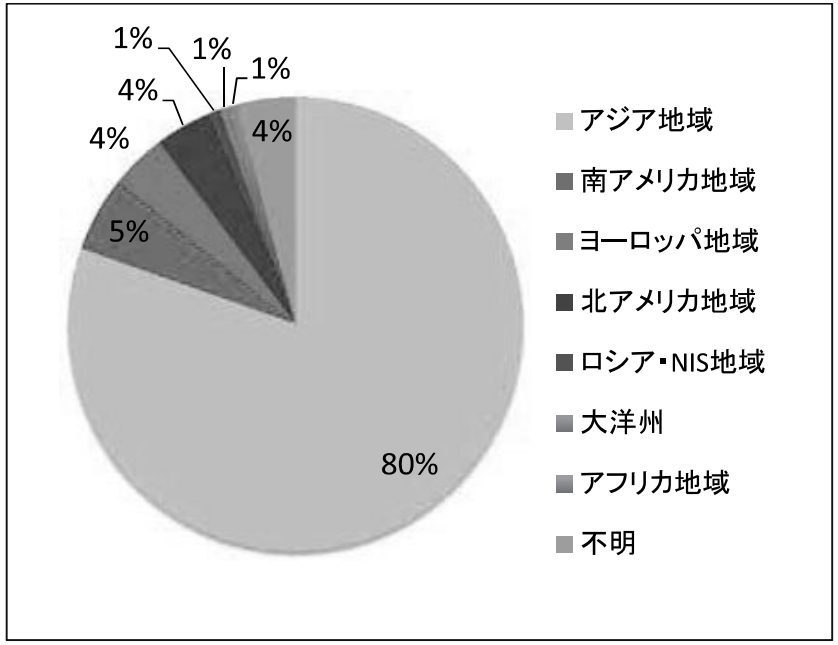
2

文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

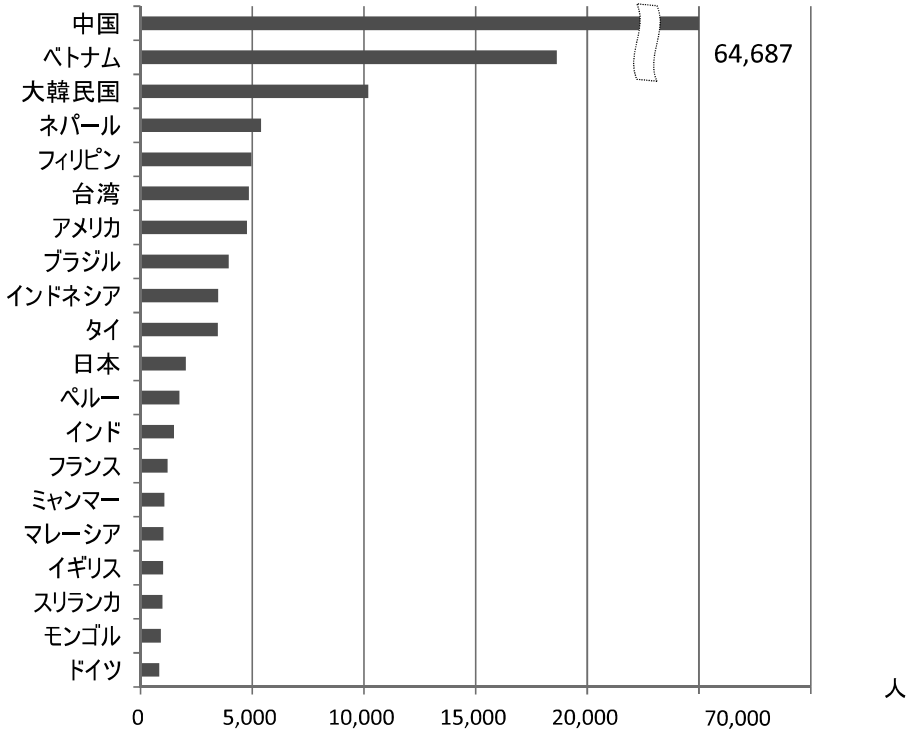
外国人に対する日本語教育の推進－国内における日本語学習者について－

○国内の日本語学習者数16万人のうち，8割をアジア地域の出身者が占める。
○国・地域別では，中華人民共和国が6万5千人と最も多く，ベトナム，大韓民国，ネパールと続く。

出身地域別の日本語学習者数



国・地域別の日本語学習者数（上位20か国・地域）



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」　平成25年11月1日現在

外国人に対する日本語教育の推進

（平成２６年度予算額　２１２百万円）
平成２７年度要求額　２９３百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について，①「標準的なカリキュラム案」（平成22年5月），②「活用のためのガイドブック」（平成23年1月），③「教材例集」，④「日本語能力評価」（平成24年1月）及び⑤「日本語指導力評価」（平成25年2月）を取りまとめ。［平成25年度以降，周知・活用を図る。］

また，日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて，⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年2月），日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」（平成26年1月）を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（26年度予算額 155百万円）
27年度要求額 234百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し，地域の実情に応じた日本語教育の実施，人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や，日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

・日本語教育の広域推進拠点の整備 新規

日本語教育環境の地域による取組の偏りを解消するため，複数の自治体や自治体と大学等の連携・協働等による取組を支援

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し，日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

○日本語学習の重要性等に関する情報発信 新規

日本語学習の成果発表の場の提供とともに，在留する外国人が日本語学習に積極的に取り組むよう日本語学習の重要性等について情報を発信

○前年度限りの経費（地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究）

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

（26年度予算額　40百万円）
27年度要求額　42百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施。

平成27年度は，新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため，通信による学習教材及び支援ツールを開発し，定住先の自治体及び支援団体と連携し，運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

（26年度予算額　8百万円）
27年度要求額　8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での１１の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

（26年度予算額　5百万円）
27年度要求額　5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し，全国４か所で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

省庁連携日本語教育基盤整備事業

（26年度予算額　4百万円）
27年度要求額　4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し，インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「ＮＥＷＳ」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて，日本語教育に関する情報の共有化等を図る

（参加団体）　２９団体，内閣官房，内閣府，総務省，法務省，外務省，文科省，厚労省，経産省

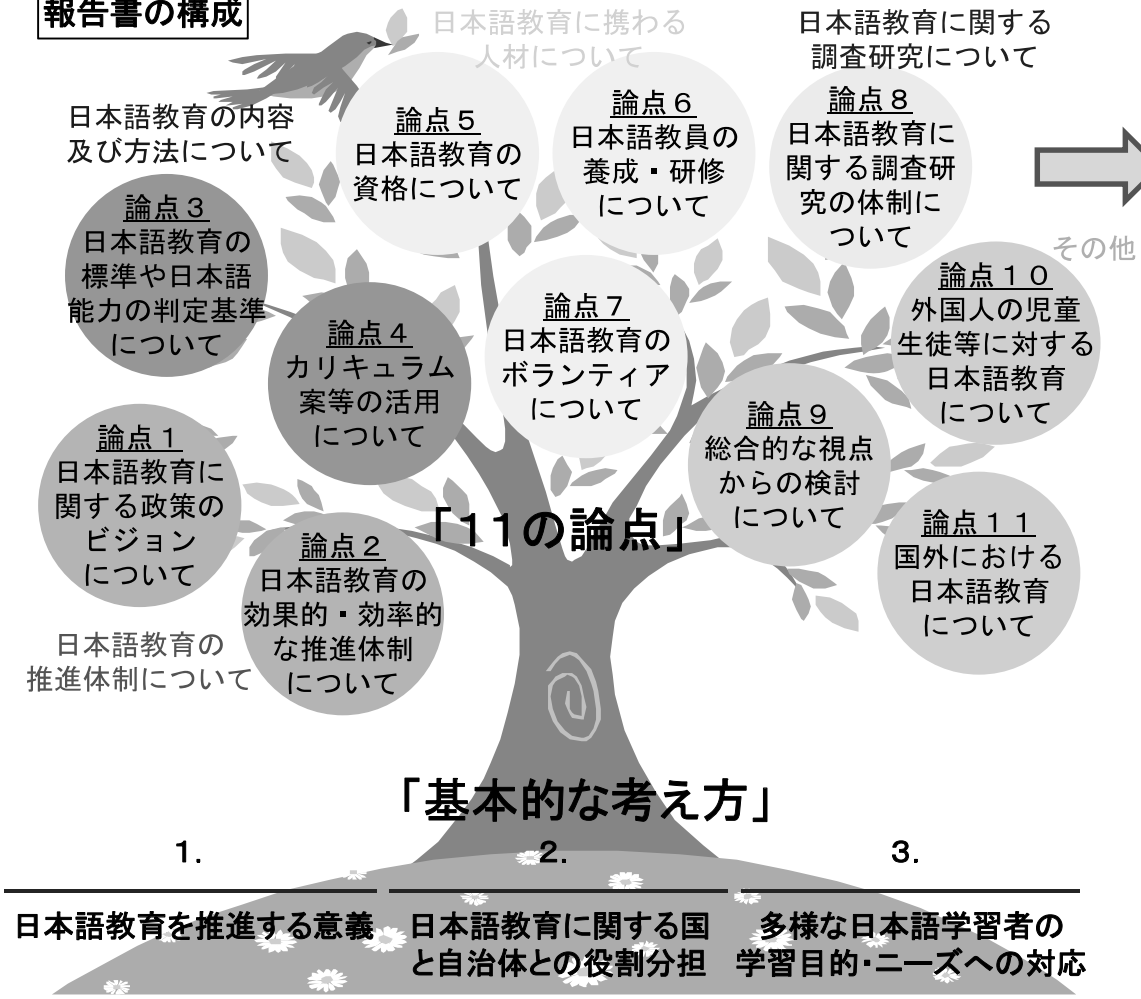
4

文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会　～今期の検討内容～

○平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。
日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い，改めて「基本的な考え方」を整理。
その上で，今後，具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「１１の論点」を整理。

報告書の構成



現在の検討状況

○日本語教育小委員会において，論点を「検討材料」として調査，ヒアリング等を実施

○日本語教育小委員会以外にも，様々な機会を生かして，関係機関・団体，都道府県・市区町村等から１１の論点に関してデータ，意見を収集し，整理。

○平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。

今期の検討

○まず，論点７「日本語教育のボランティアについて」，論点８「日本語教育に関する調査研究の実施体制について」検討を開始。

5

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（平成26年度予算額　155百万円）
平成27年度要求額　234百万円

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要

地　域

地域日本語教育実践プログラム(A)

○「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し，地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

〈日本語教育の実施〉
〈人材の育成〉
〈教材の作成〉

地域日本語教育実践プログラム(B)

○地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や，日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

（想定される取組例）
・子育てや防災の取組との連携
・自治体の部局，関係機関・団体，企業等からなる協議会の設置等

新規

地域日本語教育実践プログラム(C)

○日本語教育の広域推進拠点の整備

複数の自治体や自治体と大学等の連携・協働等による取組を促進し，地域における日本語教育の広域推進拠点を形成することにより，日本語教育の空白地域の解消に資する取組を行う。

〈コーディネーターの配置〉
〈拠点形成運営委員会の設置〉
〈日本語教育の実施〉

成果の普及

事例の収集，カリキュラム案等の検証・改善

文化庁

審議会報告・成果物の提供

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

- 標準的なカリキュラム案
- 教材例集
- 活用のためのガイドブック
- 日本語能力評価について
- 日本語指導力評価について

地域日本語教育コーディネーター研修（東西2か所）

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等に対する研修を実施する。

新規

日本語学習の重要性等に関する情報発信

日本語学習者の学習成果の発表の場を提供するとともに，動画配信を行うなど，外国人が，日本語学習の重要性に気づき，積極的に学習に取り組むよう促す。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の範囲

文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

平成２６年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

日本国内に居住している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう，各地の優れた取組を支援し，日本語教育の推進を図る。

2. 事業内容

（1）地域日本語教育実践プログラム（A）

①日本語教育の実施，②日本語教育を行う人材の養成・研修の実施，③日本語教育のための学習教材の作成の全てを組み合わせて実施する優れた取組を支援。

実施に当たっては，文化審議会国語分科会で取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等を活用。

（2）地域日本語教育実践プログラム（B）

地域の創意に基づき，多様な機関等との連携・協力を図り，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する，①関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備，②多様な機関等との連携・協力に基づく日本語教育の実施，③取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進，④その他，これらに類するものの中から 複数を組み合わせ（取組のいずれか一つ以上に必ず日本語教育の実施を含む）実施する優れた取組を支援。

3. 支援対象

本事業の対象となるのは，次の（1）から（3）のいずれかの要件を満たす団体。

（1）都道府県又は市区町村（それぞれ教育委員会を含む。）

（2）法人格を有する団体

（3）法人格を有しないが，次の①から④の要件を全て満たしている団体

① 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

② 団体の意思を決定し，執行し，代表する組織を有すること。

③ 自ら経理し，監査する等会計組織を有すること。

④ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。

（参考）平成26年度分採択の際のスケジュール

平成25年12月10日（火）：公募開始

平成26年1月 17日（金）：公募〆切

平成26年1月～2月：審査作業

2月末～3月始め：採択内定通知の送付

平成26年度地域日本語教育実践プログラム（A）採択団体一覧

NO.	都道府県	市町村	実施機関名	代表者職名	代表者名
1	北海道	札幌市	SIL札幌日本語学校	代表	島 治美
2	千葉県	松戸市	聖徳大学	学長	川並 弘純
3	東京都	品川区	社会福祉法人さぼうとにじゅういち	代表理事	吹浦 忠正
4	東京都	台東区	株式会社インターカルト日本語学校	代表取締役	加藤 早苗
5	東京都	千代田区	九段日本文化研究所・日本語学院株式会社	代表取締役	細野 祐二
6	東京都	港区	株式会社アーク教育システム	代表取締役	梶浦 淳代
7	東京都	港区		理事長	宮崎 茂子
8	東京都	町田市	特定非営利活動法人日本ベルー共生協会	理事長	パラシオス パウロフスキー アルベルト
9	神奈川県	川崎市	社団法人神奈川県国際交流協会	理事長	梨里度
10	神奈川県	横浜市	NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ	理事長	高橋 徹
11	石川県	金沢市		理事長	中西 吉明
12	静岡県	浜松市	静岡県ベトナム人協会	会長	山田 明
13	静岡県	浜松市	特定非営利活動法人フィリピノナガイサ	理事長	中村 グレイス
14	静岡県	浜松市	特定非営利活動法人日本語教育ボランティア協会	理事長	河合 世津美
15	愛知県	名古屋市	株式会社三恵コンサルティング	代表取締役	三上 憲一
16	大阪府	豊中市	特定非営利活動法人国際交流の会とよなか（TIFA）	理事長	葛西 芙紗
17	大阪府	大阪市	特定非営利活動法人多文化共生センター大阪	代表理事	田村 太郎
18	大阪府	吹田市		理事長	小川 勉
19	兵庫県	神戸市		理事長	高畑 笙子
20	岡山県	総社市	総社市	市長	片岡 聡一
21	広島県	東広島市		理事長	木村 清
22	徳島県	徳島市	徳島県	知事	飯泉 嘉門
23	福岡県	福岡市	公益財団法人福岡アジア都市研究所	理事長	中村 登
24	佐賀県	小城市	佐賀県日本語学習支援"カスタネット"	代表	貞松 明子
25	熊本県	熊本市	熊本県国際交流振興協会	理事長	
26	沖縄県	那覇市	学校法人南星学園 サイ・テク・カレッジ那覇	理事長	遠山 英一

（計26件）

平成26年度地域日本語教育実践プログラム（B）採択団体一覧

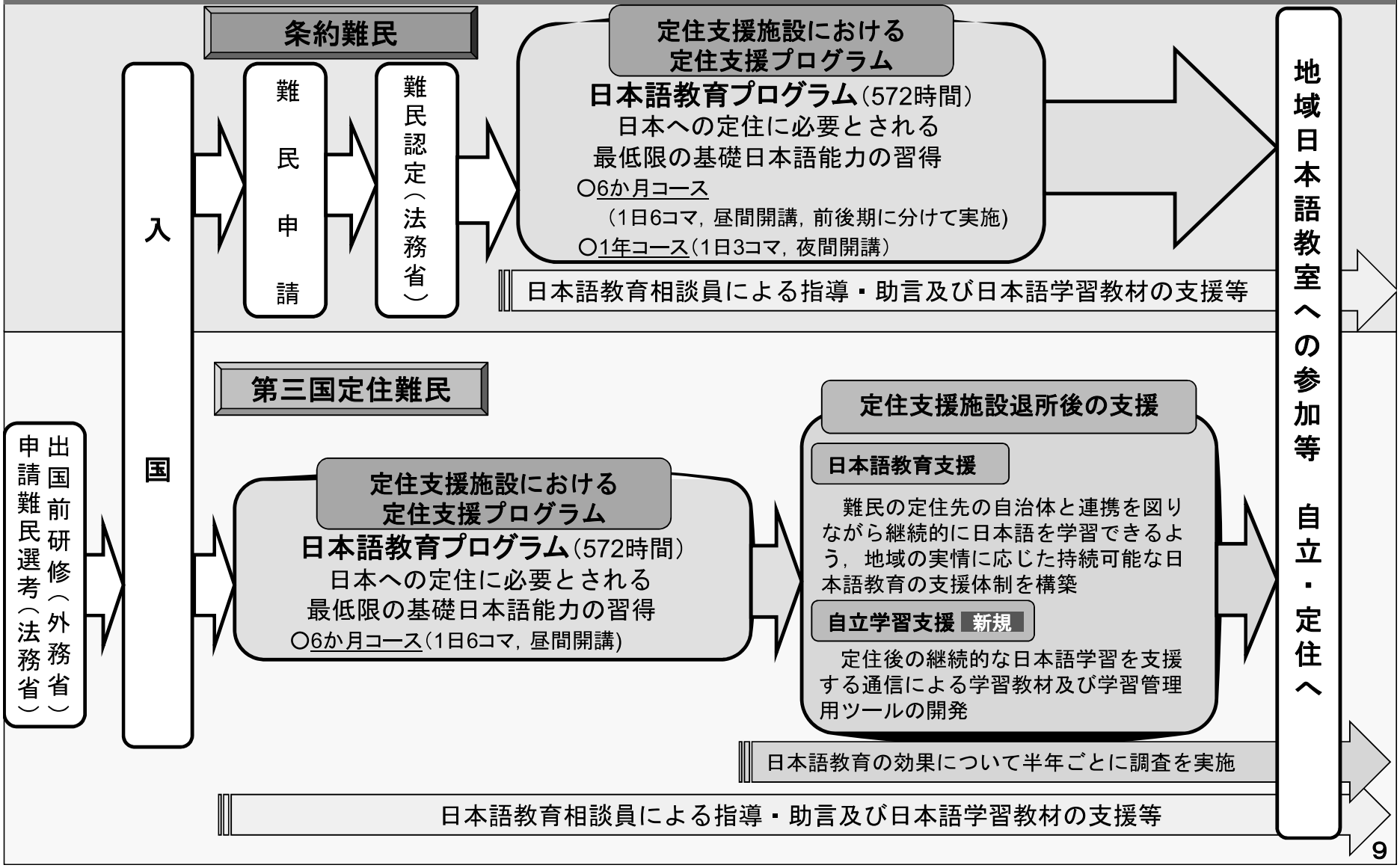
NO.	都道府県	市町村	実施機関名	代表者職名	代表者名
1	北海道	札幌市	公益財団法人札幌国際プラザ	代表理事	中田 博幸
2	宮城県	石巻市	NPO法人国際支援地球村	理事長	梶原 美佳
3	栃木県	小山市	株式会社 きぼう国際外語学院	代表取締役	竹内 靖
4	群馬県	前橋市	国際交流協会	学長	高田 邦昭
5	埼玉県	さいたま市	地球っ子クラブ2000	代表	高柳 なな枝
6	千葉県	千葉市		理事長	石井 俊昭
7	東京都	港区	株式会社アルーシャ	代表取締役	岩瀬 香奈子
8	東京都	豊島区	学習院大学	学長	福井 憲彦
9	東京都	文京区		理事長	マリップ・センプ
10	神奈川県	大和市	特定非営利活動法人 かながわ難民定住援助協会	会長	櫻井 ひろ子
11	神奈川県	川崎市	特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター	理事長	佐々木 武志
12	神奈川県	横浜市	NPO法人ABCジャパン	理事長	榎本 秀吉
13	石川県	小松市	小松市国際交流協会	会長	綾 美寿恵
14	長野県	長野市	長野県	知事	阿部 守一
15	長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市	市長	杉本 幸治
16	長野県	松本市	松本市	市長	菅谷 昭
17	長野県	飯田市	飯田市	市長	牧野 光朗
18	岐阜県	可児市	NPO法人 可児市国際交流協会	理事長	豊島 正治
19	岐阜県	可児市	可児ミッション	運営委員長	野村 潔
20	静岡県	浜松市	一般社団法人ブリッジハートセンター東海	代表理事	山城 ロベルト
21	静岡県	浜松市	一般社団法人グローバル人財サポート浜松	代表理事	堀 永乃
22	静岡県	磐田市	磐田国際交流協会	会長	高塚 勝久
23	静岡県	沼津市	ふじのくに多文化共生ネット	代表	高澤 啓子
24	静岡県	浜松市	公益財団法人浜松国際交流協会	代表理事	宮川 勇
25	静岡県	浜松市	学校法人 ムンド・デ・アレグリア学校	理事長	松本 雅美
26	愛知県	名古屋市		代表理事	永山 峯子
27	愛知県	名古屋市		会長	神田 真秋
28	愛知県	豊橋市	特定非営利活動法人 フロンティアとよはし	理事長	河村 八千子
29	愛知県	名古屋市	国際交流協会	総長	濱口 道成
30	愛知県	犬山市	特定非営利活動法人 シェイクハンズ	代表理事	松本 里美
31	三重県	津市		理事長	内田 淳正
32	三重県	津市	特定非営利活動法人 日本ボリビア人協会	代表理事	山田 ロサリオ
33	京都府	京丹後市	京丹後市国際交流協会	会長	藤村 益弘
34	京都府	京都市	公益財団法人 京都府国際センター	理事長	尾池 和夫
35	大阪府	大阪市	おおさか識字・日本語センター	会長	森 実
36	大阪府	豊中市	公益財団法人とよなか国際交流協会	理事長	松本 康之
37	兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター	理事長	金 宣吉
38	兵庫県	神戸市		理事長	平山 芳子
39	広島県	広島市	広島市役所	市長	松井 一實
40	広島県	福山市	福山市	市長	羽田 皓
41	沖縄県	那覇市	NPO法人 沖縄国際人材支援センター	理事長	仲田 俊一

（計41件）

＊黄色で記載している部分は，採択団体のうち，外国人集住都市会議の会員都市で実施されているもの

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

（平成２６年度予算額　４０百万円）
平成２７年度要求額　４２百万円



文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

日本語教育に関する調査及び調査研究

（平成２６年度予算額　８百万円）
平成２７年度要求額　８百万円

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え，学習目的も多様化している状況において，日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するため，日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し，我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

○日本語教育に関する実態調査　　４百万円（４百万円）

日本語教育実施機関・施設等，日本語教師数，日本語学習者数の実態について，最新の状況を調査する。

＋

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究　　４百万円（４百万円）

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を国立国語研究所や大学等の協力を得て機動的に実施。

（想定される主な課題）
○地域の日本語教育におけるコーディネーターの養成・研修の実態と研修の必要性について
○日本語教育に関する世論喚起の方策について
○人口減少地域における地域日本語教育の対応策について

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し，外国人に対する日本語教育施策を強力に推進

文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

日本語教育研究協議会等の開催

（平成26年度予算額　５百万円）
平成27年度要求額　５百万円

事業の経緯・目的

・在留外国人は平成２年末の約１０８万人から平成２５年末の約２０７万人，平成２年に約６万人だった日本語学習者数は，平成２５年には約１６万人となり，日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増加。
・文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため，文化審議会国語分科会において
　①「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（平成２２年５月）
　②「　　〃　　日本語教育の標準的なカリキュラム案　活用のためのガイドブック」（平成２３年１月）
　③「　　〃　　日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」（平成２４年１月）
　④「　　〃　　日本語教育における日本語能力評価について」（平成２４年１月）
　⑤「　　〃　　日本語教育における指導力評価について」（平成２５年２月）
を取りまとめ。
　これらを相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し，日本語教育研究協議会（東京及び全国３地域で開催）及び都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修で説明。

日本語教育研究協議会

【目的】
カリキュラム案等を活用する能力の向上
及び日本語教育に対する理解の増進

【参加者】
日本語教育関係者　等

【開催場所】
東京ほか全国３地域

【参加者数】
東京は約500名，他の３地域は各約100名

【主な内容】
・ハンドブックの解説
・パネルディスカッション（カリキュラム案等について）
・カリキュラム案等を活用するための演習

都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

【目的】
日本語教育施策の企画立案能力の向上

【参加者】
自治体の日本語教育担当者

【開催場所】
東京

【参加者数】
約60名

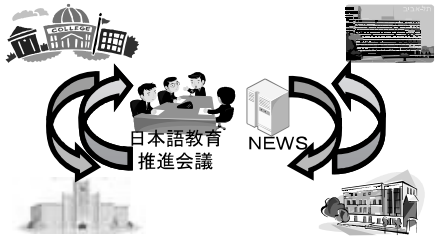
【主な内容】
・日本語教育施策の企画・立案に係る演習
・ハンドブックの解説

省庁連携日本語教育基盤整備事業

（平成２６年度予算額　４百万円）
平成２７年度要求額　４百万円

背景
○政府においては，関係府省が，外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進。
○日本語教育に関する具体的な事業は，関係府省の様々な関係機関等が，その目的等に応じ，主として対象者別に実施。
○全体としての日本語教育施策･事業が必ずしも効果的･効率的に推進されていないという指摘がなされており，日本語教育を総合的に推進していく体制を整備することが必要。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため，関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて，関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための，日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。



○日本語教育推進会議

・関係府省及び関係機関等が集まり，日本語教育に関する具体的な取組の現状･課題を把握するとともに，情報交換等を行う。
【平成24年1月23日(第1回)，平成24年3月12日(第2回)，平成24年9月21日(第3回)，平成25年9月25日(第4回)，平成26年9月24日(第5回)開催】

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

・日本語教育に関する各種コンテンツ（教材，論文，報告書，団体・人材情報等）を共有し，①信頼性のある情報を，②確実に，かつ③効率的に探し出し，活用できる仕組みを構築。
（平成25年4月1日運用開始　http://www.nihongo-ews.jp/）

・日本語教育に関するコンテンツを収集し，更なる充実を図る。



文化庁からのお知らせ

文化庁では，日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので，是非御覧ください。

・文化庁WEBサイト（日本語教育） http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/index.html

●文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
・報告書等のダウンロードができます。また，会議は傍聴が可能です。

●「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

＜取組の報告＞
・各地の取組の報告を掲載しています。また，平成２５年度の取組において作成された日本語学習教材（音声・映像教材を含む）も公開しています。

＜地域日本語教育コーディネーター研修＞
・一定の経験を有し，日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整等に携わっている方を対象に「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め，その向上を図ることを目的とした研修を毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。※本年度の申込みは終了しました。

●都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
・平成２６年８月１日に実施。

●日本語教育大会及び日本語教育研究協議会
・日本語教育大会を平成２６年８月２９・３０日に東京で実施。
・日本語教育研究協議会を平成２６年９月１９日（福島），１０月４日（熊本），１０月２５日（大阪）で実施。

● 文化庁広報誌「ぶんかる」
・文化庁では各課の取組やイベント情報などのお知らせをＷＥＢサイトで公開しています。
国語課の連載「地域日本語教室からこんにちは！」では，各地で活躍する日本語学習者による日本語・日本文化・地域日本語教室の紹介を掲載しています。

● 講演・説明について
・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合，下記まで御相談ください。

＜文化庁文化部国語課＞電話：03－5253－4111（内線2644）／メール：nihongo@bunka.go.jp　担当：山下，増田

外国人集住都市会議の概要

外国人集住都市会議の概要

1．設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要不可欠な外国人住民との地域共生の確立をめざしていく。

（2001年5月7日）

2．開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、設立趣旨を了承。その後、担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の５省２庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。

2002年度は、前年度と同じく浜松市で第１回会議を開催後、関係省庁と会員都市首長の意見交換の場となる会議の開催を決議し、担当者会議を重ねるなかで、11月7日に「外国人集住都市東京会議」を東京都内で開催し、「14都市共同アピール」を行った。

2003年度は、豊田市で第１回会議を開催後、担当者会議を重ね、11月11日に厚生労働省、日本経団連、JICA研修員を交え「外国人集住都市会議シンポジウムin 豊田」を開催した。

2004年度は、前年度同様豊田市で第１回会議を開催後、担当者会議を重ね、10月29日に豊田市で関係省庁ならびに日本経団連と会員都市首長の意見交換の場となる「外国人集住都市会議in 豊田」を開催し、「豊田宣言及び部会報告」を採択し、日本経団連の奥田会長の記念講演を実施した。

2005年度は、多くの課題の中で最も緊急性の高い「子ども」に焦点をあて、四日市市が座長を務める２年間のテーマを「未来を担う子どもたちのために」とした。11月11日に「外国人集住都市会議 よっかいち 2005」を、外国人当事者やNPO代表の参加も得て開催した。また、豊田宣言をベースに「規制改革要望書」を提出し、要望内容に対して関係省庁からの正式な回答を得た。

2006年度は、前年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月と10月に「規制改革要望書」を提出するとともに、11月21日に「 外国人集住都市会議 東京 2006」を開催し、「よっかいち宣言」を採択した。

2007年度は、美濃加茂市が座長になり、３ブロックに分かれ、「地域コミュニティ」、「外国人の就労」、「外国人児童生徒の教育」について研究、規制改革要望を行った。国の在留管理制度の見直しに即時対応するためにプロジェクトチームを結成。職員間の情報交換や、諸制度や課題への理解を深めるため、太田市・大泉町にて担当職員研修会を開催した。11月28日に美濃加茂市で「外国人集住都市会議 みのかも2007」開催。

2008年度は、昨年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月及び11月に規制改革要望を行った。また、10月15日「外国人集住都市会議東京 2008」を開催し、「みのかも宣言」を採択した。

2009年度は、太田市が座長になり、３ブロック体制で、「正しく伝えること、伝わること」、「大人の日本語学習の仕組みづくり」、「外国人市民と共に構築する地域コミュニティー」について研究。６月には規制改革要望を行った。11月26日に太田市で「外国人集住都市会議 おおた 2009」を開催。景気低迷で外国人住民の雇用や教育、帰国支援といった問題が表面化する中、外国人の子どもの就学の義務化などを盛り込んだ国への緊急提言を採択した。

2010年度は、前年度に引き続き同じテーマについて研究を重ね、テーマごとに国や関係機関への提言をまとめた。11月8日に東京で「外国人集住都市会議東京2010」を開催し、各ブロックの研究報告及び提言、「おおた宣言」の採択、外国人集住都市会議会員28都市間で「災害時相互応援協定」を締結した。

2011年度は飯田市が座長になり、３ブロック体制で「防災について」「子どもの教育について」「地域コミュニティーの構築について」について研究。同時に2011年3月に国から出された「日系定住外国人施策に関する行動計画」についても検証を行い、緊急を要する課題について国に対して7月に提言書を提出した。11月8日に飯田市で「外国人集住都市会議いいだ2011」を開催。会議では、「日系定住外国人施策に関する行動計画」の各施策や取り組みについて各府省庁と討論し、提言した。

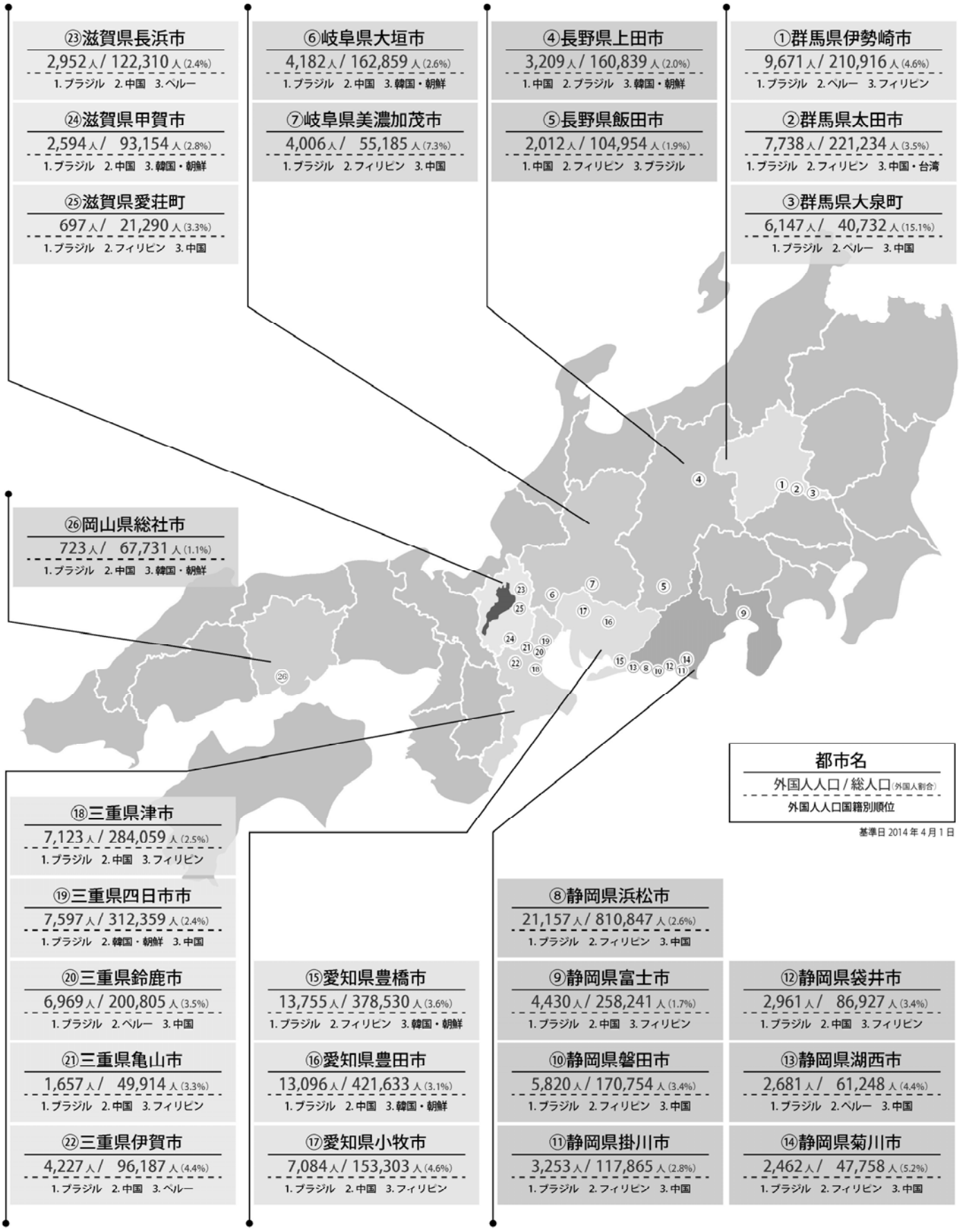
2012年度は前年度に引き続き同じ研究を重ね、テーマごとに国や関係機関への提言をまとめた。また、2012年7月からの新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度への改正について研究し、8月1日に関係府省庁へ緊急提言書を提出した。11月12日に東京で「外国人集住都市会議東京2012」を開催し、各ブロックの研究報告及び提言、「いいだ宣言」を採択した。

2013年度は長浜市が座長になり、３ブロック体制で「防災について」「子どもの教育について」「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ」について研究。10月29日に長浜市で「外国人集住都市会議ながはま2013」を開催。「多文化共生社会における防災のあり方」「義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について」「地域における雇用の安定と日本語の習得について」をテーマに分科会を開催し、各府省庁と討論した。

2014年度は前年度に引き続き同じ研究を重ね、テーマごとに国や関係機関への提言をまとめた。11月10日に東京で「外国人集住都市会議東京2014」を開催。

外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ

外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ



㉓滋賀県長浜市
2,952人 / 122,310人 (2.4%)
1. ブラジル　2. 中国　3. ペルー

㉔滋賀県甲賀市
2,594人 / 93,154人 (2.8%)
1. ブラジル　2. 中国　3. 韓国・朝鮮

㉕滋賀県愛荘町
697人 / 21,290人 (3.3%)
1. ブラジル　2. フィリピン　3. 中国

⑥岐阜県大垣市
4,182人 / 162,859人 (2.6%)
1. ブラジル　2. 中国　3. 韓国・朝鮮

⑦岐阜県美濃加茂市
4,006人 / 55,185人 (7.3%)
1. ブラジル　2. フィリピン　3. 中国

④長野県上田市
3,209人 / 160,839人 (2.0%)
1. 中国　2. ブラジル　3. 韓国・朝鮮

⑤長野県飯田市
2,012人 / 104,954人 (1.9%)
1. 中国　2. フィリピン　3. ブラジル

①群馬県伊勢崎市
9,671人 / 210,916人 (4.6%)
1. ブラジル　2. ペルー　3. フィリピン

②群馬県太田市
7,738人 / 221,234人 (3.5%)
1. ブラジル　2. フィリピン　3. 中国・台湾

③群馬県大泉町
6,147人 / 40,732人 (15.1%)
1. ブラジル　2. ペルー　3. 中国

㉖岡山県総社市
723人 / 67,731人 (1.1%)
1. ブラジル　2. 中国　3. 韓国・朝鮮

都市名
外国人人口 / 総人口(外国人割合)
外国人人口国籍別順位

基準日 2014 年 4 月 1 日

⑱三重県津市
7,123人 / 284,059人 (2.5%)
1. ブラジル　2. 中国　3. フィリピン

⑲三重県四日市市
7,597人 / 312,359人 (2.4%)
1. ブラジル　2. 韓国・朝鮮　3. 中国

⑳三重県鈴鹿市
6,969人 / 200,805人 (3.5%)
1. ブラジル　2. ペルー　3. 中国

㉑三重県亀山市
1,657人 / 49,914人 (3.3%)
1. ブラジル　2. 中国　3. フィリピン

㉒三重県伊賀市
4,227人 / 96,187人 (4.4%)
1. ブラジル　2. 中国　3. ペルー

⑮愛知県豊橋市
13,755人 / 378,530人 (3.6%)
1. ブラジル　2. フィリピン　3. 韓国・朝鮮

⑯愛知県豊田市
13,096人 / 421,633人 (3.1%)
1. ブラジル　2. 中国　3. 韓国・朝鮮

⑰愛知県小牧市
7,084人 / 153,303人 (4.6%)
1. ブラジル　2. 中国　3. フィリピン

⑧静岡県浜松市
21,157人 / 810,847人 (2.6%)
1. ブラジル　2. フィリピン　3. 中国

⑨静岡県富士市
4,430人 / 258,241人 (1.7%)
1. ブラジル　2. 中国　3. フィリピン

⑩静岡県磐田市
5,820人 / 170,754人 (3.4%)
1. ブラジル　2. フィリピン　3. 中国

⑪静岡県掛川市
3,253人 / 117,865人 (2.8%)
1. ブラジル　2. フィリピン　3. 中国

⑫静岡県袋井市
2,961人 / 86,927人 (3.4%)
1. ブラジル　2. 中国　3. フィリピン

⑬静岡県湖西市
2,681人 / 61,248人 (4.4%)
1. ブラジル　2. ペルー　3. 中国

⑭静岡県菊川市
2,462人 / 47,758人 (5.2%)
1. ブラジル　2. フィリピン　3. 中国

外国人集住都市会議東京 2014 パネル展出展一覧

多文化共生をめざして活動する国際交流団体等パネル展

出展都市・団体一覧

都市名・団体名	関連都市名
大泉町	大泉町
上田市・上田市多文化共生推進協会（AMU）	上田市
大垣市	大垣市
美濃加茂市	美濃加茂市
（公財）浜松国際交流協会	浜松市
富士市	富士市
富士市国際交流ラウンジ	富士市
磐田市	磐田市
磐田国際交流協会	磐田市
掛川市	掛川市
袋井市	袋井市
湖西市	湖西市
豊橋市	豊橋市
豊田市	豊田市
NPO法人　トルシーダ	豊田市
NPO法人　子どもの国	豊田市
NPO法人　保見ヶ丘国際交流センター	豊田市
小牧市	小牧市
津市	津市
亀山市	亀山市
長浜市	長浜市
甲賀市	甲賀市
JICA	関係機関・団体
国際移住機関（IOM）駐日事務所	関係機関・団体
（一財）自治体国際化協会CLAIR	関係機関・団体

各都市データ調

1. 永住者の推移

（単位：人）

都市名		2000年 (H12)		2002年 (H14)		2004年 (H16)		2006年 (H18)		2008年 (H20)		2010年 (H22)		2012年 (H24)		2014年 (H26)	
		ブラジル	総数	ブラジル	総数	ブラジル	総数	ブラジル	総数	ブラジル	総数	ブラジル	総数	ブラジル	総数	ブラジル	総数
群馬	伊勢崎市	－	－	－	－	－	－	785	2,572	1,281	3,679	1,633	4,383	1,782	4,841	1,622	4,933
	太田市	－	－	－	－	－	－	－	1,402	－	2,155	－	2,608	－	2,967	－	3,193
	大泉町	－	372	－	655	－	870	－	1,184	－	1,835	－	2,362	－	2,806	－	2,823
長野	上田市	19	292	62	373	160	556	268	833	581	1,188	545	1,223	543	1,341	374	1,210
	飯田市	78	250	76	348	94	525	80	571	129	842	181	725	188	1,084	138	1,068
岐阜	大垣市	－	－	－	－	584	1,340	827	1,652	1,360	1,886	1,485	2,124	1,604	2,323	1,120	1,814
	美濃加茂市	－	－	－	－	436	773	955	1,351	1,331	1,873	1,545	2,201	1,662	2,433	1,352	2,194
静岡	浜松市	109	1,992	677	3,074	2,211	5,301	4,319	8,453	7,288	11,216	7,959	12,559	7,816	12,884	5,833	10,987
	富士市	－	－	－	－	426	1,175	693	1,388	955	1,819	1,027	2,049	1,073	2,212	895	2,269
	磐田市	－	89	－	－	408	648	1,036	1,336	2,021	2,459	2,490	3,057	2,474	3,134	1,986	2,713
	掛川市	4	25	64	117	188	309	794	1,112	1,291	1,748	1,413	1,956	1,388	2,016	974	1,597
	袋井市	－	－	－	－	－	－	－	－	885	1,152	1,159	1,472	1,233	1,628	963	1,408
	湖西市	－	62	40	187	195	397	318	566	588	930	848	1,322	944	1,437	726	1,210
	菊川市	－	－	－	－	－	－	－	－	1,265	1,578	1,350	1,677	1,363	1,766	1,036	1,450
愛知	豊橋市	27	179	640	1,062	1,652	2,269	2,715	3,641	4,393	5,646	5,000	6,551	4,899	6,784	3,955	6,051
	豊田市	25	1,941	836	3,068	1,700	4,108	2,375	5,103	3,195	4,911	3,743	5,751	3,732	5,996	3,245	5,791
	小牧市	－	－	397	789	1,000	1,673	1,453	2,357	2,097	3,322	2,309	3,816	2,240	3,927	1,829	3,665
三重	津市	－	－	－	－	－	－	－	1,706	－	1,904	－	2,464	－	2,814	－	2,617
	四日市市	－	－	－	－	－	2,771	－	－	－	－	－	－	1,506	2,854	1,444	2,939
	鈴鹿市	－	－	－	－	－	－	1,362	2,096	1,752	2,667	2,259	3,635	－	3,793	－	3,572
	亀山市		－	－	－	－	－	－	－	－	－	482	648	456	633	－	527
	伊賀市	－	－	－	－	－	733	－	－	935	1,400	1,033	1,679	1,285	1,935	1,185	1,941
滋賀	長浜市	－	－	－	－	－	－	－	－	486	801	694	1,096	－	－	804	1,249
	甲賀市	－	－	－	－	1,412	2,626	1,624	2,958	1,625	3,149	1,253	2,674	－	967	666	1,061
	愛荘町							760	1,122	721	1,091	637	988	504	777	436	697
岡山	総社市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	224	－	257	－	298	164	280

（基準日：各年3月末）

2. 国民健康保険加入状況

都市名		外国人住民加入状況		加入率(外国人)		加入率(全体)	
		人員(人)	世帯(戸)	人員(%)	世帯(%)	人員(%)	世帯(%)
群馬	伊勢崎市	4,101	2,257	42.41	54.06	28.35	39.04
	太田市	7,738	3,616	45.00	61.00	28.00	39.00
	大泉町	2,406	1,169	39.14	38.17	29.12	37.52
長野	上田市	1,091	−	34.00	−	24.92	−
	飯田市	487	240	24.20	34.98	24.34	37.55
岐阜	大垣市	960	1,510	36.11	46.76	24.87	36.43
	美濃加茂市	1,158	718	28.91	38.83	25.09	36.49
静岡	浜松市	7,461	4,680	35.26	36.43	25.42	36.57
	富士市	1,589	1,141	35.87	56.57	2.28	2.85
	磐田市	1,723	778	29.60	26.13	26.13	39.44
	掛川市	623	401	19.15	27.48	24.65	38.95
	袋井市	951	417	32.12	30.71	24.40	37.05
	湖西市	485	294	18.09	21.12	24.06	35.93
	菊川市	392	229	15.92	24.36	24.87	40.18
愛知	豊橋市	4,859	2,941	35.33	43.69	24.70	34.61
	豊田市	3,653	2,243	27.89	33.67	22.54	31.92
	小牧市	2,435	1,465	34.00	40.00	26.00	35.00
三重	津市	2,604	1,679	36.55	34.65	24.30	34.73
	四日市市	2,434	1,811	32.03	38.54	22.80	32.31
	鈴鹿市	2,146	1,295	30.80	40.62	22.78	32.67
	亀山市	362	178	21.85	18.50	21.31	31.13
	伊賀市	766	486	18.12	19.84	23.99	35.28
滋賀	長浜市	1,090	631	35.60	38.80	24.40	38.10
	甲賀市	659	425	25.40	25.97	22.58	35.84
	愛荘町	244	127	35.00	38.20	21.80	33.80
岡山	総社市	111	83	15.35	19.85	23.10	35.29

※混合世帯を含む

（基準日:2014年3月末現在）

3. 国民年金加入状況

都市名		外国人住民	加入率(%)		外国人の免除申請件数
		加入者数(人)	外国人	全体	
群馬	伊勢崎市	2,068	29.58	41.80	137
	太田市	979	16.57	20.52	209
	大泉町	1,055	24.10	26.39	221
長野	上田市	－	－	－	－
	飯田市	396	26.90	26.00	109
岐阜	大垣市	－	－	－	－
	美濃加茂市	－	－	－	－
静岡	浜松市	－	－	25.19	－
	富士市	1,614	46.21	24.85	199
	磐田市	2,101	46.90	24.10	250
	掛川市	618	25.08	23.65	96
	袋井市	1,562	68.84	38.14	－
	湖西市	333	15.99	21.71	147
	菊川市	－	－	－	－
愛知	豊橋市	－	－	26.37	－
	豊田市	1,420	14.56	19.43	274
	小牧市	1,170	22.00	23.00	－
三重	津市	－	－	－	－
	四日市市	－	－	24.11	－
	鈴鹿市	－	－	－	－
	亀山市	－	－	－	－
	伊賀市	－	－	－	－
滋賀	長浜市	－	－	26.00	－
	甲賀市	－	－	23.20	－
	愛荘町	154	22.09	－	9
岡山	総社市	72	12.63	22.83	65

（基準日:2014年3月末現在）

4. 市(町)内にある市(町)営、県営住宅の外国人世帯入居状況

都市名		外国人世帯数(戸)		全入居世帯数(戸)		外国人世帯割合(%)		
		市・町営	県営	市・町営	県営	市・町営	県営	
群馬	伊勢崎市	88	−	1,601	−	5.5	−	
	太田市	213	166	2,605	949	8.2	17.5	
	大泉町	34	29	542	66	6.3	43.9	
長野	上田市	109	87	1,253	1,288	8.7	6.8	
	飯田市	91	63	689	358	13.2	17.6	
岐阜	大垣市	67	67	973	236	6.9	28.4	
	美濃加茂市	30	−	255	−	11.8	−	
静岡	浜松市	411	714	4,859	2,700	8.5	26.4	※世帯主が外国人の世帯の数(混合世帯を含む) ※2014年4月1日現在
	富士市	80	59	1,929	640	4.1	9.2	
	磐田市	17	118	469	241	3.6	49.0	
	掛川市	27	30	381	91	7.1	33.0	
	袋井市	16	110	178	349	9.0	31.5	
	湖西市	31	59	301	127	10.3	46.5	
	菊川市	7	38	198	75	3.5	50.7	※混合世帯を含む
愛知	豊橋市	639	576	3,842	2,119	16.6	27.2	※県営は契約者が外国人の世帯数
	豊田市	99	1,049	1,983	4,232	5.0	24.8	※県営は契約者が外国人の世帯数
	小牧市	8	613	89	3,063	9.0	20.0	※県営は契約者が外国人の世帯数
三重	津市	125	116	1,337	1,287	9.3	9.0	
	四日市市	148	51	2,499	630	5.9	8.1	
	鈴鹿市	269	73	1,497	279	18.0	26.2	
	亀山市	14	1	307	15	4.6	6.7	
	伊賀市	44	26	715	178	6.2	14.6	
滋賀	長浜市	3	22	444	252	0.7	8.7	
	甲賀市	24	−	410	−	5.9	−	
	愛荘町	1	0	49	0	2.0	−	
岡山	総社市	3	4	368	273	0.8	1.5	

(基準日:2014年5月1日現在)

5. 市(町)営住宅外国人入居世帯数の推移

都市名		1995年度(H7)	2000年(H12)	2001年(H13)	2002年(H14)	2003年(H15)	2004年(H16)	2005年(H17)	2006年(H18)	2007年(H19)	2008年(H20)	2009年(H21)	2010年(H22)	2011年(H23)	2012年(H24)	2013年(H25)	2014年(H26)	
群馬	伊勢崎市	170	182	186	198	206	196	193	195	186	179	173	124	112	110	88	89	
	太田市	－	235	231	－	－	277	263	253	257	253	243	243	238	227	227	212	
	大泉町	7	61	68	69	62	63	57	57	55	55	61	40	41	39	36	34	
長野	上田市	－	－	－	122	136	130	128	131	128	142	132	128	124	117	110	106	
	飯田市	－	78	79	76	86	107	129	114	104	136	134			92	92	90	
岐阜	大垣市	－	28	31	39	44	46	48	53	56	60	61	61	62	63	66	66	
	美濃加茂市	－	23	26	27	28	27	24	23	27	25	26	26	24	23	25	29	
静岡	浜松市	－	354	404	396	421	496	504	529	547	545	484	490	476	446	420	411	※混合世帯を含む
	富士市	56	118	120	122	120	128	121	122	122	121	121	120	115	100	96	96	
	磐田市	－	－	－	－	－	8	7	6	7	10	11	9	11	10	21	17	
	掛川市	－	－	－	－	－	－	－	29	32	30	36	39	35	29	25	28	
	袋井市	－	－	－	－	－	－	7	5	7	8	11	12	12	10	12	16	
	湖西市	6	16	17	17	17	17	17	19	18	21	36	27	30	25	33	31	
	菊川市	－	－	－	－	－	－	－	8	11	7	9	6	5	4	9	8	※混合世帯を含む
愛知	豊橋市	－	373	449	482	528	568	575	604	657	638	577	577	605	613	623	640	
	豊田市	－	55	86	92	103	105	126	115	118	137	111	119	128	100	133	161	
	小牧市	－	3	3	3	3	4	3	2	2	1	1	1	2	5	7	8	
三重	津市	－	－	－	－	－	－	－	－	128	112	117	113	107	114	119	128	
	四日市市	－	73	77	87	90	90	89	93	97	86	91	132	134	142	135	149	
	鈴鹿市	－	37	51	61	67	138	146	158	196	239	243	246	260	269	259	270	
	亀山市	－	－	－	－	－	－	11	10	10	10	11	10	14	14	13	14	
	伊賀市	－	－	－	－	－	42	43	42	40	51	45	44	42	45	49	42	
滋賀	長浜市	－	2	2	2	2	1	1	1	1	4	5	3	4	4	3	3	
	甲賀市	9	17	19	20	24	23	24	23	23	23	22	22	22	22	23	24	
	愛荘町	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
岡山	総社市	－	－	－	－	－	1	1	1	0	1	1	1	4	2	3	4	

（基準日:3月末現在）

6. 住民基本台帳登録者数

都市名	総人口（人）	外国人数（人）	外国人割合（%）	外国人数1位国籍名	同2位国籍名	同3位国籍名
				上記の外国人数（人）	上記の外国人数（人）	上記の外国人数（人）
伊勢崎市	211,323	10,083	4.8	ブラジル	ペルー	フィリピン
				3,155	2,338	1,189
太田市	222,130	8,128	3.7	ブラジル	フィリピン	中国・台湾
				2,624	1,229	1,222
大泉町	40,931	6,377	15.6	ブラジル	ペルー	ネパール
				3,986	949	243
上田市	160,267	3,276	2.0	中国	ブラジル	韓国・朝鮮
				942	608	322
飯田市	104,777	2,075	2.0	中国	フィリピン	ブラジル
				1,040	400	373
大垣市	162,847	4,185	2.6	ブラジル	中国	韓国又は朝鮮
				1,808	1,227	362
美濃加茂市	55,421	3,977	7.2	ブラジル	フィリピン	中国
				1,817	1,547	292
浜松市	810,317	20,952	2.6	ブラジル	フィリピン	中国
				8,748	3,172	2,537
富士市	257,697	4,414	1.7	ブラジル	中国	フィリピン
				1,278	797	780
磐田市	170,612	5,951	3.5	ブラジル	フィリピン	中国
				3,466	900	573
掛川市	117,681	3,289	2.8	ブラジル	フィリピン	中国
				1,491	675	535
袋井市	87,163	3,009	3.5	ブラジル	中国	フィリピン
				1,800	344	271
湖西市	61,195	2,684	4.4	ブラジル	ペルー	中国
				1,382	432	210
菊川市	47,837	2,491	5.2	ブラジル	フィリピン	中国
				1,477	562	211
豊橋市	378,890	13,621	3.6	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
				6,322	2,385	1,476
豊田市	421,465	13,195	3.1	ブラジル	中国	フィリピン
				5,092	2,680	1,392
小牧市	153,744	7,230	4.7	ブラジル	中国	フィリピン
				2,715	1,025	1,001
津市	284,576	7,264	2.6	ブラジル	中国	フィリピン
				1,986	1,853	1,127
四日市市	312,688	7,690	2.5	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
				2,029	1,793	1,503
鈴鹿市	200,985	6,962	3.5	ブラジル	ペルー	中国
				2,596	1,196	906
亀山市	50,043	1,711	3.4	ブラジル	中国	フィリピン
				832	313	171
伊賀市	95,730	4,180	4.4	ブラジル	中国	ペルー
				1,985	688	450
長浜市	121,818	2,901	2.4	ブラジル	中国	ペルー
				1,565	453	213
甲賀市	92,836	2,553	2.8	ブラジル	中国・台湾	フィリピン
				1,055	397	293
愛荘町	21,203	685	3.2	ブラジル	フィリピン	中国
				412	86	59
総社市	67,857	726	1.1	ブラジル	中国	フィリピン
				245	238	62

（基準日：2014年12月末）

7. 公立小中学校の外国人児童・生徒数、日本語指導が必要な児童、生徒数

都市名		学校数		児童・生徒総数		外国人児童・生徒数		外国人児童・生徒割合（%）		母語別日本語指導が必要な外国人児童・生徒数												日本国籍を持つ者で日本語指導が必要な児童・生徒数		
										ポルトガル語		スペイン語		タガログ語		中国語		その他		計				
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
群馬	伊勢崎市	24	11	12,327	6,290	561	281	4.55	4.47	70	14	62	17	20	7	0	0	46	7	198	45	5	1	
	太田市	26	17	12,837	6,540	283	169	2.20	2.58	90	46	23	19	21	11	5	3	32	10	171	89	37	4	
	大泉町	4	3	2,003	1,061	266	117	13.28	11.03	60	21	43	9	0	0	0	0	3	0	106	30	3	1	
長野	上田市	20	11	8,695	4,429	131	66	1.51	1.49	23	12	20	5	1	0	6	6	6	2	56	25	6	0	
	飯田市	19	9	5,751	3,168	121	53	2.10	1.67	20	4			2	3	23	8			45	15	7	2	
岐阜	大垣市	22	10	8,952	4,532	160	77	1.79	1.70	60	12	5	7	8	2	17	9	4	0	94	30	0	0	
	美濃加茂市	9	3	3,483	1,696	203	97	5.83	5.72	46	18	2	0	56	25	0	3	1	1	105	47	12	5	
静岡	浜松市	101	49	44,059	21,067	930	475	2.11	2.25	385	155	93	34	98	39	23	9	106	10	705	247	123	18	
	富士市	27	16	14,301	7,451	126	65	0.88	0.87	24	13	11	8	10	5	6	3	6	2	57	31	10	2	
	磐田市	23	10	9,429	4,560	231	114	2.45	2.50	124	72	7	2	19	8	3	0	7	1	160	83	－	－	
	掛川市	22	9	5,608	3,161	137	58	2.44	1.83	61	16	9	3	16	6	4	3	0	1	90	29	7	5	
	袋井市	12	4	5,284	2,448	133	61	2.52	2.49	76	30	8	1	4	1	7	4	1	0	96	36	4	1	
	湖西市	6	5	3,358	1,817	100	68	2.98	3.74	49	22	17	10	5	2	2	0	1	3	74	37	0	2	
	菊川市	9	3	2,623	1,320	141	68	5.38	5.15	74	29	5	2	28	5	1	1	3	0	111	37	1	3	
愛知	豊橋市	52	22	21,322	11,345	638	359	2.99	3.16	336	211	53	23	91	66			53	20	533	320	163	36	※調査時点では中国籍児童・生徒は不明
	豊田市	75	27	24,810	12,491	567	256	2.29	2.05	265	106	60	23	73	22	60	14	47	7	505	172	43	6	
	小牧市	16	9	8,857	4,493	369	176	4.17	3.92	176	101	96	37	65	23	17	10	15	5	369	176	167	45	
三重	津市	53	22	14,573	6,851	281	107	1.93	1.56	130	55	55	16	61	22	32	4	58	21	336	118	100	31	
	四日市市	38	22	16,843	8,748	253	152	1.50	1.74	95	58	46	17	10	5	5	1	4	1	160	82	10	7	
	鈴鹿市	30	10	11,772	6,051	428	214	3.64	3.54	135	35	91	33	13	6	4	2	15	8	258	84	33	10	
	亀山市	11	3	2,796	1,301	70	27	2.50	2.08	31	10	8	3	11	7	1	1	1	1	52	22	4	4	
	伊賀市	25	10	4,578	2,390	158	59	3.45	2.47	111	36	50	18	8	2	5	4	6	4	180	64	22	5	
滋賀	長浜市	27	13	7,003	4,938	132	49	1.88	0.99	81	27	34	13	4	0	5	2	8	7	132	49	8	0	
	甲賀市	23	6	5,311	2,772	102	56	1.92	2.02	65	44	16	9	15	2	4	1	0	0	100	56	0	0	
	愛荘町	4	2	1,398	645	17	15	1.22	2.33	11	11	3	1	2	0	0	0	1	0	17	12	2	0	
岡山	総社市	15	4	3,968	1,978	19	15	0.48	0.76	14	3	3	0	0	0	0	2	1	0	18	5	2	0	

（基準日：2014年5月1日）

外国人集住都市会議東京２０１４報告書
２０１５年（平成２７年）３月発行

編集・発行　外国人集住都市会議
http://www.shujutoshi.jp/
事務局　長浜市役所企画部市民協働推進課
電話　０７４９－６２－４１１１

外国人集住都市会議
報　告　書

東京 2014